

— 目 次 —

(2月24日)

告 示	1
応 招 議 員	1
議 事 日 程	4
本日の会議に付した事件	4
出 席 議 員	5
欠 席 議 員	6
議会事務局職員出席者	6
説明のために出席した者	6
開会、開議宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議長の諸般報告	7
市長の行政報告	7
総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	12
産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	13
長崎県病院企業団議会議員の報告	18
承認第1号	20
承認第2号	20
承認第3号	20
議案第1号	26
議案第2号	29
議案第3号	30
議案第4号	30
議案第5号	33
議案第6号	34
市長の施政方針説明	35
議案第7号	40
散 会	47

(2月25日)

議事日程	49
本日の会議に付した事件	50
出席議員	51
欠席議員	52
議会事務局職員出席者	52
説明のために出席した者	52
開議宣告	53
議案第8号	53
議案第9号	55
議案第10号	55
議案第11号	55
議案第12号	59
議案第13号	60
議案第14号	60
議案第15号	63
議案第16号	64
議案第17号	65
議案第18号	66
議案第19号	66
議案第20号	68
議案第21号	70
議案第22号	71
議案第23号	72
議案第24号	73
議案第25号	73
議案第26号	73
議案第27号	73
議案第28号	74
議案第29号	74
議案第30号	76
同意第1号	77

同意第2号	77
同意第3号	77
同意第4号	77
同意第5号	77
同意第6号	77
散会	79

(3月4日)

議事日程	81
本日の会議に付した事件	81
出席議員	81
欠席議員	81
議会事務局職員出席者	81
説明のために出席した者	82
開議宣告	82
会派代表質問	82
対政会 1番 糸瀬 雅之君	83
市政一般質問	95
7番 入江 有紀君	95
11番 小島 徳重君	106
2番 陶山荘太郎君	118
散会	126

(3月7日)

議事日程	127
本日の会議に付した事件	127
出席議員	127
欠席議員	127
議会事務局職員出席者	127
説明のために出席した者	127
開議宣告	128
市政一般質問	128

10番 春田 新一君	129
4番 島居 真吾君	141
16番 大浦 孝司君	151
散 会	161

(3月8日)

議 事 日 程	163
本日の会議に付した事件	163
出 席 議 員	163
欠 席 議 員	163
議会事務局職員出席者	163
説明のために出席した者	163
開議宣告	164
市政一般質問	164
9番 脇本 啓喜君	165
8番 船越 洋一君	177
13番 波田 政和君	188
散 会	199

(3月17日)

議 事 日 程	201
本日の会議に付した事件	202
出 席 議 員	202
欠 席 議 員	203
議会事務局職員出席者	203
説明のために出席した者	203
開議宣告	204
議案第7号	204
議案第1号	206
議案第8号	206
議案第9号	206
議案第10号	206

議案第11号	206
議案第12号	206
議案第13号	206
議案第14号	206
議案第19号	206
議案第21号	206
議案第31号	216
議案第32号	216
議案第33号	218
議案第34号	229
議案第35号	229
議案第36号	236
同意第7号	239
同意第8号	240
発議第1号	242
常任委員会の閉会中の継続調査について	243
発議第2号	244
閉会	250
署名	251

対馬市告示第7号

令和4年第1回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

令和4年2月10日

対馬市長 比田勝尚喜

1 期 日 令和4年2月24日(木)

2 場 所 対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

糸瀬 雅之君	陶山荘太郎君
神宮 保夫君	島居 真吾君
坂本 充弘君	伊原 徹君
入江 有紀君	船越 洋一君
脇本 啓喜君	春田 新一君
小島 徳重君	小田 昭人君
波田 政和君	小宮 教義君
上野洋次郎君	大浦 孝司君
作元 義文君	黒田 昭雄君
初村 久藏君	

○2月25日に応招した議員

糸瀬 雅之君	陶山荘太郎君
神宮 保夫君	島居 真吾君
坂本 充弘君	伊原 徹君
入江 有紀君	船越 洋一君
脇本 啓喜君	春田 新一君
小島 徳重君	小田 昭人君
波田 政和君	小宮 教義君
上野洋次郎君	大浦 孝司君
作元 義文君	黒田 昭雄君
初村 久藏君	

○3月4日に応招した議員

糸瀬 雅之君	陶山莊太郎君
神宮 保夫君	島居 真吾君
坂本 充弘君	伊原 徹君
入江 有紀君	船越 洋一君
脇本 啓喜君	春田 新一君
小島 徳重君	小田 昭人君
波田 政和君	小宮 教義君
上野洋次郎君	大浦 孝司君
作元 義文君	黒田 昭雄君
初村 久藏君	

○3月7日に応招した議員

糸瀬 雅之君	陶山莊太郎君
神宮 保夫君	島居 真吾君
坂本 充弘君	伊原 徹君
入江 有紀君	船越 洋一君
脇本 啓喜君	春田 新一君
小島 徳重君	小田 昭人君
波田 政和君	小宮 教義君
上野洋次郎君	大浦 孝司君
作元 義文君	黒田 昭雄君
初村 久藏君	

○3月8日に応招した議員

糸瀬 雅之君	陶山莊太郎君
神宮 保夫君	島居 真吾君
坂本 充弘君	伊原 徹君
入江 有紀君	船越 洋一君
脇本 啓喜君	春田 新一君
小島 徳重君	小田 昭人君
波田 政和君	小宮 教義君
上野洋次郎君	大浦 孝司君

作元 義文君
初村 久藏君

黒田 昭雄君

○3月17日に応招した議員

糸瀬 雅之君
神宮 保夫君
坂本 充弘君
入江 有紀君
脇本 啓喜君
小島 徳重君
波田 政和君
上野洋次郎君
作元 義文君
初村 久藏君

陶山荘太郎君
島居 真吾君
伊原 徹君
船越 洋一君
春田 新一君
小田 昭人君
小宮 教義君
大浦 孝司君
黒田 昭雄君

令和4年 第1回 対馬市議会定例会会議録(第1日)

令和4年2月24日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和4年2月24日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 長崎県病院企業団議会議員の報告
- 日程第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度対馬市一般会計補正予算(第11号))
- 日程第9 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度対馬市一般会計補正予算(第12号))
- 日程第10 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度対馬市一般会計補正予算(第13号))
- 日程第11 議案第1号 令和3年度対馬市一般会計補正予算(第14号)
- 日程第12 議案第2号 令和3年度対馬市診療所特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第3号 令和3年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第4号 令和3年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第5号 令和3年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第6号 令和3年度対馬市水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第17 市長の施政方針説明
- 日程第18 議案第7号 令和4年度対馬市一般会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 長崎県病院企業団議会議員の報告
- 日程第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度対馬市一般会計補正予算（第11号））
- 日程第9 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度対馬市一般会計補正予算（第12号））
- 日程第10 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度対馬市一般会計補正予算（第13号））
- 日程第11 議案第1号 令和3年度対馬市一般会計補正予算（第14号）
- 日程第12 議案第2号 令和3年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第3号 令和3年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第4号 令和3年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第5号 令和3年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第6号 令和3年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 市長の施政方針説明
- 日程第18 議案第7号 令和4年度対馬市一般会計予算

出席議員（19名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 糸瀬 雅之君 | 2番 陶山莊太郎君 |
| 3番 神宮 保夫君 | 4番 島居 真吾君 |
| 5番 坂本 充弘君 | 6番 伊原 徹君 |
| 7番 入江 有紀君 | 8番 船越 洋一君 |
| 9番 脇本 啓喜君 | 10番 春田 新一君 |
| 11番 小島 徳重君 | 12番 小田 昭人君 |
| 13番 波田 政和君 | 14番 小宮 教義君 |
| 15番 上野洋次郎君 | 16番 大浦 孝司君 |

17番 作元 義文君

18番 黒田 昭雄君

19番 初村 久藏君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	國分 幸和君	次長	平間 博文君
課長補佐	柚谷 智之君	係長	犬東 興樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
教育長	永留 和博君
総務部長	木寺 裕也君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	桐谷 和孝君
しまづくり推進部長	伊賀 敏治君
観光交流商工部長	村井 英哉君
市民生活部長	二宮 照幸君
福祉保険部長	乙成 一也君
健康づくり推進部長	松井 惠夫君
農林水産部長	黒岩 慶有君
建設部長	佐々木雅仁君
水道局長	立花 大功君
教育部長	八島 誠治君
中対馬振興部長	波田 安德君
上対馬振興部長	森山 忠昭君
美津島行政サービスセンター所長	瀧川 昌浩君
峰行政サービスセンター所長	藤原 亘宏君
上県行政サービスセンター所長	原田 勝彦君
消防長	主藤 庄司君

会計管理者 阿比留 裕君
監査委員事務局長 内山 歩君
農業委員会事務局長 主藤 公康君

午前10時00分開会

○議長（初村 久藏君） おはようございます。

ただいまから令和4年第1回対馬市議会定例会を開会します。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、議場の換気のため出入口を開放して会議を運営することといたします。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（初村 久藏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、波田政和君及び小宮教義君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（初村 久藏君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、配付しております会期日程案のとおり、本日から3月17日までの22日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。会期は、本日から3月17日までの22日間に決定しました。

日程第3. 議長の諸般報告

○議長（初村 久藏君） 日程第3、議長の諸般報告を行います。

令和3年第4回定例会終了後以降の議長の行動等は、配付しております庶務報告書のとおりであります。

日程第4. 市長の行政報告

○議長（初村 久藏君） 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がっておりますので、これを許可します。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） おはようございます。

本日、ここに、令和4年第1回対馬市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席賜り、衷心より御礼申し上げます。

初めに、長崎県では、先月21日から長崎市及び佐世保市が、また、同月26日からは県内全域が、まん延防止等重点措置実施区域に指定されています。県内では、新規感染者がピーク時に比べ減少傾向ではあるものの、いまだ300人を超える日もあるなど、予断できない状況であります。

また、市内でも1月以降、新規感染者累計が30人を超え、感染が拡大しておりましたが、2月16日以降、新規感染者は確認されておりません。引き続き、市民の皆様には、外出の際や家庭内でもできる限り不織布マスクの着用を、また、丁寧な手洗いの励行、3密の回避などを徹底していただき、一人一人の慎重な行動で感染予防、感染拡大防止に御協力をお願いいたします。

次に、新型コロナウイルスワクチン3回目接種についてでございます。

本市におきましては、医療従事者等への接種は昨年12月下旬から、高齢者施設入所者等への巡回接種は1月から、また、2月1日から市内医療機関での個別接種を、同月19日からは市内各会場においての集団接種を開始しております。

また、全国的に保育所や学校での感染が拡大している実態を踏まえ、保育士、教職員、警察官などについては、集団接種の中に優先枠を設け、可能な限り速やかに接種完了するよう取り組んでいるところでございます。

2月20日現在の接種状況でございますが、18歳以上の2回接種完了者2万2,784人のうち3回目接種完了者は4,965人、接種率21.8%となっております。

3回目のワクチン接種可能日につきましては、本市では、これまで接種間隔を短縮する国の考え方に沿って、対象者によって2回目接種完了日から6か月後、または7か月後としておりましたが、今般、高齢者等の3回目接種の予約枠に空きがあれば、一般の方も接種間隔をさらに短縮して、3回目のワクチン接種を受けることができるとの国の考え方が示されました。

本市では、昨年7月までに2回目接種を完了し、6か月経過した65歳以上の高齢者への接種券は既に送付しておりますが、今般の国の方針に基づき、3月以降、6か月を経過する18歳以上の対象者への接種券送付を可能な限り前倒しできるよう、準備を進めているところでございます。

現在、接種体制について病院など関係機関との調整中であり、接種券の発送時期など詳細が決定次第、広報つしま、ホームページ等でお知らせいたします。

次に、昨年10月以降、降水量が非常に少なく、水道水の供給に影響を来す状態となったことから、先月26日に対馬市水道局渇水対策室を、今月21日に対馬市渇水対策本部として設置し、

節水の呼びかけを行っております。

浄水場に原水となる河川水などを搬入し、給水の維持に努めてまいりますが、今後の雨量によっては給水制限などの対応が必要な地区も出てくるかと思われます。水源地の水量が回復するまで、市民の皆様におかれましては、家庭や職場、学校などにおいてさらなる節水に御協力をお願いいたします。

それでは、12月定例会以降、本日までの主な事項につきまして御報告を申し上げます。

初めに、しまづくり推進部の関連でございます。

「厳原南部地域アクションプラン」の策定につきましては、昨年12月7日開催の議員全員協議会におきまして内容を説明し、皆様の御意見を頂戴いたしました。その後、2回の策定委員会を開催し、議員皆様の意見を踏まえながら、協議、検討を重ね計画策定を終了し、現在、市ホームページで公表する準備を整えております。

この厳原南部地域アクションプランは、厳原南部地域の目指すべき将来像を描き、具現化して地域の活性化を図るための行動計画となります。

今後の取組につきましては、厳原南部地域を内山・瀬地区、豆酛地区、浅藻・内院地区の3つのエリアに区分し、地域の資源や既存の施設を活用して地域の課題を解決するため、地域が主体となる取組体制を構築し、地域と行政が協力して事業を推進することとしております。

次に、特定地域づくり事業協同組合の創設についてであります。

去る2月2日に、17事業者の参画の下、令和2年6月施行の「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づく特定地域づくり事業を実施するため、中小企業等協同組合法に基づき「対馬づくり事業協同組合」を創立しました。

この組合は、主に特定地域づくり事業における労働者派遣事業を行い、市内事業者の人材不足の解消や派遣職員が安定的に生活できる給与収入等を確保しつつ、人口流出の抑制に向けた定住や市外からのUIターンを促進することを目的として創立しております。

今後は、長崎県の特定地域づくり事業協同組合の認定手続及び労働局への労働者派遣法に基づく労働者派遣事業の届出を実施し、本年4月には派遣職員の募集を行う予定で取組を進めておりますので、継続して組合支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、上対馬振興部の関連であります。

去る1月25日に、日本在来馬の保存・利活用の一層の推進を図るための「日本在来馬の保存活用推進全国会議」が、公益社団法人日本馬事協会の主催により、農林水産省、JRA、東京大学、岐阜大学、東京農業大学、日本在来馬各保存会等の関係者38名が参加し、初めてとなるウェブ会議が開催されました。

対州馬保存会から、島おこし協働隊員の吉原知子隊員が「対馬市の対州馬への取り組み」と題

して、対州馬の学校訪問、子ども乗馬倶楽部及び馬を通じた地域間交流、対州馬の歴史・文化的価値等の内容で基調講演を行いました。

また、在来馬の保存・活用の現状及び課題等の意見交換では、「近親交配が起因とされる仔馬の死産や出産後の死亡率が高く、保存の危機に瀕している」「保存会員の高齢化による後継者不足」等の報告があり、日本在来馬の保存活動が苦境に立たされていることを再認識したところでございます。

対州馬の保存においては、引き続き、国・県及び日本在来馬関係団体等の協力を得ながら、適正な交配による増頭や人材確保を推進してまいりたいと考えております。

次に、教育委員会事務局の関連でございませう。

去る1月8日及び9日の両日、対馬市交流センターにおきまして、「ミュージカル対馬物語」を開催いたしました。

対馬物語は、平成23年の初回公演から足かけ10年にわたり、本市をはじめ国内外6都市で合計11回の公演を数え、約4年ぶりとなった本市での公演は、新型コロナウイルス感染防止対策として準備した事前整理券を全て配り終えるなど、大盛況での開催となりました。

本公演は、「国境の歴史観光」の強化を目的として、対馬物語の観劇と併せた観光名所や歴史旧跡巡りを、メディアや旅行会社、歴史研究家など25名に体験していただくファミトリップとして実施し、同時に一般旅行者20名のモニターツアーとして実施しました。

ツアー参加者からは、「他地域にはない唯一無二の国境の歴史を紡いできた対馬の価値を再認識できた」「市民が一体となった公演に対馬のパワーを感じた」「対馬物語の観劇を目的にした旅行商品をつくりたい」といった声が寄せられております。

この対馬物語は、市民はもとより対馬を訪れる方々に「国境の島 対馬」を理解していただく上で、最適な教材であると考えておりますので、引き続き大切に育てていきたいと考えております。

なお、公演に当たっては、市民演劇でまちづくり「漁火」実行委員会をはじめ、出演者・関係者皆様の長期間にわたる御準備があったことと拝察いたします。御尽力に対し、感謝申し上げるとともに、ますますの御活躍を期待いたします。

次に、福岡フルートコンソート対馬公演についてでございます。

1月16日、対馬市交流センターにおいて、「福岡フルートコンソート40周年記念対馬公演」が開催されました。

本公演は、市制施行10周年記念九州交響楽団コンサートをきっかけに来島された福岡市在住のフルート奏者、永田明氏の発案によるものです。

同氏は、10周年記念コンサート以来、何度も来島され、その都度、市内の中学校及び高校吹

奏楽部の指導に加え、音楽を愛する対馬市民との合同コンサートを開催されるなど、対馬との関わりを深めてこられました。

今回は、対馬市が進める「スポーツ・文化芸術合宿誘致」事業の一環として、永田氏がリーダーを務めるフルート奏者グループ総勢20名をお招きして、3日間の集中練習を実施していただく予定でしたが、「せっかくの機会であれば、練習の成果を市民の皆様に還元したい」とのお申出があり、コンサートの開催に至りました。

コンサートでは、クラシックの名曲がフルートによって奏でられ、市内のフルート愛好者との合同演奏に加え、今年度をもって閉校となる佐須中学校の生徒18名との合同プログラムも披露されました。優しいフルートの音色に乗せた子供たちの歌声に、会場全体が感動に包まれました。

来島されたフルート奏者の方々からは、「心身ともに充実した時間を過ごすことができた」「コンサートの感動も相まって、一生心に残る3日間になった」「これからも対馬とつながっていきたい」とのありがたい声を頂いたところでございます。

次に、消防本部の関連でございます。

消防署北部支署上対馬出張所庁舎が竣工し、昭和50年に建築された旧庁舎から古里の新庁舎に移転し、去る2月21日から運用を開始いたしました。

新庁舎は耐震性を備え、職員の技術、質の向上を図るために、軽微な訓練施設も整備いたしました。

今後、上対馬地域住民の安心・安全確保に寄与できるよう取り組んでまいります。

以上が、行政報告でございます。

本定例会において御審議願います案件でございますが、予算に係る専決処分の承認案件3件、令和3年度一般会計等補正予算案件6件、令和4年度一般会計等予算案件8件、条例の一部改正8件、辺地に係る整備計画1件、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更6件、市道の認定1件、固定資産評価審査委員会委員の選任に係る同意6件、合わせて39件の議案について御審議をお願いするものでございます。

内容につきましては、提案の際、担当部長から説明を行いますので、慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、今会期中に追加議案として、補正予算案件1件、条例の一部改正2件、損害賠償額の決定1件、教育長の任命及び教育委員会委員の任命の人事案件に係る同意2件を上程する予定としております。併せて御審議くださいますようお願いいたします。

以上、開会に当たっての挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 以上で、行政報告は終わります。

日程第5. 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（初村 久藏君） 日程第5、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。
総務文教常任委員長、上野洋次郎君。

○議員（15番 上野 洋次郎君） おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を行います。

令和3年第2回対馬市議会定例会において、会議規則第105条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました本委員会の調査の内容とその概要を、同規則第110条の規定により報告いたします。

本委員会は、令和4年1月31日に、「指定管理者による公の施設の管理状況等について」及び「消防職員の勤務体制等について」所管事務調査を行いました。

当日は、総務部から木寺部長、阿比留財産管理運用課長、米田課長補佐、消防本部から主藤消防長、井次長、佐護警防課長、津江予防課長に出席をいただき、対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館及び消防本部大会議室において説明を受けました。

指定管理者による公の施設のうち、厳原町中村にある対馬市まちづくり支援交流館、通称「半井桃水館」は、明治・大正期の小説家、半井桃水の生家跡に整備された施設であり、現在、特定非営利活動法人、対馬郷宿を指定管理者として指定し、和室や多目的スペースなどの貸館業務のほか、浴衣の着つけ体験や絵手紙体験などの体験型メニューの設定及び各種サークル団体の定期的な利用など、市民・観光客の憩いの場・活動の場として管理運営されております。

施設内には食事どころもあり、また、対馬の古い町並みの写真、半井桃水の当時の生家の模型や関連資料の展示など、利用者に興味を持ってもらえるような工夫がなされており、施設管理に対する鋭意努力が感じられました。

これまでに、最盛期では年間11万人の来館者があり、現在はコロナ禍により利用者数は減少していますが、本施設については、市内でも、いま一つ知名度不足と感ずることから、市民への周知も含め、さらに知名度アップを図る取組が必要であると考えます。歌人であり小説家でもあった樋口一葉の師である半井桃水を知る学びやの一つとして、今後も、多くのにぎわいある利用が増えることを望むものであります。

次に、対馬市消防本部について、消防職員における定数は102人、現在の職員数は93人です。消防職員の採用及び退職状況については、ここ数年、新規採用者数と中途退職者数及び定年退職者数に差異がなく、今年度も、新規採用枠とは別に、職務経験者枠の募集を行いました。応募なしの状況であるとの説明がありました。

待機時における緊急出動回数は、本署及び6支署において、年間延べ1,600回であり、本署の出動回数が全体の約60%を占めています。なお、消防業務等に係る各種手当については、

業務記録及び報告等に基づき支給されております。

近年、台風による洪水や地滑り等の災害、現在、全国で消防団員の減少が加速している状況を鑑みると、市民の生命、財産を守る消防業務に携わる職員に対して、今後は、消防職員が必要な資格の取得等に対して助成制度を設ける、救急出動及び火災等における特殊勤務手当の増額、対馬市ケーブルテレビを活用した職場PRの特集など、魅力ある職場環境を提供していくことで、少しずつでも、体力と熱意のある若い人材が増員できるよう検討していただくことを望むものであります。

以上で、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第6. 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（初村 久藏君） 日程第6、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

産業建設常任委員長、春田新一君。

○議員（10番 春田 新一君） それでは、産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

令和3年第2回対馬市議会定例会において、会議規則第105条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました本委員会の調査の内容とその概要を、同規則第110条の規定により報告いたします。

本委員会は、令和4年1月27日、委員全員出席の下、美津島町のあそうベイパークの観光施設としての利用計画及び国県市道整備について所管事務調査を行いました。

まず、あそうベイパークの観光施設としての利用計画について、村井観光交流商工部長、阿比留観光商工課長、犬束課長補佐、瀧川美津島行政サービスセンター所長、横瀬係長、原田上県行政サービスセンター所長に出席を求め、説明を受けました。

現地では多目的広場、管理棟、対馬馬飼育舎及び散策路について視察を行いました。

多目的広場及び管理棟は、旧美津島町時代に長崎県が整備し、園地については、ボランティアの方々が平成15年から令和2年度までに、玄海ツツジ2万7,870本、朝鮮ヤマツツジ200本、コバノミツバツツジ100本を植栽し、現在においても植栽及び下刈り作業を実施していただいております。玄海ツツジ、浅茅湾、白嶽など四季折々の表情を感じることができ、市民の憩いの場とともに観光客を誘客できる公園となっている。

また、令和2年9月から対馬馬飼育舎の供用を開始。その後、令和3年10月から曳き馬体験

を実施し、現在、9頭の対州馬を飼育しているとの説明を受けました。

委員から、管理棟について建て替えの考えはないのか。また、多目的広場の利用が少ないようだが、公園全体の計画において利用しやすい広場にしてはどうか。散策路の整備は進んでいるが、市民及び観光客の休憩所になるような、あずまやなどの設置が必要ではないか。対州馬飼育舎にトイレがないが新設は考えていないか。車道を挟んだ反対側の急斜地に盛土し、対州馬を放牧してはどうか等の意見が出ました。

管理棟は、長崎県が整備した施設で、主に指定管理者が公園管理の執務及び休憩場所並びに備品等の保管場所、その他、対州馬の体調管理のための待機所及びキャンプ利用者の自然災害発生時の避難場所として使用しており、平成6年度の供用開始から28年が経過し、柱や、はりを含む建物全体の腐食と雨漏りが見られる。

現在、管理棟の建て替えについて長崎県と協議中であり、県の方針は、改修後、管理棟をはじめ、その他の施設を対馬市に無償で譲渡したいという意向であるとの説明を受けました。

委員から、管理棟は改修ではなく建て替え後、譲渡してもらうことはできないのかとの質問に、今まで4回ほど県との協議をしているが、もともと管理棟を建設した目的は多目的広場と野営キャンプ場の管理を行うためのもので、今後、施設全体の管理を目的とした建物になると、当初の目的を果たすための役割が異なることから、県は建て替えではなく改修する方針を変更するつもりはないとの説明を受けました。

また、委託契約書の建物等の老朽化に対する取決めはなかったのかとの質問に、県有公園施設の維持管理に関する業務委託契約を旧美津島町と県の間で締結しているが、条文には甲乙協議の上ということだけが記載され、具体的な取決めはないとの説明を受けました。

課題は、28年経過した老朽施設を改修することで、どれほどの長寿命化が図られるのか疑問であり、数年後にまた改修ということも十分に考えられる。また、改修後は、対馬市の施設となるため、建て替え問題が浮上した場合に、撤去費用と建設費用の財源をどうするかなどの課題が残るとの説明を受けました。

園地の散策路は、環境省が指定する準絶滅危惧種である玄海ツツジを散策しながら、より身近に観賞してもらうことと、また、日本在来馬である対州馬を観光資源として活用した乗馬体験や曳き馬体験ができるコースとして環境整備を図ることを目的に新設したもので、体験型観光コースとして活用できるよう今後も整備に取り組んでいきたいとの説明を受けました。

対州馬については、対州馬保存計画及び対州馬活用推進計画に掲げる目標達成のため、計画的に対州馬飼育及び活用環境の整備を充実させる必要があり、既に飼育環境を有するあそうベイパークを第2拠点施設として、6頭厩舎を10頭厩舎に改築し、対馬固有の希少動物の保存の場、気軽に希少動物に触れ観賞できる場、また、観光資源として地域振興が図れる場づくりに取り組

んでいきたいとの説明を受けました。

最後に、管理棟については県との協議を十分に行い、決定していただきたい。また、譲渡後には多目的広場の利用計画を立て、子供たちも利用できる広場にしてほしい。あそうベイパークには多くのコンテンツがあるので、各関係部署と連携を図り、自然環境の保全と利用の増進に努めていただきたいとの意見が出ました。

次に、対馬市役所厳原庁舎別館大会議室において、市道改良事業の進捗状況と安定的な予算確保及び国県道路の整備と進捗状況について、佐々木建設部長、仁田原北部建設事務所長、川崎建設課長に出席を求め、説明を受けました。

まず、市道について、市道西津屋線、市道仁田志多留線（越高工区）、市道竹敷昼ヶ浦線については計画どおり進捗をしている。市道尾浦浅藻線の尾浦から安神間も予定どおり進捗をしているが、安神―浅藻間についてはいまだ未定となっているとの説明を受けました。

次に、国県道路の整備と進捗状況について、現在計画されている一般県道大浦比田勝線（豊工区）の進捗状況については、2月に最終ルート of 地元説明会を実施予定。その後、用地測量を行い、建物等の補償を進めていく。国道382号（美止々工区）については、平成30年度から取りかかっており、詳細設計まで終わっている。今年度も引き続き調査等を進めるとの説明を受けました。

市道尾浦浅藻線の安神から浅藻間については、委員会として、今の構想では事業費も莫大で費用対効果の面でも補助事業として事業化が難しい。また、市の構想がネックになり、県との協議も進まないと思われることから、一度、白紙に戻す方向で協議をしてほしい。その後、必要であれば関係地区から県に要望書を出してもらってはどうか。いずれにしても、この路線は対馬南部の基幹道路であり、県とよく協議を行い事業に取り組んでもらいたいとの意見で一致しました。

最後に、整備を要する路線も多くあるが、どの路線も安定的な予算確保に努められ、安全な道路整備を期待いたします。

以上で、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 対州馬の件についてなんですが、9月の議会だったと思うんですが、曳き馬を始めるということで条例改正等がありました。その際に、今現在、目保呂ダムで行っている料金と同じ料金だということで決定されていますが、その際に質問させていただきました。本当にまず、目保呂ダムで提供している料金が適当な料金なのかどうなのか、委員会のほうでもう一度検討、調査等をしてほしいということを申し上げていしましたが、検討はされたのでしょうか。

また、ヒアリング等、その場には行政センター長はお越しになっていたようですが、調教師等からのヒアリング等はなされたかどうか、その2点についてお答えください。

○議長（初村 久藏君） 産業建設常任委員長、春田新一君。

○議員（10番 春田 新一君） 脇本議員の質問にお答えをいたします。

曳き馬については、今回の調査ではほとんど報告のとおりにあっておりませんが、まず、料金的な問題がどうなのかということにつきましては、やはり再度、詳細に調査をしなければいけないのではないかなというふうに私は委員長として思っているところであります。

今回の調査としては、あそびベイパーク全体構想で調査をしましたので、その曳き馬についての詳細については今回はできておりません。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 承知しました。審査する対象が違ったので今回はやっていないということですが、今回もファミリーパーク等の条例改正等も出ております。私は、島内のお子さんたちが利用する分については、料金は下げてもいいぐらいだというふうに思っています。

ただ、島外から観光で来られる方々とか、そういう方々には少し高く料金を取るほうがいいんじゃないかというふうに思っています。いろいろな考えがあるかと思えます。委員会のほうで詳しく、それから行政のほうだけじゃなくて、そこで働いていらっしゃる方々からのヒアリング等もなされて、そうすれば利用されている方々の御要望とか御意見とかもお聞きできるかもしれませんので、その辺り今後よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかにありませんか。11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） あそびベイパークの管理棟の件について確認をしたいと思ひます。

今の委員長報告の中で、県のほうは改修後、無償で譲渡するというところで交渉が行われて、4回協議しているけども、県の方針は変わらないというような報告のように受け取りましたが、委員さん委員会で見られて、あれが改修して改修が可能な状況かどうか、その辺りの現地での判断され、どういうふうに受け取られたかということをお聞きをしたいと思ひます。

そして、多目的広場と野営キャンプの管理を行うためのものであって、全体を管理するための使い方じゃないというこの件の説明もなかなか分かりにくいところなんですけど、そのことについて2点確認、お尋ねをしたいと思ひます。

○議長（初村 久藏君） 産業建設常任委員長、春田新一君。

○議員（10番 春田 新一君） 小島議員の質問にお答えいたします。

我々もその委員会としてはこの腐食の状況を見て、非常に改修ということではまた改修をしなければならぬのではないかとということで、新築をしてもらって、譲渡してもらうのが妥当じゃないかという意見で一致はしたところですが、やはり県としては方向が違うからその目的に合った予算をつけなければいけないので、新築というのは考えられないというような県の担当の話だという説明を受けました。

本来なら、今の現状じゃなくて、少しでも小さい建物でも新築にしてはどうかというような意見もいろいろ出ましたけど、なかなかそこら辺は県との協議が必要ですので、今、4回ほどの協議を進めているが、まだまだそこまでは至っていないということです、できれば私たちも本来なら新築でという意向で委員会は意見は一致しましたが、今のところ、まだ県との協議を進めていこうということでございます。

全体の構想として、野営キャンプ場と美津島町時代に委託契約というのを結んだだけで、甲乙の協議の下にということで、後に進むか進まないかというのはそこら辺もまたあるんじゃないかなというふうに思いますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） 今、委員長の説明があったように、あの現状を見たら、あれが改修をして可能かどうかとか、あるいは改修をして何年もつかというのは、素人目に見ても、もう、はりも腐食している、基礎の部分も腐食している、そういう状況のものが改修というのは、県のほうの言い分というのは理解しにくいと思います。

委員会でそういうふうに感じられたということは、もう少し今後も県との協議の状況を市議会としても十分に見守りながら理事者側にも交渉をしていただきたいなと思います。

その理由としての多目的広場との限定した感じであったという考え方は、何か理解しにくいですよね。これ県の何か分かりやすく言えば、責任を回避するような説明、理由のように聞こえますので、その辺りはやっぱり市としてもしっかり見解を持って協議をしていただきたいということを感じましたので、委員会のほうでも十分、また今後も慎重に協議していただきたいなということを要望して終わります。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 産業建設常任委員長、春田新一君。

○議員（10番 春田 新一君） どうもありがとうございます。また、今まで、小島議員さん言われたように、私たちもその建て替えが、新築ができないならその野営キャンプ場、あるいは管理棟について解体だけでもというような話も出ましたが、委員会の中で出ましたが、そこら辺もまた県との協議が必要であろうということで、その話はそれで持ち帰りということになりま

した。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） これで質疑を終わります。

日程第7. 長崎県病院企業団議会議員の報告

○議長（初村 久藏君） 日程第7、長崎県病院企業団議会議員の報告を行います。

6番、伊原徹君。

○議員（6番 伊原 徹君） 長崎県病院企業団議会議員の活動及び審議内容について、次のとおり報告します。

令和3年12月27日午後1時30分から、長崎県庁大会議室で開催されました、令和3年第2回長崎県病院企業団議会定例会に、対馬市議会から協本議員と私が出席いたしましたので、報告いたします。

定例会の議案審議は、条例議案2件、予算議案1件、認定議案1件、報告議案2件の計6件であります。

条例議案では、第5号議案、長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、五島中央病院附属診療所、奈留医療センターの居宅介護支援事業等の廃止に伴い、併せて条例の定めなかった介護予防サービスに関する条文を追加するものであります。

第6号議案では、長崎県病院企業団職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例は、行政のデジタル化に向けて、押印等の見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。

予算議案では、第7号議案としまして、長崎県病院企業団病院事業会計補正予算（第3号）は、新型コロナウイルス感染症対策並びに令和4年4月1日から履行開始に必要な契約で、令和4年度当初予算の議決前に準備行為が必要な予算の補正を行うものであります。

認定議案では、企業長専決事項として、認定第1号、令和2年度長崎県病院企業団病院事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定による令和2年度長崎県病院企業団病院事業会計決算については、本土地区2病院、離島地区6病院及び附属の3診療所の11施設における収益合計は、366億2,270万7,654円、費用合計は、300億3,261万5,515円で、差引き65億9,009万2,139円の純利益を計上しています。

医業収益は、前年度と比較しますと、約7.1億円減少していますが、国や県からの新型コロナウイルス感染症対策を含む補助金により、経常収益では、平成26年度以来の黒字決算となっています。

次に、患者数の動向ですが、総病床数1,470床に対し、1日平均入院患者数は981.6名、

病床稼働率は66.8%、外来1日平均患者数は2,601.8名でありました。

対前年度と比較しますと、入院1日平均患者数でマイナス83.2名、外来1日平均患者数でマイナス326.2名、病床稼働率では5.7ポイントの減少となっています。

入院患者数が前年度に比較して減少した施設は7施設、また、外来患者数の減少した施設は11施設で、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、全体的に減少傾向がうかがえます。

次に、対馬地域病院の令和2年度決算状況について報告いたします。

対馬病院は、収益合計66億2,397万1,240円に対し、費用合計61億5,019万5,168円で、差引き4億7,377万6,072円の純利益を計上しています。

上対馬病院は、収益合計11億4,438万5,905円に対し、費用合計10億171万6,622円で、差引き1億4,266万9,283円の純利益を計上しています。

対馬地域の2病院の純利益に転じた主な要因ですが、新型コロナウイルス感染防止のため、一般診療を制限するなど、前年度と比較しますと入院及び外来1日平均患者数は減少していますが、国や県からの新型コロナウイルス感染対策の補助金受入れ増により、黒字決算となっています。

議案外としまして、令和2年度長崎県病院企業団病院事業会計予算繰越計算書の報告及び入札結果報告について、令和3年度上半期経営状況について、新型コロナウイルス感染症対策について、上五島病院及び上対馬病院の建て替え、壱岐病院の増築について、旧中対馬病院跡地の売却について、郷診郷創の取組状況について報告がありました。

また、本市議会の協本議員より、オンライン診療に関する現状と今後の取組について一般質問が行われましたが、議案外報告と併せて詳細についての説明は省略させていただきます。

以上で、令和3年第2回長崎県病院企業団議会定例会の報告を終わります。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 対馬地域病院の決算に関連して質問いたします。

費用と収益との数字が出ておりますが、これは企業団の資料の中で病院の、最近では稼働率という言葉です、以前は利用率というふうなことでありましたが、対馬病院、上対馬病院の病床利用率、稼働率、この数字を教えてください。

○議長（初村 久藏君） 6番、伊原徹君。

○議員（6番 伊原 徹君） お答えします。

対馬病院が約8割、それから上対馬病院が65%というところでございます。

○議長（初村 久藏君） 16番、大浦孝司君。いいですか。

○議員（16番 大浦 孝司君） 結構です。

○議長（初村 久藏君） 11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） 今の報告の中で、議案外としての報告があった中の対馬に関連することで、上対馬病院の建て替え、それから旧中対馬病院跡の売却について、もう少し報告していただける内容があればお願いをしたいと思います。

○議長（初村 久藏君） 6番、伊原徹君。

○議員（6番 伊原 徹君） 病院の耐用年数が39年ということで、今、上対馬病院が36年目を迎えます。3年後に建て替えについての協議をなされるということで報告を受けております。それから、中対馬病院の土地の売却については市議会でも、それから全員協議会でも協議をされておりますので、今度、新年度か、3月中か、あるいは新年度中に市のほうと最終的に決定をするということで報告を受けております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時10分からいたします。

午前10時57分休憩

午前11時10分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

日程第8. 承認第1号

日程第9. 承認第2号

日程第10. 承認第3号

○議長（初村 久藏君） 日程第8、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度対馬市一般会計補正予算（第11号））から、日程第10、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度対馬市一般会計補正予算（第13号））までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま一括議題となりました承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は、令和3年度対馬市一般会計補正予算（第11号）を令和4年1月11日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

この補正は、新型コロナウイルス感染症に係る子育て世帯等臨時特別支援事業のうち、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費を計上したものでございます。

予算書3ページをお願いいたします。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございますが、令和3年度対馬市一般会計補正予算（第11号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億6,760万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ347億9,486万2,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、15款国庫支出金2項国庫補助金は、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金5億6,760万円を計上しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

3款民生費1項社会福祉費は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金5億6,000万円及びその給付に係る事務費760万円を計上しております。

なお、事業の内容につきましては、別途参考資料をタブレットに掲載しておりますので、御参照ください。

続きまして、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は、令和3年度対馬市一般会計補正予算（第12号）を令和4年1月27日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

この補正は、令和4年1月26日に県内におけるまん延防止等重点措置の適用区域が県下全域に拡大されたことに伴う、県からの営業時間短縮要請に応じた市内飲食店等に対する協力金の支給に係る事業費及び市内における新型コロナウイルス感染拡大防止のための備品購入費を計上したものでございます。

予算書3ページをお願いいたします。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございますが、令和3年度対馬市一般会計補正予算（第12号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,117万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ349億6,603万4,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、15款国庫支出金2項国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,077万8,000円を追加しております。

16款県支出金2項県補助金は、新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金補助金1億2,039万4,000円を追加しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

4款衛生費1項保健衛生費は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための機械器具費3,740万円を追加しております。

7款商工費1項商工費は、新型コロナ対策営業時間短縮協力金事業費1億3,377万2,000円を追加しております。

なお、それぞれの事業の内容につきましては、別途参考資料をタブレットに掲載しておりますので、御参照ください。

続きまして、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は、令和3年度対馬市一般会計補正予算（第13号）を令和4年2月10日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

この補正は、県内における、まん延防止等重点措置の適用期間が令和4年2月14日から21日間延長されたことに伴う、県からの営業時間短縮要請に応じた市内飲食店等に対する協力金の支給に係る事業費の追加及びふるさと納税返礼事務費の追加でございます。

予算書3ページをお願いいたします。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございますが、令和3年度対馬市一般会計補正予算（第13号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,033万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ351億3,636万4,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、11款地方交付税1項地方交付税は、普通交付税を250万円追加しております。

15款国庫支出金2項国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,653万3,000円を追加しております。

16款県支出金2項県補助金は、新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金補助金1億4,879万7,000円を追加しております。

19款繰入金2項基金繰入金は、がんばれ国境の島対馬ふるさと応援基金繰入金を250万円追加しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費は、ふるさと納税返礼に係る通信運搬費500万円を追加しております。

7款商工費1項商工費は、新型コロナ対策営業時間短縮協力金事業費1億6,533万円を追加しております。

なお、営業時間短縮協力金事業の内容につきましては、別途参考資料をタブレットに掲載しておりますので、御参照ください。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 補正第12号、補正第13号についてなんですが、参考資料の差し替えをお願いしていたんですが、なっていませんよね。時短協力金については、18日に21日から認証店のみですが、8時まで酒類を提供するかどうかは選択制になっているはずですよ。これそのまま終日提供しないことというふうになっているんですが、これ今回、議会からお願いしていた議案をホームページに載せていただくことになっているんですけど、どこまで載せられるかちょっと分からないんですが、この参考資料等まで、もし載せられるとしたら、やはりちょっと違っているので、この辺り説明を担当の部署からでもしてもらえますか。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） お答えいたします。

専決第12号につきましては、そのまんまということで、13号が営業短縮の期日が2月14日から3月6日まで延びた21日間の分ということで、同じように、第12号と同じような制度の中で進んでおりました。

2月17日の知事の記者会見の中で、そういったことで2月21日以降、選択制にしますということで、これまでの8時までのお酒を提供しないということ、それから認証店については9時まで1時間延ばして、お酒も8時までには提供できる、そのどちらかをということの中で発表ありまして、その後、県の県民生活環境課のほうから文書が認証店のほうには通達は行っていると思うんですけども、私ども専決承認いただくこの予算の中では、予算的な中で影響がないといえますか、反映されるものではないということも含めて、この議案の中には差し替えといえますか、情報提供という形では載せておりません。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 情報提供として載せていないというんですが、状況が変わったわけで、今日、上程なわけなんですから、そこはそういうふうになっていますというふうな参考資料をつけなけりゃいけないんじゃないですか。

専決処分をしたときはそうかもしれませんが、今、参考資料として、今まだ進行中のものの変更になっているわけですから、そのことについては議運でも総務部長にお話はしていたんですが、まあ、自分で調べれば分かります、お客様も認証店のところが選択制で8時前まで出しているということについて、変なうわさが立ってもいけないじゃないですか。一応私はちょっと心配して、きちんとかういう参考資料も変更があったのであれば、その変更があったことについて、上程は今日なんですから変更は可能だったと思うんですが、その辺りはどうです。

○議長（初村 久藏君） 総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） 参考資料の差し替えの件なんですけど、先ほど村井部長のほうからも話がありましたように、この補正第13号は、2月10日に専決処分したものでございます。その予算編成段階での参考資料として、今回、掲載はさせてもらっております。

この後、執行段階において変更があったということで、この分については、周知は担当部のほうでしっかりしてもらおうようお願いはしているところでございます。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） だから、お知らせするのは今からしようと思っているのは、酒類を提供しているところだけにするわけですよね、居酒屋さんとかそういうところだけに、じゃなくて、やはり我々議員とかにも、まあ、知っている人も知らない人もいると思うんですけど、変わったのであればここに書いてあるのが本当だと思ってしまって、そういうことを市民に議員も伝えるじゃないですか、質問があれば。

こういうところは上程する前に変わったのであれば、私は変更すべきだと思います。姿勢ですから、理事者側のほうの、そこまで言えるかどうか分からないんですが、私はそういうふうに思

いますということとどめておきます。

○議長（初村 久藏君） 答弁はいいですか。ありますか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております3件については、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。3件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度対馬市一般会計補正予算（第11号））について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度対馬市一般会計補正予算（第12号））について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度対馬市一般会計補正予算（第13号））について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認されました。

日程第11. 議案第1号

○議長（初村 久藏君） 日程第11、議案第1号、令和3年度対馬市一般会計補正予算（第14号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま議題となりました議案第1号、令和3年度対馬市一般会計補正予算（第14号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、国の第1次補正に伴う漁港整備事業や市道改良事業などの追加と、各種事業の実績等によります調整が主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和3年度対馬市一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,101万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ355億5,737万7,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから6ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるものとしてございます。

第2条、継続費の補正は、継続費の変更を8ページ、9ページの「第2表継続費補正」によるものとし、厳美清華苑施設改修事業費の総額、事業年度及び年割額を変更するものでございます。

第3条、繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費を8ページから13ページにかけての「第3表繰越明許費」によるものとし、合計80件、37億6,714万9,000円を繰り越せるとするものでございます。

なお、この繰越明許費につきましては、別途繰越理由一覧表をタブレットに掲載しておりますので、後ほど御参照ください。

第4条、地方債の補正は、地方債の追加、変更及び廃止を12ページ、13ページの「第4表地方債補正」によるものとし、地方債の限度額を34億9,200万円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、その主なものを御説明いたします。

20ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、11款地方交付税は、普通交付税を3億3,305万5,000円追加しております。

14款使用料及び手数料は、国際ターミナルの使用料2,100万円の減額が主なものでございます。

15款国庫支出金1項国庫負担金でございますが、事業の実績見込み等により1目民生費国庫

負担金1,698万3,000円の減額のほか、22ページをお願いいたします。

2目衛生費国庫負担金、4目災害復旧費国庫負担金を合わせまして計4,603万8,000円を減額しております。

2項国庫補助金は、国の補正予算に伴う漁港整備事業補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や社会資本整備総合交付金などの追加及び事業の実績等による増減により、2億9,438万3,000円の増額となっております。

3項委託金は、浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業委託金617万1,000円を減額しております。

16款県支出金1項県負担金は、事業の実績等により997万8,000円を減額しております。

24ページをお願いいたします。

2項県補助金は、国の補正予算に伴う漁港整備事業補助金の追加及び事業実績見込みによる増減等により、1億1,795万3,000円の減額となっております。

26ページをお願いいたします。

18款寄附金は、企業版ふるさと納税による寄附金の追加が主なものでございます。

19款繰入金は、財源調整によります財政調整基金繰入金6,529万7,000円の減、がんばれ国境の島対馬ふるさと応援基金繰入金2,200万円の追加が主なものでございます。

22款市債は、国の補正に伴う漁港整備事業、道路・橋りょう・トンネル整備事業に係る市債の追加や、事業実績見込みによる増減により4,160万円の増額となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

なお、歳出につきましては、国の補正予算に係る事業などにつきまして、別途参考資料をタブレットに掲載しておりますので、後ほど御参照ください。

30ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費は、庁舎建設整備基金積立金2億6,000円の計上、減債基金積立金1億5,537万8,000円の追加、地方バス路線維持費補助金463万円の追加のほか、事業実績見込みによる増減により2億7,739万6,000円の増額となっております。

32ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費でございますが、1目社会福祉総務費の自立支援給付費3,495万6,000円の追加、5目老人福祉費の後期高齢者医療広域連合負担金1,823万1,000円の減額など、事業実績見込みによる増減により1,167万9,000円の増額となっております。

34ページをお願いいたします。

2項児童福祉費は、国費精算返還金302万4,000円の追加及び事業実績見込みによる減

額を合わせまして、6,053万4,000円の減額でございます。

4款衛生費1項保健衛生費は、診療所特別会計繰出金5,176万5,000円の減、予防接種事業委託料1,140万3,000円の減が主なものでございます。

36ページをお願いいたします。

2項清掃費は、事業実績などによる3,267万円の減額でございます。

6款農林水産業費1項農業費は、有害鳥獣捕獲補助金3,193万7,000円の追加、牛購入費219万5,000円の減、肉用牛多頭飼育施設整備事業補助金250万円の減など、事業実績見込みによる増減を合わせて2,837万2,000円の増額となっております。

2項林業費は、森・川・里・海環境保全再生基金積立金296万8,000円の追加のほか、事業実績見込みによる増減となっております。

38ページをお願いいたします。

3項水産業費でございますが、2目水産業振興費は、事業実績などにより9,050万1,000円の減額、4目漁港建設費は、国の補正に伴う事業費の追加などにより1億1,931万9,000円の増額となっております。

7款商工費は、令和3年8月10日から9月12日の期間を対象とした新型コロナ対策営業時間短縮協力金事業費の減額、事業継続支援給付金事業費の減額。

40ページをお願いいたします。

国の補正に伴う地域社会維持推進交付金事業負担金4,657万3,000円の追加、その他事業実績見込みなどによる増減を合わせまして5,700万6,000円の減額となっております。

8款土木費2項道路橋りょう費は、国の補正に伴う事業費の追加などによりまして、2億9,012万1,000円の増額となっております。

42ページをお願いいたします。

3項河川費は、河川改修工事費1,000万円の追加、急傾斜地崩壊対策事業負担金703万2,000円の減でございます。

4項港湾費、6項住宅費は、事業実績見込みなどによる増減でございます。

9款消防費は、消防庁舎改修工事費5,267万2,000円の計上及び財源内訳の変更でございます。

10款教育費は、事業実績見込みなどにより増減となっております。

44ページをお願いいたします。

11款災害復旧費でございますが、事業実績見込みにより河川災害復旧工事費2,400万円を減額しております。

46ページをお願いいたします。

12款公債費は、借入利率の決定などによる償還金利子2,070万円を減額しております。

13款諸支出金は、旅客定期航路事業特別会計繰出金の追加でございます。

なお、48ページから51ページにかけては補正予算給与費明細書を添えてございますので、御参照方よろしくお願いたします。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

日程第12. 議案第2号

○議長（初村 久藏君） 日程第12、議案第2号、令和3年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康づくり推進部長、松井恵夫君。

○健康づくり推進部長（松井 恵夫君） ただいま議題となりました議案第2号、令和3年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）につきまして、その提案理由を御説明いたします。

今回の補正予算は、長崎県へき地医療対策費補助金及び新型コロナウイルスワクチン接種に係る業務受託収入の追加、令和2年度診療実績による県補助金精算返還金が主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和3年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ480万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,759万2,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるものとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、予算書は8ページをお願いいたします。

3款県支出金は、補助基準額の単価アップにより、へき地医療対策費補助金を3,001万円追加。

4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を5,176万5,000円減額。

6款諸収入1項雑入は、コロナワクチン接種に係る業務受託収入を2,646万8,000円追加しております。

次に、歳出について御説明させていただきます。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費12節委託料は、新型コロナウイルスワクチン接種事業委託料150万1,000円を追加、17節備品購入費は、シュレッダー購入費として21万2,000円を、22節償還金、利子及び割引料は、令和2年度診療実績に伴う長崎県へき地医療対策費補助金返還金309万2,000円を計上しております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第2号、令和3年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第3号

日程第14. 議案第4号

○議長（初村 久藏君） 日程第13、議案第3号、令和3年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）及び日程第14、議案第4号、令和3年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第3号）の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保険部長、乙成一也君。

○福祉保険部長（乙成一也君） ただいま一括議題となりました議案第3号及び議案第4号につきまして、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

まず、議案第3号、令和3年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、今回の補正は、保険基盤安定負担金の減額及び保険料納付金の追加が主なものでございます。補正予算書の3ページをお願いします。

令和3年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ411万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,175万9,000円とするものでございます。

第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内訳につきまして、8ページから9ページをお願いします。

まず、歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料は、391万8,000円を追加しております。

5款繰入金は、一般管理事務費及び保険基盤安定繰入金の減額でございます。

次に、歳出でございますが、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金の減額及び保険料納付金の見込みによる追加でございます。

続きまして、議案第4号、令和3年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第3号）を御説明申し上げます。

今回の補正は、介護保険事業に係る事務費の減額が主なものでございます。

補正予算書の3ページをお願いします。

令和3年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ173万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億3,025万9,000円とするものでございます。

第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内訳につきまして、8ページから9ページをお願いします。

まず、歳入でございますが、3款2項国庫補助金は、介護保険法改正によるシステム改修事業

補助金の確定による減額でございます。

7款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの事務費の繰入金を減額しております。

次に、歳出でございますが、1款総務費1項総務管理費は、利用者負担割合変更によるシステム改修委託料及び介護認定調査用庁用車購入費の減額でございます。

以上で、議案第3号及び議案第4号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから2件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております2件については、委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。2件につきましては委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第3号、令和3年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、令和3年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

昼食休憩といたします。13時より再開いたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

日程第15. 議案第5号

○議長（初村 久藏君） 日程第15、議案第5号、令和3年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、波田安徳君。

○中対馬振興部長（波田 安徳君） ただいま議題となりました議案第5号、令和3年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由と内容について御説明申し上げます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和3年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,152万2,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

まず、歳入について御説明申し上げます。

8ページから9ページをお願いいたします。

4款繰入金1項他会計繰入金の15万6,000円は、一般会計からの繰入金の追加でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

2款施設費1項施設費1目施設管理費の15万6,000円は、燃油高騰に伴う燃料費の差額補正による追加でございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第5号、令和3年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第6号

○議長（初村 久藏君） 日程第16、議案第6号、令和3年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） ただいま議題となりました議案第6号、令和3年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、水道事業費用の消費税額の追加によるものでございます。

補正予算書3ページをお願いいたします。

第1条で、令和3年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、第2条で、令和3年度対馬市水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を第1款水道事業費用9億7,818万5,000円と定めるものでございます。

それでは、補正の内容について御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策で受注されました業者様の来島自粛や、長崎県からの水道管移設補償工事の延期及び渇水期での原水の河川水が不足する中で、発注工事での断水解除の目的で繰越し工事の増加により、控除税額の大幅な減少となり、消費税の納税が増加見込みのため、800万円を追加するものでございます。

以上で、議案第6号、令和3年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第6号、令和3年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第17. 市長の施政方針説明

○議長（初村 久藏君） 日程第17、市長の施政方針説明を行います。

市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 令和4年度一般会計及び特別会計予算の御審議をお願いするに当たります。予算編成方針とその概要を御説明申し上げます。

一昨年から人類の存在を脅かしてパンデミックとなっている新型コロナウイルス感染症において、今年になってからもオミクロン株の感染による全国的な第6波が到来し、連日の感染者数過去最多の更新、県内における2度目のまん延防止等重点措置の適用など、いまだ収束の兆しが見えない状況であり、今後も市民の生命や健康の維持、生活の維持に深刻な影響を及ぼすことが懸念されるところであります。このため、対馬市としてもワクチンの3回目の接種をはじめとした感染拡大防止対策とコロナで疲弊した経済の再生対策に全力で取り組んでまいります。

また、このような危機的な情勢の中、市民の生活環境においても、近年の気候変動により激甚化した気象災害が頻繁に発生する状況となり、市民の安心・安全な生活環境を維持する防災・減災・国土強靱化対策は喫緊の課題であり、計画的な施設整備が必須となっている状況であります。

一方、気候変動の大きな要因となっているCO₂削減対策につきましては、洋上風力発電をはじめとした再生可能エネルギーの普及を目指した取組や、磯焼け対策の一環ともなるブルーカー

ボン推進のための海藻バンク事業への取組について、関係漁業と協議を行ってまいりたいと考えております。

令和4年度は、第2次対馬市総合計画後期計画の2年目となります。世界的な取組であるSDGsや脱炭素社会の実行計画に乗り遅れることがあってはなりません。本総合計画を道しるべとして、可能な限りの施策を市議会とともに知恵を絞りながら実行してまいりたいと考えております。

また、デジタル変革時代に対応するための組織体制として、副市長をCIOとした部長級で組織するDX推進本部とDX担当部署を設置する予定であります。その上で、Society 5.0の時代に適応した組織体制を構築してまいります。

次に、平成27年度の基本計画策定からスタートしました対馬博物館もいよいよ4月30日に開館の予定であります。この博物館は、対馬の奥深い歴史や文化を発信する貴重な施設であり、対馬市を代表する施設として国内外に広くアピールしてまいります。アフターコロナにおける観光の起爆剤となることを確信しておりますので、観光客誘致事業と絡めての運営を行ってまいりたいと考えております。

令和4年度の予算は、こういった取組のほか、対馬ならではの地域活性化を図り、市民の所得向上と福祉の充実を目標に編成させていただきました。

その概要を御説明申し上げます。

国の令和4年度予算（案）は、いわゆる16か月予算の考え方の下、令和3年度補正予算と一体として編成され、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しつつ、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図るための予算とされております。

まず、令和3年度補正予算による感染拡大防止策等を着実に進めるとともに、令和4年度予算においても、引き続き5兆円の新型コロナウイルス感染症対策予備費を措置し、予期せぬ状況変化に備えることとし、次に、新しい資本主義の実現のため、成長戦略として科学技術立国の観点から過去最高の科学技術振興費を確保し、イノベーションを促進するとともに、デジタル田園都市国家構想の観点から地方創生推進交付金等による支援を行うほか、経済安全保障の観点から研究開発等を推進することとされております。

本市の令和4年度予算編成に当たりましては、政府予算の基本的な考え方や地方財政収支見通しの概要等を考慮しつつ、対馬市独自の施策を限られた財源の中で可能な限り計上したところがあります。その結果、令和4年度の予算規模は、一般会計と6つの特別会計を合わせて、総額406億7,567万2,000円であります。

また、地方公営企業法の適用を受けます水道事業会計は、収益的収入10億8,954万9,000円、収益的支出9億7,976万1,000円、資本的収入2億8,074万

2,000円、資本的支出6億5,705万7,000円としております。

一般会計につきましては、令和3年度予算と比較いたしましてプラス1.5%の312億5,200万円としております。

歳入予算の主な内容でございますが、市税は対前年度比プラス4.3%となっております。これは令和3年度当初予算において新型コロナウイルス感染症の影響等による市税の減収を見込んでいたことによるもので、令和4年度につきましては、現状での見込みとしております。

地方交付税につきましては、地方財政計画における総額が対前年度比6,153億円、3.5%のプラスとなっておりますが、その配分や算定方法等が未確定であることを考慮して、対前年度比プラス2.2%での計上としております。

また、財政調整基金、減債基金、合併振興基金などから約24億9,000万円を繰り入れるほか、財源補填のある辺地対策事業債、過疎対策事業債、臨時財政対策債などを主に約35億5,000万円の市債を計上し、予算を編成いたしました。

次に、歳出予算について性質別にその概要を御説明いたします。

人件費では、職員数の減や選挙事務に係るものの減等により職員給与費が減額となっており、対前年度比マイナス2.9%となる約46億4,000万円を計上しております。

物件費では、対馬博物館のオープン、塵芥処理施設保守費用、市税に係る電算システムの導入や更新に係る費用の増等により、対前年度比プラス4.6%となる約60億3,000万円を計上しております。

維持補修費では、市民の要望に対し機動的に対応できるよう、市道、農林道、河川などの補修工事費等、約1億9,000万円を計上しております。

扶助費では、生活保護費、障害者自立支援事業費、児童措置費等、約35億3,000万円を計上しております。

補助費等では、県病院企業団負担金の増や離島航空路維持費補助金、寺泊等推進補助金の増等により、対前年度比プラス4.2%の約52億3,000万円を計上しております。

公債費では、元利償還金合計、約48億1,000万円を計上しております。

普通建設事業費では、市道及び漁港・漁場整備のほか、認定こども園建設、厳原港国際ターミナル建設等、約50億3,000万円を計上しております。建設事業費の増加は、公債費の増加に連動するため、財政の健全性保持を念頭に置いて、産業基盤対策、生活基盤対策事業等を重点的に推進しているところであります。

また、近年多発する大規模な自然災害の復旧などに即時対応できるよう、予備費として6,000万円を計上しております。

次に、令和4年度の主な取組について、第2次対馬市総合計画に掲げる将来像に向けた「4つ

の挑戦」ごとに御説明いたします。

1つ目の挑戦は、「若者を中心に対馬がにぎわっている」、「未来を創る子どもたちに対馬愛が育まれている」、「大人たちが対馬に誇りを持っている」という将来像「みんなが主役になる希望の島」を目指しての「ひとづくり」でございます。

若者の移住・定住推進のため、移住者に対する引っ越し経費、住宅家賃や奨学金の返還支援のほか、島内での婚活支援、結婚新生活支援、雇用創出に取り組む事業者への支援、交流イベント、地域の祭りの継続支援などに係る事業を実施いたします。

対馬らしい働き方や生きがい創出のため、コミュニティー活動や地域づくりへの支援、障害者の社会参画支援、老人クラブ活動への支援、シルバー人材センター運営支援のほか、特定地域づくり事業協同組合に対する財政的支援を実施するとともに、その自走化支援や市内におけるマルチワーク推進に携わる新たな島おこし協働隊の配置を予定しております。

安心して子供を育てることができ、対馬を愛する心豊かな子供を育み、親子が豊かな経験ができる子育て環境をつくるため、安心出産支援、不妊・不育治療費助成、子育て世代包括支援センター事業、ひとり親家庭への支援、ファミリーサポートセンター事業、離島留学生の受入れ、放課後子ども教室、島内3高校の魅力化支援、地域の特徴を生かした総合的学習、学校給食への地元産の食材提供支援、子ども夢づくり基金による小中学生の活動支援、教育支援センターの運営などに係る事業実施のほか、新たな認定こども園建設工事に着手いたします。

SDG sの推進を担う島づくり人材を育成し、対馬が直面する課題解決に向けた取組を推進するとともに交流人口拡大を目指し、域学連携の取組成果をベースに対馬グローバル大学や対馬学フォーラムの開催、対馬市SDG s研究奨励などに係る事業実施のほか、大学や企業との共同研究、実践活動を推進いたします。

対馬の歴史や伝統文化を保全し、市民が対馬の魅力に誇りを持ち、様々な行事や交流等の生涯学習の機会を増やすため、公民館講座、対馬の歴史・文化・伝統の伝承に関する取組への支援などに係る事業実施のほか、LINE等のSNSやホームページを活用しての行政情報提供やデジタル行政推進のため、スマートフォンの操作を1対1で分かりやすく説明する無料相談窓口の開設を予定しております。

2つ目の挑戦は、「一次産業が持続可能な形で続けられる」、「観光産業等で地域経済が活性化している」、「新産業が作られ、雇用も多く確保できている」という将来像「地域経済が潤い続ける島」を目指しての「なりわいづくり」でございます。

持続可能な農林業の推進のため、耕作放棄地の有効活用の推進、経営の安定や規模拡大のための支援、農産物や木材の輸送コスト助成、対州そばや原木シイタケ生産者への支援、高性能林業機械導入支援、農林業の担い手確保対策、有害鳥獣対策、森林環境譲与税の活用、林道整備など

に係る事業を実施いたします。

持続可能な水産業の推進のため、離島漁業再生支援交付金事業、燃油高騰対策や鮮魚・活魚等の輸送コストの助成による漁業者の経営改善支援、漁業後継者育成支援、未利用魚等の流通促進支援、漁港・漁場整備などに係る事業を実施します。

持続可能な観光業の推進のため、「福岡事務所」及び「よりあい処つしま」等を活用した積極的な国境のしま対馬の発信、自然・文化・歴史等の地域資源を活用した体験メニューや旅行商品の開発、三宇田浜園地、鰐浦園地のリニューアルなどの事業を実施するほか、社寺を活用した宿泊施設整備及び体験コンテンツの磨き上げなどへの支援を行い、訪日外国人を含めた旅行者の誘客や、長期滞在及び再訪意欲の向上を図ります。

持続可能な流通体制の構築、新たな産業の創出や持続可能な企業経営のため、特産品の開発支援、ふるさと納税返礼品の取扱い品目の拡大、地域商社を中心とした対馬産品の加工商品開発や販売促進の支援、各種イベントと連動した対馬産品のPR、創業・事業拡大への支援、廃校を活用した新規事業に対する支援、商工業者の生産性向上設備の導入等に対する支援などを実施します。

3つ目の挑戦は、「地域主導の活動が勧められている」、「福祉・医療体制が維持され、安心して暮らせる」、「暮らしのライフラインが維持されている」という将来像「支え合いで自立した島」を目指しての「つながりづくり」でございます。

国境の島である対馬において、人のつながりによって得られる文化・自然・歴史・地域の豊かさを追求した対馬らしい持続可能な島づくりを目指して、国内外の多様な主体が交流・連携する仕組みや機会をつくるため、国境マラソン大会、国境サイクリング大会、朝鮮通信使ゆかりのまち全国交流大会等のイベントや、小中学生を対象とした市内での多文化体験事業などを実施します。

高齢化が進む中で、全ての市民が生き生きと健康に、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指すため、各種検診の実施や啓発のための情報発信、地域の組織・団体による健康づくり活動や講習会への各種支援や高齢者の買い物支援、各種相談体制の充実などに係る事業を実施します。

生活インフラの維持と安全・安心なまちづくり、島内外の交通システムの利便性向上のため、道路・トンネル・橋りょうの定期的な点検、長寿命化や改良整備、消防団施設の更新、地域主体の防災・災害対策、路線バス維持の支援、コミュニティバスの運営支援、スクールバスの一般混乗の拡大、航空路・航路の路線維持などに係る事業を実施します。

なお、令和4年度は市道尾浦浅藻線のトンネル部分の工事に着手します。

4つ目の挑戦は、「豊かな自然環境が回復している」、「環境に負荷をかけない暮らしをして

いる」、「地域の資源をうまく活用している」という将来像「自然と暮らしが共存する島」を目指しての「ふるさとづくり」でございます。

里地里山の多様な生物との共生、海洋環境の保護により、豊かな自然の恵みを持続可能な形で享受できる地域づくりのため、国内希少野生動植物種であるツシマヤマネコ、ツシマウラボシシジミの保護対策、特定外来種ツマアカスズメバチ駆除対策、森林再生活動、生物多様性保全や環境配慮型の農業への取組支援、磯焼け対策などに係る事業を実施します。

ごみの削減とリサイクル推進のため、漂流・漂着ごみの発生抑制対策、発泡スチロール等の漂着ごみのペレット化による処分費の抑制やその利活用の検討、生ごみの分別と回収率向上対策、合併浄化槽の設置推進などに係る事業を実施します。

気候変動対策に貢献する環境負荷の低いエネルギーの地産地消を目指して、木質バイオマスの利用、洋上風力発電の導入に向けた調査・実証実験に係る事業を推進します。

対馬を代表する歴史文化遺産を保存し、その価値を後世に継承していくため、対馬藩関連遺産群保存整備、越高遺跡、お船江跡などの保存整備、宗家文庫史料等の保存・研究、対馬の盆踊り保存活動への支援、対州馬の保存活用などに係る事業を実施します。

以上が、第2次対馬市総合計画に掲げる将来像への「4つの挑戦～対馬づくり～」に基づく各種事業でございます。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大はいまだ終わりが見えませんが、このような状況の中、リモートワークなど働き方の改革が大きく進んでおり、パソコンがあればどこでも働ける人々が増え、地方への移住の関心も高まっています。

また、世界的大ヒットゲームにより、国外からも対馬が注目されています。対馬の豊かな自然や歴史ある文化をフルに活用し、より多くの方から「訪れてみたい」「住んでみたい」「住み続けたい」と思われる島づくりを目指し、取り組んでまいります。

引き続き、市政に対します市民の皆様並びに議員各位の大いなる御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年2月24日、対馬市長、比田勝尚喜。

○議長（初村 久藏君） 以上で、市長の施政方針説明を終わります。

日程第18. 議案第7号

○議長（初村 久藏君） 日程第18、議案第7号、令和4年度対馬市一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま議題となりました議案第7号、令和4年度対馬市一般会計

予算について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

予算の説明に先立ち、予算書と併せて別途配付しております当初予算資料を御覧ください。

一般会計をはじめ対馬市の各会計当初予算の概要を記載しております。

3ページの当初予算総括表に、対馬市各会計の令和4年度当初予算額、前年度当初予算額との比較並びに増減率を記載しております。4ページに一般会計の歳入内訳比較表、5ページに歳出目的別内訳比較表、6ページに歳出性質別内訳比較表をそれぞれ記載しております。御参照くださるようお願いいたします。

それでは、予算書3ページをお願いいたします。

令和4年度対馬市一般会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ312億5,200万円と定め、第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を、4ページから8ページにかけての「第1表歳入歳出予算」によると定めております。

第2条で、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額を、10ページ、11ページの「第2表継続費」によると定めております。

第3条で、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を、10ページ、11ページの「第3表債務負担行為」によると定めております。

第4条で、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、同じく12ページ、13ページの「第4表地方債」によると定めております。

第5条で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの限度額を80億円とし、第6条で、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

4ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算についてでございますが、歳入及び歳出の款項の区分の金額について、4ページから8ページの第1表歳入歳出予算のとおりでございます。

10ページをお願いいたします。

第2表継続費につきましては、（仮称）豊玉認定こども園建設事業、市道尾浦浅藻線道路改良事業、厳原港国際ターミナル建設事業、消防署中部支署建設事業の継続費総額をそれぞれ8億8,320万円、46億1,800万円、9億7,380万円、5億8,356万円とし、期間及び年割額を定めております。

第3表債務負担行為につきましては、情報通信基盤整備負担金、対馬市GIS写真地図データ更新業務委託料の債務負担の期間をそれぞれ令和4年度から令和9年度、令和4年度から令和

7年度、限度額をそれぞれ8億2,500万円、8,239万円といたしております。

12ページをお願いいたします。

第4表地方債につきましては、公共事業等債から臨時財政対策債までそれぞれ限度額を定め、限度額合計を35億4,830万円といたしております。

それでは、14ページから記載します歳入歳出予算事項別明細書により、主なものを御説明いたします。

本年度の予算の状況は、合計欄に記載します312億5,200万円で、対前年度比4億6,400万円、1.5%の増でございます。これは対馬博物館運営費や塵芥処理施設の維持管理費などの増によります物件費の増や、湯多里ランドつしま施設改修事業、認定こども園建設事業、厳原港国際ターミナル建設事業などの大型事業に係る経費の増が大きな要因でございます。

まず、歳入でございますが、1款市税は、28億6,177万円、前年度比1億1,799万9,000円の増でございます。これは令和3年度当初予算において、新型コロナウイルス感染症の影響等による市税の減収を見込んでいたことによるもので、令和4年度につきましては現状での見込みとなっております。

2款地方譲与税から10款地方特例交付金及び12款交通安全対策特別交付金は、令和3年度の交付実績見込みや、令和4年度地方財政計画等を基に計上いたしております。

11款地方交付税は、地方財政計画におきましては3.5%の増でございますが、配分方法等が不確定であることを考慮して、対前年度比2.2%の増となる133億7,779万1,000円を計上しております。内訳につきましては、普通交付税を対前年度比1億8,339万6,000円増の122億7,779万1,000円、特別交付税を対前年度比1億円増の11億円をそれぞれ計上しております。

13款分担金及び負担金は、養護老人ホーム入所負担金、保育所入所負担金など、1億1,008万9,000円を計上しております。

14款使用料及び手数料は、各種公共施設の使用料、戸籍及び塵芥収集手数料など、3億5,779万4,000円を計上しております。

15款国庫支出金は、38億8,244万円の計上で、自立支援費負担金、施設型給付費負担金、生活保護費負担金、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金、地方創生推進交付金、社会資本整備総合交付金などがございます。

16款県支出金は、29億6,066万4,000円の計上で、保険基盤安定負担金、自立支援費負担金、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金、地籍調査事業補助金、海岸漂着物等地域対策推進事業補助金、漁港整備事業補助金、離島漁業再生支援交付金、産地水産業強化支援事業補助金などがございます。

17款財産収入は、6,912万7,000円の計上で、土地、建物の貸付収入などでございます。

18款寄附金は、2億5,050万円の計上で、ふるさと納税寄附金などでございます。

19款繰入金は、24億9,186万7,000円の計上で、主なものとして、財政調整基金、減債基金、振興基金、がんばれ国境の島対馬ふるさと応援基金、合併振興基金などからの繰入れでございます。

22款市債は、認定こども園建設、湯多里ランドつしま施設改修、市道改良、厳原港国際ターミナルビル建設などの事業に充当するため、公共事業等債、辺地対策事業債、過疎対策事業債など、35億4,830万円を計上しております。

次に、歳出でございますが、16ページをお願いいたします。

1款議会費は、議会活動費など1億8,747万8,000円の計上で、前年度と比較し78万4,000円の減となっております。

2款総務費は、39億2,311万3,000円の計上で、前年度と比較し1億9,588万3,000円の増となっております。増の主なものは、離島航空路維持費補助金、市税に係る電算システム等経費、浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業費、DX推進費などでございます。

3款民生費は、71億2,717万8,000円の計上で、前年度と比較しまして3億478万円の増となっております。認定こども園整備事業費の増が主な要因でございます。

4款衛生費は、42億5,784万円の計上で、前年度と比較しまして3,713万8,000円の増となっております。これは新型コロナウイルスワクチン接種事業費や、厳美清華苑施設改修事業費などが減となったものの、病院企業団負担金や塵芥処理費などが増となったことによるものでございます。

6款農林水産業費は、30億4,103万2,000円の計上で、前年度と比較しまして4億8,691万4,000円の減となっております。漁場・漁港整備事業費の減が主な要因でございます。

7款商工費は、13億7,896万5,000円の計上で、前年度と比較しまして3億428万2,000円の増となっております。増の主なものは、湯多里ランドつしま施設改修事業費の増が主な要因でございます。

8款土木費は、23億9,684万6,000円の計上で、前年度と比較しまして3億9,205万7,000円の増となっております。増の主なものは、厳原港国際ターミナル建設事業費、市道改良事業費、難知住宅建設事業費などでございます。

9款消防費は、13億9,522万円の計上で、前年度と比較しまして2億5,134万

3,000円の増となっております。増の主なものは、消防署支署建設事業費、消防団拠点施設整備費、防災対策費などでございます。

10款教育費は、26億1,363万9,000円の計上で、前年度と比較しまして4億3,969万6,000円の減となっております。博物館建設事業費の減が主なものでございます。

11款災害復旧費は、3,600万円の計上で、前年度と比較しまして1億9,740万円の減となっております。市道目保呂ダム支線の災害復旧費の減が主な要因でございます。

12款公債費は、48億1,088万2,000円の計上で、前年度と比較しまして9,856万1,000円の増となっております。

13款諸支出金は、旅客定期航路事業特別会計繰出金として2,380万7,000円を計上し、14款予備費は6,000万円を計上しております。

なお、184ページから191ページにかけまして特別職及び一般職の給与等明細書を、また192ページから195ページにかけまして継続費に関する調書を、196ページから201ページにかけまして債務負担行為に関する調書を、202ページ、203ページに地方債に関する調書を掲げておりますので、御参照方お願いいたします。

以上、簡単ではございますが、令和4年度対馬市一般会計予算の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 暫時休憩いたします。再開を2時5分からといたします。

午後1時52分休憩

午後2時05分再開

○議長（初村 久藏君） 再開いたします。

議案第7号について説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 第7号の関連で2点お尋ねをいたします。

まず、第1点目でございますけども、比田勝市政も、もう今年で2期目、そして6年目を迎えるわけでございますが、この令和4年度の予算に比田勝カラーがどれほど反映をされておるのかということをまず一点、お尋ねをいたします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 6年目となります予算に比田勝カラーがどれほど出されているかということでございますけども、このことにつきましては、先ほど施政方針のほうで述べさせていただきましたとおりでございますけども、特にこの中でも私が一番、重点項目といたしましては、やはり人口減少対策であります。この人口減少対策でこれをいかに抑えていくかということが最

重要認識ということと捉えておりますので、この中でUIターン事業とか、そしてまた、成婚のフルサポート事業、そして安心・安全な出産、不妊・不育治療等、こういったところを重点的に予算をつけさせていただいたところでもあります。

それとまた、昨年度、この3年度から継続しておりますけども、対馬3高校のほうをサポートするための課外活動に対して、指導者の招聘事業等も今年度も力いっぱいやっていきたいというふうに思っております。

それとまた、この観光対策関係につきましても、これまで韓国人観光客のほうが一辺倒というようなことで、多方面からいろいろな指摘も受けておりましたけども、これを打破するため、そしてまた、国内観光客をさらに誘致していくための施策等に予算づけをしているところでもあります。その一環といたしまして、ゴースト・オブ・ツシマ関係で訪れられる、特に外国人関係のお客様等をお迎えするために、寺泊の事業等を進めていきたい、そしてまた、アニメツーリズム等につきましても、壱岐、そして松浦市等と連携をしながら進めてまいりたいと思っております。

そのほかは、近年の地球温暖化対策といたしまして、浮体式の洋上風力発電等についても予算づけをしながら今後の対馬市の活性化を促すために、一所懸命に頑張ったいと思っておりますし、今、対馬でも磯焼け関係が進んでおりますが、このブルーカーボン事業として藻場対策事業も今、国のほうが全国で5か所ほど選定をするというようなことでもありますので、このことについても応募に手を挙げて、漁協等とともに一所懸命に頑張ったいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） いろいろとお話を聞かせていただきましたけども、洋上風力発電は、これはよしとしても、先ほど市長が言われたように、施政方針の中で4つの挑戦ということで、もろもろと長い文章ができていますが、非常に抽象的な目的も多いようでございますので、やはりすぐにしろと言っても難しいですよ。

まず、1期目は、前市長、名前はちょっと忘れてしまいましたけども、その人の行った、ごみがいっぱいあったということでございますけど、ごみを取るのに約4年間かかるわけですから、そして今回、2期目ですよ。残りあと半分ですから、この間に先ほど言われたものも含めて、やはり比田勝カラーだと、比田勝はこれを残したのだという政策を執っていただきたい、無駄に時間が流れても何もなりませんから、そのところを念頭にしっかりとカラーを出していただきたいと思えます。

それと、2点目でございますけれども、この対馬の出身の方、現に活躍されておられる方、特に今、毎日のようにテレビに出ておられます新庄剛志——日本ハムの監督、ビッグボス、毎日の

ようにネットで上がります。そして、NHK紅白でトリを執ったM I S I Aさん、これは日本を代表するというよりも、世界の歌姫でございます。2人のすばらしい対馬の出身者でございます。そして今、アメリカの大リーグで活躍しています大谷翔平さん、この方がよくアメリカで対馬のアナゴが非常にうまいのだというふうなPRもされておられます。今は、市長さんが先ほど申しましたように、インターネットとか何か使って、情報が攪乱する世の中で、このような有名な方を、メディアを利用して、活用して対馬をPRする、そのような予算は本年の4年の予算の中には入っておるでしょうか。お願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 大変ありがたい御提案だというふうに受け止めております。今現在のこの当初予算の中では入れておりませんが、実は、今、議員がおっしゃられた中で、ビッグボス——新庄剛志さんにつきましては、昨年度、ちょうどビッグボスが発表されたときに、こちらのほうから観光商工課の職員がアポを取って、東京の新庄さんの事務所のほうにお伺いをして、そのような今後の協議についていろいろとしてくる予定をしていたのですが、ちょうどそのときに日ハムの監督に就任というようなことで会えなかったということでありました。

ただ、今後、恐らくシーズンオフぐらいにならないとなかなか新庄さんについては会えないのかなと思っておりますし、先ほど申されました歌手のM I S I Aさんや大谷翔平さんにつきましても、あまりにも有名になりすぎてちょっと難しいところもあろうかなとは思っておりますけども、まずどこからか対馬のためにお力を貸していただけられないかというようなことはお尋ねをしていきたいと、その上でまた改めて補正等で計上をしていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） なかなか、有名な方に会うのは非常に難しいですが、難しいからと言っていたら前に進まないと思いますので、特にビッグボスは今、キャンプ中です。キャンプに行けば会えるわけですし、会いに行くときに対馬のアナゴを持って行って、大谷翔平もこれで食って頑張っておるのだということを言いながらも、まず会ってみるということです。無理、無理だとどうしようもありませんから。そして、冒頭申しましたように、インターネット、スマホ、もうこの時代ですから、一点から発射されると、一番いいのは本人からですけど、ばっと広がってしまいますから、そしてすごくPRになります。ぜひこのキャンプが終わるまでにアナゴを持って行っていただきたいと思えます。

それと、ゴースト・オブ・ツシマのやつなんですけども、早く形あるものにしていただいて、コロナが終わった後、これでいくのだと、観光はこれだというものをつくっていただくようお願いいたします。ぜひアナゴを持って行ってください。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、議長を除く全議員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、議長を除く全議員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

正副委員長互選のため、予算審査特別委員会を議員控室に招集します。

暫時休憩します。

午後2時17分休憩

午後2時29分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

報告します。予算審査特別委員会の委員長に糸瀬雅之君、副委員長に船越洋一君が決定しました。

なお、委員会の審査報告は3月17日に行います。

○議長（初村 久藏君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。明日は定刻から本会議を開き、議案説明等を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後2時30分散会

議事日程(第2号)

令和4年2月25日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第8号 令和4年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第2 議案第9号 令和4年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第10号 令和4年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第4 議案第11号 令和4年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第5 議案第12号 令和4年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第6 議案第13号 令和4年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第7 議案第14号 令和4年度対馬市水道事業会計予算
- 日程第8 議案第15号 対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第9 議案第16号 対馬市税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第17号 対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第11 議案第18号 対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第19号 対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第20号 対馬市歯科診療所条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第21号 対馬市ファミリーパーク条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第22号 対馬市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第23号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第17 議案第24号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(横浦地区)
- 日程第18 議案第25号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(雞知地区)
- 日程第19 議案第26号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(豊地区)

- 日程第20 議案第27号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(豊地区)
- 日程第21 議案第28号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(豊地区)
- 日程第22 議案第29号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(豊地区)
- 日程第23 議案第30号 市道の認定について (棧原3号線)
- 日程第24 同意第1号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第25 同意第2号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第26 同意第3号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第27 同意第4号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第28 同意第5号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第29 同意第6号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第8号 令和4年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第2 議案第9号 令和4年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第10号 令和4年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第4 議案第11号 令和4年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第5 議案第12号 令和4年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第6 議案第13号 令和4年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第7 議案第14号 令和4年度対馬市水道事業会計予算
- 日程第8 議案第15号 対馬市自家有用償バス運行に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第9 議案第16号 対馬市税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第17号 対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第11 議案第18号 対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第19号 対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第20号 対馬市歯科診療所条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第21号 対馬市ファミリーパーク条例の一部を改正する条例

- 日程第15 議案第22号 対馬市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第23号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第17 議案第24号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(横浦地区)
- 日程第18 議案第25号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(雞知地区)
- 日程第19 議案第26号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(豊地区)
- 日程第20 議案第27号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(豊地区)
- 日程第21 議案第28号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(豊地区)
- 日程第22 議案第29号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(豊地区)
- 日程第23 議案第30号 市道の認定について (棧原3号線)
- 日程第24 同意第1号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第25 同意第2号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第26 同意第3号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第27 同意第4号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第28 同意第5号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第29 同意第6号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について

出席議員 (19名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 糸瀬 雅之君 | 2番 陶山莊太郎君 |
| 3番 神宮 保夫君 | 4番 島居 真吾君 |
| 5番 坂本 充弘君 | 6番 伊原 徹君 |
| 7番 入江 有紀君 | 8番 船越 洋一君 |
| 9番 脇本 啓喜君 | 10番 春田 新一君 |
| 11番 小島 徳重君 | 12番 小田 昭人君 |
| 13番 波田 政和君 | 14番 小宮 教義君 |
| 15番 上野洋次郎君 | 16番 大浦 孝司君 |

17番 作元 義文君

18番 黒田 昭雄君

19番 初村 久藏君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	國分 幸和君	次長	平間 博文君
課長補佐	柚谷 智之君	係長	犬東 興樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
教育長	永留 和博君
総務部長	木寺 裕也君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	桐谷 和孝君
しまづくり推進部長	伊賀 敏治君
観光交流商工部長	村井 英哉君
市民生活部長	二宮 照幸君
福祉保険部長	乙成 一也君
健康づくり推進部長	松井 恵夫君
農林水産部長	黒岩 慶有君
建設部長	佐々木雅仁君
水道局長	立花 大功君
教育部長	八島 誠治君
中対馬振興部長	波田 安德君
上対馬振興部長	森山 忠昭君
美津島行政サービスセンター所長	瀧川 昌浩君
峰行政サービスセンター所長	藤原 亘宏君
上県行政サービスセンター所長	原田 勝彦君
消防長	主藤 庄司君

会計管理者 阿比留 裕君
監査委員事務局長 内山 歩君
農業委員会事務局長 主藤 公康君

午前10時00分開議

○議長（初村 久藏君） おはようございます。

日程に入ります前に、選挙管理委員会事務局書記長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。選挙管理委員会事務局書記長、桐谷和孝君。

○選挙管理委員会事務局書記長（桐谷 和孝君） おはようございます。

選挙管理委員会事務局から市民の皆様へお詫びを申し上げます。本日、庄司委員長が出席してお詫びすべきところでしたが、都合により出席できませんので、書記長の私のほうからお詫びさせていただきます。

令和4年2月20日執行の長崎県知事選挙における厳原第19投票所におきまして投票用紙の二重交付が発生いたしました。有権者に投票用紙を交付する際、2枚重なった状態で交付したものとされます。

今後このような事態が起これぬよう再発防止に努め、市民皆様の信頼回復に努めてまいります。申しわけございませんでした。

○議長（初村 久藏君） ただいまから議事日程第2号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第8号

○議長（初村 久藏君） 日程第1、議案第8号、令和4年度対馬市診療所特別会計予算を議題とします。提案理由の説明を求めます。健康づくり推進部長、松井恵夫君。

○健康づくり推進部長（松井 恵夫君） ただいま議題となりました議案第8号、令和4年度対馬市診療所特別会計予算につきまして、その提案理由と内容を御説明いたします。

予算書は3ページをお願いいたします。

令和4年度対馬市診療所特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億4,985万6,000円と定め、第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算」によると定めております。

それでは、6ページからの歳入歳出予算事項別明細書により主な予算につきまして御説明いたします。

本年度の予算の状況は合計欄に記載のとおり、4億4,985万6,000円で、対前年度比

746万3,000円、1.6%の減でございます。

8ページから9ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

1款診療収入、1項外来収入は、直営診療所の診療収入を対前年度比4.4%の減の2億1,843万6,000円としております。

2款使用料及び手数料、1項手数料は、診断書等手数料の収入見込み額を115万2,000円としております。

3款県支出金、1項県補助金、へき地医療対策費補助金は、実績等を基に2,000万円を計上しております。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、対前年度比14.5%、2,360万9,000円減の1億3,905万5,000円を計上しております。

10ページから11ページをお願いいたします。

6款諸収入、1項雑入は、予防接種特定健診等収入を対前年度比45.9%、2,225万8,000円増の7,071万3,000円を計上しております。このうち、1,956万円はコロナワクチン接種にかかる業務受託収入となります。

次に、歳出について御説明いたします。

12ページから13ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費に3億4,289万2,000円を計上しております。主なものといたしましては、1節報酬に医師及び看護師等会計年度任用職員報酬として1億6,163万2,000円を、10節需用費は各診療所の光熱水費693万1,000円、修繕料413万6,000円など、1,337万5,000円を、11節役務費は通信運搬費178万2,000円、生化学検査手数料745万8,000円など1,318万5,000円を、12節委託料は診療所への医師等派遣委託料、施設の保守点検委託料など2,981万2,000円を、13節使用料及び賃借料に診療所維持システム、派遣医師送迎タクシー借り上げ料など、1,018万2,000円を、14ページから15ページをお願いいたします。

18節負担金、補助及び交付金は、公設民営診療所運営費等補助金など1,051万1,000円を計上しております。

2款医業費、1項医業費は、直営診療所の医業用器具リース代、医薬材料費など1億696万4,000円を計上しております。

なお、16ページから20ページにかけまして、給与費明細書を掲げておりますので、御参照願います。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程第2. 議案第9号

日程第3. 議案第10号

日程第4. 議案第11号

○議長（初村 久藏君） 日程第2、議案第9号、令和4年度対馬市国民健康保険特別会計予算から日程第4、議案第11号、令和4年度対馬市介護保険特別会計予算までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保険部長、乙成一也君。

○福祉保険部長（乙成 一也君） ただいま一括議題となりました議案第9号から議案第11号につきまして、提案理由と内容について御説明申し上げます。

まず、議案第9号、令和4年度対馬市国民健康保険特別会計予算でございますが、予算書の3ページをお願いします。

令和4年度対馬市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億7,410万6,000円とするものでございます。

第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算」によるとするものでございます。

第2条で地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額を5億3,000万円と定めるものでございます。

次に、歳入歳出予算の主な内容につきまして、まず歳入でございますが、8ページから9ページをお願いします。

1款1項国民健康保険税は、1目一般被保険者分と2目退職被保険者等分を合わせまして7億9,470万6,000円を計上しております。

4款県支出金、2項県補助金は、1目保険給付費等交付金として33億1,442万4,000円を計上しております。

10ページから11ページをお願いします。

6款繰入金は、1項他会計繰入金として1目一般会計繰入金で、1節保険基盤安定繰入金から

5節財政安定化支援事業繰入金を合わせまして、3億4,181万9,000円を計上しております。

2項基金繰入金は、1目財政調整基金繰入金として1,869万2,000円を計上しております。

次に、歳出につきまして、14ページから15ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費は、1目一般管理費で11節役務費の通信運搬費、システム手数料及び12節委託料のシステム改修業務、3目医療費適正化特別対策事業は月額会計年度任用職員の人件費等を合わせて2,806万2,000円を計上しております。

2項微税费は、月額会計年度任用職員の人件費。

16ページから17ページをお願いします。

18節負担金、補助及び交付金の納税組合交付金などで1,860万1,000円を計上しております。

2款保険給付費、1項療養諸費は、1目一般被保険者療養給付費から、予算書18ページから19ページをお願いします。5目審査支払手数料まで合わせて、27億5,932万7,000円を計上しております。

2項高額療養費は、各目合わせ4億8,380万円を計上しております。

4項1目の出産育児一時金は、40名分、1,680万円を計上しております。

5項1目葬祭費は、1件当たり2万円で、80件を見込み160万円を計上しております。

20ページから21ページをお願いします。

3款国民健康保険事業費納付金は1項医療給付費分、2項後期高齢者支援金等分及び3項介護納付金分、合わせまして10億9,362万6,000円を計上しております。

5款保険事業費、1項特定健康診査等事業費は、特定健康診査受診率向上のための会計年度任用職員の人件費。

22ページから23ページをお願いします。

特定健康診査の委託料、また負担金、補助及び交付金で、人間ドックを受診されるとき助成として2万円を上限に100名分200万円など合わせ、6,159万2,000円を計上しております。

24ページから27ページに給与費明細書を添付しておりますので、御参照願います。

続きまして、議案第10号、令和4年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書は3ページをお願いします。

令和4年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第

1条第1項で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億3,667万1,000円とするものでございます。

第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出予算の主な内容につきまして、まず歳入でございますが、8ページから9ページをお願いします。

1款1項後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料と普通徴収保険料を合わせて、2億7,212万8,000円を計上しております。

5款繰入金、1項一般会計繰入金は、1目事務費繰入金及び2目保険基盤安定繰入金を合わせて1億6,187万1,000円を計上しております。

次に、歳出につきまして、12ページから13ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、職員人件費のほか、18節の広域連合事務費負担金などで2,815万円を計上しております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金及び保険料納付金として、4億787万2,000円を計上しております。

16ページから20ページに給与費明細書を添付しておりますので、御参照願います。

最後に、議案第11号、令和4年度対馬市介護保険特別会計予算につきまして、予算書の3ページをお願いします。

令和4年度対馬市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億9,713万4,000円とするものでございます。

第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算」によるとするものでございます。

第2条で地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合として、保険給付費の各項で計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用としております。

次に、歳入歳出予算の主な内容につきまして、まず歳入でございますが、8ページから9ページをお願いします。

1款保険料、1項介護保険料は、第1号被保険者にかかる特別徴収保険料及び普通徴収保険料等6億2,856万2,000円を計上しております。

3款国庫支出金、1項国庫負担金は、介護給付費負担金6億3,748万4,000円を、2項国庫補助金は、調整交付金及び地域支援事業交付金として3億6,830万3,000円をそれぞれ

れ計上しております。

4款1項支払基金交付金は、第2号被保険者に係る保険料で支払基金からの介護給付費交付金及び地域支援事業交付金と合わせまして10億2,243万9,000円を計上しております。

10ページから11ページをお願いします。

5款県支出金、1項県負担金は、1目介護給付費負担金5億4,182万8,000円。2項県補助金は、4目介護予防事業及び5目包括的支援事業等にかかる地域支援事業交付金として3,809万5,000円を計上しております。

7款繰入金、1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金として職員給与等繰入金のほか4節の低所得者保険料軽減負担繰入金など合わせまして6億5,820万4,000円を、2項基金繰入金は介護給付費準備基金繰入金として7,514万4,000円を計上しております。

12ページから13ページをお願いします。

9款諸収入、2項サービス事業収入は、介護予防支援事業収入として介護予防サービス計画費のほか、包括的継続的ケアマネジメント支援事業費など2,700万円を計上しております。

次に、歳出につきまして、14ページから15ページをお願いします。

1款総務費は、職員給与等の人件費、一般事務費など4,997万4,000円を計上しております。

3項1目介護認定審査会費は、委員報酬、16ページから17ページをお願いします。11節役務費の医師の意見書作成手数料など2,181万7,000円を計上しております。

2目認定調査等費は、会計年度任用職員の人件費、認定調査委託料など1,548万6,000円を計上しております。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費は、主に居宅介護サービス給付費負担金など合わせまして、18ページから19ページをお願いします。32億5,489万1,000円を計上しております。

2項1目介護予防サービス給付費は、8,944万3,000円を計上しております。

3項その他諸費は、1目審査支払手数料として329万円、4項高額介護サービス等費は、8,136万2,000円、5項高額医療合算介護サービス費は、1,138万2,000円、6項特定入所者介護サービス等費は、1億8,829万1,000円をそれぞれ計上しております。

20ページから21ページをお願いします。

8款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費は、介護予防・生活支援サービス事業負担金など1億3,470万円を計上しております。

2項一般介護予防事業費は、介護予防教室の経費やケーブルテレビを利用した健康体操の放送委託料、介護予防団体助成金など882万7,000円を計上しております。

22ページから23ページをお願いします。

3項1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、地域包括支援センターの職員及び月額会計年度任用職員の人件費のほか、12節委託料の生活支援コーディネーター事業委託料。18節対馬市社会福祉協議会出向職員の派遣職員給与等負担金。研修会負担金など合わせて1億2,246万2,000円を計上しております。

2目任意事業費は、24ページから25ページをお願いします。権利擁護のための成年後見人制度報酬助成金など合わせて、518万6,000円を計上しております。

4項その他諸費は、1目審査支払手数料、2目介護予防サービス計画作成委託料合わせて920万8,000円を計上しております。

26ページから32ページに給与費明細書を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、議案第9号から議案第11号までの説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから3件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程第5. 議案第12号

○議長（初村 久藏君） 日程第5、議案第12号、令和4年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、波田安徳君。

○中対馬振興部長（波田 安徳君） ただいま議題となりました議案第12号、令和4年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算について、提案理由と内容について御説明申し上げます。

予算書の3ページをお願いします。

令和4年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,214万6,000円とするものでございます。

第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算」によるとするものでございます。

まず、歳入について御説明申し上げます。

8ページから11ページをお願いします。

1款事業収入、1項事業収入の186万1,000円は、旅客運賃及び貨物運賃でございます。

2 款国庫支出金、1 項国庫補助金の 1,310 万 1,000 円は、赤字航路事業に対する国の補助金でございます。

3 款県支出金、1 項県補助金の 327 万 5,000 円は、赤字航路事業に対する県補助金でございます。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金の 2,380 万 7,000 円は、一般会計からの繰入金でございます。

5 款財産収入、1 項財産運用収入は、基金利子 1,000 円でございます。

6 款繰越金、1 項繰越金は、前年度繰越金 10 万円でございます。

7 款諸収入、1 項雑入は、高齢者医療助成事業の差額金でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

12 ページから 15 ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費の 2,486 万円は、職員、船員等の人件費、旅費及び日本旅客船協会等の負担金が主なものでございます。

2 款施設費、1 項施設費の 1,106 万 9,000 円は、渡海船運航に必要な燃料費、修繕料及び渡海船利用者陸上交通運航委託料、船舶保険料が主なものでございます。

3 款公債費、1 項公債費の 611 万 7,000 円は、長板浦待合所建設及び渡海船建造にかかる交通事業債の償還金元金及び利子でございます。

また、4 款 1 項に予備費の 10 万円を計上しております。

16 ページから 20 ページに給与費明細書、21 ページには地方債の前々年度末における現在高、並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、御参照願います。

以上、簡単でございますが説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程第 6. 議案第 13 号

日程第 7. 議案第 14 号

○議長（初村 久藏君） 日程第 6、議案第 13 号、令和 4 年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算及び日程第 7、議案第 14 号、令和 4 年度対馬市水道事業会計予算の 2 件を一括議題としま

す。

提案理由の説明を求めます。水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） ただいま一括議題となりました議案第13号、令和4年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算及び議案第14号、令和4年度対馬市水道事業会計予算につきまして、続けて提案理由とその内容を御説明申し上げます。

まず、議案第13号、令和4年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書3ページをお願いいたします。

令和4年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,375万9,000円とするものでございます。

第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算」によるとするものでございます。

予算概要の歳入について御説明申し上げます。

8ページから9ページをお願いいたします。

1款使用料及び手数料、1項使用料269万4,000円は、下水道使用料。

3款繰入金、1項他会計繰入金2,099万4,000円は、一般会計からの繰入金。

4款繰越金、1項繰越金1,000円は、前年度繰越金。

5款諸収入、1項雑入7万円は、下水道加入金でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

10ページから11ページをお願いいたします。

1款下水道事業費、1項下水道管理費、1目一般管理費15万6,000円は、主に下水道使用料金の徴収業務委託料でございます。

2目施設管理費803万2,000円は、集落排水処理施設の維持管理にかかる費用でございます。

2款公債費、1項公債費1,557万1,000円は、地方債償還金の元金及び利子を計上しております。

12ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、御参照ください。

続きまして、議案第14号、令和4年度対馬市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算書の3ページをお願いいたします。

第1条で令和4年度対馬市水道事業会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第2条で業務の予定量は、給水戸数を1万5,185戸、年間総配水量を400万5,294立方

メートル、1日平均給水量を1万973立方メートルとするものでございます。

主要な建設改良事業は3億5,661万4,000円で、その内訳は施設整備事業等で1億7,340万円、簡易水道基幹改良事業として、峰町の三根地区と美津島町の中西部地区の2つの簡易水道事業で、1億8,321万4,000円を予定しております。

第3条で収益的収入の予定額を、第1款水道事業収益10億8,954万9,000円。

収益的支出の予定額を、第1款水道事業費用9億7,976万1,000円と定めるものでございます。

第4条で資本的収入の予定額を、第1款資本的収入2億8,074万2,000円。

資本的支出の予定額を、第1款資本的支出6億5,705万7,000円と定めるものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額3億7,631万5,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額2,554万7,000円、当年度分損益勘定留保資金2億2,839万9,000円、減債積立金3,689万7,000円、建設改良積立金8,547万2,000円で補填するものでございます。

4ページをお願いいたします。

第5条で起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定め、第6条で一時借入金の限度額を5億円と定め、第7条で予定支出の各項の経費の金額の流用について定め、第8条で議会の議決を得なければ流用することのできない経費を定め、第9条で一般会計からの負担金の額を定め、第10条でたな卸資産の購入限度額を1,000万円と定めるものでございます。

以上、地方公営企業法第24条第2項の規定により、御提案するものでございます。

5ページから予算に関する説明書、25ページから付属資料を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第13号、令和4年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算及び議案第14号、令和4年度対馬市水道事業会計予算の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから2件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第8号から議案第14号までの7件は配付しております議案審査付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

日程第8. 議案第15号

○議長（初村 久藏君） 日程第8、議案第15号、対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。しまづくり推進部長、伊賀敏治君。

○しまづくり推進部長（伊賀 敏治君） ただいま議題となりました議案第15号、対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の11ページ、新旧対照表は2ページから3ページをお願いします。

今回の改正は2点ございます。

1つ目は、厳原町阿連地区から美津島町今里地区を經由して対馬病院まで通院できるように、阿連・今里線を追加するものです。起点は阿連バス停、終点を今里バス停とし、今里バス停からは尾崎地区を起点とする対馬病院行きの乗合バスに乗り継ぐことができるようになります。

料金については、距離運賃換算表をもとに算定しており、290円と設定しております。

なお、本路線については予約制としており、前日までの予約が必要となります。

2つ目は、対馬市自家用有償バスを利用する際の使用料の減額適用について、証明書の提示を、現行では身体障害者手帳等の原本により確認を行うこととしておりましたが、昨今、スマートフォンアプリ等を活用した対象者の確認方法が普及していることから、これらの方法による確認も可能とするため、「証明書等割引の対象者であることが確認できるもの」に改正するものです。

なお、附則といたしまして、施行日を令和4年4月1日としております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第15号、対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例について、討論

はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案の通り決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は原案の通り可決されました。

日程第9. 議案第16号

○議長（初村 久藏君） 日程第9、議案第16号、対馬市税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長、二宮照幸君。

○市民生活部長（二宮 照幸君） ただいま議題となりました議案第16号、対馬市税条例の一部を改正する条例は、市民生活部所管の議案でございますので、その提案理由と内容につきまして、御説明申し上げます。

新旧対照表の4ページ、5ページを御参照願います。

今回の改正は固定資産税の減免に当たり、申請基準の見直しを行うため、対馬市税条例の一部改正を行うものであります。

改正の主な内容でございますが、現在、固定資産税の減免は減免申請書の提出により実態を確認し、減免処理をしておりますが、生活保護者や公益のための減免対象者については毎年、減免申請書の提出が必要となっております。

今回の改正では、前年度に減免を受けた者で当該年度において引き続きその減免事由に変更がないと確認できる場合は、減免継続にかかる減免申請書の省略を行うことにより、減免対象者の申告漏れの防止及び申請にかかる事務負担の軽減を目的とし、令和4年度の固定資産税の課税から適用するため所要の改正を行うものであります。

なお、附則で施行期日を令和4年4月1日といたしております。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第16号、対馬市税条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案の通り決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は原案の通り可決されました。

日程第10. 議案第17号

○議長（初村 久藏君） 日程第10、議案第17号、対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育部長、八島誠治君。

○教育部長（八島 誠治君） ただいま議題となりました議案第17号、対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、教育委員会所管の議案でございますので、提案理由とその内容について説明申し上げます。

新旧対照表6ページを御覧ください。

今回の改正は令和4年度から佐須中学校が厳原中学校に統合することによるスクールバス通行区間について所要の改正を行い、併せて修正等を行うものでございます。

第2条第3号について、現在、久根浜から金田小学校がある下原まで運行しておりますので、現状に合わせるため「小茂田」を「下原」に改めます。

また、厳原中学校まで通行区間を延伸するため、第4号中、「下原」を「下原～棧原」に改め、日掛から下原の区間が漏れておりましたので、第4号の次に日掛～下原を加え、第5号から1号ずつ繰り下げるものでございます。

なお、附則で施行期日を令和4年4月1日としております。

以上、簡単ですが説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第17号、対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案の通り決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は原案の通り可決されました。

暫時休憩いたします。再開を11時10分からとします。

午前10時51分休憩

午前11時10分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

日程第11. 議案第18号

日程第12. 議案第19号

○議長（初村 久藏君） 日程第11、議案第18号、対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例及び日程第12、議案第19号、対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保険部長、乙成一也君。

○福祉保険部長（乙成 一也君） ただいま一括議題となりました議案第18号及び議案第19号につきまして、提案理由と内容につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第18号、対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表の7ページをお願いします。

この条例は令和3年4月1日より休園しておりました小船越へき地保育所の廃止に関しまして一部改正するものでございます。同保育所につきましては、平成2年度において、入所児童数が6名で、うち4名が卒園となり新たな入所児童も見込めないため、令和3年度以降、集団におい

て個々の子供の特性を育むという基本的な保育方針にそぐわないなど健全な保育環境が確保されないと判断し、当該保護者、関係区長、関係民生委員及び保育士との一致した見解の下、令和3年4月より休園としておりました。

その後、令和4年度以降の取り扱いに関し、昨年12月、再度関係者と協議を行い、児童数が増える見込みが立たないなど、施設を運営することが困難である旨の御理解をいただきましたので、令和4年3月31日をもって廃止とさせていただきます。

なお、附則で施行日を令和4年4月1日からとしております。

続きまして、議案第19号、対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表の8ページをお願いします。

この条例は対馬市において、放課後児童健全育成事業を実施する上で、設備及び運営基準を定めた条例で、配置が必要となる放課後児童支援員の資格にかかる経過措置について、令和4年3月31日としておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、従事希望者の研修受講が十分に進んでいない状況から、その経過措置の期間を令和7年3月31日まで3年間延長するものでございます。

なお、附則で施行日を令和4年4月1日からとしております。

以上で、議案第18号及び議案第19号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

まず、議案第18号について質疑ありませんか。

11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） 小船越保育所の件については、入所希望の児童数とか理解できました。

それで、あと、施設の取り扱い等については、何か地区の要望とかあるいは管理とかいろんなことで計画があるのかどうかを聞きたいと思います。

○議長（初村 久藏君） 福祉保険部長、乙成一也君。

○福祉保険部長（乙成 一也君） 小島議員の質問にお答えします。

廃止する小船越へき地保育所の今後の利用の計画についてということですが、でございますけれども、維持管理につきましては福祉保険部のほうで続けていきまして、今後の利用については今のところ特にございません。地域のほうからもまたそのような話もまだしていない状況です。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） 施設の状況を、私も何回か足を運んだことがあるんですが、まだ耐用年数的とか施設の状況等からは、もし活用しようと思えば活用が可能のように感じていますが、いかがでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 福祉保険部長、乙成一也君。

○福祉保険部長（乙成 一也君） 今後の利用につきましては、また関係者とよく相談しながら調整していきたいと思っております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第18号は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。議案第18号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから議案第18号について、討論、採決を行います。

議案第18号、対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案の通り決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は原案の通り可決されました。

次に、議案第19号、対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は配付しております議案審査付託表のとおり、所管の厚生常任委員会に付託します。

日程第13. 議案第20号

○議長（初村 久藏君） 日程第13、議案第20号、対馬市歯科診療所条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康づくり推進部長、松井恵夫君。

○健康づくり推進部長（松井 恵夫君） ただいま議題となりました議案第20号、対馬市歯科診療所条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容を御説明いたします。

議案書21ページ、新旧対照表は9ページをお願いいたします。

今回の改正は佐護歯科診療所の施設廃止に伴う改正でございます。利用者の減少及び対馬市全体の歯科医療体制の集約化を図るため、地区及び管理運営を委任している歯科医師と協議を行った結果、廃止に対するの同意が得られましたので、別表中、佐護歯科診療所の名称、位置を削るものでございます。

なお、附則で施行日を公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日としております。

以上、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、島居真吾君。

○議員（4番 島居 真吾君） この佐護歯科診療所は、営業を止めるという話は前もって職員の方から聞いていましたけど、水害等で機材が壊れるたびに何百万円とかになるんで、ちょっと運営は難しいと聞いていたんですけど。高齢の方が歯医者に行くときにどうしても自分じゃ行けないという方がいると思うんですよ。そのときに、歯医者を閉める、歯科診療を閉める代わりになる、仁田にしても佐須奈にしても、行くときの交通の手段は考えておられませんか。

○議長（初村 久藏君） 健康づくり推進部長、松井恵夫君。

○健康づくり推進部長（松井 恵夫君） 廃止に伴う高齢者の配慮についてということでございますけれども、その分につきましては考えておりません。近隣の1番近いところは佐須奈歯科診療所、仁田歯科診療所でございますけれども、そのような高齢者への配慮については考えてはおりません。

○議長（初村 久藏君） 4番、島居真吾君。

○議員（4番 島居 真吾君） 今、考えておられないということですが、やっぱり交通手段を持たない弱者の方を助けてあげるような行政の考えはあってもいいんじゃないですかね。週に2回ほど確か診察があっていたと思うんです。週に2回は仁田なり佐須奈なり、患者さんがあったら時間を決めて運ぶという、そういった手段を考えていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（初村 久藏君） 健康づくり推進部長、松井恵夫君。

○健康づくり推進部長（松井 恵夫君） 佐護歯科診療所につきましては、当初、昭和62年より

週3回で診療が開始されております。その後、患者の減少等もありまして、平成28年からは週1回半日の勤務ということで伺っております。今回廃止ということになっております。

○議長（初村 久藏君） 島居真吾君。

○議員（4番 島居 真吾君） 患者数が減った過程においては、歯医者の方の機材が水で浸かって、ほかのところに行く方が増えたから1つは減っていると思うんです。だから、もう少しこういう年寄りとか弱者に手厚い手を差し伸べるような、政策をとってもらいたいと思いますので。

今後、運用、歯医者にかかれる方のバスなり交通の手段を確保してもらいたいと思います。

○議長（初村 久藏君） 何かありますか。答弁は。いや、これもう3回したからあと1回。

○議員（4番 島居 真吾君） 即答は無理だと思いますので、どうか検討をよろしく願います。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 検討をお願いしますということです。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第20号、対馬市歯科診療所条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案の通り決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は原案の通り可決されました。

日程第14. 議案第21号

○議長（初村 久藏君） 日程第14、議案第21号、対馬市ファミリーパーク条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、波田安徳君。

○中対馬振興部長（波田 安徳君） ただいま議題となりました議案第21号、対馬市ファミリー

パーク条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容について御説明申し上げます。

新旧対照表の10ページお願いいたします。

改正の理由でございますが、人気のあるアクティビティ機器を導入し、来園者数の向上を目指すため、その使用料金の設定が必要なことから、条例の一部改正をお願いするものでございます。

内容は第3条関係の別表の改正で、主なものは別表種別のゴーカートコースの区分にセグウェイカート1台2周を追加し、使用料を300円とし、種別に施設内（園路）を、区分にキックスクーター1台20分までごと、セグウェイ1台20分までごとを追加し、料金は両者とも300円とするものでございます。

なお、附則において施行日を令和4年4月1日からといたしております。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は配付しております議案審査付託表のとおり、所管の産業建設常任委員会に付託します。

日程第15. 議案第22号

○議長（初村 久藏君） 日程第15、議案第22号、対馬市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。消防長、主藤庄司君。

○消防長（主藤 庄司君） ただいま議題となりました議案第22号、対馬市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防本部所管でございますので、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

今回の改正は消防団員数が減少していることや災害が多発化、激甚化する中、消防団員の負担が増加していることを踏まえ、消防団員を確保することを目的とした消防団員の処遇等改善に関して、消防庁長官からの通知を受け、改正するものでございます。

新旧対照表11ページから13ページを御参照ください。

第9条は報酬支給となる災害の定義を明確にし、第13条は消防団員への報酬を年額報酬と出勤報酬に改め、その支給額についてそれぞれ別表第1及び別表第2に掲げる報酬額により支給することなどを規定しております。

現行、第14条に規定の機関員手当につきましては、改正案では年間報酬の役務の範疇として

取り扱うこととしますので、同条を削除し、第15条を第14条に繰り上げ、同条に規定の出動手当は出動報酬に改めることから、その部分を削除するなど、費用弁償にかかる条項の整理を行い、以降それぞれ1条ずつ繰り下げます。

次に、別表第1は年額報酬額を定めるもので、団員階級の報酬額を現行1万8,000円から国から示された標準額の3万6,500円に引き上げ、他の階級についても記載の通り改正いたします。最高額は団長の8万2,500円となります。

別表第2は出動手当から出動報酬へと改正する火災出動などの報酬額で、こちらも国が示した1日当たり8,000円を標準額として換算し、現行からほぼ倍額に改正、これまで分団運営費で賄っておりました訓練や夜警の出動についても出動報酬として記載のとおり支給するものでございます。

なお、附則で施行期日につきましては、令和4年4月1日からとしております。

以上、大変簡単でございますが、議案第22号の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。

議案第22号、対馬市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案の通り決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は原案の通り可決されました。

日程第16. 議案第23号

○議長（初村 久藏君） 日程第16、議案第23号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画

についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。しまづくり推進部長、伊賀敏治君。

○しまづくり推進部長（伊賀 敏治君） ただいま議題となりました議案第23号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書29、30ページをお願いいたします。

本件は辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

30ページ、総合整備計画書案の仁位辺地でございますが、豊玉診療所のレントゲン撮影装置が設置してから16年以上経過し、保守部品の供給期間が終了したため、新たなレントゲン装置の更新を追加するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。

議案第23号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案の通り決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は原案の通り可決されました。

日程第17. 議案第24号

日程第18. 議案第25号

日程第19. 議案第26号

日程第20. 議案第27号

日程第21. 議案第28号

日程第22. 議案第29号

○議長（初村 久藏君） 日程第17、議案第24号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（横浦地区）から日程第22、議案第29号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（豊地区）までの6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、佐々木雅仁君。

○建設部長（佐々木 雅仁君） ただいま一括議題となりました議案第24号から議案第29号は建設部所管の議案でございますので、続けて提案理由とその内容について御説明申し上げます。

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、横浦地区、雞知地区、豊地区でございますが、本6議案は地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を変更するため議会の議決をお願いするものでございます。

議案書31ページをお願いします。

初めに、議案第24号、横浦地区でございますが、本件は旧豊玉町が事業主体で施工しました千尋藻漁港整備事業に伴い、海岸保全施設関連用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、その区域を豊玉町横浦字大浅浦に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、33ページの位置図に赤色で表示している部分、34ページと35ページの字図及び求積平面図に着色表示している部分で、豊玉町横浦字大浅浦430の9から430の10地先で、面積が572.46平方メートルの土地でございます。

37ページをお願いします。

次に、議案第25号、雞知地区でございますが、本件は旧美津島町が事業主体で施工しました高浜漁港整備事業に伴い、漁港施設用地及び水路敷として公有水面の埋め立てを行ったもので、この区域を美津島町雞知字濱ノ原陰甲に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、39ページの位置図に赤色で表示している部分、40ページと41ページの字図及び求積平面図に着色表示している部分で、美津島町雞知字濱ノ原陰甲42の3から甲57の7地先で、面積が9,667.57平方メートルの土地でございます。

次に、議案第26号から議案第29号、豊地区でございますが、同地区内に対象工区がA工区からD工区まで4工区ございますので、併せて御説明いたします。

議案書の43ページをお願いします。

議案第26号でございますが、本件は旧上対馬町が事業主体で施工しました豊漁港整備事業に伴い、漁港施設用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この区域を上対馬町豊字東在所に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、45ページの位置図にA工区と表示している部分、46ページと47ページの字図及び求積平面図に着色表示している部分で、上対馬町豊字東在所506の7から506の8地先で、面積が372.09平方メートルの土地でございます。

49ページをお願いします。

次に、議案第27号でございますが、本件は旧上対馬町が漁港施設用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この区域を上対馬町豊字大多に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、51ページの位置図にB工区と表示している部分、52ページと53ページの字図及び求積平面図に着色表示している部分で、上対馬町豊字大多1382の3から1339の2に隣接する道に隣接する埋め立て地にいたる地先で、面積は3,121.23平方メートルの土地でございます。

55ページをお願いします。

次に、議案第28号でございますが、本件は対馬市が事業主体で公有水面の埋め立てを行ったもので、この区域を上対馬町豊字島ノ浦に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、57ページの位置図にC工区と表示している部分、58ページと59ページの字図及び求積平面図に着色表示している部分で、上対馬町豊字島ノ浦1385の3に隣接する道及び1384の7に隣接する道の地先で、面積が255.99平方メートルの土地でございます。

61ページをお願いします。

次に、議案第29号でございますが、本件は一般県道大浦比田勝線の整備に伴い、道路用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この区域を上対馬町豊字大多に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、63ページの位置図にD工区表示している部分、64ページと65ページの字図及び求積平面図に着色表示している部分で、上対馬町豊字大多1337から1339の7に隣接する道路地先及び1339の1に隣接する道路から1339の6に隣接する道路地先で、面積が494.92平方メートルの土地でございます。

以上で議案第24号から議案第29号までの説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから6件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております6件は委員会への付託を省略したいと思いま

す。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。

6件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、6件について一括して討論、採決を行います。

議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号及び議案第29号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、横浦地区1件、雞知地区1件、豊地区4件について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

6件は原案の通り決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。6件は原案の通り可決されました。

昼食休憩といたします。再開を1時からといたします。

午前11時46分休憩

午後1時00分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

作元議員より早退の届け出があっております。

日程第23. 議案第30号

○議長（初村 久藏君） 日程第23、議案第30号、市道の認定について（棧原3号線）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、佐々木雅仁君。

○建設部長（佐々木 雅仁君） ただいま議題となりました議案第30号、市道の認定について（棧原3号線）の提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書67ページをお願いいたします。

本路線は治山ダムの工事用道路及びダムの流末排水路として整備されたもので、このたび工事が完了したことにより近隣住民の生活道路として活用されることから、対馬市巖原町棧原48番地10地先を起点とし、同48番地21地先を終点とする延長75.0メートルを市道として認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

なお、位置につきましては68ページを御参照ください。

以上、簡単ではございますが、議案第30号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。

議案第30号、市道の認定について（棧原3号線）について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案の通り決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は原案の通り可決されました。

日程第24. 同意第1号

日程第25. 同意第2号

日程第26. 同意第3号

日程第27. 同意第4号

日程第28. 同意第5号

日程第29. 同意第6号

○議長（初村 久藏君） 日程第24、同意第1号から日程第29、同意第6号までの対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） ただいま議題となりました同意第1号から同意第6号までにつきましては、いずれも対馬市固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴う委員の選任についてでございますので、続けて提案の御説明をいたします。

同意第1号から第6号の中島徹也氏、永瀬勝也氏、波田博利氏、永留秋廣氏、大石邦一氏、近藤義則氏の各氏につきまして、ともに再任をお願いするものでございます。いずれの方におきましても、人格、識見とも申し分なく、固定資産評価審査委員会委員として適任と考え、地方税法

第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期は令和4年5月1日から令和7年4月30日までの3年間となっております。何卒、御同意のほど、よろしく願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから6件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。6件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。

6件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、6件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、これから各案ごとに採決します。

同意第1号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。同意第1号は同意することに決定しました。

同意第2号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。同意第2号は同意することに決定しました。

同意第3号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。同意第3号は同意することに決定しました。

同意第4号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。同意第5号は同意することに決定しました。

同意第6号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。同意第6号は同意することに決定しました。

○議長（初村 久藏君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後1時09分散会

令和4年 第1回 対馬市議会定例会会議録(第9日)

令和4年3月4日(金曜日)

議事日程(第3号)

令和4年3月4日 午前10時00分開議

日程第1 会派代表質問

日程第2 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会派代表質問

日程第2 市政一般質問

出席議員(19名)

1番 糸瀬 雅之君	2番 陶山莊太郎君
3番 神宮 保夫君	4番 島居 真吾君
5番 坂本 充弘君	6番 伊原 徹君
7番 入江 有紀君	8番 船越 洋一君
9番 脇本 啓喜君	10番 春田 新一君
11番 小島 徳重君	12番 小田 昭人君
13番 波田 政和君	14番 小宮 教義君
15番 上野洋次郎君	16番 大浦 孝司君
17番 作元 義文君	18番 黒田 昭雄君
19番 初村 久藏君	

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	國分 幸和君	次長	平間 博文君
課長補佐	柚谷 智之君	係長	犬束 興樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
教育長	永留 和博君
総務部長	木寺 裕也君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	桐谷 和孝君
しまづくり推進部長	伊賀 敏治君
観光交流商工部長	村井 英哉君
市民生活部長	二宮 照幸君
福祉保険部長	乙成 一也君
健康づくり推進部長	松井 恵夫君
農林水産部長	黒岩 慶有君
建設部長	佐々木雅仁君
水道局長	立花 大功君
教育部長	八島 誠治君
中対馬振興部長	波田 安德君
上対馬振興部長	森山 忠昭君
美津島行政サービスセンター所長	瀧川 昌浩君
峰行政サービスセンター所長	藤原 亘宏君
上県行政サービスセンター所長	原田 勝彦君
消防長	主藤 庄司君
会計管理者	阿比留 裕君
監査委員事務局長	内山 歩君
農業委員会事務局長	主藤 公康君

午前10時00分開議

○議長（初村 久藏君） おはようございます。

報告します。上野洋次郎君及び脇本啓喜君から遅刻の届出がっております。

ただいまから議事日程第3号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 会派代表質問

○議長（初村 久藏君） 日程第1、会派代表質問を行います。

本日の登壇は、1会派を予定しております。

それでは、通告により発言を許します。対政会、1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） 皆様、おはようございます。1番議員の糸瀬雅之です。

本日は、令和4年第1回定例会の会派對政会を代表いたしまして質問させていただきます。

今日は、支援者の方から「あんまりぎしゅまんごと頑張ってこい」と言われていますので、落ち着いて質問をさせていただきたいと思います。

今年に入り、1月から、やはり恐れていました新型コロナウイルスのオミクロン株の感染が、対馬市において第6波の影響が出ております。連日、対馬市内でも数名の感染者の報告が確認されております。

観光業界や、飲食店の時短要請など、コロナ禍で影響を受けておられます対馬市民の皆様、今まさに大変なときではございますが、過去を振り返ることなく前向きに頑張ってくださいと思います。

それと、2月20日の長崎県知事選挙において、39歳の若さで当選をされました大石賢吾知事におかれましては、お祝いを申し上げますとともに、長崎県、そして対馬市発展のためにも御尽力いただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして、会派代表質問をさせていただきます。

第2次対馬市総合計画（後期計画）には、4つの挑戦がございます。

今回は、ひとつづくりに関連した子育て世代の支援、若者の移住・定住について4点質問させていただきます。

まず、1点目は、保育施設の備品及び環境整備についてでございますが、対馬市内には、認定こども園や保育所、幼稚園といった施設が各地にございますが、ほとんどが旧6町時代からの建物であり、老朽化が進んでおり、対馬市として今後、施設内の備品、空調設備、遊具設備について、子供たちが通いたい、保護者が通わせたいと感じられる環境整備にどのように取り組んでいけるのか、市長の答弁をお願いいたします。

次に、2点目は、2年間に及ぶコロナ禍で対馬市民の経済的負担軽減措置として、昨年6月にも一般質問をさせていただきました子ども夢づくり基金の子育て世代への島外遠征費の旅費の見直しについて質問させていただきます。

日韓関係の影響や、新型コロナウイルスの感染拡大により、対馬市の様々な業種で働いている方々には、何らかの経済的な影響を受けておられると思います。国や県、対馬市からの様々な給付金や補助金を頂いておりますが、現状ではなかなか厳しい経済状況であります。

子育て世代の保護者にとりましては、大半が共働き世帯が多く、子供たちがやりたいスポーツ

や文化活動、習い事、みんな保護者は子供の成長のために精いっぱい働き、家計のやりくりをしながら頑張って子育てをしておられます。

対馬に生まれてきた子供たちは、離島のハンディを背負いながら県大会へ試合に行き、そこで様々な経験をし、成長してっております。子供たちに親は選ばません。裕福な家庭、独り親家庭、経済的に厳しい家庭など、様々な家庭環境がございます。子供たち、そして保護者が安心して島外のスポーツ、文化活動の大会に行けますよう、補助金の交付基準の見直しの検討はできないか答弁をお願いいたします。

3点目ですが、特別支援学校（小学、中学部）の設置に向けた取組と進捗状況について質問させていただきます。

第2次対馬市総合計画33ページにも掲げてありますように、「特別支援学校（小中学部）の設置に向けた取組を強化する」と書かれてありますが、過去に数名の議員の皆様から一般質問でも取り上げられましたが、その後、対馬市、県教育委員会、保護者との話し合いなど、現在の進捗状況がどのように進んでいるのか答弁をお願いいたします。

最後に、4点目の若者の移住・定住について質問させていただきます。

今、全国的にも人口減少の問題はどここの自治体も抱えている問題であります。対馬市でも皆誰もが感じているように、まさにここ数年間で緊急事態に近いような状況になるのではないのでしょうか。

過去3年間のデータを見ていますと、生まれてくる出生数は平均ですが1年間で180名、高齢者を中心に亡くなられていく死亡者数は過去3年間平均で460名、高校卒業後、島外に進学、または就職をされる高校生が100名といたしますと、毎年500名を超える人口減少となり、5年後は、対馬市の人口は2万6,000人を切ると思われております。

今、対馬市も補助金を活用したり、全国に対馬市のPRをして、Iターン、Uターン、移住・定住の促進に取り組まれてはいますが、結果としてなかなか満足していないかと思われれます。

今後、対馬市としまして、組織改革を行い、人口減少対策、移住・定住を専門とした部署を設置をし、民間企業に力を借りるなど、進めていくべきと思いますが、市長の答弁をお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） おはようございます。対政会、糸瀬議員の質問にお答えいたします。

初めに、保育所における備品及び施設内外の環境整備についてでございますが、現在、公立の保育所につきましては、認可保育所が6施設、僻地保育所が公設民営を含み5施設となっており、その中で、建設後30年以上を経過した施設が5施設ございます。これらの施設におきましては、

施設の老朽化、経年劣化等により、修繕や改修が必要となる箇所が発生している状況ではありますが、保育の安全性を保つため、緊急性及び必要性等を検討しながら対応しております。

そのような中で、施設の備品や遊具施設につきましては、それぞれの状況により優先順位などを検討しながら更新、修繕等の対応を行うとともに、閉園となりました保育所の備品や遊具等についても必要とする保育所での再利用に努めておりますので、今後もこのような備品等の有効利用と併せながら対応してまいります。

次に、空調設備につきましては、毎年、数施設において故障等が発生し、修繕等を行っている状況ではありますが、今後においても、もろもろの状況などを考慮しつつ対応してまいります。

また、各施設の保育室につきましては、空調設備を整備しておりますが、一部の保育所において遊戯室での冷暖房利用に支障が発生している状況もございますので、根本的な改修等が必要と思われる施設につきましては、今後の保育所配置計画を含めた諸条件を基に、全体的な優先順位等を検討し、対応してまいります。

このように、一部の保育所においては老朽化による施設への影響、空調設備の一部不備等が見られますが、今後の保育所運営につきましても緊急かつ必要な改修、修繕等を行うことにより、保育環境の整備に努め、より安心・安全な保育に取り組んでまいります。

次に、人口減少対策についてでございますが、人口減少対策は、本市の取り組む重要施策であり、企業誘致及び移住・定住の推進はその中心的な事業でございます。

まず、大胆な企業誘致をとの質問であります。このことにつきましては、さきの9月定例会の質問でも答弁いたしましたとおり、輸送コストや天候に左右される海上輸送不安などにより、製造業の誘致は非常に困難な状況であります。

しかしながら、近年は観光関連の高級宿泊施設のニーズが高まっており、あらゆるチャンネルを使って、その誘致に注力しているところであります。

また、ソフトウェア業、情報処理サービス業などの情報収集も行っており、製造業以外の企業誘致も模索しているところでございます。

また、新型コロナウイルスの影響で、テレワークの意識と環境が進み、現在、ワーケーション誘致事業も進めているところでございます。

移住・定住の専門部署としては、令和3年4月にしまづくり推進部内に地域づくり課を新設しております。

また、10月には職員1名を増員し、体制の強化を図るなど、移住・定住のための取組強化に努めているところであります。

移住・定住促進対策につきましては、平成29年6月にしまぐらし応援室を設け、移住相談窓口の一元化や、移住ポータルサイトの開設、お試し住宅や定住支援住宅の整備、移住・定住支援

補助金の創設など、積極的に移住支援対策に取り組んできたところであり、移住相談等の業務も増加している状況であります。

移住者の状況は、平成30年が115人、令和元年度が134人、令和2年度が128人と増加傾向であります。

移住・定住促進対策の中でも、生活の根幹となる住居対策が非常に重要であると考えておりまして、定住支援住宅の整備や空き家バンクの登録拡充などに取り組んでおります。

また、空き家バンク制度に関連する施策についての民間企業等への委託につきましては、島内での関連企業の動向等を注視しながら、事業効果が見込めるような状況になれば検討してまいりたいと考えております。

私のほうからは、以上であります。

○議長（初村 久藏君） 教育長、永留和博君。

○教育長（永留 和博君） 対政会、糸瀬議員の御質問にお答えします。

まず、対馬市子ども夢づくり補助金については、対馬市子ども夢づくり基金を活用し、市内の子供たちのスポーツ活動や文化活動、体験活動、地域間交流活動、就学支援活動等の支援として補助金を交付しております。

議員御承知のとおり、スポーツ活動振興費補助金の交付基準では、市内の予選会を経て県大会に出場する場合、旅行行程1泊2日を上限として算出した旅費の3分の2以内で、さらに県大会を経て九州・全国大会に出場する場合は、旅行行程を3泊4日以内とし、算出した旅費の5分の4以内で補助金を交付しております。

また、オープン大会等に自主的に参加する団体及び個人に対しても、旅行行程1泊2日を上限として算出した旅費の3分の1以内で、年1回を限度として補助金を交付しております。

市といたしましては、県大会出場に係る経費については、基本的には自己負担であると考えますが、県大会へ出場する場合において、対馬からでは前日に本土に移動し、大会に出場する旅行行程がほとんどであります。このようなことから、離島であるがゆえのハンディを支援するとともに、スポーツ活動の振興を図ることを目的に補助金を交付しているところであります。

議員の質問でもありましたように、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育て世代の方々においては様々な経済的負担が生じていると存じますが、対馬市は他の自治体よりも多くの補助金を交付しておりますし、子ども夢づくり基金についても限られた財源の中で運用しておりますので、現時点におきましては、交付基準の見直しは考えておりません。

次に、特別支援学校（小・中学部）の設置に関しましては、設置を望む方々の思いを受けながら、設置者である県と協議を重ねていることは、これまでも本会議でお答えしてきたとおりです。

今年に入り、1月7日になりますが、私が県庁に赴き、対馬市に特別支援学校（小・中学部）の設置を願う市長、教育長連名の要望書を平田修三県教育長に直接手渡してまいりました。その際、12月に実施した保護者を対象にしたアンケート結果等を基に、対馬市の特別支援教育の現状や課題、特別支援学校（小・中学部）設置の必要性について説明をしてまいりました。

要望内容につきましては、平田教育長にも御理解をいただき、今後は就学が見込まれる児童生徒数の経緯を見据えながら、設置場所の選定も含め、設置に向けて総合的に検討していただくことを確認しております。その後、第二期長崎県特別支援教育推進基本計画第一次実施計画の中に新たな取組として、対馬地区における小・中学部設置の検討、このことが記され、2月17日の県教育委員会会議で承認をされております。

今後も、県と市が連携を図りながら、設置に向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） まず、特別支援学校のほうから一問一答で質問をさせていただきたいと思えます。

先ほど、教育長のほうから報告がありましたように、今年に入って、1月の7日、県庁のほうに市長と教育長で行かれたと、そういうふうには先ほど答弁がありました。これは、まず一歩進んだ大変よいことではないかと思っております。この特別支援学校に向けて、やはり対馬市がずっと、数年前からこの問題は、ほかの議員さんも含めて一般質問等でされておられたと思えます。

数年前、嘆願書が島内8,829名、島外9,006名の合計1万7,835名の嘆願書が出ており、昨年2月の県議会でも県教育長が、対馬市教育委員会と連携し、協議を進めながら設置の可能性について検討していくと答弁をされております。その後、教育長、そして市長も9月に一般質問をされた伊原議員さんの答弁の際にも、設置に向けた運営の在り方など、具体的な協議を進め、保護者の意見を十分に聞き、設置に向けて県に働きかけていくと、それで1月の7日に行かれたと思えます。その後、まず対馬市内に各特別支援学校の生徒数、これは私の資料にございますように、小学校で82名、中学校で34名の障害を持って学校に通われているお子さんがいらっしゃいます。このように、毎年この数字はほとんど変わっていないような数字の中で、やはり今後、これは絶対進めていかななくてはならない問題だと思っております。

そこで、教育長や市長さんに確認をしたいのですが、今、こういった学校で、特別支援学校に通われているお子さんの教室なり、状況なりを視察されたことはございますか。そこを答弁お願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 教育長、永留和博君。

○教育長（永留 和博君） 県のほうの特別支援学校ですか。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） いいえ、市内です。

○教育長（永留 和博君） 市内には、特別支援学校高等部の分教室はありますけれども、小学部、中学部はありませんので、特別支援学級ならばちょくちょく訪問をさせていただいております。

○議長（初村 久藏君） 1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） 確かに今、支援学級のほうで障害者のお子さんを見ておられます先生、介助員の皆さん、やっぱり大変な思いをされて、一生懸命取り組んでおられます。

2学期にアンケートを取られたという、保護者から、先ほど答弁がございました。そのアンケートの内容、教育長は見られて、どのような内容が書かれていましたか。お願いします。

○議長（初村 久藏君） 教育長、永留和博君。

○教育長（永留 和博君） 12月に取ったアンケートは、対馬市に特別支援学校の小・中学部を設置した場合に、お子様を通学させられますかというふうな内容でアンケートを取らせていただきました。

結果としては、県が求めている10名前後の特別支援学校の児童生徒数にアンケートでは達したような結果となりましたので、その結果を受けて、1月上旬に県の教育長に直接、要望書を手渡したところです。

○議長（初村 久藏君） 1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） アンケートの結果は、10名前後が毎年行けるといような結果の内容だったということですね。分かりました。

それでは、やっぱり設置の、あとは問題は場所になってくると思います。この設置の場所につきましては、やはり対馬市でいろいろな新築を建てるとなると、予算がかかるでしょう。私は、廃校になった施設とか様々あると思います。やはり豊玉地区に今、塩浦小学校、また、今後は廃校となる南小学校とか、いろいろ廃校の学校があると思います。そこら辺を踏まえて、厳原方面から、そして上対馬方面から送迎バスを利用してその学校に通うことができる、そのような体制づくりが一番いいのではないかと私は思っております。いろいろと保護者の意見も聞きながら、県とも協議を進めながら、これはスピード感を持ってやってもらわないと、障害を持って育てています保護者は、やっぱり毎日、対馬市にいつできるのか、いつ設置してもらえるのか、大変期待しております。教育長さんも、市長さんも、本当、今までずっと、昔から問題になってきた特別支援学校の設置、小・中学校、今、高校は対馬高校のほうに虹の原の分校がございすけれども、できれば小中高一貫となった体制づくりが保護者も望んでいると思います。教育長さん、どうでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 教育長、永留和博君。

○教育長（永留 和博君） 私も小・中学部をぜひ設置をして、小中高と連携した特別支援教育が

できればということは望んでおります。それから、先ほど議員が言われましたけれども、廃校を利用するということは、今のところ考えておりません。といいますのは、廃校利用ならば、もうすぐできるのですけれども、子供たちを隔離してしまうという形になりますし、将来を見据えたとき、ほかの障害を持っていない子供であるとか、いろんな子供たちと接しながら育てていくということが子供にとっても非常によいということで、できれば小学校や中学校の校舎の中に特別支援学校の小・中学部を設けるというふうな方向で、今、県とは協議を進めております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） そうすると、新しくどこかに新設を計画をしているという考えでよろしいですか。小中高の、そういう意味でよろしいですか。

○議長（初村 久藏君） 教育長、永留和博君。

○教育長（永留 和博君） 新たに特別支援学校として新しい校舎を造るというふうな計画ではありません。既存の小学校や中学校に併設をした形で準備を進めていきたいというふうに県とは確認をしております。

○議長（初村 久藏君） 1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） 分かりました。それでは、今の教育長の答弁は分かりました。

それと、やはり今、小学校、中学校で島外に、大村とかに行かれています保護者、子供たちも含めて、やはり夏休み、春休み等は寮が閉まるということで、みんな保護者が連れて帰ってくるわけですが、そういった休み期間に預けられる施設、そういったのも市長、検討してもらえないでしょうか。そういった保護者は、やはり休み期間は自分で、夏休みとかは見なければならぬということで、一番負担になっている部分があるのですけれども、市長、どのようなお考えをお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 確かに、夏休み等につきましては、帰省をされて各家庭で教育をされていると思いますけれども、このことについて市のほうでどのような対応が可能なのかは、まだ私も詳しく勉強もしておりません。そういうことで、今後そうなったときに、市としての対応がどのような形になるのかは、いろいろと今後、まず調査、勉強から入って検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（初村 久藏君） 1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） 分かりました。これは保護者から出た御意見でございますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それと、このような特別支援学校を、今、美津島地区の保護者の方が子供の思いを書かれた手

紙が、ある議員さんを通して私のほうに来ておりますので、この手紙を読ませていただきたいと思います。これは、小学校1年生、今度2年生に上がられるお母さんから頂いた手紙でございます。

長男が我が家に生まれてきて、育てるということ以外にも、いろんなことを考えながら今までやってきました。重い障害を持っているから、生まれて育ったところで大きくなれない。そうではなく、自宅から行ってきます、行ってらっしゃい、おかえりなさい、ただいま、そういう当たり前の生活をしたい。地域の皆さんにとっても育てていただきたい。ただそれだけなんです。楽しいときは一緒に笑いたい、できるようになったことを共に喜びたい、成長をそばで見守りたい、できることなら、長男より一日でもいいから長く生きたい、いつも私はそう思っています。障害を持って生まれてきた子供たちの未来に、その家族に、就学に対する不安が少しでも軽減されるよう、将来の選択肢が少しでも広がるよう、対馬にも特別支援小学部・中学部ができることを切に願います。今回、このようにお伝えする機会を頂けたことに深く感謝しています。私たちの思いを、声をよろしくお願いいたします。

このようにお母様から手紙を頂いております。ですから、やはりこのような保護者の皆さん、対馬全島、まだまだたくさんいらっしゃいます。そういう思いを含めて、ぜひ一日でも早い特別支援学校の設置に向けて、市長をはじめ教育長さん、スピード感を持ってやっていただきたい。よろしくお願いいたします。

市長、最後に、このケーブルテレビを見られています保護者の皆様に強いメッセージをお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） この特別支援学校の小学部・中学部の設置につきましては、私もこのことについてはぜひ対馬市のほうに創設をしまいたいということで、これまでも申し上げてまいりました。

先ほど、教育長のほうからも答弁がございましたように、県の教育委員会のほうでも検討するということが示されたところでありますので、今後、議員おっしゃられるように、できる限り早い段階でこの夢が実現するように努力をしまいたいというふうに思います。

○議長（初村 久藏君） 1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） ありがとうございます。

次に、保育所関係の環境整備について質問させていただきます。

今、対馬市の子育て世代への支援とか、いろいろと行っていただいていると思いますが、今、対馬市に在籍をされていますこども園、保育所、僻地保育所、幼稚園など、約1,000人ほどいると認識をしております。今、コロナ禍で保育施設等も休園等が全国的にされておりますが、

この保育施設にどのような感染対策等を保護者に通達をされているのか、御答弁のほうをよろしくお願いします。

○議長（初村 久藏君） 福祉保険部長、乙成一也君。

○福祉保険部長（乙成 一也君） お答えいたします。

保育所のほうにいろいろ、コロナにおける注意事項、どのような通知をしているかということでございますけれども、コロナの感染者等が発生したごとに、県からの通達事項を各保育所、また、こどもクラブとかに、そこら辺に通知をしておるところでございます。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） 今、答弁いただきました。それで、この保育所の設備関係なんですけれども、やはり昨年度、福岡のほうで、保育所の送迎バスの中で幼い子供が亡くなられたという事故がございました。その中で、近年、このように大変地球も温暖化で気温も高い状況の中で、やはり保育所内の気温も、大変、子供たちも熱い中遊んだり、やられている状況でございますけれども、対馬各地、いろんところが保育所の施設もやっぱり老朽化をしております。特に、上県町、佐須奈保育所、仁田保育所、ここの部分につきまして、私も視察に行きました。やはり保育所内のテーブルとか椅子、そういったものも古いものもありますけれども、やっぱり使う、それを旧保育所の、廃校になった保育所から持ってきた部分とかいろいろ見ました。やはりそういったものを、点検をよくしていただいて、同じ通わせる保護者にとりましては、平等に扱っていただきたいということが希望でございます。

それと、やはり空調設備、佐須奈保育所と仁田保育所には、部屋にはございますけれども、遊ぶフロア、そこには空調設備がございません。ぜひ一度、もう一度点検をしていただいて検討して、6月の補正予算でも組んでいただいて、早急に施設にエアコン等の設置を考えていただきたい。市長、答弁のほうをお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） この保育所関係の設備関係でございますけれども、特にその中でも佐須奈保育所、そして仁田保育所につきましては、遊戯室専用の空調設備がないとお聞きしております。そういう中で、隣の保育室のほうからの窓を開けて今、利用しているということはこの前、私も聞いたものですから、こういうことではちょっと、やはり大事な子供を預かる上では申し訳ないというようなことで、佐須奈保育所、そして仁田保育所については再度調査をして、6月補正になるかどうかは分かりませんが、できる限り早い段階で改修か、また、新設かを含めて実施をしてみたいというふうに指示をしております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） ぜひ一度、保育所内で検討されて、点検をして前向きに進めていただきたいと思います。と思っています。

次に、今、保育所は僻地保育所というのが対馬市内に5か所あると思いますが、この僻地保育所に通われるお子さんたち、これは今、弁当を持参で行かれていると思うのですが、ほかの保育所は御飯のみ、こども園もそうですけども、御飯のみの持参ということですが、この御飯と弁当の違いを少しお聞かせ願いたいと思います。

○議長（初村 久藏君） 福祉保険部長、乙成一也君。

○福祉保険部長（乙成 一也君） お答えいたします。

僻地保育所に関しましては、確かにおっしゃるとおり、今、弁当を持参していただいている状況でございます。このことについては、全体的な保育環境の中でどのような形にしていこうかというの、一応、検討はしております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） いろいろ、僻地保育所にも多いところと少ないところの人数がございまして、極力、朝の保護者の負担を減らしていただきたいと思います、そのように検討していただければいいかと思っております、よろしく願いしておきます。

それと、今の子育て世代につきまして、いろいろと対馬市も支援をしていただいていると思いますが、私からの、対馬市独自の支援として3つのお願いをしたいのですが、これは検討課題としていただきたいのですが、まず出産の、やはり子供を、人口減少の問題がありますけども、まず出産の3人目のお祝い金として、これはやっぱり10万と私は言いますが、できるだけ3人目ぐらいからお祝い金をつくっていただきたい。そして、やはり独り親世帯がございまして。そういった方々にも小学校入学時にランドセル等の補助金、全額ではございませんけども、一部、ランドセル等の補助金等の対馬市独自の補助金体制、そしてやはり子供たちが遊べる遊具施設や公園が対馬島内各地、これは保護者が一番要望されていることとございまして。これは教育委員会関係になりますけども、やはり遊具施設の、そんなに大きくない公園で構いません。小さい公園でも、遊具がそろって遊べる公園がやっぱり保護者は欲しいと言っております。もう一度、教育長さんをはじめ教育委員会の方々には、予算も確かにありましようけども、よろしく願いしておきます。教育長さん、よろしく答弁のほうをお願いします。

○議長（初村 久藏君） 教育長、永留和博君。

○教育長（永留 和博君） 遊具施設につきましては、全市的なバランスであるとか、そういう老朽化の具合であるとかを検討しながら、また今後、事務局内で考えていきたいというふうに思い

ます。

○議長（初村 久藏君） 1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） ありがとうございます。

次に、夢づくり基金、この分につきましては6月の私の一般質問の際と全く変わっておりません、答弁のほうは。やはり今、経済的に非常に厳しい状況でございます、コロナ禍で。今、夢づくり基金の活用と言われますけども、今、対馬市に基金の残高が約162億円ほど12月末であると思います。この基金は取崩しとか、そういったいろんなところの予算に、令和4年度に組み込まれております。例えば、2年間でも、限定でも構いませんので、こういった保護者が大変な状況の中に、そういった基金を切り崩して旅費等のほうに充てていただけないか、そこを市長、答弁お願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 先ほど、基金の取崩しということでもありますけども、当初予算を組むときは、この基金の中から二十七、八億取り崩して当初予算を組むことになっております。そしてまた、先ほどから夢づくり基金についてのまだ上乘せということでもありますけども、対馬市が今、実施している子供たちへの夢づくり基金については、長崎県下でも突出して高い補助を行っておりますし、他の離島につきましても、どことは言えませんが、1人当たりも定額で7,000円から8,000円とか、宿泊関係では5分の2とかいうことでもあります。このことについては、市としても将来の対馬をつかさどる、そしてまた、将来の対馬を運営していく大事な子供たちでありますので、できる限りの助成はしていきたいという思いは強く持っておりますけども、ただ、これが青空天井みたいにできるものではないということは御理解をお願いしたいと思います。先ほど、教育長のほうから答弁いたしましたように、対馬市のほうでは本当になんかの高額な補助ということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（初村 久藏君） 1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） ほかの自治体に比べたら、対馬市は出しているということを先ほど答弁をされましたが、やはり五島にしても、壱岐にしても、対馬に比べれば長崎に近い立地条件でございます。五島にしては、すぐフェリーで行けば長崎市内に到着をする、対馬はやはり船を乗り継いで、福岡から先生たちがレンタカーを借りて長崎まで行かれています。そして、前日に到着して一泊をします。そしてまた、大会が終了後、また福岡回りでフェリーを利用して対馬に帰ってくるという、最低2泊は必ずするわけです。1泊で帰ってくるという、まずあり得ないわけです。それで補助金の基準が見られたら分かるように、全てレギュラーのみです。補欠の選手は補助金がありません。オープン参加という大会の補助金は、オープン参加という、皆、予選会がないということです。全てレギュラーのみの大会で、年に1回しか出ておりません。そ

こを私は言っているわけです。必ず2泊をするわけです。だから、1泊を上限とするというのがおかしいということ、私はそこを見直してほしいわけです。そして、高校生につきましても、中学生につきましても、やはり一番今、お金がかかる時期なんです、保護者にとりましては。だから私は、コロナ禍だから2年間を限定でと言っているわけです。市長はこの施政方針でも、やはりコロナ禍に対する経済的措置としてやっていくと、まさにこれが経済的な措置だと私は思うのです、保護者に対する。もう一度、この交付基準は、私は諦めません、この交付基準の見直しは、よろしいですか、教育長。私は、これは任期中、4年間は絶対諦めませんので、それはずっと言い続けますので、子供たちのためでございます、保護者のためでございます、よろしく願いいたします。

次に、最後の移住・定住につきましてですけども、時間もあと3分でございます。この移住・定住につきましては、先ほどの市長さんも答弁で言われましたとおり、大変、人口減少も今、対馬市は喫緊の課題だと言われております。これはやはり、人口減少対策として、一度には無理です。2025年、市長は3万人を目標にすると、第2次総合計画にも書かれていますが、これはまず厳しい数値であると思っております。だから、今いる対馬市の2万8,500人、この人たちを島外に出さない方法、これをまず考えていかなければいけないと思います。亡くなられている方はやはり高齢、仕方がございませんけども、高校生、中学生を中心とした島内にいる生徒、これを対馬内でどうか残ってくれと、そういった思いを伝えていかないと、どんどん減っていくと思います。

私はやはり、予算委員会からの各委員が言われていますように、ビッグボス、MISIA、そういった対馬出身の方々を、全国にPRを、CMを打って、対馬に来てくれと、そういったPRをCMでやってほしい。そうすることによって、全国の皆さんが、そういった予算を市長、つけていただいて、新庄も今、監督で大変でしょうけども、そういった人を利用するではないけども、クイーンビートルで昨日の話がありました。このクイーンビートルで新庄監督とともに旅行ツアーとか、そういった企画をやれば、私はもっと対馬に人を増やせる方法ではないかなと思っております。

今回は、第2次総合計画の中で、ひとづくりについて――ブザーが鳴りましたので、時間がなりましたけども、みんなが主役になる希望の島を目指して、私ども議員も、行政側も市民と一緒に頑張っていきたくて思っております。ありがとうございました。

○議長（初村 久藏君） これで、対政会の会派代表質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました会派代表質問は終わります。

暫時休憩いたします。11時10分から再開いたします。

午前10時56分休憩

午前11時10分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

日程第2. 市政一般質問

○議長（初村 久藏君） 日程第2、市政一般質問を行います。

本日の登壇は3人を予定しております。

それでは、届出順に発言を許します。7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 皆さん、おはようございます。一般質問に入ります前に、市長に一言お礼を申し上げたいと思っております。

6月の一般質問で、阿連地区の病院行きのバスの件と、それから仁田の歯科診療所の内装の件をお願いしたんですけど、早急に対応していただいたみたいで、本当にありがとうございました。大変、阿連地区の人なんかは、阿連から今里まで病院、歩いてたんです、バスまで。それももうしなくていいようになって、お礼を言う으로써くれということでした。ありがとうございました。

それでは、通告をしておりました有人国境離島法についてお尋ねします。

島外に出ている人たちの運賃について。

それから、水道料金についてなんです、ある商事会社が17年間にわたって水道料未納の件についてお尋ねしたいんですが、この件は長崎新聞に私が載せていただいて、そして17年ちいうことで書いてあったんですけど、私が全部調べたところ、合わせて26年になりました。合計26年払ってないということです。

3番目に、老人ホームの件をお尋ねします。

12月に引き続きの事案と、介護保険、9期の老人ホームの整備についてお尋ねいたします。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 入江議員の質問にお答えいたします。

初めに、有人国境離島法についてでございますけども、特定有人国境離島地域は、本土から遠く離れ、交通に要する時間や費用の負担が大きいという条件不利性に鑑み、継続的居住が可能となる環境を確保する観点から、対馬市に住所を有する市民は、平成29年4月1日から、離島と本土とを結ぶ航路・航空路の運賃をそれぞれJR普通運賃並みから新幹線運賃並みに軽減された運賃となっております。

航路・航空路の利用状況につきましては、いずれにおいても、運賃低減の効果により年々増加傾向にありましたが、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の影響により減少しております。

す。

対馬島民と島民以外の利用割合をしてみると、航路・航空路全体の利用割合は島民が約4割、島民以外が6割を占めており、運賃の安いフェリーについては約7割が島民以外の利用となっております。

対馬島民以外における運賃低廉化の対策につきましては、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱で定められた基準に該当する者のうち、あらかじめ大臣の承認を得なければならないこととなっております。

住民に準ずる者、いわゆる準島民の基準は、1点目として、対馬市民が扶養している対馬島外に居住している高校、大学及び専修学校等の各種学校に在学する学生等、2点目として、対馬市が移住定住促進施策の一環として行う事業によって体験居住、体験就職、居住物件の探索等のために来島する者、3点目として、対馬市が交流拡大施策の一環として行う事業によって来島し、一定期間、学習・研修・就労・実習等を行う者となっております。

準島民としての適用範囲については、先ほど申し上げました3項目が拡充された経緯があり、以降これまでも、長崎県市長会、国境離島活性化推進特別委員会等からも国、県へ強く要望してまいりました。今後におきましても、議会とともに、関係市町と連携して島民以外の運賃低廉化に向け取り組んでまいります。

次に、水道料金についてでございますけれども、公共料金である水道料金の未徴収について、市民の皆様には大変な御心配をおかけし、誠に申し訳ありません。これは、旧美津島町時代の平成14年度に水道本管布設替え工事を実施し、工事の中で水道量水器を含む給水管の移設工事を平成15年3月に完了し、平成15年4月から水道料金を徴収する予定でありました。

水道料金未徴収の原因といたしまして、水道料金を請求するときに使う住所・氏名等の使用者情報を記す台帳と料金システムへの登載を失念していたことにより、対馬市合併後の水道料金システムに統合・導入ができていませんでしたので、その後、水道量水器の検針もなされてなく、旧美津島町時代の平成15年4月から対馬市への合併後の令和2年10月までの約17年間、水道料金が徴収できていない状況にありました。

この件は、令和2年8月に匿名での水道料金未払いの通報が水道局にありまして、水道料金未徴収の事案が判明したものでございます。その後、当事業所の水道量水器、料金未請求分の内容等の調査及び協議の結果、水道量水器は当事業所のものと確認し、水道料金も請求されていないことが判明しましたので、約17年間の未請求のうち、民法上の事項に該当しない2年間分を令和2年11月分として当事業所に請求し、水道料金の収納を行っております。

このような水道料金未徴収の再発防止策として、職員の再教育と併せて、各種届出の入力を担当職員だけに任せるのではなく、別職員でも入力済みの確認するダブルチェック体制を確立し、

再発防止に努めてまいります。

なお、当事業者様におかれましては、令和2年10月時点では料金総額の協議ができていなかったこともあり、改めて、未納料金相当額44万3,230円を自主的に全額納入いただきました。事業者の皆様の御厚意に感謝いたしております。

なお、先ほどの議員の質問の中で、17年間ではなく、合わせて26年間という御指摘もありましたけども、このことにつきましては、私たちが先ほど聞いたばかりでありまして、全くそこら辺の情報を持ち合わせておりません。そういうことで、今後、ここはまた再度調査をいたしたいと思っております。

次に、第9期介護保険事業計画策定における施設整備計画でございますが、まず介護施設の整備につきましては、昨年、第4回定例会の一般質問の際に、次期以降の介護保険事業計画策定において、将来的な高齢者の人口推計、介護サービスの需要等を精査しながら、整備が必要と判断した場合は、将来、安定した介護保険事業の運営及び現在の介護サービスを継続して供給できるよう、慎重に判断していきたいと答弁しております。

仮に第9期介護保険事業計画で施設整備をする場合の整備の流れは、整備するサービス区分を介護保険事業計画に位置づけ、市が県へ施設整備助成事業実施協議書を提出し、県の採択を受けた上でサービス事業者の公募を行い、事業者の選定を行います。選定された事業所が施設整備後、市から事業所へ補助金の交付、事業所の指定、運営開始という流れで整備を行うこととなります。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） まず、有人国境離島法の件ですけど、これは大変難しい問題だと思うんですけど、もう何年か前からこの問題はずっと挙がってきて、一般質問でも何回か出たと思うんですけど、できるだけできるように努力をしていただきたいと思います。無理だということとは分かるんですけど、たくさんの人からも挙がってきてますので、よろしく願いいたします。

次に、水道料金の件ですが、1月8日に市民の方から投書があり、1月18日の長崎新聞に、お願いして私が掲載していただきました。

それで、商事会社が、17年って書いてあったんですけど、これを私が調べたところ、26年でした。何でかという、平成7年の6月27日に、同じ会社の建設会社の土場で水道を引いてるんです。そのときにメーターもつけてるんです。それで、一応、平成7年6月27日に土場として水道管を引き込んで、そのときにメーターをつけてるんですけど、そのメーターを設置したときに、町のほうも悪いと思うんですけど、大体、事業者のほうも開始届を、これを出さないといけないはずなんですけど、それも出てないで、平成7年から26年間、無断で使ってるんです。そして、令和2年に内部告発があつて、水道局のほうに発覚して、令和2年から2年に遡って水

道料金ももらってるんですけど、26年間のうちの2年分なんですよ、この水道料金が。

それで、一応勉強してみたんですけど、契約をしてないのに26年間使ってるんですけど、法律では、契約をしてから26年間払ってない場合の法律なんです。これは、水道引いてもろうた人も大体は開始届を出さないでそのまま使ってるんですから、ちょっと何か〇〇〇としか言えんと思うんですよね、これは。大体、町も、そのメーターをつけたときにメーターの番号とか分かるはずなんです。

それで、一応、投書を見てから、私は水道局長にも言うたし、水道局にも何回も足を運んで、いろいろけんかみたいにもなりましたが、メーターの番号とかを、引き込んだときに町のほうはナンバーも何も全然つけないんですか。それをちょっとお答えください。

○議長（初村 久藏君） 水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） お答えいたします。

現在の水道局といたしましては、水道メーターにつきましては在庫管理をしておりますので、メーター器の番号等は管理をしております。

ただし、当時の旧町時代につきましては、そのような形ではなっていないと思われま

す。以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 水道局に私は何度も通うてあれしたんですけど、令和2年に発覚した時点で、平成7年に引いた水道のメーターが令和2年まで回り続けてたんじゃないんですかね。そのメーターの、回り続けとったメーター数見てみますかということも言うたけど、あなたはそんなのは見てませんって言いましたよね。普通やったら、平成7年から令和2年までメーターがずっと回り続けて、使うとるメーターが分かるはずなんですけど、それも見てませんって言われましたけど、どういうことですか、それ。

○議長（初村 久藏君） 水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） 申し訳ありません。旧町時代のことはちょっとはつきり分かりませんが、実際、その所有者の方につきましては、土場のほうに地下水の施設が利用できる設備が整ってるということで、休止という形で対応させていただいてる形だと思います。施設にですね……。

○議員（7番 入江 有紀君） もう一回言ってください。

○水道局長（立花 大功君） 地下水を利用できる設備が整っておりますので、水道水は不要だから休止という形で、水道水の利用がなかったという形です。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 水道局長、それ、うそじゃないですか。私は行きましたよ。行っ

てから、全部調べたところ、私も大体、地下水を引いてあるのかなと思ったんです。ところが、この商事会社には、地下水は一切引いてませんでした。現場まで行って見てきてます、私は。それ、うそやないですか。何でそんなうそつくんですか。この前、私が水道局行ったときも言いましたよね、それ、私、見に行ってきましたって。でも、全然、地下水は引いてありませんでしたよ。何もありませんって言われましたよ、事務員さん。だから、そういううそをついたら駄目ですよ。当たり前のことを言いましょや。水道局で私が言うたこと、言いませんか。うそやないですか。全然引いてなかったやないですか、地下水は。

それで、平成7年に大体あなたたちが、メーターをつけた時点で料金の請求書出さないって——相手も悪いですよ、使用届を出してないんだから。悪いけど、あなたたちも悪いじゃないですか。大体、メーターをどのぐらい仕入れて、ナンバー何がどこについてますちいうことぐらい、ちゃんと何でできないんですか、そのぐらいのことが。26年間ですよ、これは。同系の会社やないですか。最初は建設会社の土場で平成7年に引いて、その後、平成15年に商事会社が入って、それも開始届は出してない。ずっとじゃないですか。それで、メーターの番号とかも、つけた時点でするんじゃないですか。何もつけてなかったちゅうことでしょうか。それが不正なことしとるかでしょうか、水道局、美津島町時代に。

大体、水道を本管から引いたら、メーターつけたら、請求を出しませんか、普通。幾ら開始届が出てなくても、あそこにはメーター引いた、何番のメーターを引いたちゅうことはしてないんですか。おかしいじゃないですか、それは。お答えください。

○議長（初村 久藏君） 水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） 現在は、水道局といたしましては、水道メーターの貯蔵品の管理といたしまして、刻印されました水道メーターで管理をしております。

ただし、おっしゃってる旧町時代につきましては、ちょっと今、承知していないところでございます。

それと、事業者様につきましては、実際、名義変更がされとって、15年の3月の時点で名義変更で使用者が入れ替わった手続がされたと考えております。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 何か言いよることがおかしいやないですか。平成7年に、土建会社の——同列会社ですよ——土場として引いた。そのときに、メーターの番号とかがないんですか、メモは。つけたメーター。

それで、幾ら開始届を本人が出さなくても、このメーターはどこにつけたちいうことは、市のほうで分かってたんじゃないですか。土場にしたときに、平成7年の6月27日にメーターをつ

けましたということは残ってましたよ、美津島町に。その時点でメーターをつけたなら、この27日ちいうのは明らかに残ったわけですから、そうすると26年間になるんです。それを、残ったのに、何で徴収をしなかったかちゅうことやないですか。幾ら開始届が出てないにしても、メーターどこどこに何番をつけたちゅうことはあれやないですか。仕入れほどのぐらいして、どのメーターの番号をどこにつけたちゅうの。残ってたんですよ。だから、美津島町を調べたら、6月27日にメーターつけましたちゅうことですよ、本管から引き込んで。だから、平成15年に、ほかじゃないで、系列の商事会社が入ったときも名義変更もせずに、そのままずっと今まで、令和2年に発覚まで使ってるんですよ。ずっと水道使ってるんですよ。だから、令和2年に投書があったんでしょ。それで分かったんでしょ。

そして、おかしいち、私、思うたのは、これは開始届が出てなくて、法律上では開始届が出たってですよ。2年間に遡ってもろうたちいうことですけど、開始届が出てない水道を26年間無断で使って、たった2年間しかもろうてないちゅう、これは法律には触れないんですか。これ、〇〇やないですか、〇〇〇。私はそう思います。そして、これは開始届して契約をしてないものを無断で使うとるわけですから、2年でいいんですか、法律的には。お答えください。

○議長（初村 久藏君） 水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） まず、給水装置工事申込書は、平成7年6月27日に受付で、適切に処理されておりますので。

○議員（7番 入江 有紀君） ちょっと私、聞こえんちゃけど。もうちょっと大きい声でしゃべって。

○水道局長（立花 大功君） すいません。給水装置の工事申込書につきましては、平成7年6月27日に受理されておまして、適切に処理されております。ですから、その当時から給水開始という形に手続がなっております。（発言する者あり）

それと、民法の、法律の考え方なんですが、水道料金につきましては、消滅時効期間が実際2年間ということになっておりますので、実際、2年間で対応させていただいてる形であります。

それと、合併前の旧町時代の使用者情報が水道料金台帳への登載ミスという形でございますが、長年にわたり気がつかなかったことに対しては弁解の余地もなく、猛省しているところではございます。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 入江議員に申し上げます。発言に注意してください。7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 何を言ってるんですか。民法173条で、契約をした人が、20年間なら20年間払ってなくても、水道契約をしとる人の場合は2年間なんです。令和2年からは、一応、民法で5年になったんですけど。2年間、もらってますよね、今。その2年間は

どうして決めたんですか。契約をしてない水道ですよ、これは。民法では、契約をして、20年間払うてない場合でも2年間ということになってますよね。これは、契約しといて、20年間払うてない場合は2年間です。でも、この例の場合は契約をしてないんです。契約してないで、26年間無断で使ってるんです。それでも2年間で済むんですか。お答えください。

○議長（初村 久藏君） 水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） 実際、平成7年の時点で給水申込書があったという形の方で、これが給水契約という形で捉えております。それと、平成15年の段階で名義が変わった段階でも、実際はこれが契約という形で捉えております。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） そして、私は、1月8日に投書もらった時点で、水道局にも投書の文書を流しましたよね。流してますよね、投書もらった文書を。そのときから、あなたとずっと交渉しました。美津島町を調べておりますから、まだまだということで、ずっとまだいまだに返事が来てないんです。自堕落やないですか、あなた、あんまり。大分、私はあなたと行ってけんかしましたけど、こういう自堕落なこと水道局がしとって、あんな堂々と私にもう、美津島町時代のことでですから私たちは分かりません、そんな言い方はないですよ。あんまりやとですよ、あなたの答弁が。もうちょっとしっかりしてくださいよ。

そして、あれを答えてください。26年間使うとって、契約してなくて使うとるちゅうことでも2年ですかということを聞いてるんですよ、私は。この民法では、契約をしておいて20年間水道料払うてない場合は2年ですと。令和2年以降は民法では5年になったんですけど、それ前だから2年ですよ。でも、それはあくまでも契約をしとる人たちのということです。全然、これは契約書も出てないんですから。それでも2年ですかということを聞いてるんです。

○議長（初村 久藏君） 水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） 書類の提出以外でも、電話等で連絡があった場合にも契約が成立という形で考えております。ですから、口頭での受理も使用開始という形で対応はしております。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） こういうことを許しよけば、私たちやなんか普通の市民の人たちは、3か月払わんなら、〇〇〇の請求書みたいなのが送ってきて、6か月後にはストップされてるんですよ。それやとに、こんなして20年間も払わんで黙って、たった2年間に遡ったほうがいいやないですか。こんなずるいことはないと思いますよ。

大体この商事会社も汚過ぎますよ。内部告発があったのが、内部告発しか分からないと思うん

ですよ、私たちには。だから、もうちょっと水道局もしっかりせんと駄目ですよ。こんなことで、本当、市民はびっくりしてますよ。

それと、建設会社の土場に水道引いたとき、普通の家庭用は13ミリですよ。土場ちゅうのはいっぱい水を使いますよね。それでも13ミリしか引いてないちゅうこと、これもおかしいんじゃないですか。普通の千三百幾らの基本料ちゅうのは、普通、土場やなんかはいっぱい使うんじゃないですか。大きい18ミリとか23ミリになるんじゃないとですか。何で小さい13ミリを引いたか、お答えください。

○議長（初村 久藏君） 水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） お答えさせていただきます。

事業者だから大きい口径が必要ということではなくて、あくまでも水を必要とされる相手方が必要なメーター器の口径を申請されて、その分に対する利用をされてる形というふうに考えておりますので、事業者様だから大きい口径が必要ということでは考えておりません。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） とにかく、この問題は簡単な問題じゃないと思いますので、一応、市長以下、おたくはもちろんですけど、何らかの責任を取るべきだと思いますけど、どう思われますか。答弁ください。

○議長（初村 久藏君） 水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） 水道管理者は対馬市長となっておりますが、水道企業会計出納員及び事業統括者は私、水道局長となっておりますので、責任は私にあると思っております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 時間がありませんので次に入りますけど、全島のメーターを一応検査してもらって、今後このようなことがないようにしていただきたいんですけど、それができますか。

○議長（初村 久藏君） 水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） 平成29年度に簡易水道を合わせた上水道として統合しておりますので、その後のメーター器の貯蔵品管理は適正に行ってる形でございますので、こういう事案は発生しないものと考えております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 老人ホームの件についてお尋ねします。

私は、9月と12月と、一般質問で老人ホームの待機者の件をやってまいりましたが、部長と市長の12月の答弁で、緊急の場合は2つの養護老人ホームを用意してますから大丈夫ですよちという答弁をいただいています。ところが、1月に、ある人が御夫婦で住んであって、そして御主人のほうで肺炎になられて入院した。奥さんの面倒を見る人がいなくなったちいうことで、この場合も一応、緊急になると思うんですけど、福岡で働いて生活をしてある娘さんをケアマネが電話かけて呼んで、そして介護休暇を取らせて呼んでるんですよ、こっちに。本人も、介護休暇を長く取るならもう一応、辞めてくださいちいうことを言われて、そして私のほうの耳に入ったんですけど。

それで、部長ともいろいろ話をしたんですけど、緊急の場合に2つの老人ホームを用意してますよちいうのはうそだったんですよ、全く。全然入れないんですよ。だから、どうしてそういうことを言われたか、答弁ください。

○議長（初村 久藏君） 福祉保険部長、乙成一也君。

○福祉保険部長（乙成 一也君） お答えいたします。

緊急一時に入れなかったということでございますけども、まず、この方に対してはケアマネさんがいらっしゃいまして、その方が利用について通常はお世話をしてありまして、この場合は、施設のほうに、介護サービスのほうを利用に当たって家族と調整をするということに来ていただいております。その中で、短期入所とかいろいろ、そこら辺の居宅サービスとかの利用の中で、施設をどのように利用していくかという調整をされるということで、家族との調整をするということ帰っていただいております。それで、ケアマネさんのほうがいろんな短期入所施設をあちこち調整されまして、利用を計画をされるということになっております。その中で、いよいよどうしても家族とか施設ができなかった場合には緊急一時を使うというような、そういうような流れでございます。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 全然違うじゃないですか、言うことが。私は、一般質問のときに、12月に答弁いただいたのは、緊急の場合は2つの養護老人ホームを用意してますから大丈夫ですよち、市長も部長も言われましたよ。でも、そうじゃないじゃないですか、現実には、不思議と私にみんな言うてくるんですけど。娘さんが見るから大丈夫ですよち言われましたよね、部長も。ところが、娘さんは、仕事のほうから、介護休暇を取るならもう辞めてくださいと言われた。生活がかかる。それで私に言うてきたんですよ。そしたら、ケアマネがまた娘さんに言うて、帰ってきてくださいと言ってるんですよ。

だから、そういうことじゃないで、こういう場合は、緊急の場合は、あんなに答弁されたんで

すから、入れてくださいよ。入れるようにしてくださいよ、用意してるなら。あれが本当なら。そうせんと大変ですよ。家族は生活がかかるんですよ、働かんと。それをわざわざ福岡から呼び寄せて介護させるちゅうことはどういうことですか。

それともう一つ、部長にお尋ねしますが、12月の一般質問で私とある議員とでお願いした件なんですけど、その人が丸山に入居が決まるとって、本人たちから断られましたのでっていうことで答弁されましたけど、あれはうそだったじゃないですか。あれは、ショートやないですか。ショートの場合に、丸山は峰だから、送り迎えが大変だからちゅうことをお断りしたのに、あなたが答弁されたのは、本人さんたちのほうから、入居が決まっちゃったけどお断りされましたって答弁されましたよね。一般質問でも見てもらいましたよね、私、あなたに言ってから。そのことは謝ってください、ここで。うそやったやないですか。

そして、まともなことを言ってくださいよ、本当に入居できるかできんかっていうこと。緊急の場合に、2つの養護老人ホームを用意してるなら、本当に入れるんですか。本当のことを言ってください。

○議長（初村 久藏君） 福祉保険部長、乙成一也君。

○福祉保険部長（乙成 一也君） お答えいたします。

高齢者緊急一時保護事業につきましては、まず介護保険法を先に優先いたしまして、その利用のほうは、さっき言いますように、短期入所、あちこち調整いたしまして、調整ができない、それから家族等、介護する方がどうしてもできないと、そこら辺の調整をした後は、そういう状況があれば入所ということをお断りしております。今回は調整がついておりまして、そのような入所までは至っていないという状況で、ケアマネさんのほうで調整をずっとしていただいているところでございます。

それと、12月の議会のときに、今、議員御指摘の養護老人ホームに入れなかったとの答弁に、私が、入所が決まってから本人様の都合で入れなかったと、そのように確かに答弁をいたしておりますが、この答弁の「入所が決まってから」という意味は、高齢者緊急一時保護事業の一時入所が決まってからということございまして、私の言葉足らずで誤解を招きまして申し訳ございません。そういう意味の答弁であったということで、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 介護保険、9期で一応、老人ホームの整備を考えてあるということなんですけど、平成17年にグループホームが6ユニットできてるんです。そのときに、補助金はゼロだったんですよ、みんな。そしたら、平成25年の6月に、梅仁会がグループホーム峰の杜……。

○議長（初村 久藏君） 入江議員、固有名詞を出さないようにしてください。

○議員（7番 入江 有紀君） はい。

グループホーム峰の杜を整備するときに、平成17年に整備した6施設は全然補助金ゼロで整備して、平成25年の6月に前市長のいとこのところが整備したときには長崎県から補助金が出る。長崎県地域介護・福祉空間整備事業補助金3,511万2,000円が出てるんです。

それで、もし、今度9期でグループホーム、通院、ユニットとか整備する業者が出た場合は出せるのかどうか、この補助金を。お答えください。

○議長（初村 久藏君） 福祉保険部長、乙成一也君。

○福祉保険部長（乙成 一也君） お答えいたします。

介護の施設の整備に係る県の補助金はございますけども、まずは9期の計画に載せるということが先でございます。今、計画は一応5年度に策定をすることになっておりますので、その結果によるものでございます。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） この25年のグループホームのときには補助金を県から取ってもらってるんですけど、それが、今度も9期で一応整備する場合はできるんですかと聞いてるんですけど。

○議長（初村 久藏君） 福祉保険部長、乙成一也君。

○福祉保険部長（乙成 一也君） お答えいたします。

補助金は、県のほうに制度がございますので、今度、整備するようになれば、補助金が出るということでございます。その中でも、補助金につきましては、市のほうで計画がある場合、前年度に県のほうに要望書を提出いたしまして、事業の補助金の決定を受けまして、することになります。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 9期で整備する事業所が出た場合、いつぐらいの募集になるか。

○議長（初村 久藏君） 福祉保険部長、乙成一也君。

○福祉保険部長（乙成 一也君） お答えいたします。

まずは9期の介護保険事業計画に載せるということが大事でございまして、そういう形になった場合、さっき市長のほうも答弁いたしましたけども、仮にということで答えさせていただきます。

令和5年度の末に県へ市のほうが希望届を出しまして、県の補助事業の確保の手続を行って、

その決定通知が到着後、公募を行うこととなりますので、6年度が始まって、公募準備ができてからになります。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 9期のときをお願いしたいんですけど、廃校跡を利用して、軽費老人ホームC型、60歳の独り住まいの年寄りを一つにまとめる、60人、一つにまとめるというと、一応、廃校跡がいっぱいありますので、そんなところを利用して。軽費老人ホームのC型なら入居代も安いし、生活保護でも入れるし、どうかそういう計画を立てていただけないでしょうか。一応、これ、要望です。ちょっと返事ください。

○議長（初村 久藏君） 福祉保険部長、乙成一也君。

○福祉保険部長（乙成 一也君） お答えします。

市の廃校跡地、また土地を使うということが施設を造る場合にできないかということでございますけれども、そのような場合は、その時点で関係部署と協議をしていくようなことになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 時間が来ましたので、よろしく願いしておきます。お年寄りがやっぱり入居申込みをしてから、3年以上入れないんです。そのうちに亡くなるという方がほとんどですので、少しでも造ってあげて、やってもらいたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（初村 久藏君） これで、入江有紀君の質問は終わりました。

○議長（初村 久藏君） 昼食休憩とします。再開は午後1時からといたします。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

午前に引き続き、市政一般質問を行います。11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） 皆さん、こんにちは。対政会の小島でございます。

例年、3月の定例議会中は日ごとに春めき、身も心も軽やかになり、新年度予算も計上され、どのような施策が展開されるのか、期待感を持って議場に臨んでいました。しかし、今年はコロ

ナの収束が見通せない上、この1週間は沈んだ気持ちが続いています。ロシアによるウクライナへの侵略が世界中を震撼させています。

21世紀は人権と福祉の時代であると言われてきました。野蛮な侵略行為が展開されるとは想像もしませんでした。心を失った一人の独裁政治家の破滅的な命令によって、ウクライナの人々の幾多の命が無差別に奪われ、人々の心が踏みにじられています。今も続いているかもしれない悲惨な殺戮行為に対し、一人の人間として何ができるのか、思いもつきません。先ほどの昼のニュースでは、原子力発電所への攻撃もあっていると報道されていました。ただただ一刻も早く、狂気から目覚めることを祈るしかありません。

憤りで落ち着かない中での登壇ですが、長崎県においては新知事が誕生され、新しい長崎県づくりが始まります。市政と県政との連携の下、市政が活性化することを願いながら、与えられた貴重な時間を一般質問させていただきます。

今回は2項目、5点お尋ねいたします。

1項目めは、ウイズコロナ・ポストコロナ時代における観光振興についてお尋ねします。

ここ2年間は世界中がコロナウイルス蔓延におびえおののき、制約の多い社会生活となっています。人が移動し、交流することによって成り立つ観光業をはじめとするサービス業は、苦難の真ただ中にあります。特に、韓国からの観光客に大きく依存していた対馬市は、観光業のみならず、経済全体に大きな影響が出ています。

平成29年3月に作成された対馬市観光振興推進計画から5か年が経過し、次の計画を作成中のことです。現行計画による観光振興策についての評価・分析を踏まえ、コロナ時代の変化に対応できる計画が作成されているものと考えます。また、令和2年1月には、対馬観光のあり方検討委員会の提言を受け、対馬観光再生ビジョンが作成されています。令和3年には、観光振興推進計画の上位計画である第2次対馬市総合計画（後期計画）も作成されています。

これらのビジョン、計画を受け、作成中の新しい観光振興推進計画について、次の2点について、市長の見解を伺います。

1点目は、国内の観光客の誘客についての課題とその打開策についてお尋ねします。

対馬市観光の課題は、韓国人観光客に偏った状況から脱却し、いかに国内の観光客を増やすかにかかっているとわれ続けてきました。現在の観光振興推進計画、観光再生ビジョンにおいてもこのことは重点戦略とされてきましたが、コロナ感染が広がる前から、国内観光客は横ばいあるいは減少傾向にあるとの報告がされています。

コロナ収束が見通せない上、また韓国との外交関係も明るい兆しが見えない状況下、国内観光客をいかに増やし、観光業や地場産業を活性化するか、対馬市の観光行政の本気度が問われていると考えます。市長の見解を伺います。

2点目として、観光振興推進体制の課題と打開策について伺います。

国内観光客のみならず、韓国以外の国、地域からの観光客を誘客するためには、官民一体となった観光振興推進体制が必要と考えます。現在の観光振興推進計画の戦略3の戦術2には、「強くまとまった観光業界を形成する」とあります。しかし、施策の実施状況の評価を見ると、完了した施策はゼロ、実施中が3、未着手が3であり、総合評価はCランクとなっています。

官民が足並みをそろえ、持続可能な観光業界を構築するための体制づくりについて、市長の見解を伺います。

大きな2項目めは、学童クラブ「けいめい」の充実についてお尋ねします。

1点目、令和4年度の学童けいめいの希望者数と受入者数についてお尋ねします。

2点目、4年生以上の児童で学童けいめいに希望者がいれば、受入れが可能かどうかお尋ねします。

3点目、女性の就業率の高まり、雞知地区の学童クラブ希望の児童数を踏まえると、現在の施設では不十分です。新たな体制を整え、子育て支援の充実を図るべきと考えます。市長の見解を伺います。

以上2項目、5点について、御答弁をお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 小島議員の質問にお答えいたします。

初めに、ウイズコロナ・ポストコロナ時代における国内観光客誘致についての課題と打開策についてでございます。

課題はたくさんありますが、その中でも重要なものを3つだけ挙げますと、1つ目に島外からのアクセス問題、2つ目に地元受入体制問題、3つ目に対馬にわざわざ観光に行く目的の欠如が挙げられます。

アクセス問題の打開策は、しま旅商品の認知度を上げるということです。国境離島交付金事業で旅行者がつくるしま旅商品には、1名につき最大1万8,000円の運賃助成があり、かなりお得な料金設定で対馬に旅行することが可能となります。これまで韓国人インバウンドのイメージが強く、国内旅行社からの商品造成の関心が低かったこともありますが、現在は多くの旅行社に商品を造成していただいております。利用数に制限がありますが、福岡から飛行機を使って1泊2日で9,800円という商品などもあり、個人旅行にも利用可能で、アクセス問題を大きく低減できるものです。

次に、地元の受入体制問題ですが、まだまだサービス・おもてなしの意識の不足、ガイド等の人材不足があるようでございます。この問題は一朝一夕には行きませんが、現在、滞在型観光推進事業でおもてなし協議会を組織し、セミナー、研修会等を通して、問題解決に向けて事業を行

っているところです。また、各事業所の連携を深め、対馬全体で面となり受け入れられるように事業展開を行っております。このような活動を継続し、おもてなし機運の醸成を今後も推進していきたいと考えています。

最後に、対馬にわざわざ観光に行く目的の欠如についてでございます。同じ旅行金額であれば、沖縄や屋久島が選ばれ、近場で安くとなれば、壱岐や五島が選ばれてしまいます。そこで、対馬でなければならない観光目的、いわゆる売りが必要となります。

対馬の売りは、歴史と自然です。防人や大陸との交流の歴史、神社仏閣、金田城、白岳、ヤマネコ、釣りなど、対馬ならではのコンテンツがたくさんあります。それをもっと尖ったものになければなりません。「Ghost of Tsushima」の活用やSDGsに関連したアカデミックな旅行商品の造成、加えて、アナゴやアカムツなど対馬でしか食べられない食の魅力を提供していかなければなりません。このような対馬ならではの尖った観光コンテンツをつくってもらえるよう事業者を支援し、全国にPRしていきたいと考えています。

次に、観光振興推進体制の課題と打開策についてでございますが、対馬市及び一般社団法人対馬観光物産協会、長崎県、長崎県観光連盟と連携を図りながら、国の制度を活用し、観光事業を推進しています。

観光物産協会においては、本年度から本部長職を設置し、指示系統の明確化を図っております。また、来年度には観光チームと物産チームの横断的な担当配分及び職員の増員を図る予定としています。

観光振興の課題は多岐多様で、無数にあるといっても過言ではございませんが、中でも重要度の高いものは、観光業の中心となる事業者と行政関係の意思の疎通だと思っております。現在、観光振興推進計画を策定中ではありますが、政府摩擦による韓国人観光客の激減やコロナ禍による社会の変化は、対馬の観光を見直す契機となりました。日本のルーツである対馬のポテンシャルを最大限に生かし、先ほど申し上げた対馬の売りを磨き上げ、コアな対馬ファンづくりを目指すことが、他の観光地に負けない、足腰の強い観光地に育つことにつながります。

この問題も一朝一夕にはまいりませんが、事業者の思いを酌み取り、行政側の思いを伝え、協議を尽くしながら、事業者と行政が前段で申し上げました取組を同じ方向で見ながら意思の疎通を図り、観光客のニーズに応えられるよう、事業者を支援していきたいと考えております。

次に、学童クラブけいめいについてでございますが、放課後児童クラブにつきましては、現在、市内において5事業者により6施設が運営されておりますが、その中で、雞知地区においては、高齢者コミュニティセンターにおいて学童保育けいめいが運営されております。

まず、御質問の1点目、学童保育けいめいにおける令和4年度の利用希望者数と受入者数についてでございますが、新年度の申込み受付期限が1月31日までとなっており、現在、利用希望者

数が52名で、受入者数は定員の49名となっており、3名の方が待機となっております。

なお、年度当初からの待機児童の発生は、今回が初めてのことであります。今後の転出・転入等により状況が変わってくると思いますが、例年の状況といたしましては、年度当初の申込みから年度末に向かうにつれて、習い事・クラブ活動等に参加する児童が多くなり、徐々に利用者が減少していく状況であり、そのような中で受入れの調整が行われています。

次に、2点目の4年生以上の児童で希望があれば受入れが可能かどうかについてであります。施設としての受入れ対象学年については小学6年生までとなっております。現在の受入状況につきましては、小学3年生までを優先的に考慮し受け入れています。4年生以上の児童についても、施設の空き状況等により受入れは可能となっております。

続いて、3点目の雞知地区の学童クラブに係る新たな体制の確立についてでございますが、放課後児童クラブにつきましては、基本的に事業者が施設の開設場所について選定し、国の運営基準を満たした上で開所することとなりますので、市といたしましては、事業者の運営計画等を確認し、適当であれば運営に対する助成を行うこととなり、学童保育けいめいにつきましても、これらの基準を満たした上での運営となっております。

しかしながら、基準を満たした上での運営であっても、待機児童の発生と課題となるべき事項があれば、改善に向けた取組も必要となりますので、今後の児童数及び利用希望者の状況等を見据えながら、事業者と連携を図り、利用希望者のニーズに応えられるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） 御答弁、ありがとうございました。

質問の順番は逆になりますが、2番目の学童けいめいのほうから話をしたいと思います。お尋ねをします。これ、4月からの期限がありますから、確認をしながら話を進めたいと思います。

市長からの答弁では、今、申込者数と、それから入所可能な数で、3名の待機が出るやもしれないということですが、私が確認した段階では5名というふうに聞きました。ただ、市長言われたように、これから保護者の異動とかいろんなことがあるから、3名なり5名なりの待機者が出るということなんです。

このことなんですけども、昨年も私、ちょうど1年前にも学童けいめいの施設の問題を取り上げたことがあるんですけど、これ、あふれたら、もう厳原の学童に行くしかないわけですよ。それで、現在の時点で私が聞いた範囲では、ある保護者は、もう4月から受け入れてなかったら、仕事を辞めなきゃいけないと。時間的な制約、いろいろあって、厳原まで迎えに行けないという保護者もいらっしゃいます。

そして、今、厳原に通ってる子供さんの中には、午前中、糸瀬議員が会派代表で取り上げたよ

うに、障害のある子供さん、この方も車椅子の生活で、結構重度な障害というふうに御存じだと思います。この方、美津島の施設では受入れができないと。できないちゅうか、美津島は御存じのように、今、ぎゅうぎゅういっぱいですよ。このことは去年取り上げたとおりです。だから、車椅子の生活ですし、厳原まで通ってあって、厳原の2つの学童で、3日間と2日間分けて厳原に通ってあります。

こういう状況を考えたときに、今のままの状況では、けいめいの学童の今のコミュニティセンターでは不十分だというふうに私は考えたから、あえてまた取り上げたんです。その辺りをどう状況把握してあるか。今の状況を聞かれてどう思われるか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 先ほども答弁いたしましたように、今現在は約3名の方が待機をしておられるということと、今、議員のほうからも御指摘がありましたように、厳原のほうも、3施設ございますけども、3施設とも今現在は利用希望者数のほうがむしろ上回っているというようなことで、児童クラブ等が、どのようにすればこれが解決ができるのかなということはずっと考えてはおりました。

○議長（初村 久藏君） 11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） それで、1年前、私が投げかけたこと、市長、記憶があらわれると思いますし、今の施設ではもうこれ以上は定員が増えない。定員いっぱい。定員に合わせて入所を決めてるわけですね。そして、今言ったように、車椅子の子供さんなんかは、とても今の狭い状況の中に入れられないという状況です。

それで、4年生以上についても、6年生まで法的には国は受け入れるように言ってるんですけど、受入れができないということは、定数をもう超えてしまってる、いっぱい入ってるからですよ。

そういう中で、去年、学校施設を使ったら可能じゃないですかというお話をしました。そのことで、国の通知があつてます。学校施設を徹底的に使いなさいよということ。このことは、タブレットにも資料入れていましたし、市長のほうに国からの通知文をお渡しをしています。

ちょっとページ、読み上げてみます。同じ資料、部長も手元にないということでしたから。こういう文言になっています。これは4ページです。「既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。」と、こうなっています。そして、学校の中であれば、移動もしなくて安全なんです。それで、1年前に検討されたらどうですかということやったら、教育委員会と協議が必要ですよという答弁があつていました。1年間たって、また同じことを言わなきゃいけないちゅうのは残念なんですけどね。

学校をそのまま活用して、学童の活用ということであれば、市長の答弁は、いわゆる、これは

運営者が準備すべきだという答弁ですけど、それはどこにもそういう法令とか規定とかいうのはないですよ。全国の学童を調べてみたら、公立公営、公立民営、これで80%を超えています。私立民営というのは、福祉施設なんかでやっている、巖原なんかは私立民営ですよ。そういうときには、施設が空くからそのまま放課後学童に切り替えてるわけですよ。だから、これ、認識を改めてもらわないといけないんですけどね。

学校施設をそのまま活用することについてのお考えをお聞かせください。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 確かに、前回の質問を頂いたときに、教育委員会等と協議が必要というような答弁をさせてもらったというふうに思います。それがまだまだ先に進んでいないということは大変申し訳ないとは思っておりますけども、ただ、国からのこういうふうな文書等は流れてきているということで、私も今、初めてこういった文書を見せていただいたんですけど。

ただ、この後、民営のそのような事業者が保育料等を頂いた上で公立の施設を使うということについては、これ、どうなのかなと、私も今、思っておりますが、こら辺を中心にして、やはり教育委員会あたりとの詰めがまだまだ必要になるのかなというふうに感じております。

○議長（初村 久藏君） 11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） 学校の施設をそのまま放課後使うときは、これは、いわゆる指導、支援する、子供たちの世話をすることだけに民営は資金が出るわけであって、施設は、公立の、このまま学校施設を使うんですから何も負担は変わらないはずなんです。

それで、市長にお渡しした資料の8ページ、そのところにもちゃんとそのことが書いてありまして、「学校教育の一環として位置づけられるものではないことから、実施主体は、学校ではなくて、福祉部局等がこれを責任を持って管理運営する」ということまで書いてあります。

これは、いわゆる全国的に保育所の待機児童は解消すること、併せて学童の待機が出ないようにするための、安倍政権が平成30年に打ち出した国の施策です。この通知をずっと順次追って読んでいただくと、学校でそのまま実施すること、何も支障はないんですよ。先ほど伺ったら、福祉部長も手元に資料がないと言ったからわざわざ私は資料を渡したんですが、そのことは事前に読み込んでいただいとかなないとけないと思うんです。

これは、ぜひ、4月からでも間に合うような施策、できるんですよ。そして、何よりも、鶏鳴小学校には多目的な部屋があります、元の給食施設を空けたところが。もし、そこが使えない場合でも、学校の中の放課後使っていない図書館とか体育館を使うようにというのが国のちゃんと通知の中に出ていますから、ぜひ確認して、4月から仕事を辞めるようなお母さんやとか、それから車椅子で巖原まで往来しなきゃいけないような学童を、そういう事態が生じないようにしていただきたいと思います。

○議長（初村 久藏君） 答弁は。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） すいません。今ちょっと頂いたところを読み込みしてたもんですから、よく聞こえておりませんでした。4月からすぐにできないかということでしょうか。

4月からすぐできるかどうかは、私も今この場で申し上げることはできませんけども、ただ、ちょっとスピードアップしながら、可能かどうかということも含めて、どこまでできるのか、協議を進めていきたいと思います。

○議長（初村 久藏君） 11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） 可能かどうかということ、市長、また言われましたけど、ぜひ福祉部中心によく検討してください。検討じゃなくて、できるんですから、実施できるように、一日も早く実現をしてください。そしたら、仕事を辞めるお母さんも出ないで済みます。

パネル、ここに示していますが、これ、対馬市の女性の就業率です。見てください。対馬市の女性の就業率は、子育て世代の25歳から29歳、30歳から34歳、これは県とか国の割合より低いんです。このグラフ見ていただいたら分かるんですが、これは、やはり保育所あるいは幼稚園あるいは今取り上げてる学童を含めて、施策が行き届いてないからこういう結果が出ていると思います。ほかの世代では対馬の女性はいっぱい働いてあるんです。国や県よりずっと高いんです。それが子育て世代だけ落ち込むというのは、やはり施策の落ち込みです。それを踏まえたくて、ぜひお願いをいたします。そうすると、車椅子の子供さんが厳原まで通えないで、午前中に糸瀬議員が読んだ、そういう親の気持ちが施策に生かされて、市政への信頼が高まるんです。ぜひ、お願いをしておきます。

それから次に、観光振興のことについて行きます。

市長から答弁いただきました観光振興の内容、よく分かりました、内容的に。簡潔で分かりやすく、新しい振興推進計画に基づいての御答弁ですから、そのとおり実現できることをぜひ期待をしておきます。

それで、市長おっしゃったように、対馬、何を売りにするかということ、これが大きな課題なんです。市長、対馬をアピールされるときに、一番何を市長がアピールしたいと思われるか。

10文字程度で、キャッチフレーズ的に述べられるとしたら、どういう言葉になるでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 私は、先ほども答弁いたしましたように、対馬の場合はその歴史と自然だと先ほど答弁いたしました。そのような中で、今年度、今、整備中であり、金田城とかそういったところのAR、VRをはじめとして、自然の中をトレッキングして対馬の自然を味わってもらおうと、このことが一番の売りではないかなと。それに併せて、対馬の歴史、そして食がついてくるのではないかというふうに思っております。

○議長（初村 久藏君） 11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） その説明は先ほどの答弁でもいただいたとおりなんですが、それを踏まえて、市長言われたように、対馬だけにしかない、対馬だけが目立つ、そのことを一言で表せば何でしょうかということをお聞きしてるんです。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 対馬だけにしかないという、それは、固有的なものであれば、対馬の朝鮮通信使の歴史とかそういったものだというふうに思います。あとは、似たり寄つたりの自然とかそういうのはありますけど、ただ、今後は「Ghost of Tsushima」の映画化等も今、計画されているようでありますので、こういった関係というのはもう、どこもまねができない、対馬でしかないというようなことで、このようなことを今後、売り出していければなというふうに思います。

○議長（初村 久藏君） 11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） どうも私の質問の仕方が悪いようでして、市長がお答えいただいたことは全部あっていまして、そのとおりで、新しい計画にも、そのように計画、記載されています。一言で、10文字程度で言うとしたら何ですかといったときに、国境の島ということ、市長、先ほど答弁でも言われましたよね。このことがやはり一番のことだと私は捉えています。地政学的に、それから国際関係的にも、それから対馬の自然や景観からとかいろんなことあるんですけど、国境の島ということが一番のキーワードになると思ってます。現実には、実際、新しい計画ではこのように続けられていますよね。国境の島という言葉が出て、そして日本のルーツということが出ています。これ、よく捉えてあると思います、対馬の存在を。

それで、国境の島ということをはいかに分かってもらうかと、その中でこういうキャッチフレーズとか、宣伝文句がありました。以前、空港に「異国の明かりが見える島」という看板が立っていましたよね。あの言葉に私は象徴されてると思うんです。日本の国の中で、外国が、異国の島影だけじゃなくて、明かりまで見えるというのは対馬しかないんですけど、このことを一番核に据えるべきだと思うんですが、市長、いかがでしょう。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 確かに国境の島というのはありますけど、国境というのは日本全国でも対馬だけじゃございません。そういうことで、外国が見える島とかそういったことになれば、もう対馬かなということは分かりますけども、あんまり私は国境の島ということだけでは観光客を呼び込むことが難しいのかな。それよりも、先ほど申しましたように、外国が直接目視できるような、そういった島とかとしたほうがアピール度が強いのではないかなというふうには考えております。

○議長（初村 久藏君） 11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） ある程度通じましたので、それは、表現の仕方はお任せをしたいと思います。

私、先ほど、市長に名刺を初めて渡しました。その名刺には、私はいつも国境の島ということを入れられるようにしています。市長はたくさんの方と会われます。私が入れてるような細かい言葉を入れられる必要はないと思います。ただ、職員の方については、やっぱり、今言った国境の島であると、対馬だけが大陸が見える——市長の言葉で言えば——それから、異国の明かりが見えるという、そのことはぜひいろんなリーフレットとか名刺とかには入れていただくこと、それが対馬の存在を知ってもらえる大きな第一歩だと思っています。そこから出てくるのが国防の最前線であり、そこに金田城があり、元寇の戦いの跡があり、あるいは砲台群があるわけです。そして、大陸の飛び石で、つなぎ目であったことから、自然の体系もいろんな特色がありますよということが出てくるし、そのことを基盤に整備いただきたいなということを申し上げときます。

そこで、自然とか景観に関して、具体的なことを一点お尋ねしますが、前期の総合計画の中には、ユネスコエコパークに申請をしますというのがあって、38年には実現しますよということがありましたが、このことが後期の計画では消えてるんですけども、なぜなんでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） お答えいたします。

今、作成中の新しい令和4年度から8年度の5か年計画の中に、エコパークの文言が入ってないということでございます。以前から、小島議員さんのほうにはそういった提案いただいておりました。

いろいろ、部内でも検討はしておるところなんですけれども、現在、例えば生物多様性の保存とかそういったことの中で、ウラボシシジミ、そういったものを保存していこうということで、自然共生課とそれから高等学校が一緒になって、いろんなジオスクールを開催したりというふうに、少しずつ仕組みづくりをというふうに考えておるところなんですけれども、今回の計画の中には、実は5か年の間にこれまで、例えば国際間の問題で一気に観光客が減ってしまったとか、コロナの関係とか、そういったことを回避するためにも、骨子として大きなものをまず挙げて、あとは年度ごとに観光事業者等の方々の意見、それから、そういったものを絞り込んで、毎年度、新しい課題、強みを入れていきたいというふうなことも考えておりますので、これからつくる計画の中にも、また、そういったエコパークとかジオに関することとかいうことも検討していく、そういう余地はあるのかなと思っております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） 部長、今年、部長職でそこに就かれましたので、今までの流れをどのように捉えてあるかよく分かりませんが、前期計画の中にエコパークを申請するという事を挙げてあるのが、後期の総合計画で消えてるというのはおかしいですよ。ウラボシジミもよし、ヤマネコもよし、しかし、その基盤となるのは、ユネスコのエコパークという貴重な称号が島に与えられたら、観光客、アピールするのにすごく効果ありますよ。

五島市のこの前の新聞報道を見たら、世界遺産、日本遺産、そしてジオパーク。ジオパークはエコパークとちょっと違いますけどね。この三種の神器がそろったとって、五島市は大きくPRしていました。そのあたり、何でこれが抜けたのかなって、おかしいなと思いますよ。ぜひ、エコパークの申請に向けても取り組んでください。

それから、同じく、景観とか、対馬をアピールする上で、浅茅湾を「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟したらどうですかという投げかけしたら、検討しますという答弁だったんですけど、これも全然表に出てこないんですが、どうなってるのでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 浅茅湾の関係につきましては、たしか佐世保市のほうが九十九島の関係で加入をしているということでありました。そういうことで、対馬市としても、このことについて、どうなのかということに関係市として佐世保市の関係者のほうにいろいろと問合せをしたときに、なかなか、担当者としてははっきりしたことは言えませんが、個人的にはということで、あまり加入されることを勧めるということではないということをお聞きしました。

と申しますのが、これは世界的な取組でありますので、毎年、二百数十万の会費等をお支払いして、いろいろな会議等も外国にも出向かなくちゃいけないというようなことで、費用対効果と申しますか、そこら辺を考えたときにはどうなのかなというようなことでありましたので、対馬市も、そう慌てて入る必要はないという判断をした次第であります。

○議長（初村 久藏君） 11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） そういう判断ならそういう判断を、どこかで私たちにも分かるように知らせてください。私は、しかし、個人的にはこう思います。佐世保市は、今度、美しい湾クラブをPRするために、「8つのリーディングプロジェクト」という中にそこを折り込んでいます。対馬市が加わっては、佐世保は自分たちの存在価値は低くなると、そんなことを私は一瞬よぎりましたがね。それはまあ、そんな判断されたらされたで、それに代わるものを頑張ってください。

それで、対馬をもっとPRしようということでは、馬の存在について、これを私はこの前の総括のときに市長もちょっと尋ねましたが、馬をもう少し、対州馬を活用ということ強く出すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 対州馬の活用につきましては、昨日の総括質問の際にも申し上げましたとおり、対州馬は対馬の大事な宝であります。そういった中で、まず、私としましては対州馬の種の保存を第一に挙げております。

そういうことで、昨日から申し上げておりますように、まず、この種の保存を今後も図っていくためには目保呂ダムを中心とした活動をしていきますということで、ただ、おっしゃられるように、対州馬を対馬の顔として活用する、売り出すということについては、私も今後、一生懸命やっていきたいというふうに思います。

○議長（初村 久藏君） 11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） それで、去年10月に東京からおいでになった、これ、お父さんが対馬出身の方ですけど、この方の、私、便りもらったんですけど、こう書いてあります。対馬に来られて、「対馬の馬を見に、あそうベイパークと目保呂ダム馬事公園に行きました。馬は小柄ですが、本当にかわいいですね。好きになりました。係の人はとてもやさしく、馬が本当に好きなようです。もっともっと多くの人に見てほしく、それにどんどん増やしてほしいと思いました」と。増やしてほしいということ、今、種の保存がということですから、専門の獣医師さんも来ておられて、吉原さん、頑張っておられるということもよく理解しています。ぜひ頑張りたい。ただ、活用なくして保存なしというのが、これは自然も、それから文化財関係も同じなんですけど、それをもっと市全体の枠組みの中で強力に進めていただきたいということを要望しておきます。

それから、あと、時間がなくなったんですけど、観光行政を進める上で、観光物産協会の機能について答弁がありましたけど、観光物産協会が観光行政のいわゆる前線で中核を担う組織だと思うんですが、この機能については、本部長職を置いたと言われましたけども、本部長職だけでは十分じゃないんじゃないでしょうか。去年言いましたけど、専務理事を置いて執行体制をやっぱりしっかりつくることが、物産協会の機能強化、観光行政、民間の力が発揮されると思います。

それで、その中で、観光と物産を分離する考え方は観光物産協会と相談されたことはないですか。物産は分離して、地域商社に結びつけるという考え方はないでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 現在、観光物産協会の中で、観光部門と物産部門、ここを課を分けて活動していこうということは、今、協議もされているみたいでありますけども、一旦は、この観光物産協会はもともとは私は別だったろうと思います。それが観光物産協会として一緒になったというようなことでありましたので、これをさらにまた分散させようということについては、今

現在ではまだ考えておりません。もし、そういう必要性が出てきたときには、再度また協議を進めていきたいと思えます。

○議長（初村 久藏君） 最後です。

○議員（11番 小島 徳重君） 今の件については、そういう声が観光物産協会の会員の方々にもおられます。観光を集中するためには、それがいいんじゃないかという声があるということでお伝えをしときますから、今後、御考慮ください。

以上です。

○議長（初村 久藏君） これで、小島徳重君の質問は終わりました。

○議長（初村 久藏君） 暫時休憩します。再開を2時10分からとします。

午後1時51分休憩

午後2時10分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。

2番、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） 皆さん、こんにちは。会派、自公・協働、2番議員の陶山荘太郎です。

市民の皆様におかれましては、新型コロナウイルス流行第6波によるまん延防止等重点措置が延長され、対馬市においても感染者の確認は納まらず、今後も予断を許さない状況が続くと予想されます。

また、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻も毎日のように報道され、市民の皆様も今後の影響などに不安を感じていることと思えます。双方の一刻も早い終息を願ってやみません。

そして、ここ対馬は国境に位置し、古くから国土防衛の重要な役割を担ってきました。現在においても、その役割は変わらず、外交による解決を前提とすることはもちろんですが、政府が進めようとしております国家安全保障戦略の見直しにおいて、対馬における防衛基盤整備の必要性についても各方面に働きかけ、真に実行性のある防衛体制を確立しなければならないとあらためて痛感し、皆様と力を合わせて邁進したいと思っております。

市民の皆様にも防衛基盤は平時においては、これ以上ない生活基盤となりますので、どうか御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

それではここからは、市民生活に直結した事項について、通告に従い、2点質問いたします。

1点目は、対馬市まち・ひと・しごと創生総合戦略における、対馬3高校の特性にあった文

化・スポーツ指導者招聘事業の拡充について質問いたします。

本事業は、対馬市総合計画のひとつづくりの分野における、小中学校・高校の魅力化の1つとなっていますが、事業の進捗が遅いように感じます。

まず、事業の現状と問題点について市長の認識をお伺いいたします。

また、文化・スポーツだけではなく、実行性と必要性を考慮し、事業目的を逸脱しない範囲で内容の拡充を図る必要があると考えます。

例えば、公務員試験の合格率を上げるため、高等学校の教育科目にはないものの、公務員試験には出題される判断推理と数的推理の2科目について、短期集中的な講義ができる講師の招聘などを検討できないか、市長の答弁を求めます。

なお、講義についてはリモート方式でも結構です。

2点目は、生活インフラの維持と安心・安全なまちづくりに係る、現在の防犯灯の設置状況と今後の新設方針について、市長の説明を求めます。

それから、現行の防犯灯では、台風等による停電被害の際に機能を失ってしまうため、災害対策の推進を図る観点から、停電時でも機能を発揮できるソーラーパネル式の防犯灯の設置が必要ではないでしょうか。

また、設置の際には、現行の防犯灯との交換ではなく、市が開設する指定緊急避難場所の周辺や過去の浸水箇所及び浸水想定区域内の橋などの危険箇所に用途を区分して新設することが望ましいと思いますので、検討していただきたく、市長の答弁を求めます。

以上が今回の質問内容となります。

ぜひ前向きな内容の答弁を期待しております。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 陶山議員の質問にお答えいたします。

初めに、対馬3高校の特性にあった文化・スポーツ指導者招聘事業の拡充についてでございますが、本事業は令和2年度より取組を開始しており、スポーツまたは文化の各分野における島内3高校への招聘分野の意向聞き取りを行った結果、バレーボール、陸上、これは長距離、駅伝等でございます、ソフトテニスの3種目を設定し、取り組んでおります。これまでの取組内容としましては、島内中学校での部活動の活動状況や中体連、高校総体の状況調査をはじめ、島外へスポーツ留学をされたお子様を持つ保護者へのヒヤリング調査や県内外の各種目で上位進出している公立高校における指導者招聘の手法や待遇面、生徒の卒業後の進路に対する取組、初期投資の状況等の調査を行っております。その後の取組経過として、各競技関係団体との意見交換や指導者候補の紹介等を行い、候補者への個別依頼を行っていく予定としておりましたが、令和2年度からのコロナ感染症が拡大と減少を繰り返す中で、なかなか計画通りに取組を進めることができ

ていない状況であります。

なお、今後もコロナ感染症の収束が予測できない状況ではありますが、島内高校の求めるスポーツ分野の指導者候補を速やかに人選するため、今後の取組方針といたしまして指導者の公募も視野に含め、進めてまいります。

現在、その準備作業として、指導者の雇用形態や待遇面、求める人物像等を網羅した募集要項や公募手法の検討を行っているところであります。

次に、本事業の目的に逸脱しない範囲での内容の拡充についてでございますが、現状、本事業による3高校の希望分野はスポーツに特化したものになっておりますが、本市といたしましては吹奏楽等の文科系部活動についても、各高校の意向がありましたら、本事業の中で適宜、対応したいと考えております。

なお、議員がおっしゃる高等学校の教育科目外である公務員試験に出題される科目にかかる講義のための講師招聘につきましては、確かに高校の授業カリキュラムに入っていない数的推理、統計推理の分野は公務員を目指す生徒には必須の科目であり、学習ができる場面を提供する必要性は十分理解いたします。

しかしながら、本来この分野は高校を管理する長崎県が取り組むべきものではないかとも考えております。したがって、今後、まずは長崎県に状況を説明し、協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、生活インフラの維持と安心安全なまちづくりについてでございますが、まず1点目の防犯灯の設置状況と今後の新設方針については、現在、通学路や多数の歩行者が通行する道路に約6,600箇所を設置しており、電気代は年間約1,840万円でございます。

新設につきましては、区長からの地区要望として現状や新規の設置場所等を申請いただき、担当職員が現地を確認の上、予算の範囲内で設置しております。

2点目のソーラーパネル式防犯灯と現行の防犯灯を併用してはどうかとの御質問ですが、台風等による停電につきましては、令和2年9月の台風第9号、第10号、の接近時に最大1万4,100世帯が停電となったことは皆さんの記憶に新しいことと思います。台風等による停電が起きた場合は、電線の断線や電柱の倒壊も予想され、停電の際に差し迫った命の危険がなければ避難場所等への移動は極力避けていただき、明るくなって安全が確認できた後に移動をお願いしたいと思います。

なお、どうしても夜間に移動される場合は懐中電灯等により足元の安全を確認して歩行していただきたいと思います。

街路灯は道路上の通行者や障害物の有無など確認できるよう鮮明に照らしておりますが、防犯灯は犯罪被害の未然防止を図るために設置しており、ある程度の距離を取り、間隔を開けて設置

しているため、中間付近はぼんやりとしか明るくなっておりません。このような状況のため、停電時の暗い中、仮に市が設置したソーラー防犯灯が点灯していることで、その明かりのみで移動することは照らされている場所以外に飛散物などの障害物があっても、確認できないことも予測され、危険であり、通行の安全性の確保ができない状況も考えられますので、設置場所等の検討も含めて今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

また、避難所の停電対策としましては、非常用発電機を市で18台購入し、県から9台貸与されており、投光器も18台購入しております。

さらに、本年度中にソーラーパネル付きの防災用ポータブル蓄電池を9台購入予定でございます。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 2番、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） まずは、3高校の魅力アップのほうから伺っていききたいと思います。

市長は先ほどの答弁で中学校の保護者とか今の問題はコロナ禍でなかなか進まないということがありました。その問題もこれからいつコロナの感染が収束してくるか分からない状況で、それを待っていますと、この事業はなかなか進まないと思います。予算を計上しています関係上、目的を少し拡充していただき、この補習の短期集中型のリモートであれば、これはコロナの影響は島内の感染状況の確認だけで済みますので、コロナの影響についてはここは心配する必要はありませんので、コロナ禍においてもこの事業は推進できると思います。

やはり、中学校からの高校への流出というのも必要ですけれども、高校を卒業した後にどれだけ対馬に就職、あとしてくれるのか。そこがやはり高校生活というのは子供が進路を決定する最終段階です。小中学校につきましては、教育委員会のほうで進めてもらっている対馬を愛する教育の一環で郷土愛というのが出てきますけど、やはり高校生活において対馬市がどれだけ私たちにしてもらっているのか、私たちにどれだけ期待してもらっているのか、ということを植え付けることはこの対馬に残って、対馬の未来を自分たちで担おうという気持ちを植え付ける1番大切な時期だと思います。

ですので、この事業はスピード感を持ってやるのが高校卒業後の人口流出のためにも大事ではないかと思います。コロナのことにつきましては、リモートであれば解決できるということをちょっと御検討ください。

そして、県の教育委員会とかそこら辺との協議も必要だということですが、西海市で今年度の当初予算に高校2年生以上の在校生に対してオンライン学習塾を利用するために最大10万円、計580万円の予算案が計上されています。西海市は今年度から別に、西海市3つの高校があり

ます。大崎高校、西彼杵高校、西彼農業高校、いずれも県立高校です。ここに入学する全ての子供たちに入学準備金として1人5万円の補助もいたしております。同じ長崎県のほかの自治体がこれだけの事業をやるのに、対馬が、また人口流出が激しい対馬がやらない手はないと考えます。その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） まず1点目に、この指導者招聘のスピードが遅いというようなことで、コロナ感染症だけが問題じゃないんじゃないかというようなことでありました。確かにコロナの感染拡大が進んでいる中で、なかなか計画通りに取り組むことができなかったということは大変申しわけないというふうに思っておりますし、今、議員のほうからも御指摘がありましたように、リモート等であれば大丈夫なんじゃないかということも含めまして、先ほど答弁いたしましたとおり、今後はリモート、そしてまた指導者の公募等も視野に含めながらスピードアップしてまいりたいというふうに思います。

それと、2点目のこの市内のやっぱり対馬も3高校ございますけれども、3高校の子供たち、要するに生徒たちに何とかいろいろな助成ができないかということではありますが、対馬市は対馬市として、今ここで言うように、こういった魅力アップ事業で実際にこれが動き出しますと、かなりの事業費をここに突っ込んでいかなくちやならないんじゃないかなというふうに私たちも考えております。

そういうことで、個人個人に対するちょっと助成はどうかなと思いますけど、今後、そこら辺も含めながらこの魅力アップ事業でいろいろ検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（初村 久藏君） 2番、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） 高校の要望ということがありましたけど、このことも高校側が要望する事項の1つです。やはり高校の先生も教育科目にない科目、またその教え方を先生もそれぞれの自己の教え方というものがありますので、それを確立するためには先生も入れ替わり立ちかわり転勤とか何かありまして、補習担当の先生とかなんか特に就職組ですね、変わったときにまた新たにこの2科目の教え方とかそういうところを研究しなければなりません。教師の負担もそれによって就職担当の先生も公務員だけを担当するんじゃないで、そのほかの面接とか一般企業の就職、そういう指導もしなければなりません。

ですので、これも令和2年度の対馬市内部評価と総合戦略推進会議の検証にもこのことはいずれもCというように効果が低かったという判定があり、推進会議の意見ではスピード感をもって取り組んでもらいたいとか、一分野に限らず複数分野での事業展開も検討していただきたいという意見も出ております。この2つの意見を今年度、これ2年度の意見ですので、今年度どう分析されたのか答弁いただけますでしょうか。

○議長（初村 久藏君） しまづくり推進部長、伊賀敏治君。

○しまづくり推進部長（伊賀 敏治君） まず、先ほどコロナ禍の影響で進捗が遅いということで市長のほうからも答弁ありましたけど、担当部としてまずそこを説明させていただきたいと思えます。

まず、指導者招聘ということにしておりまして、その内容がバレーボール、陸上、ソフトテニスということもございまして、それぞれの体育協会であったりとか名前がちょっと有名な方にお話を聞きに行き、その方についで誰か紹介していただくとか、そういった島外に出てということ想定しておりましたので、コロナということでなかなか動けなかったということもございまして。そういったところで、総合戦略の評価についてはC判定ということになっております。

今日、提案いただきました逸脱しない範囲での学業関係といえますか、これも先ほど市長の答弁にもありましたけど、今回、魅力化事業として市が想定したのは県立高校ということもありまして、部活動の範囲でくらいでなかなか市では手を出せないのではないのかなというようなところが始まりでございまして、その通常、高校のカリキュラム以外の時間外でやる補習という部分もこの市が支援できることは可能かとは思いますが、内容といえますか手法にもよるかなと思っております。まずは、その就職、進学のための学業ということであれば、やはり県立であれば長崎県、そしてその高校の範疇ではないかなということではございまして、まずは県と協議をさせていただきたいという答弁をさせていただきました。時期的にもう今年度末で受験時期で高校のほうも忙しい時期ですので、そこが変わりましたら県の教育委員会として対馬高校だけにまたこの補習をするということも難しいでしょうから、そうなれば豊玉高校、上対馬高校も同じようなことになってくると思っておりますので、その辺をもう少し時間をいただいて県、そして3高校の話をよく聞いて、市が支援するような事業の組み立てができるならそこは検討していきたいと思っております。

○議長（初村 久藏君） 2番、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） 前向きに検討をお願いしたいと思います。

リモートであれば、私も今年まで対馬3高校のPTA連合会会長として各高校のPTA会長とか事務長、校長先生とかそこら辺とは話してまいりました。これはリモートであれば対馬高校だけではなくありません。IDとパスワードを共有すれば上対馬高校、豊玉高校に希望者がいれば同時に受講できますので。県の教育委員会では西海市はオンライン塾に最大年間10万円の補助をしております。オンライン塾というものは、これは高校の教育科目も含めてだと思えます。それができるのに県の教育委員会が、いや対馬は教育科目外だからできないということはないと思えます。

オンラインであれば、宿泊費も移動費もありません。高校が望んでいるのは夏期補習、大体

10日間ぐらいの間で集中して行いたいと、そこが最大の効果が得られると。最大10日間とか年間10日間に移動費も宿泊費もいらなくなれば、経費もかなり低減できます。

ですので、もう1点、そしてやはりスピードが遅いというのは指導者を公募するからなんです。先ほどもありましたけれども、協働隊も一緒です。公募するから遅いと私は感じております。今、対馬高校もオンライン特化するんですけれども、公務員補習において無料で提供できる範囲ぐらいの内容の動画を流して補っております。ですので、そこをうまく具合に契約できれば、これスピード感をもって実施できると思いますので、そこら辺も含めて早急に3高校と協議は、3高校の思いは大体同じだと思いますので、実施していただくことを要望いたします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 今、議員のほうから御指摘がありました対馬3高校の合宿等ですけど、特に学習関係の合宿等でありますけれども、3年度もこれまで壱岐やらそちらのほうに行って学習合宿をしていた関係を、取組を今年はコロナの関係で島外には行かないということでありましたので、そういうことで市のほうから今年はずかでありましたけれども、助成のほうをさせていただいております。そういうことが今後ほかの上対馬高校や豊玉高校につきましても、島外じゃなくてこの島内でそのような取組を進めていくということであれば、何らかの助成の拡大等も考えていけるのかなというふうに考えております。

○議長（初村 久藏君） 2番、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） 市長のその言葉を信じて高校のほうにもちょっと行っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

やはりこれ実施するとなれば、最大の効果を生まなければいけないと思いますので、オンラインであればちょっと市の職員が3校から市に就職して、3年目ぐらいの職員が適切かと思えます。講座の前にお話をさせていただいて、対馬市が対馬市の企業に対してしている助成とか対馬市役所で働く対馬の未来を私たちが担うという仕事のやりがとかなんかを語っていただければ卒業して、よし市役所で働いてみよう、対馬の企業で働いてみようとかいう子供たちも増えるかとは思っていますので。やる際にはやはり最大の効果を、学校側にもこの事業については対馬市の補助をもらってやっているということは紹介していただきます。やっぱり帰属意識を、対馬という団体に対する帰属意識を子供たちにもそこで育てていただきたいなと思っておりますので、何卒そこら辺もあわせてよろしく願いいたします。

続きまして、防犯灯の設置状況についてお尋ねします。

防犯灯については市内で約6,600か所、年間の電気代は1,840万円程度というところで、やはり電気代とかそういうところがかさんでくると思います。防犯灯は大体6,600ぐらいで、今、新しい住宅等が建っていますけど、大体付けるべきところには付いたんじゃないかなと私の

考えでは思っています。今後も同じ予算を組むのであれば、とりあえず試験的でも構いません。このソーラーパネル式の防犯灯が付けてみてやはり日照量が違うところに何か所か付けてみて、本当に機能を果たすのか。ブラックアウトとか何かも想定されます。風が止んでも雨が止んでも電気が復旧しない場合もありますので、被災時の次の日とか、夕方になって被災して、まだ雨は降っているけど、避難所に行かなければならないと。風は止んでいるけど雨は降っていると、そういう状況であったときに、やはりそこで停電が収まっていなければ市民の皆様も安心して避難はできないと思いますので。まずは試験でも構いませんので、1回これを検証いただいて有効性が確認できれば活用の方向に進んでいってほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） ソーラーパネル式防犯灯につきましては、対馬市といたしましてもSDGs 未来都市の選定を受けて、持続可能なまちづくりを進めているところであります。また再生可能エネルギーの活用についても市として進めていこうとしているところであります。そういう中でもありますので、このソーラーパネルが耐用年数等も調査が必要でありましょうし、先ほど議員言われるように日照度によって果たして満足な照度が確保できるのか等も含めた上で、ちょっといくらか実証実験等は進めてみたいというふうに思います。

○議長（初村 久藏君） 2番、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） ありがとうございます。このソーラーパネル式の防犯灯の利点につきましては、台風等の停電の場合だけではなくありません。現行の防犯灯は設置箇所に設置してもその近くの電柱、既存の電柱から電気線を引いてこなくてはなりません。近くに電柱がないところに建てた場合には、その配線が長距離になったり、川や道路の上を横断したり、場合によっては民家の敷地を横断している箇所もあります。これがもし台風のとくに途中で切れた場合等は漏電とかそういう危険も絡んできますので、そこも踏まえてこのソーラーパネル式であればもう設置すれば後は太陽との関係ですので、検証でこれは有効だということが分かればそういうところでも活用はできると思いますので、そこも含めて検討していただきたいと思います。

すみません、よろしいですか、耐用年数とかそういうのもありましたけど、私も調べたんですが、私がどこのがいいよというのは言えませんので、調べた範囲で諸元をちょっと言ってみようと思うんですけど、大体保証期間は3年ぐらいのやつが多いです。しかし、保証期間ですので、普通の太陽光発電のソーラーパネルは各社調べたんですが、大体15年から20年ぐらいですので、どちらが長いかな。ソーラーパネルが長いかな、あとは電灯の部分が長いかな。ですので、結構もつとは思いますが。

やはり今も町の中が暗い、暗いという意見もあります。特に避難所の周辺とかそこら辺については、そこを今の防犯灯と防犯灯の間隙にこの災害用として付けていただければ、市民の方も町

の中にありますので、市民の方も安心して夜でも歩いて健康増進にもなると。相乗効果が求められますので、そこも含めてよろしくお願ひしたいと思います。どうでしょうか、最後。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。（笑声）総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） 今いろんな意見ありましたけど、このソーラーパネルについては、一応メリット、デメリットいろんなものがあると思いますので、先ほど市長のほうからも言われましたように実証実験を兼ねて設置場所等についても、例えば影に隠れるとかそういう状況も出てくると思いますので、区長等とも相談しながらちょっとその辺の検証をしてみたいと思います。

○議長（初村 久藏君） 2番、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） ぜひ検証をしていただきたいと思います。検証して、その有効性が確認できたら、ぜひ自主防災組織や行政区などでもその有効性を普及していただいて。別に市が設置しなくてもいいんです。今、市の設置基準に合わないから設置できない要望箇所も多々あると思います。これ設置すれば有効性が確認できれば電気がついて、その機能が発揮できるのであれば、自主防災組織の活動支援事業の補助金やわがまち元気創出支援事業の補助金などに防災組織や行政区にそれを活用していただいて、市の基準に合わなくても地域が必要とする箇所にはこれは付けられますので、ぜひ検証はしていただいて有効性が活用できれば自主防災組織、今少ないですけども、どんどんどんどん結成の推進をしていただいて、自主防災組織や行政区などにもこれを活用していただけるようにしていただきたいと思います。これは私の強い要望ですので、答弁はいりません。

10分残して終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（初村 久藏君） これで陶山荘太郎君の質問は終わりました。

○議長（初村 久藏君） 以上で、本日予定しておりました市政一般質問は終わります。

来週月曜日も引き続き定刻から市政一般質問を行います。

本日はこれで散会といたします。お疲れさまでした。

午後2時51分散会

令和4年 第1回 対馬市議会定例会会議録(第12日)

令和4年3月7日(月曜日)

議事日程(第4号)

令和4年3月7日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(19名)

1番 糸瀬 雅之君	2番 陶山荘太郎君
3番 神宮 保夫君	4番 島居 真吾君
5番 坂本 充弘君	6番 伊原 徹君
7番 入江 有紀君	8番 船越 洋一君
9番 脇本 啓喜君	10番 春田 新一君
11番 小島 徳重君	12番 小田 昭人君
13番 波田 政和君	14番 小宮 教義君
15番 上野洋次郎君	16番 大浦 孝司君
17番 作元 義文君	18番 黒田 昭雄君
19番 初村 久藏君	

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	國分 幸和君	次長	平間 博文君
課長補佐	柚谷 智之君	係長	犬束 興樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
教育長	永留 和博君
総務部長	木寺 裕也君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	桐谷 和孝君
しまづくり推進部長	伊賀 敏治君
観光交流商工部長	村井 英哉君
市民生活部長	二宮 照幸君
健康づくり推進部長	松井 恵夫君
農林水産部長	黒岩 慶有君
建設部長	佐々木雅仁君
水道局長	立花 大功君
教育部長	八島 誠治君
中対馬振興部長	波田 安德君
上対馬振興部長	森山 忠昭君
美津島行政サービスセンター所長	瀧川 昌浩君
峰行政サービスセンター所長	藤原 亘宏君
上県行政サービスセンター所長	原田 勝彦君
消防長	主藤 庄司君
会計管理者	阿比留 裕君
監査委員事務局長	内山 歩君
農業委員会事務局長	主藤 公康君

午前10時00分開議

○議長（初村 久藏君） おはようございます。

報告します。福祉保険部長、乙成一也君から欠席の申出があつております。

ただいまから議事日程第4号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（初村 久藏君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は3人を予定しております。

それでは、届出順に発言を許します。10番、春田新一君。

○議員（10番 春田 新一君） 皆さん、おはようございます。新政会所属の春田新一です。

まず初めに、2月の知事選において、全国最年少の知事が本県で誕生されました。3月2日の就任記者会見では、新しい長崎県をつくる、全世代が安心して安全に生活できるまちづくりに取り組むと抱負を述べられています。期待をしておきたいというふうに思います。

また、3期12年の長きにわたり、長崎県発展はもちろんのこと、離島の振興に御尽力をいただきました前中村知事に、県民の一人として、心からお礼を申し上げます。

それでは、本題の市政一般質問に入ります。今回は2点、2項目、5点、質問いたします。

まず1項目め、対馬博物館について。

令和4年4月30日の開館に向けて、急ピッチで工事が進めてあります。対馬の歴史・文化・交流の拠点として、また観光地との連動により、観光、また地域の振興を目指す目的があって建設をされているというふうに思います。

その1点目に、開館に向けた取組と運営管理方針についてお尋ねをいたします。

本市の豊かな自然に育まれた特色ある歴史と文化について、新たな発見と満足を提供し、そのために高い専門性を維持しながら地域との連携を図り、学校教育及び社会教育に広く利用されるよう努めることが運営方針だというふうに思います。

また、展示事業、教育普及事業、調査研究事業、文化財保存事業、資料収集事業、特別展展示事業など含めて、全体的な取組について、市長の見解をお伺いいたします。

次に、2点目です。その博物館と近隣観光施設との連携についてお尋ねをいたします。

博物館に隣接する観光名所が多くあります。近隣では、金石城跡、旧金石城庭園、対馬藩主宗家墓所、万松院、また令和3年10月30日に開館をいたしました対馬朝鮮通信使歴史館など交流の拠点として、観光客のよりどころになるというふうに思います。

その施設との連携をどのように取っていかうと考えてあるのか、お伺いをいたします。

次に、3点目です。本市の観光拠点としての駐車場整備について。

現在、博物館建設中ではありますが、どこが駐車場であるのか。また、来館者用のバス等の乗降可能な場所は定めてあるのか。そのようなところの市長の見解をお伺いいたします。

次に、大きな2項目めです。子育て支援と教育環境の充実について。

まず1点目ですが、特別な支援が必要な医療的ケア児の支援体制と取組についてお伺いをいたします。

現在では医療的ケアが必要な子供さんは、小学校2校に1名ずつおられるというふうに聞いております。今後、増える可能性もあるのではないかとというふうに危惧をいたします。そのときの支援体制は考えてあるのか、お尋ねをいたします。

次、2点目ですが、いじめ撲滅や不登校対策の教育委員会としての取組について伺います。

児童・生徒が抱える問題の改善を図るため、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、様々な問題を未然に防ぎ、早期発見、早期解消につなげるための取組とその支援策についてお尋ねをいたします。

以上、2項目、5点、質問を終わります。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） おはようございます。春田議員の質問にお答えいたします。

初めに、対馬博物館についてでございますが、現在、交流ゾーンを建設工事中で、開館に向けての準備を進めているところでありますが、4月29日に来賓を招待しての記念式典及び内覧会を実施し、翌4月30日に開館する運びとなりました。総合、古代、中世、近世、近現代の5つのエリアで構成されている平常展示では、約500点の資料展示に加え、アニメーションや体験コーナーにより、多くの方に興味を持って見ていただけるような、魅力のある展示を心がけています。

さらに、交流ゾーン2階の講座室においては、対馬で採集された昆虫の標本を紹介し、対馬の自然体系への興味や関心を深めていただく取組を行います。

また、特別展示室では、4月30日から6月26日まで、京都の両足院様から資料をお借りして、開館記念特別展を開催いたします。

両足院は、江戸時代に対馬の朝鮮外交を担っていた以酌庵に外交文書を起草する禅僧を派遣していたことから、対馬にえにしの深い資料を多数所有されており、今回の特別展示では両足院と対馬の関わり、そして対馬の外交や文化交流における以酌庵の役割を紹介するものです。

市が企画する特別展については、年に2回程度開催する予定ですが、10月に朝鮮通信使ゆかりの地全国交流会対馬大会が開催される予定であること、また「朝鮮通信使に関する記録」がユネスコの「世界の記憶」に登録されて5周年を迎えることから、秋には朝鮮通信使に関する特別展を計画しています。

また、特別展開催時には講師をお招きして、展示資料等についてお話を聞く歴史講座や学芸員によるギャラリートークを予定しております。

このほか、教育普及事業として、様々な分野の講演会やワークショップ、コンサート等のイベントを計画しており、幅広い年代の方に足を運んでいただけるように取り組んでまいります。

博物館の運営につきましては、開館後、しばらくは市直営といたしますが、将来的に持続可能な事業展開が可能となるような運営形態を探っていきたいと考えています。

次に、対馬博物館は万松院、旧金石城庭園、清水山城跡等、対馬の象徴的な施設群に隣接しており、ふれあい処つしま、対馬朝鮮通信使歴史館などの観光施設とも近い距離にあります。歴史館については、博物館の分館という位置づけで、博物館で購入した年間観覧券を分館でも使用で

きることとしております。

さらに、旧金石城庭園、対馬朝鮮通信使歴史館、対馬博物館、万松院を周遊チケットで利用する、または一定期間内に4施設を利用した場合に、お得感のあるサービス提供ができないか、関係者を交えて検討しているところであります。

対馬博物館の駐車場につきましては、山下通りに一般の来館者用28台分の駐車場は既に工事を終えております。観光バス用としては、従来どおり交番前の乗降所を御利用いただくこととなります。

なお、分館であります対馬朝鮮通信使歴史館に隣接する土地の取得につきましては、これまでも所有者と交渉中でありましたが、近日中に契約が締結される見込みでありますことを申し添えます。この駐車場につきましては、整備いたしましたら、観光バス3台程度が駐停車できる見込みであります。

私のほうからは以上であります。

○議長（初村 久藏君） 教育長、永留和博君。

○教育長（永留 和博君） おはようございます。春田議員の質問にお答えします。

初めに、医療的ケア児の支援体制と取組についてでございますが、本市では医療的ケアを必要とする児童について、教育機会を確保し、安心・安全な環境の中で充実した学校生活を送ることができるように、学校看護師を配置し、医療的ケアを実施しております。

医療的ケアを実施するに当たり、医師の指示書を基に、保護者、学校、学校看護師、市教委が連携し、どのような取組が必要かを協議しております。すなわち、毎年度の成長に応じた医療的ケアが実施できる体制を取っているところです。ただ、学校看護師につきましては、看護師資格を有する方の募集等を続けておりますが、なかなか十分な人数を確保することが難しい状況であります。

次に、いじめ防止の取組についてお答えをいたします。

教育委員会では、いじめが児童・生徒の生命並びに心身の健全な育成、人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるという観点に立ち、その防止に努めているところです。

具体的には、対馬市いじめ防止基本方針の策定により、本市の方針を示し、各学校においても、いじめ防止基本方針を策定、公表させ、日頃からいじめの未然防止を図るとともに、いじめの早期発見、適切な対応に努めているところです。

また、各種研修会における講義や演習を通して、いじめ根絶を目指す教職員の資質の向上を図っております。もちろん学校や保護者から相談があった際には、学校に対する指導、助言を適宜行っているところです。

次に、不登校対策についてお答えをいたします。

本市では、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立を目指す機関として、対馬市教育支援センターを設置しております。指導員を中心とし、個別や集団での活動を行い、個々に応じた指導を行っております。

また、毎月、不登校に関する調査を実施し、不登校傾向も含めた児童・生徒の実態を把握し、適切な対応の在り方について研修会の機会を活用し、指導、助言を行っております。

加えて、県の予算も活用しながらスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員等を配置し、心に悩みを抱える児童・生徒への支援も行っているところです。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 10番、春田新一君。

○議員（10番 春田 新一君） 順を追って、自席から再質問をさせていただきます。

先ほど市長のほうから答弁を頂きました。博物館の管理運営についてでございますが、まだ開館をしておりませんので、まだ運営の状況が出てないのが現状だというふうに思っております。

この博物館、入館料では、まず運営費は賄われないというふうに私は考えておりますが、これも全協の折に、計画をする全協の折には、いろいろな議論が交わされたわけですが、なかなか難しいんじゃないかなというふうに思いますが、予定として、入館料をどのくらいで、どのくらいの管理費が要るのか。そこら辺があれば、部長でも結構ですので、お答えを頂きたいと思っております。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） お答えいたします。

今回の4年度の当初予算のほうにも、収入等で計上させていただいておりますけれども、大きく通常の、平常の展示、それと特別に行う、ただいま年に2回ほどの展示を予定しておることと、あとは年間における、1年間を通じた観覧料というようなことで、トータル、現在のところ、6万人程度の観覧者を見込んでおまして、もろもろ入館料が違っておるんですけども、今のところ大きく計算いたしますと、観覧料2,600万程度、それから施設使用料100万円、あとグッズ、商品を販売することにしておまして、そういったものと、あと図録、展示、特別展ごとの図録を作成いたします。そういったものの売上げ等を含めまして、6万人の入込みの中で3,200万ほどの収入見込みを考えております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 10番、春田新一君。

○議員（10番 春田 新一君） 開館をしてみて、どのくらいの入館料が入るのかというのは、まだはっきり分からないわけですが、特別展をやった場合には、入館料は結構、数字は伸びるといふふうに思いますが、この特別展については、特別にお借りしてくるものですから、そこら辺もまだ、海を渡ってくるもの、いろいろあろうかというふうに思いますが、そこら辺の保険とか

そういうもの、大きな予算がかかるんじゃないかなというふうには、私のほうは考えておりますが、そこら辺で特別展をすれば、入館者は増えるというのは分かりますが、そこら辺も含めながら、精査しながら、年2回という特別展を今、計画をされておりますが、なかなか厳しいんじゃないかなというふうに思っております。

もともとこの運営費は、いろんな方面からというような議論が交わされた後にあったんですが、非常に、ここまで進んだわけですから、みんな力を合わせてやっていかなければいけないというふうに思います。

先ほど市長が申しましたように、直営でここ何年かやっていくんだということですが、その後は管理をどういうふうにしていこうと考えてあるのか、そこら辺を少しお聞かせください。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 博物館の運営につきましては、先ほど答弁の中でも申しましたとおり、開館後、しばらくは市の直営で運営をしてみたいと思います。ただし、いつまでも市が直営でやっていけるというふうには考えておりませんし、指定管理も含めて、何らかの形で民間のほうに運営をしていただくようなことを模索していきたいというふうに考えているところでございます。

他の博物館、特にこの近隣では、壱岐につきましても、民間のほうに委託をしているということでもありますし、他の博物館等も指定管理、また、いろいろな工夫をしてあるということで、今後、そこら辺をいろいろと研究をしながら進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 10番、春田新一君。

○議員（10番 春田 新一君） 考え方はよく分かりました。壱岐の話が出ましたが、また壱岐と少しは違ったような博物館で、対馬の博物館はありますので、少しは違ってくるかなというふうには思います。

我々が行政視察で今まで行ったところは、なかなか民間委託ができないような状況のところも、数あろうかというふうに思っております。それでここ、新築ですから、新しいですから、いろいろな経費はかからないというふうには思っておりますが、なるべく新しいうちに委託をしてやっていかないと、古くなってから委託をするということになれば、大変、選定するのに難しいんじゃないかなというふうに私は考えております。

まず、例を取っていいますと、大分の県立博物館、ここもかなりの、いつも毎年赤字で非常に苦慮してあるように思いますが、入館料が少ない。そしてまた学校関係の子供たちがほとんどであるということで、入館料が頂けないというようなところも、悩みの一つであるというふうに言われております。

また、後から申しますが、車、バスが通ってないというような状況の中で観光客、あるいは一般市民の方々が足を運んで来てくれないというような状況もあるというような、そういうような話を聞いたわけですが、直営で当分の間はやっていくと。それから、民間委託に考えていくということですが、なかなか全体の委託というのは、非常に私は厳しいと思います。

窓口の委託、あるいは展示部門、いろいろ分けてやっていかないと、非常に難しいんじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺もいろいろ研究をされながら、やっていかれたほうがいいのかというふうに思っておりますので、今後、開館してから、またいろいろな協議が出てくるというふうに思いますので、よろしく願いをしておきます。

次に、博物館と近隣観光施設との連携について、ここが私は大事になってくるんじゃないかなというふうに思います。今の、写真もタブレットのほうに入っていますけど、ちょっと見づらいですけど、先ほど市長も言われましたように、金石城跡、それから旧金石城庭園、ここら辺と朝鮮通信使歴史館、ここは本当に歩いて近場な観光施設でありますので、そこら辺を有効にして使って利用していけば、おのずと観光客も増えてくるんじゃないかなというふうに思っております。

今、市長のほうは、周遊チケットを出してやるんだというようなことも言われております。この中に、私が考えるのが、タブレットの中の②です、②のほうのトイレです。ここのトイレも、そうなれば、おのずとして、もう少し大きなトイレに改修をしていかなければいけないのかなというふうには気づいております。

そこら辺もいろいろ絡んでくるわけですが、それと朝鮮通信使歴史館のところの下段ですが、博物館の真正面からは全く見えないんです。これ私はこっちの歩道のほうから撮ってますから見えますけど、看板を、ちょうど突き当たりの街灯のあるところ付近に大きな看板が必要じゃないかなというふうにも感じたところでもありますので、そこら辺も検討しながら、一緒に博物館と周遊してやっていくんだというのであれば、もう少し手を入れていかなければいけないのかなというふうに思っております。

数多く来館者を呼び込むためには、そこら辺にも力を入れていかなければ、博物館だけきれいで、周りがというようなことにならないように進めていただきたいなというふうに思っております。

金石城庭園、本当に心は和みますよね、あそこに入れば。そういうのを博物館と連動しながら、観光客に、よりどころとなるようなところにしていただきたいなというふうに私は感じたところでもあります。

そこで、今までの私の質問の中で何かあれば、部長でも結構ですので、お答えをお願いします。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） お答えいたします。

市長が申しましたように、春田議員も御指摘いただきましたように、博物館を今、観光の拠点ということの中で、法律的には歴史観光推進法とかいうのもありまして、観光拠点を商業施設と巻き込んで将来をやっていこうというような、そういう動きもございますので、今、考えております博物館、それから対馬朝鮮通信使歴史館、旧金石城庭園、万松院、こういったところを、一つは周遊チケットの中に、パンフレット型のチケットといたしますか、そういったものの中で全部観覧していただくと、スタンプを押すことによってコンプリート景品といたしますか、何か特産品を設けてお客様に喜んでいただく、PRするとか、そういったふういろいろなことを工夫しながら、これから先やっていこうということで、今、関係者の中で協議を進めておりますので、そうやっていこうと思っております。

それから、先ほど御指摘いただきました清水が丘のトイレです。ここが文化財の指定の地域ということの中で、今のところは手を加えることができない状態であるというようなことになっておりますので、そういったところもまた今後は大きな検討材料かなと思っております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 10番、春田新一君。

○議員（10番 春田 新一君） そのように、どここのものですからというようなことじゃなくて、連携を取って、早めにしていかないと、どうしても遅れ遅れがちでは入館者を呼び込む施策は進んでいかないというふうに思いますので、これは早めに連携を取っていただいて、対馬の第一の観光の拠点としてなり得るようにやっていかなければいけないというふうに思います。よろしく連携を取ってやってください。お願いしておきます。

それでは次に、駐車場の問題は一般質問でも取り上げられ、また全員協議会でも数多くの議論が交わされたところであります。本当に巖原城下町の中では、駐車場が見当たらないようなところは押し詰まっておりますので、大変、駐車場が取り付けられないところであるというふうに思います。

しかし、先ほど市長のほうからありましたが、何とかできるようなところも話はあるんですけど、1番目を見てください。今、工事中で、1番目の一番上です。よく見づらいんですが、今ここに工事現場の仮設と、あと工事関係者の車両が置いてあります。この辺は駐車場として利用ができないのか、できるのか、そこら辺を少しお話を聞かせてください。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） お答えいたします。

今、議員御指摘の、実はそのエリアも文化庁の指定の地域ということで、今のところ我々としては、その駐車場等に用途を持っていくということができないというふうに理解しております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 私のほうから少し、今、議員のほうに添付していただいております1番の写真でありますけども、ここにつきましては文化庁のほうの特別史跡の指定区域にしているということでございまして、ただここで今、駐車場として利用をさせていただいているのは、あくまで工事期間中の利用という形で、ここを使用させていただいているところであります。

それとまた、今、文化財関係の委員会等が開かれるわけでございますけども、この中には旧巖原町の幼稚園跡の運動場等を駐車場ではなく、あくまでバス等の乗降車場という形で利用をさせていただけないかというようなことを、こちらのほうから委員会等にお願いをしているところでございまして、聞くところによりますと、委員の先生方につきましては、ある程度、御理解を頂いているということをお聞きしておりますので、今後も力強く、有効な、効果的な利用を目指していきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 10番、春田新一君。

○議員（10番 春田 新一君） 何か広いところのようにあつて狭いんです。櫓門をくぐって、櫓門の中ですから、バスはまず入りませんが、乗用車が置けるように文化庁と協議をされてやっついていかれたらいいのかなというふうに思いますが、私、全協の折に皆さんで協議したことを少し話させていただきますが、バス乗降場については、博物館建設完了後、旧巖原幼稚園跡地に、観光客の利便性向上のため、来館者用のバス等が乗降可能な多目的スペース設置について教育委員会、あるいは文化財課、観光商工課、博物館学芸課が連携して協議を進めてまいりますというふうに言われているんです。先ほど市長が言われましたように、その連携は取れてやって、今、協議をされているというふうに思っております。

また、基本構想ができたとき、平成29年12月12日の全協での説明で、候補地が3か所、1か所、建設地の北側に朝鮮通信使行列の倉庫跡地になりますか。今の朝鮮通信使歴史館の裏になります。ここは倉庫の裏に普通車が8台、駐車される計画です。

その後、土地の寄附の話が持ち上がり、現在、先ほど答弁にありましたように、山下通りの上段、駐車場の土地を寄附していただいたという話が出ております。それから、駐車場28台分がここで確保された。

バス駐車場につきましては、課題がありますが、朝鮮通信使歴史館隣接地を買収に向けて協議をしていますというような話があります。購入ができれば大型バス駐車場として3台か4台分の確保ができますと。私が見たところでは奥行きがない、大型バスはちょっと無理かなというふうに認識はしてきましたけど、そうすることで、ある程度の駐車場の難は防げるんじゃないかというような話は、そのときにあっております。

しかし、年間5万人から6万人という入館者を予定されているのであれば、非常に少ない駐車場の中で、どのように入館者が出入りをしたらいいのかというのも危惧をされる場所ですので、そこら辺は今から、今からでは遅いんですが、朝鮮通信使歴史館の裏、ここが買収できれば、ここをきちんとして駐車場になれば下げて、道路と同じ高さになって下げれば、結構いい駐車場になるんじゃないかなというふうに私は思って、写真は撮りませんでしたけど、一人で考えたところではありますが、そこら辺はどのようになっているのか、そこを少しお聞かせください。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 先ほども答弁の中でも申し上げましたように、この駐車場に、歴史館の裏の駐車場につきましては、近日中に契約ができる見込みということでございます。

私たちも、もう少し早く早くということで、私自身も担当のほうにかなりハツパかけながらしてたんですけども、どうしても今、住んである地域がコロナの拡大地域ということで、なかなか話にこちらから行くこともかなわなかったと。また、向こうのほうも、こちらのほうに出向くことも難しかったというようなことでありまして、このように遅れた次第であります。

ただ、この計画地域にありました旧家屋等につきましては、既に解体撤去が済んでいるということで、担当者のほうから聞いております。まだ私自身も直接、確認はしておりませんが、担当者のほうから解体工事等は終わりましたというようなことは聞いております。

そういうことで、今現在、市のほうでも財産取得についての決裁等を回したところですので、先ほど申しましたように、近日中の契約ができるものというふうに思っております。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 10番、春田新一君。

○議員（10番 春田 新一君） 分かりました。非常に、小型であれば駐車場としてはいいところだなというふうに思いますけど、大型バスはちょっとどうかなというふうに、Uターンが難しいんじゃないかなというふうに思っております。

ここを駐車場とすることで万松院、あるいは近隣の観光地が生きてくるわけですから、早くここを駐車場として区画整理ができれば、もっともっと来館者が増えるというふうに思っておりますので、よろしく願いをしておきます。

それから、近隣の部分について、今の工事現場の方の来る車両が置いてあるところです。ここも工事が終わればきちんと整備はされると思いますが、整備をきちんとされて、仮駐車場になるにしても、きちんと白線を引くとか、そういうものになれば、もっともっと分かりやすくいいんじゃないかなというふうに思いますし、また連動していくのであれば、この辺もきちんと区分け、道路の区分けと文化庁の持ち物であるところの区分けをきちんとしていかなければいけないのではないかなというふうに思っております。

ここら辺が大きな課題になるのではないかというふうに思っておりますので、どうぞ4月30日開館ですから、なるべく来館者に迷惑がかからないように、そして来館者が喜んで博物館に入れるように期待をしておきます。1項目めは、それで終わります。

次に、2項目めです。子育て支援と教育環境の充実についてということで上げております。

医療的ケア、先ほど教育長のほうから話、答弁がありました。今のところ、私が聞いている中では、小学校に2名おられるということを知っております。今のところは、保育園、幼稚園でも、あとには今のところはいらっしゃらないというような話も聞いておりますので、安堵しているところですが、非常に、先ほど教育長の答弁もありましたが、人材が不足をしているため、なかなか看護師さんが、従事される看護師さんを充てることも難しいというような答弁でございます。本当にそうだろうというふうに思っておりますが、医療的ケアというのは、看護師さんがついていなければいけないというようなことですから、県ともいろいろと相談をしながら、協議をしながら、安定して設置できるようにお願いをしておきます。

それから、その分は終わりますので、あと2点目のいじめ撲滅と不登校対策の取組についてでございます。

非常にひきこもり、あるいは不登校、若者の抱えるいろんな問題があって深刻化しておるわけですが、これも本来なら家庭、地域、学校と連携をしてやっていたら、このようなことも未然に防げるというふうに思いますが、なかなか今の社会情勢では連携が取りづらく、取れてないような状況でもあります。

そしてまたICT教育、タブレット教育になりまして、ほとんど、なかなか人と接触して話す機会が少なくなった。これも一つの要因ではないかなというふうに私は思っておりますが、これは社会情勢の変化ですから、これを対馬に見合った教育ということは難しいというふうに思っております。

そこら辺でひきこもりや不登校をどのように早期に発見して、解消していったら、学校に復帰させられるのか。そこが一番ネックになるんですが、そうすることでそれを早く調べて、早く復帰させてやるのが大人の仕事であろうし、またそこをどのように捉えてあるのか、教育長の答弁を頂きます。

○議長（初村 久藏君） 教育長、永留和博君。

○教育長（永留 和博君） 不登校の問題ですけれども、教育委員会としては、毎月の不登校調査を行っておりますけれども、各学校では欠席が続く子供に対しては、すぐ担任のほうから連絡を取って家庭訪問をしたりしながら、そういう欠席の場合には、そういう対応取っておりますし、また学級づくりの中で、そういう悩みを抱えている子供であるとかに対しては、教育相談等をやしながら、子供たちの心の安定を図る取組を続けているところです。

○議長（初村 久藏君） 10番、春田新一君。

○議員（10番 春田 新一君） ひきこもり、いじめに遭ってひきこもり、そこら辺は難しい、調べても調べても、結論は出ないところもあろうかというふうに思います。

昨年度設置されました教育支援センター、そこら辺で早く現場に復帰できるように、子供たちに教育をしていかなければいけないと思いますが、今の教育支援センターでどのくらい的人数がおられて、預ける保護者の方、そしてまたそこで預かってもらっている子供さんはどのくらいおられて、どのような運営をしてあるのか、部長でも結構ですので、少しお聞かせください。

○議長（初村 久藏君） 教育部長、八島誠治君。

○教育部長（八島 誠治君） 教育支援センターの利用状況といいますか、ということでお答えさせていただきます。

昨年の第3回定例会におきましても数値、少し述べさせていただいていますけれども、令和2年度の部分で在籍という形では8名というところでございます、子供たちですね。基本的に月、水、金曜日が子供たちの通常の利用日という形になりますけれども、火曜日、木曜日についても指導員、在籍しておりますので、個別に対応したり、なかなか子供たち、難しいところもありますので、集団での指導というのが難しいところもあって、個別指導のほうが現在、何か多いみたいで、対応としては毎日何らかの対応しているような状況という形です。そういうところでよろしいでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 10番、春田新一君。

○議員（10番 春田 新一君） 指導員が1名ということで、あと水曜日ですか、水曜日にボランティアの方が来て、ボランティアの方に来ていただいて、子供たちの授業の制作、あるいは企画をしながらやっておるということで、話は聞いておりますが、なかなかその前に学校であっておることは非常に難しいわけですが、ここに配置をされていると思いますが、スクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカー、この辺の、特別職であります、人材は今の、現在の対馬の小中学校で足りているのかどうか。そこら辺を、仮定で結構ですので、教育長の答弁を求めます。

○議長（初村 久藏君） 教育長、永留和博君。

○教育長（永留 和博君） スクールカウンセラーは現在、3名配置、3名で4校配置ですか。なかなか対馬の中でスクールカウンセラーをしてくださる方、資格のある方っていうのがあまりいっしょらなくて、島外からスクールカウンセラーも2名ほどは来ていただいております。

それから、スクールソーシャルワーカーにつきましても、そういう資格を持った方が対馬の中には非常に少ないということで、現在は不足をしている状態です。だから、募集をかけても、なかなか確保することができない状況にあります。

○議長（初村 久藏君） 10番、春田新一君。

○議員（10番 春田 新一君） 時間が大分少なくなってきましたが、今、教育長が言われるように、人材が不足をしているということでもあります。子供は減少していく中で人材が不足ということですから、正反対になっていくわけですが、ここはきちんとしたものをつくってやっていかなければ、県とも協議をしながらやっていかなければいけないのではないかなというふうに思います。

それから、少し話がそれますが、議長の許可を頂いて、少し話をさせていただきますが、いつのときやったですか、教育支援センターを北部のほうにも設置しても、要望があればしたいというような話も教育長さん、されましたが、未然に防ぐため、また保護者の軽減負担をするためには、それ私は必要じゃないかなというふうに思います。そこら辺を今後も検討しながら、学校現場との話もしながら進めていただければいいと思いますが、再度そこを、今回の予算特別委員会でも話が上がっておりますので、少しお聞かせください。

○議長（初村 久藏君） 教育長、永留和博君。

○教育長（永留 和博君） これは以前もお答えしたと思うんですけども、上のほうでそういう該当者といえますか、例えば不登校児童生徒、今のところ、下のほうが多いということで、下のほうに設置をしております。上のほうは意外と少ないといえますか。そういう中でも上のほうに必要性が出てくれば、当然、上のほうでもやらなければならないでしょうし、設置する前に、例えば公民館等に今の指導員であるとか、ボランティアスタッフあたりが出かけていって、臨時的にやるという方法もあるのかな。そういう状況を見ながら、今後、検討していかなければならないというふうに考えております。

○議長（初村 久藏君） 10番、春田新一君。

○議員（10番 春田 新一君） すみません。時間になりましたが、そういうことで現場の声を聞いていただいて、少し早めに設置ができるならば設置をしていただきたい。そして、保護者、また子供たちが楽しく学校で学べる教育にしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いしておきます。

それから少し、先々日ですか、対政会の糸瀬議員のほうから質問がありました、県の特別支援学校の小学部、中学部設置について、これ私のほうにショートメールで流れて、県から流れてきて、県特別支援教育推進基本計画というのに、第一次実施計画に上がったということで、西海と対馬ということで、私のほうに流れてきましたので、報告をしておきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（初村 久藏君） これで、春田新一君の質問は終わりました。

○議長（初村 久藏君） 暫時休憩します。再開は11時10分からとします。

午前10時52分休憩

午前11時10分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。

4番、島居真吾君。

○議員（4番 島居 真吾君） こんにちは。会派、新政会の島居真吾です。

議員になり、やがて1年になりますが、私自身、初めての一般質問ですので、一言、市民の皆様に御挨拶を申し上げます。

昨年の対馬市市議会議員選挙では、上対馬町鰐浦から南は厳原町豆殿まで、大変お騒がせをいたしました。そして、お世話になりました。おかげで当選することができましたので、この場を借りまして厚く御礼を申し上げます。

今後は、議員活動を通じ、市民の皆様の代弁者となり、豊かな島、緑の島、そして安心、安全な島、対馬の創造を目指し、行政に働きかけていきますので、今後とも御意見、御指導をよろしく願います。

さて、国内、国外を問わずに、いまだにコロナの猛威は収まる傾向にありません。中でも、起きてはいけない悲しい出来事が我が対馬でも起きてしまいました。対馬は本土より100キロも離れた離島です。持ち込まず、持ち込ませずを励行すれば防げる感染症です。感染すれば、家族、職場、友人にも大きな迷惑がかかります。市民の皆様には、何かと行動には不自由されると思いますが、一人一人が自覚を持って、二度と悲しい出来事が起きないようにお気をつけいただきたいと思います。

それでは、通告により市長にお尋ねします。

1点目は、佐護川の河川改修の進捗状況と今後の見通し、また、災害時の避難場所について伺います。

佐護川は、その源を上県中部の御岳に発して、山間部を貫流し、西の支川、中山川と合流し、北は佐須奈、舟志方面からの2つの支流が深山地区で合流します。古くから開けた水田地帯を流下して佐護湾に注ぎます。

幹川流路延長約7.3キロ、流域面積50.5平方キロメートルの2級河川で、仁田川に次いで対馬第二の流域面積を持つ河川です。下流の農地では、島内外で知られるブランド米である佐護米、ヤマネコ米が収穫される対馬第一の耕作地を有する地区でもあります。

しかしながら、対馬第二の河川でありながら、その雨量に対して川幅が狭く、毎年のように洪

水の被害に遭っているのが現状です。昭和60年6月、平成8年6月、8月、平成10年8月の豪雨では、家屋の浸水、田畑の冠水等の被害を受けています。中でも、令和元年の台風17号による被害は、佐護地区の全体戸数280戸のうち、床下浸水38戸、床上浸水51戸、事務所被害6か所で、全体数の3分の1が浸水の被害に遭うという大災害となりました。

県の計画では、河川改修の対象期間はおおむね30年間という計画ですが、20年近くたって、まだまだ先が見えないのが現実です。住民の皆さんは一日も早い河川改修を望んでおられますが、先も見えない現実には不安を抱えられています。県の工事であり、市の工事ではありませんが、現在の進捗状況と今後の見通しをお聞かせいただきたいと思えます。

また、改修が進まない中、浸水の被害に遭われる住民の避難場所についても併せてお願いします。

2点目は、有害鳥獣対策についてお尋ねします。

鹿、イノシシの問題については何度も議会で取り上げられていると思いますが、一向に減少傾向になく、逆に増えているように思われます。環境省、県、そして対馬市でもいろいろ対策を練っておられると思いますが、増殖に対して駆除が追いつかないのが現状ではないでしょうか。

イノシシにあっては、時には死亡例も出るほどのマダニを媒介します。また、将棋盤の最高品質の原木でもある対馬カヤの木も絶滅の危機にあります。イノシシに追われ、崖から転落死するという飛散な事例も長崎のほうで起きています。鹿については、御存じのように、杉、ヒノキの食害に加え、シイタケ原木の消滅、対馬古来の植物の減少など、どれ一つを取っても豊かな自然、緑の島を観光資源とする対馬にとって、とても共存できる頭数ではありません。

比田勝市長をお願いします。何にも増して、鹿、イノシシの駆除を優先し、本来の自然豊かな対馬を復活、再生できるような大胆な対策を講じていただきたいと思えます。時間はありません。対馬の森、海が枯れ果てる前にぜひお願いします。

最後に、今現在の鹿、イノシシの捕獲頭数と大胆な駆除対策は考えておられないかお聞かせください。

以上、2点をお願いします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 島居議員の質問にお答えいたします。

初めに、佐護川の現在の改修状況についてでございますが、佐護川は洪水に対する安全性を高め沿川地域を水害から守るために、昭和59年度より県の事業として河川整備を進めております。これまで整備を行った区間では浸水被害が軽減できたものの、その上流では未整備のため、依然として沿川家屋の浸水や田畑の冠水が発生しており、河川改修の早期完成は喫緊の課題であり、重要案件として3年連続で直接、県知事へ要望書を提出しております。

改修計画といたしましては、佐護川本川では河口から約5.75キロメートルと、支川の中山川では本川合流点から1.1キロメートル区間の河道整備を計画されておりますが、まずは1期工事として、河口から井口ポンプ場上流までの3.45キロメートル間を先行して工事を進めております。

現在の進捗状況でございますが、延長ベースで57%、延伸を含めた全体計画で申しますと34%で、河口から1.96キロメートルが完成しております。今年度は、昨年度の終点から上流40メートルと、ポンプ場上流部の護岸工事80メートルを実施しております。

なお、用地買収につきましては、対馬市の北部建設事務所の職員等の努力もありまして、今年度、全ての地権者に御理解いただいたところでございます。

今後の見通しでございますが、令和4年度は井口大橋の上・下流の護岸整備を進め、工事の進捗を図るとともに、1期工事の残り1.49キロメートルを令和8年度までに完了させ、引き続き上流の2期工事を令和9年度に着手できるよう調査、設計等も並行して進めていくことを事業主体の長崎県より伺っております。

市といたしましても、佐護地区の皆様が安心して暮らせるよう、引き続き佐護川河川整備事業の推進に努めてまいります。

なお、県の河川課長のほうが直接、私の元に尋ねていただいて、この用地買収の件につきまして、お礼等も兼ねて参られました。この際、おっしゃっていましたが、用地買収が無事できたということで、今後は補正予算等で対応をしております、進捗を早めますというようなお言葉も頂いていることを申し添えます。

次に、災害時の住民の避難所の設定についてでございますが、避難所の開設につきましては、本市では警戒レベル3以上に該当する避難情報を発令した場合や、台風の接近が予想される際に、通常、市内9か所の地区公民館等を避難所として開設しております。このほか、佐護地区には、ふれあいプラザや佐護住民センター、井口地区集会施設、東雲寺、若宮神社などを緊急避難場所として指定しております。

佐護地区では、令和元年の台風17号の際に、佐護川の氾濫により地区の広範囲が浸水し、床上51棟、床下38棟に浸水の被害が発生しました。このため、佐護川の状況について長崎県が設置した雨量計1か所と危機管理型水位計2か所及び氾濫危険水位をカメラで常時監視しており、インターネットの長崎県河川砂防情報システムのページからどなたでも春日橋付近の河川監視カメラで氾濫危険水位情報を常時、御覧になることができます。

なお、消防団員の皆さんも河川が氾濫しないか現地で巡回を含め警戒していただき、感謝しております。

また、平成23年に設置した浸水警報装置は国道が冠水した際に、周辺の住民にサイレンと赤

色灯により注意を呼びかけます。同時に、市総務課、上県行政サービスセンター及び消防本部に自動的に通報されるため、市からの避難の呼びかけなど迅速な対応が可能となっております。

このように、河川の氾濫が起こる前に避難の呼びかけができる体制を取っておりますので、佐護地区の皆様には市や消防団からの避難指示があった場合、佐護川が氾濫する可能性が高いため、速やかに必要な物品をお持ちになって自分の身を守ることができる避難所への避難をお願いいたします。

次に、有害鳥獣対策についてでございますが、まず、イノシシ、鹿による森林被害の状況についてでございます。

防鹿ネットを張っていない人工林において、樹皮剥ぎをはじめとする鹿の被害が近年、顕著になっております。鹿被害を受けた樹木は建築材として利用価値が下がるなど、林業者の経営に影響を与えていると推測しており、防鹿ネットが設置されていない伐採跡地においても、鹿が新芽を食べるため萌芽更新ができず、裸地化が進み山肌の露出が増えている状況にあります。

さらに、鹿の食害により低木や草などの下層植物がなくなり、希少植物や水源涵養の能力が失われることが懸念されているところでございます。

駆除頭数につきましては、平成29年度から令和2年度までの過去5年間の平均は、鹿が6,403頭、イノシシは5,348頭でございました。捕獲頭数は年々増加傾向にあり、令和2年度は鹿が7,580頭、イノシシは9,471頭を捕獲しております。また、令和4年1月末現在の捕獲状況は、イノシシが昨年同期とほぼ同数の7,861頭、鹿は1.5倍の9,829頭を捕獲しており、鹿については年度途中ながら過去最高の捕獲頭数となっております。

次に、新たな方法での駆除の計画はないかとの御質問でございますが、新たな取組としまして、県が設置しました無線通信網を市が借り受け、有害鳥獣捕獲の監視システムの実証実験を行うことを検討しているところでございます。

このシステムの特徴としましては、携帯電話が使用できないエリアでも通信機器が利用でき、センサーから信号を受ける受信機の移動も容易となっております。わなに獲物がかかったことをパソコンやスマートフォンに通報し、これまで捕獲者の最もネックとなっておりました、わなの見回りの負担が大幅に軽減され、山深い遠隔地で捕獲の可能性が広がり、新しい捕獲手法を確立するためのツールとして期待されるところでございます。

本年2月に県が豊玉町で無線網を整備しており、将来的には無線の中継機を増設することによって、巖原から比田勝まで通信をカバーできる拡張性を備えていることも大きな魅力となっております。

また、ソフト面では、環境省が主催する対馬ニホンジカ対策戦略会議において、鳥獣被害対策コーディネーターの設置が検討されています。市民からの農林業被害や鹿の出現情報を分析し、

ハンターに情報提供を行うことで捕獲機会を増大させ、捕獲頭数の向上につながるものと思われます。

このような、将来、捕獲者に還元できる新たな捕獲技術の開発と並行しながら、従来行っている捕獲につきましても、地区捕獲隊の増設や一斉捕獲事業、また捕獲資材の貸与を行い、捕獲従事者を増員して捕獲強化を図る取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 4番、島居真吾君。

○議員（4番 島居 真吾君） 今の市長の答弁で、佐護住民の皆さんの懸案であった土地買収は全て解消されたと理解していいわけですね。ありがとうございます。それを聞いて、佐護の皆さんも一安心されていると思います。

そして、そこに至る、経緯に至る地権者の皆さん、そしてまた県の担当の方にも、また市長からお礼を、また機会があったら述べていただきたいと思います。そして、何よりもこの交渉に当たられた市の職員の方、この人も何回も佐護に足を運んで交渉に当たってもらいました。本当、公僕と言っていいほど公務員の鏡と私は思っております。どうかこの人にもねぎらいの言葉をかけてやってください。本当にありがとうございました。

そこで、一旦そこの第1工期が終わり、今度、令和9年から第2工期に入ることですけれども、1期工事が遅れた原因が、土地交渉がなかなか進まなかったのが原因なんです。それで、一つ市長のほうから県のほうにも提案していただきたいと思うんですけれども、令和8年までに、終わる前に、9年からすぐ工事が着工できるように、その土地の所有者と相談をして、買収とか土地を購入するそういった仕組みはできないわけですか。そこをお聞かせください。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） ちょっと今の質問で私もまだぴんときていないですけども、要は、ちょっと冒頭の答弁でも申し上げましたとおり、県の河川課長が直接お見えになりまして、用地買収、大方、片がついたということで、国土強靱化等の予算によりまして、今後は補正予算等を重点的に、ここ佐護川につけてまいりたいということをおっしゃってございました。そこで、今後、できる限り早く進捗状況が上がるように対処してまいりたいということでございますので、議員おっしゃられる用地交渉等につきましては、もう大方、話が進んでいるということでもありますので、今後、契約等が順次行われて工事の進捗が図られるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 4番、島居真吾君。

○議員（4番 島居 真吾君） すいません、私の、ちょっと説明が悪かったみたいで。一応、令和8年までに第1期工事は終わるということで、次、第2工期に向けて、その上流の土地の買収

等はできないか、その意味でちょっと言ったんですけども。

なぜかといいますと、今、その土地の所有者に話を聞くと、俺んところはまだ来んばい、早くしてくれ。もう年取って死ぬんちゃけ、死ぬ前にというて言われるわけです。そして、この8年に終わって、その上流に行くというとまだ10年、15年かかると思うんです。その間に今、元気な人もどういふあれがあるか分かりませんので、もしその人が相続が子供さんとかお孫さんやったら、また一からやり直して、今その本人は了解していても、また子供さんたちにとったら違う考えを持つか分かりませんで、そのことをちょっと言ったんですけども。

○議長（初村 久藏君） 建設部長、佐々木雅仁君。

○建設部長（佐々木 雅仁君） 2期工事が入る前に用地買収等を早急に進めてもらえないかということだと思いますが、まず、1期工事が令和8年度に完成予定でございます。当然、令和8年度完成してから9年度から工事かかるわけですので、令和8年度までには用地交渉は進めておかないといけないということで、1期工事の進捗状況を見極めながら、調査とか設計を行いながら、早めに用地交渉も進めていきたいというふうに県のほうから聞いております。

○議長（初村 久藏君） 4番、島居真吾君。

○議員（4番 島居 真吾君） なかなか難しい交渉になろうと思いますけどもよろしく願います。

続きまして、佐護川の、佐護の避難場所についてお尋ねをちょっとしたいんですけども、ハザードマップに出ている、今、市長も言われました上県ふれあいプラザ、消防詰所、そして住民センターの、一応避難場所には設定されているんですけども、ちょっとこちらのほうに写真を持ってきていますので、ちょっと御覧いただけますか。

これが下のほうから、ヤマネコセンターのほうから（発言する者あり）すいません、ちょっと私より隣の人があがっているみたいで。見て、これが学校です。そして、ここが住民センター、これはもうどうしても港のほうから学校に行くことができません。そして、これが普通の佐護の今の小学校。キッチン作っています地球大学の場所です。そして、これが住民センターです。そして、この令和元年の水はここまで来ました。もうだからこの病院の器具も何ももう水浸しで、もう使いものにならなくなって歯医者ももう閉鎖するという事態にもなったんです。

そして、これ、これが皆さん御存じのように消防の詰所、詰所がここです。その時の水がここまで、2メートル60センチぐらい。だからこのところに、詰所の消防団員が十何名か詰めていたんですけども、もう身動きが取れずに一晩中ここにいました。もうどっちにも行かれないんです。なぜ行かれないかという、これを見てください。こちらが佐護のバス停のヤマネコセンターのほう。これが国道です。そして、水が、これはまだ小さいほうなんですけど、これ車が水没しているのが見えますか。この車が水没しているのは、分からない人が大丈夫だろうって行

ったんです。まだタイヤまでしか水が来ていないんです。それでも瞬く間に水が来てもう車は動けなくなって、こういったあれになったんですけども、本当の水はここまで来ています。ここまです。この上です。ありがとうございます。これが現状なんです。ですから、地元の人是一日も早く河川改修をやってくれと言われているんです。

避難所の話に戻りますけども、なかなか避難所に避難しても、両方、巖原方面、上対馬方面、水で道路が通れないんです。もちろん、港のほうから観光道路、千俵時のほうもありますけれども、あそこはもう土砂崩れでもう行くことはできません。ですから、市長にちょっとお願いしたんですけども、できたら、全然水がかからないようなところに避難場所。四、五年でできる河川改修ならば地元の人でも我慢されると思うんですけども、まだまだ10年、20年かかると思いますので、どうかそのところもよく検討して、市長の時代に答えを出していただきたいと思います。よろしくお願いします。

最後になりますけども、先ほど、市長が説明で、河川改修の事業に対しての市の取組は理解できました。そこで、一つ、市長が2019年の12月3日の会派代表質問の中で、前山本議員の質問で、その中で、「事業完成のため用地交渉に関わる職員を配置して積極的に協力していく考えはないかとお尋ねします」と質問されました。市長、覚えておられますか。ありがとうございます。そして、そのときの市長の答弁が、「県知事のほうから要請等があれば、あえて専門職まで踏み込んだ検討も必要じゃないかというような考え方は持っておりますので、このことにつきましては、今後、県のほうとまた協議等を進めていただきたいと思っております」と答えられています。市長、このお気持ちは今でも変わりませんか。お願いします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） これまでやはり佐護川の改修工事につきましては、まず用地交渉がネックになっているというようなことを聞いておりました。そこで、以前、山本議員からも質問を受けた際に、市といたしましてもできる限りの努力をしたいというようなことで、実は北部建設事務所のほうに、所長を理事に格上げいたしまして、県の用地交渉等に協力しやすい体制をつけた次第であります。それが功を奏したと申しますか、一生懸命、県と連携を密にして、努力をしたということでもありますので、そのことでこのように用地交渉等が進捗していったのではないかというふうに思っております。

今後、できる限り、市としてできることは県と連携をしながら早期の工事進捗に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 4番、島居真吾君。

○議員（4番 島居 真吾君） ありがとうございます。心強い返答を頂きまして。

そこで、私がちょっと一つ提案なんですけれども、実は、市長のこの専属の職員を置いたらいいんじゃないかという山本議員の質問に、私は適任者が、今回の用地交渉で力を発揮して下さった職員の方が今年で定年退職と聞いております。その人がもし市役所でやる再雇用の制度があると聞きましたので、もしできたら、その職員の方が残られて、また後輩の指導とか土地の交渉等に当たってもらえたらなと思いますけど、これは一応、私のお願いです。

続きまして、イノシシ、鹿の被害について入りたいと思いますけども、イノシシはいいんですけど、鹿はどうしても環境に悪影響を及ぼすんです。対馬古来のエビネランとかハクウンキスゲ、そしてシュンランとか山に行ったら普通に見れていた蘭が、そして植物がもうないんです。これ山に入られたら分かると思いますけども、もう下草がないもんでもう赤土がむき出しです。

これをやっぱりどうかする為に、その前に島おこし協働隊の掛澤明弘さんかな、この人が3年間活動された結果が出ていますので、ちょっと引用させていただきます。

九州と朝鮮半島との間に位置する対馬には、様々な歴史的背景を持つ動植物が混在しており、日本の中でも独特かつ貴重な生物多様性を持つ地域の一つである。しかし、近年、増加した鹿やイノシシの食害により島内の下層性植物は壊滅的な被害を受けている。

これ3年間調査されて、まさにこのとおりでと思うんです。ひいては、この食害が海岸の磯焼けにもつながっていると思います。これは市長、どうしても早く手を打ってください。そうしないと、この対馬の緑がなくなってしまう、対馬から。そして、もう一つ、下層性植物がなくなることによって、蜂蜜の蜜も取れなくなると思います。これはもう早急に対処していただきたいと思います。

そして、イノシシ、鹿の駆除の新しい方法として一つ提案させていただきたいんですけども、市長も御存じのように、伊奈、志多留の環境省が行った鹿対策、イノシシ対策、あれで何と10日間で90頭捕られているんです。頭数を。ですから、そういった、それは何か会社みたいな関係でつくられていると聞いています。ですから、そういったところに猟友会の皆さんを研修なり、またこちらに呼んで講習を受けさせる、受けてもらう、そういう取組もしていいんじゃないかと思うんですけども、市長どうでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 実は、先週でしたか先々週でしたか、環境省が主催した対馬ニホンジカ対策戦略会議がございました。その際にも、今後、この環境省そして森林管理署、そして県、対馬市が連携を密にしながら今後の対策を練っていこうということになりました。

その中でも、先ほども申しましたように、鳥獣害被害の対策コーディネーターも置きながら、このコーディネーターを基本にして鳥獣害対策を進めていこうということでもありますけども、それとまた議員おっしゃられるように、そういった伊奈地区鳥獣害対策地域を一つのモデルとして

指定をしまして、そのようなことも実施をしていきたいというようなことであります。

その会議の際に、私もちょっと本当にいいことを聞いたんですけど、実は九州のほうの森林管理署のほうで、やはり鹿捕獲対策のときに、妊娠した鹿はよく塩をなめるらしいんです。そのことが分かったということで、今後の捕獲対策のときは、このことを活用したらどうだろうかというような森林管理署の方の御挨拶がありました。私もその話を聞きまして、もう大変、私はもう感激をいたしました。ぜひそのこともやりたいなということで思っておりましたら、今、三根の森林管理署の方がすぐ私の元にやってこられまして、実は対馬でも塩をちょっと実験をしましたということでしたけども、ただ、対馬の場合は、やっぱり周りが海があるという影響なのか、対馬の鹿はあまり塩をなめてくれないというようなちょっとそういう結果を報告されましたので、そのようなことも含めながら、今後、有効な捕獲対策を進めていきたいというふうに思っています。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 4番、島居真吾君。

○議員（4番 島居 真吾君） この鹿、イノシシ対策については、早急に大胆な政策を取っていただきたいと思います。

そして、もう一つ提案なんですけども、ここに大浦会長も、猟友会の会長もおられますけども、今現在、猟友会員が242名おられます。そして、銃が52名、わなが190名、そして65歳以上が銃で39名、そして、わなで120名おられます。そして、この方たちは定年退職なんです。されていると思います。自分で仕事に就いてある方はなかなか難しいと思いますけども、定年退職されている方は、副業として幾らでも捕ればいいかなど。少し歩いて、鹿で困ってあるからどうかして協力してやろうという方だと思うんです。そういった方を上、中、下とプロジェクトチームをつくって、伊奈、志多留で捕れたあの方々のような、1年間通して狩猟をしていただけるような組織づくりもできないものでしょうか。その点少し。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 実は、そのような方たちが地区で捕獲隊を結成していただければ、その捕獲隊に対しても箱わなやら、くくりわな等を提供をするというような、今、ことを実施しておりますので、プロジェクトチームというより、むしろ捕獲隊をどんどん広げていただければいいのかなというふうに私自身は思っております。

それとか、猟友会の関係者の皆さんにつきましても、年間200頭以上捕獲する方が24名いらっしゃるというふうにお聞きもしておりますし、そういう方を指導者としていろいろと進めていただければ、地区捕獲隊のほうも人数が増えて、捕獲数も増えるものというふうに思っております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 4番、島居真吾君。

○議員（4番 島居 真吾君） 確かに各地区で捕獲隊が結成されて、それなりの実績は上げておられますけども、その捕獲隊ではやっぱりもう今、現実、もう間に合わないんです、鹿の増殖に対して。ですから、もう少し斬新な大規模な捕獲をしていただきたいと思うんですけども。

もう私も初めてですので、時間前に終わらせてもらいます。

市長、この本を覚えておられますか。（発言する者あり）見えんですね。すみません。これは、宗義真と言われるんですかな。そして、対馬三聖人、この中に陶山訥庵先生の業績が載っております。そして、この中で、殲猪令が発せられたと。元禄13年。これ、なぜかというイノシシをせん滅させる、1頭も見逃すなという令なんです。そしてそれで、宝永6年、10年の歳月と延べ23万人の労夫、そして狩犬の2万頭を費やして南端の豆殿崎で全てが終わった。イノシシはせん滅したと書いてあります。これは本当だと思いますけども。

そして、せん滅したのはいいですけど、せん滅してイノシシがなくなって何か私たちの生活に困ったことはありますか。ないでしょ。百害あって一利ないです。ただ、食べたときに2月のイノシシはうまいなというだけだと思います。ですから、これどうしても市民の皆さんの生活を守るためには、どうしても鹿、イノシシはこれはもう、根絶やしといたらまだ聞こえが悪いかとありませんけども、せん滅して、鹿については、木坂の鹿牧場あるじゃないですか。見たい人はああいったとこに囲うて見に行けばいいですよ。

山に入ることもできません。もう今はマダニが多くて。足についたりかまれたら、もう1か月はかゆいです。だから全然、害はあっても、私はもう利にはならないと思いますので、どうか大胆な対策を考えていただきたいと思います。

市長、それでもう私も最後になりますけども、この本の最後に、市長が寄稿されているんです。覚えておられますか。覚えていないですよ。ちょっと読ませてもらいます。

有害鳥獣として島民が苦しめられていたイノシシをせん滅したことは、島民のほとんどがその功績を知るところであり、近年、対馬に再び侵入し、増殖したイノシシたちの被害に苦しむ島民のため、陶山訥庵公の成した偉業に追いつくべく、私も苦労苦心しているところです。

市長はここで、追いつくべく苦心していますという言葉、言われているんです。ぜひ、令和の陶山訥庵先生になってください。期待しときます。

以上で終わります。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 実は、まだ島居議員は当時、議員ではなかったということで御存じないかもしれませんが、陶山訥庵の対馬を9区画に分けてイノシシをせん滅させた事案にちょ

つとつとちゅうか、それを参考にしまして、対馬の中を、たしか全部で何区画かちょっと私も忘れまじけども、山の中をかなりワイヤーメッシュ等で小さく分けまして、その中で一つ一つブロックごとに駆除をしていこうということで、計画を1回いたしました。

その際には、やはり道もない山の中にワイヤーメッシュ等を設置していくということは、ヘリコプターから何からそういったところまで要するというので、詳しい金額はちょっと覚えていませんけど、六百数十億の経費がかかると。そこには、確かにハンターも入っていただいたり、犬も入っていただいたりしてした計画がありますけども、六百数十億もかけて、ちょっとそこまではできないというようなことで、断念をしております。

それで、今現在、対馬の、特にツシマジカについては、対馬島内で適切な頭数というのが3,500頭だそうです。そこで、最初の1年間に約1万3,000頭の鹿を捕獲すれば、あと10年近くで3,500頭になるというようなシミュレーションが描かれております。そこで、3,500頭の適切な生息数に向かって、今後、捕獲事業等を進めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 4番、いいですか。（発言する者あり）終わります。

これで、島居真吾君の質問は終わりました。

○議長（初村 久藏君） 昼食休憩といたします。

再開は1時からといたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

午前に引き続き、市政一般質問を行います。16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 皆様、こんにちは。

私は、今回の一般質問、実は私は美津島町の、対馬の中部でございますが、ある日に「ちょっと海の状況を見てくれんか」という電話がございまして、上対馬町豊の地区に私参りました。そうしますと、2月の中旬だったと思います。ヒジキが新しい芽を吹き出して、これを何とか食害魚のイスズミから守りたい。このような漁民の訴えでございました。

よくよくこのことを、まずは発芽状態を海に行って、2月の18日、実際に船をこぎ出して複数の人間の中で確認いたしました。確かに5センチほどの新しい芽が吹き出て、このまま魚に食われることではなく人間の手で救ってくれというような思いを胸に帰ってまいりました。

質問に入る前に、この対馬の海底の中で何が起きているか。例えば、ヒジキでございますが、ピークの昭和60年、これが約3,000トンでございます。10億4,000万の売上げでございます。ところが、この資料では平成31年、令和元年ということでありまして、何と21トンの水揚げ量に対して2,500万の売上げでございます。

これは、この豊の上対馬漁協管内、平成31年度の数字が僅か2トンでございます。金目においては、1キロ1,200円を掛けた金額に考えてよろしいということでございます。それから、藻場の造成が叫ばれる中、カジメ、アラメ、その他の海藻がほとんど減びております。ピークの対馬での一番取れた時期ですが、昭和54年288トン、売上げ17億2,000万円。平成31年度、これが6トンの4,200万円の売上げの悲しい結果となっております。対馬市役所の資料によりますと、このときの上対馬町漁協管内は水揚げ量ゼロでございます。

ちなみに、サザエでございますが、最高の取れた頃が昭和57年6億7,000万円、1,341トン。これは、極端に鮑とヒジキと違いまして、現在、対馬全体で平成31年638トン、3億8,000万の売上げでございます。上対馬町漁協管内、これは対馬市役所の資料でございますが、149トンを揚げております。

非常に海の中がすっかり変わって、金にならない世界が迫っております。このような中で、何とかヒジキを魚に食われず、何とかそれを踏ん張ろうという動きが地元の団体から目覚めたものですから、これを今回の一般質問のメインテーマにしたいと、かように思っております。

それでは、通告に従い、市政一般について質問を行います。

まず、対馬市職員の服務規程についてお尋ねします。

職員が対馬市の事業である有害駆除事業の従事者として捕獲補助金を得ようとする場合、同規程第20条に基づき、営利企業等従事許可願（様式8号）を所属の長を経て人事課長に提出するものとあるが、これを超える解釈があるのかお尋ねをいたします。

次に、磯焼け対策についてお尋ねいたします。

長崎県が平成30年度より実施している磯焼け対策緊急整備事業のうち、伊奈地区、これの事業成果について報告をお願いしたいと思っております。また、令和元年、泉地区、令和3年度、豊地区の計画概要について伺いたいと存じます。

最後ですが、本日のことの力を入れてみたいと思うんですが、豊地区の磯場では本年ヒジキが芽を吹き出しています。過去4年間、5月の収穫時ほとんどイヌズミ等の食害で皆無となっているようであります。しかし、今年度においてはこれを食い止めようとする豊魚組30世帯、これを阻止する取組を試みる構想であります。近いうちに上対馬漁協、対馬市への将来の計画について協議・陳情が行われると思っておりますが、このことにつきまして、後に市長と意見交換をしたいと思っております。

本日は、せっかく現場の写真等を皆さんに分かるように提示しますので、その中で説明をゆっくりしてみたい、かように思います。

どうかよろしく申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 大浦議員の質問にお答えいたします。

初めに、職員の服務規程についてでございますけれども、議員御承知のとおり、地方公務員法第38条第1項においては、職員は任命権者の許可を受けなければ、「営利団体の役員等を兼ねること」、「自ら営利企業を営むこと」、「報酬を得て事業もしくは事務にも従事すること」ができないと規定されております。また、兼業の許可は総務省通知により「職務能率の確保」、「職務の公正の確保」、「職員の品位の保持」といった観点から行われるものであるとされております。

対馬市におきましては、総務省通知と人事院の義務違反防止ハンドブックによる兼業が許可されない基準として定められている事項などを精査し、許可の可否を決定しているところでございます。

次に、御質問の有害鳥獣駆除事業における従事者としての許可についての考え方でございますが、人事院の兼業が許可されない基準の1つとして、「兼業しようとする職員が在職する国の機関と兼業先との間に免許、認可、許可、検査、税の賦課、補助金の交付、工事の請負、物品の購入などの特殊な関係があるとき」という事項が明記されております。このことを踏まえ、有害鳥獣駆除事業に職務として従事する職員については、「検査、補助金の交付」が該当することとなるため許可しないこととし、それ以外の職員で申請があった場合には、対馬市が取り組むべき重要課題として、また地域貢献の一環として許可することとしており、既に許可している職員もいる状況であります。

次に、磯焼け対策についてでございますが、対馬市における藻場を取り巻く環境は、温暖化や植食動物による食害の顕在化等、複合的な要因により、近年、大きく変化しており、アラメ、カジメ、ヒジキ等の大型褐藻類の衰退現象が発生し、磯焼けの拡大が深刻化しております。

藻場は魚介類や人に様々な恵みを与えており、その代表的な機能として多様な魚介類の生息・産卵場、貝類の餌料提供機能や光合成による酸素の放出、二酸化炭素の固定機能など重要な役割を担っております。

その中でも、地元漁業者の皆様が要望する、直接収益につながるヒジキ等の増殖、サザエ、鮑等、主要水産物の餌料となる藻類の回復が緊急かつ重要な課題と考えております。

このため、長崎県と連携しながら対策を講じており、ハードとソフトが一体となった藻場回復対策を推進しております。

まず、長崎県における取組として、魚類の産卵場や稚魚の保護・育成の場と併せて藻場機能を付加した増殖場の整備や、その周辺において藻場育成の妨げとなる食害生物の駆除が実施されております。その中で、伊奈地区及び泉地区では平成30年度に増殖場を整備し、翌年の令和元年度より令和3年度まで3年にわたり継続して駆除が実施されております。その効果として、網囲いされた藻場ブロック内部の海藻は生育しており、駆除によって増殖場周辺におけるウニ類の個体数は大幅に減少するなど一定の効果は確認されるものの、藻場の回復までには至っていないと聞いております。

同様に、豊地区におきましても、令和3年度の増殖場整備後、翌年から3年間の磯焼け対策事業による駆除が計画されていると聞いております。

次に、対馬市の取組として、離島漁業再生支援交付金や水産多面的機能発揮対策事業を活用しながら、魚類駆除20地区、ウニ類の駆除32地区、藻類の種苗投入27地区と、その活動範囲は拡大しており、全島的な取組につながっております。一部地域において、ウニ類の個体数の減少、イスズミの個体数の減少、テングサ等の小型海藻が回復傾向にあるなどの報告がなされていることから、食圧が抑制できれば、まだ藻場が回復する環境下にあると考えられており、一定の成果が発現しつつありますが、島内全域に波及するには至っておりません。

藻場の回復は、食圧対策に加え、海水温等の環境変化に大きく左右されるため、早急な効果発現は非常に厳しい状況ではありますが、まずは駆除の取組を継続・拡大することが先決であることから、安定的な予算確保に向けて国、県に対し、積極的に要望を行ってまいります。さらに、環境変化にも注視しながら、研究機関等の情報収集に努め、地域間連携による一斉駆除の実施等、効率的な駆除手法の確立を図るため、関係機関との連携を強化することで、地元要望に即した柔軟な対応につながるよう尽力してまいります。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 一般質問の順番は元に戻しまして、豊のヒジキの対策関係から先に入りたいと思います。

ヒジキがほとんど対馬で前のように全く取れなくなったというふうなことは御承知のとおりだと思いますが、磯場の岩礁に根が残っておるところもまばらですがあります。その実態をちょっとせっかくですから、この写真で見ていただきたいと思います。

これは、豊の火番瀬地区という岩礁に生えたヒジキの群生約20センチ。これは、3月5日に撮影されたものであります。かなりこの状況は、以前の問題がなかった頃に少し似ているなという気がいたします。

さらに、後裏という地区の状況ですが、これは少し遠いところから写して、はっきり分かりま

せん。ただ、黒いのがヒジキと思うてくださませ。こういうふうには、上対馬の中で最も朝鮮海峡に垂直に出っ張った場所です。海水温も低く、海藻が育つというふうな環境は私は十分あるところであると、かように思います。

これが、2月の18日に、本当に岩場にヒジキがあるだろうかという、最初に集団で確認に行ったときの拡大写真であります。そのとき、約5センチ前後であったろうと思います。僅かなもんです。これを拡大したのがこの写真であります。似たようなもんでございますが、このようなことで新芽が吹き出したと期待するところでもあります。

次に、これを豊魚組30世帯がイスズミたたきをやろう、そしてヒジキの管理を、少しでも被害が遭わないように、太るように、このようなことで集落の活動が始まっております。豊湾の左側・右側それぞれ先端の岬までの周囲、大体1,600メートルの延長だそうですが、この左側・右側の岩場に建て網を張り、そして5月の中旬以降までこれをイスズミ、その他の魚を捉える、かようなことを計画しておるそうであります。この一部は、岩場に芽出したヒジキを金網で魚の入らんような防魚システムを作業しておるところであります。

そして、これはよくよく聞いてみますと、鹿やイノシシのせいで山の腐葉土が流れ落ち、非常に微生物、言わば細菌が海に流れ込まない。このため、海藻が生育しにくいというふうな学説があるそうですが、この中で砂の中に蓄えた肥料を、これは鶏ふんと聞いていますが、埋め込んでその海藻の近くに成分を出すと、かようなことらしいです。これは、要は細菌を海水の中に増やす、施す、この行為で水産関係の指導の下に、そういうようなことをやっておると聞いております。

以上で写真による説明は終わりますが、豊魚組の構想であります、ヒジキの食害をイスズミ等の駆除計画の概要を頂いた資料から発表いたします。平成28年度以降、ヒジキの食害で収穫作業は全く行っておりません。4年間の間、芽は出たが、途中太ったが全部食害でやられてしまったと。ですから、5月の中旬の収穫が全く皆無であったと、こういうふうなことであります。

それで、今年度は駆除を魚組30世帯で実施したい。これは、磯場と並行して水深3メートルから4メートルの深さに建て網、これは刺し網とも言われるそうですが、仕掛けをし、しけ以外の日は毎日実行する。3月から5月の中旬まで約60日間、かような話でございます。通常であれば、ヒジキの芽が出るのが12月頃だと思われまので、これを続けるならば来年以降は半年間に近い間にイスズミを取るというふうなことに専念するふうになろうかと思います。

それから、網の投入は豊湾左及び右側の手前から岬まで、または火番瀬、後裏約1,600メートルの範囲、このようなことであります。それと、1回の操業が船外機3隻から4隻、これに乗組みが3名から4名、かように聞いております。これにかかる船の燃料費ですが、1隻当たり約10リッター程度でよかろうというふうなことであります。これを早急に取りまとめて、上対馬

漁協そして対馬市と協議をし、御指導を仰ぎたい、かようなことでございます。

このことについて、市長の言葉があれば頂戴したいと思います。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） もう既に対馬全島における磯焼け対策、そしてまたこの食害魚による被害等は議員も既に御承知のことだというふうに思います。

そういう中で、対馬市といたしましても、この食害魚によるヒジキ、アラメ等の食害対策として、まずこの食害魚自体を駆除することが大変重要であるというふうに認識しているところがあります。そういう中、今、離島漁業再生支援交付金や水産多面的機能発揮対策事業等を活用いたしまして、今現在、全体で約6.5トンぐらいの、このイスズミを駆除しているということを知っております。

今後もこのイスズミ対策、この食害魚対策は漁業にとりまして大変重要なものであると認識して、今後も一生懸命取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 私は、この中で気になることは、これがうまくできてヒジキが収穫できたとなれば、後を追う漁港集落あるかと思えます。ですから、今後の水産資源を人工的に対応してから育てる、非常に意義があることだと思っております。その場合、市長の考えを再度確認したいんですが、イスズミのその処分、有害魚の、要はアイゴ、バリとかその他あるそうですが、これらのことを基本的に将来的にどう思っているか。この処理を。これちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） この有害魚の処分等につきましては、この議会の場でも数度いろいろと発表もさせていただいているところでございますけれども、有害魚であってもこれをそのまま廃棄するということは、あくまでもこれはもったいないということで、これをいかに活用をしていくかということで今現在、漁業者の方、そしてまた商工業関係の方々と研究を重ねているところであります。令和2年度の実績といたしましてはイスズミが約6.5トンほどが食材に変わっているということでございまして、今後またイスズミだけじゃなくて、対馬ではバリと言いますけれどもアイゴにつきましても今現在いろいろと食材にするための研究を積極的に進めていただいているところでございます。

○議長（初村 久藏君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 私も市場の状況がどうであるか、確認は、直接はしておりませんが、1,000円前後の金額でしょう、1キロ。どうですか。失礼。二、三百円ちゅう話があ

りましたが、鹿児島に送ったら伊奈の漁協の方が1キロ10円で持ってきてくれるなどというように
なことでありまして、まず市況の評価は皆無であったと、このようなことであります。

福岡魚市の実態は分かりませんか。

○議長（初村 久藏君） 農林水産部長、黒岩慶有君。

○農林水産部長（黒岩 慶有君） イスズミの福岡魚市での評価額という御質問でございますが、
調べたことはございませんが、福岡本土のほうも同じようにイスズミが大量に発生しておりまし
て、ほとんど価値がついていないということは聞いております。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 豊地区が今年成果を上げて、近隣の上対馬北部あるいは上県、
峰とこうなってきたかなりのその、そういうふうな魚が増えた場合、私は方向は考えとかないかと思
うんですよ。それで、離島再生活性化交付金ですね、この中のメニューにこういうことができ
ることでは分かりませんが、しかし将来の展望を考えたら、水産庁と協議する課題ではない
かと私は思います。そこら辺りのことが、市長、私はいつか限界が来ると思います。その、今の
ような建て網で徹底的にやって、べらぼうに取った場合にはそういうことが出てくるかと思うん
ですが、先々のことはそういうふうなことに結びつけるような思いはございませんか。

○議長（初村 久藏君） 14番議員、マスクをちゃんとしてください。

市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） このイスズミ、アイゴにつきましては、特にこのイスズミにつつまし
てはその内臓が大変臭いということで、一般的にはなかなか食用には難しいということで今現在、
特に丸徳水産様やそういったところからいろいろ研究をしていただいて、先ほど申しましたよう
に、自社での販売やら学校給食での利用という形で令和2年度は約6.5トンを利用をしてある
ということでもあります。

そして、また対馬でバリと呼ばれるアイゴにつきましては、私も沖縄に行きましたときに、沖
縄のほうではかなりこのアイゴは貴重な魚として利用はされているということでもありますけども、
ただ沖縄の場合、こうちっちゃい2センチから3センチのその幼魚ですね、これを酢漬けみたい
な形で作ってこれが沖縄の名物として売られているということでもありますので、なかなか成魚は
そんなに多くは出回っていないということはお聞きいたしました。

そういうことで、今後はやはりこのアイゴにつきましても、もう少し食用としての価値を見出
すために研究をもっともっと重ねていく必要があるというふうに認識しているところであります。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 私は、莫大な量がこういうふうなことで取れだしたら並行して、今のことも分からんでもないんですが、どっちも進めないかんだらうと、そういうこともひとつ考えてほしいと思います。

それから、ちょっとお待ちください。担当部でも結構なんですけど、捕獲する技術、要は今の対馬の漁師さんから言わせれば、建て網が一番いいだろうということであるんですが、ほかに捕獲方法を存じておるような事例を持ち合わせていませんか。これは、五島のほうでそういうふうな特殊な方法で取っておるのがあるというのは聞いたんです。

○議長（初村 久藏君） 農林水産部長、黒岩慶有君。

○農林水産部長（黒岩 慶有君） お答えいたします。

五島のほうでは、イスズミトラップというのを設置して成功したということで新聞報道等では知っておりますが、対馬からも視察に行った組織がございまして、地元でも同じようなこのトラップをかけたけども、地形的なものが原因なのかちょっと分かりませんが、うまくいかなかったという報告を受けております。

以上でございます。

○議員（16番 大浦 孝司君） どうもありがとうございます。市長、最後にちょっと……

○議長（初村 久藏君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） このように、ヒジキを狩るがために多大なその船を出し、そして設備を整え、漁民にとっては大変な苦労だと思います。このようなことが、今年以降、令和4年度に一部こういうことについて軽減できるようなことがあれば、市の、いろいろな指導のほうに相談に行くべきだろうと思うんですが、その辺について、こういうような業務について対応できるようなことを、事業部として考えは何かございますか。ちょっと1件それを問い合わせます。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） この食害魚対策等につきましては、冒頭申しましたように離島漁業再生支援交付金、そしてまた水産多面的機能発揮対策事業等を活用していただきたいと思います。この事業につきましては、かなり予算的にも有利な予算でもありますし、令和2年度の豊地区の実績では離島漁業再生支援交付金が約430万円、そして水産多面的機能がやはり480万ほど予算がついております。

そういうことで、今後もこの事業を大いに活用していただければというふうに思っております。

○議長（初村 久藏君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） ヒジキの防魚といいますか、そういうことについては、おおむねこれで終わりますが、私この10日ぐらい前に美津島管内のある民間の方で、カジメやワカメ

やヒジキをその自ら種を海底に植え付け、そしてそれを取り組まれた方の意見をちょっと聞いてみたんです。そしたら、最初の芽出しから1年目まではよかって、2年目も成功したと思うたら、その秋に全部やられたと。これは、何が原因ですかと言えば、食害魚の中でも最も気をつけないかんイスズミだそうです。

ですから、私は県のあの事業の将来、たくさんコンクリートの網の中、上部網になつとるみたい、あの金網みたいな。それで魚は入らんかもしれんけども、それをただ胞子を飛ばして海底に分散して新しい芽を出すという思いでやっているんでしょうが、それと海の魚の難しさ、ここの闘いが今から以降、私は出てくると思うんです。

そこら辺りを市長、どういうふうにご心得ておられますか。そのコンクリート岩石を、海藻そのものの芽が出る仕組みを作って海底に沈めて出るかもしれんけども、それから先の問題が、この魚の、要は有害魚の駆除が並行してこの先、行われん限りは私は解決しないような気がします。民間の方の苦しみもそこにありました。もしよければコメントください。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） いろんな地域でそれぞれいろんな工夫をして取り組んでおられます。特に、まず五島地区のほうでは、かなりの広いエリアを網でくくって有害魚が入ってこないようにしてヒジキ等を育てているということも聞きました。

そこで、対馬市のほうでも二、三地区でこの有害魚が入ってこないような網を敷き詰めてヒジキ、そしてこのアラメ等の養殖をしたというお話まで聞いております。ただ、これもちょっとしたしけで網が破れて食害魚が入ってきたとか、そういう情報も聞いておりますので、そこら辺も含めて今後まだまだ研究を重ねていく必要があるかというふうに思います。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 今の海藻の件は、以上で質問は終わりたいと思います。最後に、職務規定についてお尋ねいたします。

先ほどの市長の答弁の中で、事業担当者が2点ほど確認、補助事業における取扱いの確認者である、そして税の問題と2つ言われましたね、たしか。確認ですが、ちょっとそういうふうな答弁のごてあったんですが、ちょっとメモを私、補助事業の担当の確認者であると、これを1点言うたような気がします。もう一つは、税に関して何か言いましたよね。それちょっともう1回繰り返してもらえませんか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） これは、「職員が在職する国の機関と兼業先の間、免許、認可、許可、検査、税の賦課、補助金の交付、工事の請負、物品の購入等の特殊な関係があるとき」とい

うことで明記されております。

○議長（初村 久藏君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） そうすれば、5支所もしくは本所の担当がそういうふうな事務の取扱いをしておいた場合には許可をしないという意味ですか。確認いたします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 要は、これは人事院の兼業が許可されない基準の一つでありますので、議員おっしゃられるように、そういった検査そして補助金の交付等が該当するこの有害鳥獣対策の関係、そしてまたほかの関係につきましても、この規定の中に当てはまるようなことがあれば許可をしないということであります。

○議長（初村 久藏君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） これでちょっと確認を最後いたします。

そうしますと、市町村の事業担当部署以外のお方においては何も問題なく従事に許可すると、こういう解釈をされましたね。私、ちょっと副市長には失礼なんです、昨年9月にこの問題をちょっと話合いをしたんです。15分ぐらいの時間しかなかったんですが。そのとき、副市長の言葉は、その担当においては公務にしてもらわないかと。こういうお言葉は、公務というのは、要は集落のお方からそういうふうなことを手伝ってください、かけてくださいという要請の中でその方、最初やったと言っていましたよ。それから、金がかかるじゃないですか、軽トラックを購入したり。私もそこ見ていますが、そういう中でやってきたのは分かっているんですよ。

問題は、時間外じゃないけども、公務でそれをやってくださいちゅう意味はちょっと確認取ってみたいんですがね。副市長と市長と協議してください。公務という意味ですよ。

○議長（初村 久藏君） 副市長、俵輝孝君。

○副市長（俵 輝孝君） 以前、大浦議員のほうから御相談があったときには、有害鳥獣の担当業務者としての業務ですね。業務なので日中に公務として、例えば、そういう集落の方が困っている場合とかそういう場合は、公務の時間中にやってもらえればいいことであって土日に出る必要はないので、公務として業務の時間中にそういう有害駆除対策をやってもらえればということで話をしたと認識をしております。

○議長（初村 久藏君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 2分しかないから。それはおかしゅうないですか。土日の、あなた、休み中にわなにかかりゃあどうすつとですか。それは、それをただでやりなさいちゅうことですかね。もうその辺に矛盾は、私は思うとりましたよ。

もう時間がくれば1回ここで、それは後で話し合いますけども、私が言うのは、その日常の5時以降については何もするなど。あるいは、その昼の時間に、5時までの間にしなさいと、そ

ういうことすな。ところが、土日についてもどうすつかというのはちょっと矛盾がありますよ、あなたの発言は。現場でそんなことはなるわけねえやないですか。これは、かかるわけやから。まさか、その時間外でもやるけんやりなさいよちゅうこっちゃなかろうね。その辺のことを、私ちょっとあなたと話したかったんだ。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） この、今、副市長が答弁しました公務の時間というのは、要はこういった有害鳥獣の担当業務をしている職員でありますので、その時間内において地区の人からいろいろと有害鳥獣のことで相談されたり、困ったことがあればその公務の時間等もやっていいよということであります。

それと、今、議員おっしゃられるように、じゃあ土曜日や日曜日、時間外どうするのかということでもありますけども、時間外もこの報酬をもらうようなことであればそれは担当者としてはふさわしくありません。そういうことで、ボランティアになりますけども、ただその際に公務でボランティアでやる場合は、餌代等はその公費での対応でよろしいかというふうに考えております。

○議長（初村 久藏君） いいですか。

○議員（16番 大浦 孝司君） 時間が来ました。

○議長（初村 久藏君） これで、大浦孝司君の質問は終わりました。

○議長（初村 久藏君） 以上で、本日予定しておりました市政一般質問を終わります。

明日も引き続き、定刻から市政一般質問を行います。

本日はこれで散会といたします。お疲れさまでした。

午後1時51分散会

令和4年 第1回 対馬市議会定例会会議録(第13日)

令和4年3月8日(火曜日)

議事日程(第5号)

令和4年3月8日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(19名)

1番 糸瀬 雅之君	2番 陶山荘太郎君
3番 神宮 保夫君	4番 島居 真吾君
5番 坂本 充弘君	6番 伊原 徹君
7番 入江 有紀君	8番 船越 洋一君
9番 脇本 啓喜君	10番 春田 新一君
11番 小島 徳重君	12番 小田 昭人君
13番 波田 政和君	14番 小宮 教義君
15番 上野洋次郎君	16番 大浦 孝司君
17番 作元 義文君	18番 黒田 昭雄君
19番 初村 久藏君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	國分 幸和君	次長	平間 博文君
課長補佐	柚谷 智之君	係長	犬束 興樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
教育長	永留 和博君
総務部長	木寺 裕也君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	桐谷 和孝君
しまづくり推進部長	伊賀 敏治君
観光交流商工部長	村井 英哉君
市民生活部長	二宮 照幸君
福祉保険部次長兼福祉課長	田中 光幸君
健康づくり推進部長	松井 恵夫君
農林水産部長	黒岩 慶有君
建設部長	佐々木雅仁君
水道局長	立花 大功君
教育部長	八島 誠治君
中対馬振興部長	波田 安德君
上対馬振興部長	森山 忠昭君
美津島行政サービスセンター所長	瀧川 昌浩君
峰行政サービスセンター所長	藤原 亘宏君
上県行政サービスセンター所長	原田 勝彦君
消防長	主藤 庄司君
会計管理者	阿比留 裕君
監査委員事務局長	内山 歩君
農業委員会事務局長	主藤 公康君

午前10時00分開議

○議長（初村 久藏君） おはようございます。

報告します。福祉保険部長、乙成一也君から欠席の申出があっております。代理で、福祉保険部次長、田中光幸君が出席をしております。

ただいまから議事日程第5号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（初村 久藏君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は3人を予定しております。

それでは、届出順に発言を許します。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） おはようございます。会派、自公・協働、9番議員の脇本啓喜です。

まず、冒頭に、12月の一般質問時の発言で訂正をさせていただきます。「対馬市の予算のうち、一部を3地域に補助金ではなく交付金として配分してはどうか、市民協働を普及させるための必要経費だ」と申し上げましたが、「必要経費」ではなく「将来のための投資」と訂正させていただきます。今回の一般質問も、「将来のための投資」として、2項目質問いたします。

人口減少対応、特に社会減抑制について。

まず、パネル①を御覧ください。

1980年から2030年（推計）までの対馬市の総人口と年齢階級別人口推移を御覧ください。1980年に5万810人いた総人口は、2030年には2万1,815人と50年間でほぼ現在の総人口と同等の約2万9,000人減少します。また、青で示した年少人口（0～14歳）、オレンジで示した生産年齢人口（15～64歳）、シルバーで示した老年人口（65歳以上）の年齢層別人口推移から以下のことが読み取れます。

年少人口の実数・占率は著しく減少・低下しています。生産年齢人口も実数・占率が一貫して減少・低下しています。一方で、老年人口は、2020年頃まで実数・占率が一貫して増加・上昇していますが、2025年から実数が減少に転じます。また、ちょうどその頃、生産年齢人口を老年人口が上回る逆転現象が生じます。

パネル②を御覧ください。

aは対馬市、bは五島市、cは兵庫県明石市の年齢階級別純移動数を示しています。

対馬市は、赤で示した年少人口（0～14歳）、青で示した生産年齢人口（15～64歳）、緑で示した老年人口（65歳以上）、どの階級でも10年間転出超過が続いています。

bの五島市は、2015年から転出超過が縮減に転じて、ついに2019年から転入超過を果たし、移住者の定着率も高いと報じられています。

cの兵庫県明石市は、パネル③明石市の子育て施策一覧も併せて御覧ください。

兵庫県明石市は現市長となって以来、福祉、特に幾つかの日本で初めての子育て支援事業を手がけるなどの充実を図り、年少人口及び生産年齢人口が大幅に転入超過となっています。メディアでも話題になっていますので、御存じの方も多いかと思います。

人口の増減は、出生数と死亡数の差による自然増（減）と、人口移動、すなわち流入と流出の差による社会増（減）とに分類されます。これから取り上げる若者回復率で見ているのは社会増（減）です。

多くの地方都市では、10代の多くが進学等のため故郷を離れ、都市部に移り住む転出超過となります。そして、総人口で見ても、都市部への流出は続いている転出超過状態でした。ところが、コロナ禍が大きく影響してか、東京一極集中に異変が生じています。

パネル④を御覧ください。

データで読む地域再生（2022年2月19日の日経記事）によると、31都道府県で子育て世代（30～40歳代）の流入が超過するゲームチェンジが起きています。九州でも同様のゲームチェンジが見られ、2021年は長崎県を除く7件で転入超過となっています。

1、若者回復率の改善について。

若年層が一旦、島外に出るのはある程度やむを得ないと思います。島外には大学もあり、就職先の選択肢も多く、様々な社会経験を積む機会に恵まれるため、旅立つメリットも大きく、ましてや島に残れと無理強いすることは、日本国憲法で保障されている権利「移住移転の自由」、「職業選択の自由」を侵すこととなります。これからは、対馬に戻りたくなるような仕組みをつくるべきで、例えば、子育てをするなら対馬に移り住みたいと思える制度を確立させて円滑に運営することで、島外から配偶者や子供とともにUターン、Iターンしようと思えるきっかけをつくってはどうかでしょうか。

（1）若者回復率を重要指標とし、指標改善に取り組んではどうか。

若者回復率とは、10代の転出超過数に対して20代の転入超過数が占める割合と定義されています。簡単に言うと、進学で親元を離れた子供たちが就職や結婚を機会にふるさとに帰ってきてくれたかどうかを表す指標です。

パネル⑤を御覧ください。対馬市の若者回復率です。

先ほど定義で述べた理由のとおり、多くの自治体では、10代は転出超過となり、20代は転入超過となります。しかし、対馬市は20代でさえ転出超過となっています。特に、女性の転出超過が大きな課題と言えます。はっきり言って異常事態です。

対馬に残ることを無理強いしても、残りたいと思える島づくりをしない限り、この状況を変えることはできないでしょう。では、どうすれば、そのような島をつくれるのでしょうか。

施策を練るとしても、ない袖は振れません。限られた予算で持続可能な島とするためには、戦後、石炭や鉄鋼産業に傾斜生産方式を適用して高度経済成長の礎としたように、人材確保のための環境整備に予算を傾斜配分できるよう市民の納得感を醸成すべきだと思います。

対馬で持続的に生活する、特に対馬の課題解決につながる仕事に就くには、島外で知識や技能を身につけなければならないケースも多くあります。

対馬の子供は、自分がどんな職業に就きたいかよりも、いずれ帰って生活するためにはどういうキャリアを経たほうがよいか考えている人は多いでしょう。

地域密着型学習を通じて、対馬市で人手不足が顕著で、特に資格を要する職業を希望する生徒を発掘して、他の進学目的よりも手厚い支援を検討できないでしょうか。働きながら資格を取得することは非常に困難です。

さらに、対馬では、いまだに家事や育児や介護を主に担う女性は男性以上に困難です。まずは、成り手不足改善に向けて、県や病院企業団が設けている就学支援制度で対象とならない費用、例えば、転出の際の引っ越し費用と支援、島内でのインターンシップ受講者及び受入先への支援等の拡充を検討してはどうでしょうか。市長の所見を求めます。

(2) 移住者の定着率改善のための受け皿整備について検討できないか。

例えば、対馬市においても病床等の空きがあるのに、主に医療・介護従事者の成り手不足と低い職業定着率が原因で慢性的な人手不足となり、入院・入所が困難な状況に陥っています。近年、国がそれらの職種従事者の処遇改善の支援を実施しています。対馬市独自で、さらに賃金上乘せ支援を実施してはどうでしょうか。

ところで、昨年6月定例議会一般質問にて、対馬市において女性が男性と同等の給与を得られたり、同様に昇進できる職種が少ないことについて触れました。対馬市において、合計特殊出生率対象年齢人口の男女比率は約12対10と圧倒的に男性の割合が高く、いびつな男女比となっています。女性向きの職業と捉えることは性差別の助長とも言えますが、現状を鑑みれば当該事業従事者を支援を手厚くする意義は高いと思います。市長の所見を求めます。

2、雇用対策について。

先ほど、明石市の充実した子育て支援策と、そのすばらしい成果を御紹介しました。しかし、対馬市がその施策を実践しても同様の成果は得られないでしょう。

それは、明石市と対馬市の地政学上の環境が大きく異なるからです。明石市は通勤圏内に神戸市等の雇用の場があることに対し、対馬市では、対馬市内に雇用の場を用意しなくては移住者を増やすことは難しいと考えられます。

昨今、リモートワークやワーケーションといった職場と住拠点が遠隔でも可能な働き方が話題となっていますが、対馬における脆弱な高速通信回線整備状況や、他の自治体も同様にこの取組に尽力していらっしゃることを考慮すれば、多くは望めません。

また、企業誘致も先日の会派代表質問答弁で市長が答弁したように、対馬市には輸送コスト等の大きなハンディキャップがあります。それではどうすればよいのか。次に取り上げる雇用拡充施策の充実を提案します。

私は、対馬市の現状の産業を再構築して雇用を拡充することに注力すべきだと考えます。唯一、成功する可能性がある企業誘致はESG投資の対象になる事業でしょうが、今回は時間の都合上省きます。

地元産業の再構築と兼業推進の充実を図るために、以下の2点を提案します。

(1) 小規模M&A等事業承継マッチング支援事業推進が必要だと思いますが、対馬市として支援はできませんでしょうか。

この件では、対馬市商工会や十八親和銀行、日本M&Aセンターに資料提供等、大変お世話になりました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。また、対馬グローバル大学のWEB講座も大変参考になりました。ありがとうございます。

廃業を回避するM&Aの積極的活動支援展開の意義について。

さて、M&Aとは、企業の合併買収のことですが、M&Aに関しては、30年以上前にヒットした映画「ウォール街」のような乗っ取りのイメージがいまだに、特に地方ではついて回っています。

しかし、ここで提案したいことは、中小零細企業の廃業をM&Aを活用し、廃業しようとしている事業主、譲渡先、地域、この「三方よし」を実現するイメージです。

対馬市でM&Aを推進しようと思うのは以下の理由です。

パネルA、単なる廃業増加はもったいない。

単に廃業してしまうと以下のような逸失利益が考えられます。

- ①現事業主には、事業譲渡の利益が生じない。
- ②事業承継者に引き継がれる資産が埋もれたままになる。
- ③雇用を守ることが最も地域貢献となる。

パネルのBを御覧ください。全国の経営者及び企業の実態調査です。

対馬のM&Aをめぐる実態調査をしようとしたのですが、残念ながら適当な資料がありませんでしたので、国内における中堅・中小企業M&Aの増加の背景について触れます。

多くのデータから、経営者の高齢化が進行中であることが読み取れました。経営者が若い場合や、経営者の交代があった企業のほうが高業績であり、社長の年齢と企業の業績は逆相関が見られました。後継者不在率は悪化しており、2020年休廃業・解散企業件数は、倒産件数の約6.4倍です。

しかし、廃業企業のうち6割以上が黒字で、将来業績不振を抱えていない企業も3割以上あります。経営者の在任期間が長いほど親族への承継割合が高くなりますが、かつては、全体で9割を占めていました。しかし、親族内承継が、最近では、親族外承継が3分の1を占めるまでになっています。

ただ、東京都内の経営者ですら、約半数の経営者がM&Aについて「よく分からない」と回答しており、認知度が低いようです。

パネルC、M&Aをめぐる企業の全国実態調査結果です。

M&Aに関する経営者の相談相手は、顧問の公認会計士と税理士が約59.1%と最も高く、取引金融機関が42.3%、これに対して、民間のM&A仲介業者は17.4%、まだ低い水準で、商工会・商工会議所は9.1%と意外に低いようです。

M&Aを実施した企業の満足度は高く、7割の企業がその結果に肯定的です。

地元税理士事務所や商工会で対馬市内の事業承継をめぐる現状をお聞かせいただきました。地元企業に密着している税理士や商工会を中心に、市役所及び労働関連出先官庁の連携によって、M&Aマッチングとその後の経営支援が期待されています。

何よりもデータ収集と整理がおぼつかなくては始まりません。まずは、対馬市におけるM&Aのニーズを早急に調査してはどうでしょうか。市長の答弁を求めます。

(2) 対馬づくり事業協同組合支援の今後の展開について。

この件につきましては、通告はしていましたが、今議会の施政方針や行政報告等で市長より詳細な説明がございましたので、この部分については割愛していただいて結構です。

次に、前項で医療・介護従事者の経済的支援について質問しましたが、ここで、職場環境の改善についても質問いたします。

前述したように、当該事業従事者の定着率の改善は、経済的支援以外に職場環境の改善が喫緊の課題です。育児や介護と向き合う時期の離職が多く見られます。それは、夜勤等の対応が困難であることなどでしょうが、そもそも従事者不足が根底にあると考えられます。フルタイムは困難でも、可能な時間帯に働ける環境を整えることでそれをカバーできないでしょうか。

対馬づくり事業協同組合には、そのニーズに応えることが期待できます。また、ギグワークも可能でしょう。ギグワークは「単発の仕事を受ける働き方」を意味します。ギグワークの代表例が、ウーバーイーツの配達員です。継続した雇用契約でないので、働く時間や場所の自由度が非常に高い働き方と言えます。

市場が小さい離島においては、経営が成り立たないという理由で放置されているニーズが多くあります。その担い手の一つとしてシルバー人材センターも思い当たります。

近年、対馬市は社協に委託して2名の再雇用市役所職員が、シルバー人材センター事業の充実に当たり、一定の成果を上げていることは評価できると思います。

しかし、高齢のため困難な案件もあると思われます。ギグワーカーは、シルバー人材センターで賄えないニーズや特定地域づくり事業協同組合社員よりも柔軟に対応できるメリットを生かしたニーズに応えることが可能です。

民間人材派遣会社と提携し、多様な働き方の選択肢を増やすことで、もともとの在住者も移住者も生活の糧を得られる環境を整備することが持続可能な島への一助となると思います。市長の所見を求めます。

3、中高年まで婚活支援対象年齢を引き上げることについて。

婚活といえば、少子化対策と考えがちですが、孤立・孤独対策、介護人材不足の緩和、寡婦・寡夫となった際の配偶者側の親戚や友人からの支援が期待できるなど、本人のみならず社会的負担軽減にもつながる有意義な施策となるのではないかと思います。市長の見解を求めます。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） おはようございます。脇本議員の質問にお答えいたします。

初めに、就学支援の拡充についてでございますけれども、介護関係では法人独自の奨学制度を設けているところもありまして、圏域協議会での奨学制度や就学支援制度の情報共有を行っております。

また、対馬市の移住・定住支援補助金制度におきまして、これまで適用除外でした県企業団病院を本年4月から適用することとしております。さらに、学生及び移住希望者が本市の事業所で行う就業体験をとおして職業選択、適性を見極めるとともに、後継者不足の解消や移住・定住を促進するため、学生及び移住・定住者に対し、旅費等の補助を交付する対馬市インターンシップ人材確保支援事業に取り組んでいるところでございます。

次に、処遇改善の上乗せ等については特に意見は求められませんでしたので、ここは割愛させていただきます。

次に、雇用対策についてでございますが、初めに、事業承継問題について議員の提唱される「企業誘致も重要であるが、地元産業の再構築と兼業推進の充実を図る」という考え方は、私も大いに賛同するものであります。

M&Aのニーズをとのことでございますが、今回はM&Aは事業承継ということで答弁させていただきます。

この問題は、既に十数年前もから、本市だけでなく日本全体の問題として大きな課題となっております。そのため、長崎県においても、国の中小企業再生支援・事業承継総合支援事業の中で、事業承継引継ぎ支援センターが設置されております。

事業承継の情報は、非常にセンシティブで取扱いに注意が必要な内容です。また、事業者は事業承継にはお金が関わってくることや、企業価値判断など専門的見地が必要であり、融資の問題もセットとして、銀行あるいは商工会に相談することが一般的です。

そのため、本市としましては、この事業承継引継ぎ支援センターの周知こそが事業承継支援策の第一歩であると考え、市報への掲載・折り込みと周知活動に力を入れております。昨年度は、市報にこの支援センターの広告の折り込みを他市に先駆けて実施しており、非常に感謝された次第であります。

事業承継のマッチングは、規模の大小にかかわらず、銀行あるいは商工会から情報を得て、当該センターが既に実施しております。守秘義務もあるため、事業所名等は本市にも明かされていませんが、様々な困難はありながらも、順調にマッチングが成立しているとの報告を受けております。

また、長崎県においては、事業承継について、事業承継加速化補助金として、事業承継に関わる株式の取得費を含む様々な経費について補助する制度があり、支援センターもこの制度の活用を促しております。

今後も事業承継の重要性に鑑み、支援センターとの情報交換により市内の事業承継を推進したいと考えております。

特定地域づくり事業協同組合については、割愛させていただきます。

次に、シルバー人材センターの推進についてでございますが、令和元年度より活動範囲を対馬全域に拡大し、会員の確保及び業務の拡大を図っております。令和3年12月現在の会員数は170名、延べ活動人数3,623日人で、目標である年間延べ活動人数5,000日人に迫るなど、市民の皆様に浸透しつつあります。

令和4年度中の一般社団法人設立に向けて、社会福祉協議会と協議を重ねているところです。

今後も高齢者の豊かな経験、知識や技能を生かせる就業の場を提供することで、生きがいの確保や福祉の増進を図り、高齢者の能力を大いに発揮できる活力ある地域社会づくりを目指して、さらなる会員の確保及びサービス内容の充実を図りながら、業務の拡大を図ってまいります。

次に、ギグワークの推進についてであります。ギグワークとは新たな働き方として、継続した雇用関係のない短時間の業務体系であり、副業的な働き方といえるのではないかと考えております。

議員がおっしゃる新たな生活の糧として、多様な働き方として生かされるのではないかとこの部分については、私も理解できる部分がございます。

しかしながら、これは活用する民間事業者が、そのような働き方を受け入れていくか、また、そのような働き手がいるのかという点では、この対馬において現段階では難しいのではないかと考えております。

まずは民間事業者等の判断において検討していただき、ニーズが出てきた中で何らかの行政支援を検討していくべきではないかと考えております。

また、長崎県企業団や社会福祉施設において、特定地域づくり事業の活用をできないかという御質問がありましたけれども、このことについては特にありませんでしたので、割愛させていただきます。

次に、3点目の、婚活の支援の対象年齢を中高年まで引き上げてはどうかという質問について

でございますが、婚活支援の施策としては、つしま縁結びプロジェクト事業において、出会いの場の創出に取り組んでおります。

この事業は、社会福祉協議会や商工会青年部との連携により、市内男女の未婚対策のため、出会いの場から交際、結婚までのフォローアップを実施しております。特に、フォローアップについては、アドバイザーによる婚活に向けた面談、婚活相談、イベント等への参加誘導などの個別サポートを実施しており、令和2年度は延べ488件の個別サポートを行い、6組の婚姻実績となっております。

また、本事業では、カップリング数を上げるための取組として、話し方、接し方、服装等のアドバイスを行う事前セミナーや女性の参加を促すための魅力アップ講座など、気軽に参加できる取組も進めているところであります。

このような取組により、年間5組の婚姻数目標に対し、平成29年から毎年6組の婚姻実績に至っており、一定の効果を上げてきたのではないかと考えております。

事業対象となる年齢の引上げにつきましては、これまでも中高年を対象としたイベントも開催しており、個別相談等においても特に年齢の上限は設けておりません。

今後も引き続き、1組でも多くの方が成婚まで導くことができるよう、幅広く参加しやすいイベントの開催、相談、個別フォローを実施してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 教育長、永留和博君。

○教育長（永留 和博君） 脇本議員の御質問にお答えします。

地域密着型学習を通じて、対馬市の課題を子供たちにも把握してもらい、職業選択の参考としてもらってはどうかということですが、人口減少については、本市において大きな課題であり、教育委員会といたしましては、地域住民や保護者と共に地域を支えていくことができる人材の育成に努めることが喫緊の課題であると捉えております。

市内全ての小学校及び中学校において、学校間の連携や地域との連携を深めた取組の中で、地域の歴史や自然、文化、環境問題などを題材にしたふるさと学習を行っております。ふるさと学習を中核として、ふるさとのよさや課題について学ぶことにより郷土愛を育むとともに、将来を生きていく軸を育てる取組を進めております。

また、中学校においては、地域で働く方々を招聘して話を聞き、その人の生き方を学んだり、職場体験等を通して望ましい勤労観や職業観を身につけたりするキャリア教育に取り組んでいるところです。

今後も地域の学習資源を積極的に活用させ、地域と密着した学習の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 簡潔な答弁ありがとうございました。

では、まず移住・定住のことについてなんですが、本年4月から企業団病院に勤める、島外から来られた方について、奨学金の返還を補助する制度と、それから住宅のことについての支援ということで答弁があったと思うんですが。

これは、特に奨学金の返還を支援することについては、教育委員会の所管にはなるんですが、条例を変更しないと要綱だけ変えただけでは対応できないのではないかと思っているんですが、そのあたり総務部長でも結構ですが、どういうふうに考えていらっしゃるんですか。総務部長というよりは、しまづくりですね。

○議長（初村 久藏君） しまづくり推進部長、伊賀敏治君。

○しまづくり推進部長（伊賀 敏治君） 私どものほうで取り組んでおります移住・定住に係る補助金制度の中に、奨学金返還支援補助金というのがございまして、その対象者を公務員は除外するというようにしておりましたけれども、今年の4月から、公務員といいますか病院企業団とか準公務員的な感覚でしょうか、市が採用する者ではない準公務員といいますか、その方たちも移住してきた場合は、奨学金返還等の補助金の対象にするということを変更しております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 私が申し上げているのは、やろうとしていることはすごく評価しているんですよ。看護師さんでもお医者さんでも、こちらに移住してきた人たちが、住環境、生活がしやすいようにするために、人手不足を補うためにやろうということは、すごく評価しているんです。

ただし、今、言ったように、教育委員会のほうの奨学金制度の中に、条文化されているじゃないですか。「官公庁は除外する」しかも「会計年度任用職員も含む」というふうになっていましたよね、そちらのほうは。

だから、要綱を変えるだけで大丈夫なんですかということなんです。条例自体に「公務員は対象じゃない」と。その返還制度の支援の対象ではないというふうに書いてあるのであれば、条例から変えないと、要綱だけ変えても対象としてあげることができないんじゃないでしょうかということなんです。

○議長（初村 久藏君） しまづくり推進部長、伊賀敏治君。

○しまづくり推進部長（伊賀 敏治君） 今、説明申し上げました、しまづくり推進部で移住対策で取り組んでいる奨学金返還につきましてのその条例と、そして今、脇本議員がおっしゃっている、その教育委員会の奨学金というのは別物になりますので、そちらのほうは教育委員会のほう

で。情報提供はそれぞれしていますので、検討されていると思います。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） じゃあ、対馬市の理事者がつくっている奨学金制度は、返還の対象にはなるけれども、教育委員会がつくっているほうで借りたら、返還の支援の対象にならないということですか。それはおかしくないですか。同じ対馬市内でやるのに。その辺は、もうこれにはばっかり時間を取っていただけませんか。しっかり連携して、整合性が取れるような形にしないと、保護者に説明するときに保護者が混乱するんじゃないですかね。そのあたりきちっと連携を取って。今、ちょうど時期も時期ですから。回答、今回はもう時間がないので結構です。今から連携しなけりゃいけないと思いますので、その後、回答をよろしくお願いします。

ほかの件に参ります。

事業承継について、市長と認識はほとんど一緒のようで、しっかり取り組んでいただけるというような答弁であったというふうに思います。違うんですか。事業承継ですよ。事業承継は取り組まなきゃいけない。（発言する者あり）どうぞ。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 認識は一緒でいいというふうに思いますけれども、私は県の支援センターのほうを活用していきたいというような答弁をさせていただいております。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 活用していくようにしていただくんでしょうから、その辺で私も納得はしています。

ただ、この事業承継センターが逆に前面に出ると、市長。やはり、市長の答弁の中にも「センシティブなことだ」というふうに言われていました。まずは、この、なかなか自分が事業承継を考えているんだということは、口に出しにくいし、人に知られたくない事情です。

ですから、まずは経営セミナーみたいな感じで相談を受けると。あまりに事業承継のことについて集まってくださいという形ではない形を取って、その辺はもう重々承知でしょうけれども、一応、念を押させていただきます。そういう形で進めてください。

それから、先ほど、明石市のことをちょっと触れさせていただきました。日本で初めてと言われるような、そういう子育て支援のことをやっていたらっしゃるんですが、その中で特に面白いというか特筆すべきかなあと思った事業がありますので、御紹介しておきます。

パネルの6になるんですが、簡単に言うと、取り決めた養育費を離婚の相手方から未払いになっている場合、市が立て替えて養育費を支払って、5万円までですけど。義務者から取り立てる制度です。

実際は、市が支払い義務者に勤務先の毎月の給料を差し押さえる旨、通達すると、職場に知ら

れたくないとの思いから、ほとんどの人が支払いを始めるのです。なので、これも始まったばかりですので、どれほど市役所の督促の負担がかかるか分からないですが、大半のシングルマザーは養育費の未払いに苦しんでいるケースが多いという報道もたくさんあっていますので、対馬市でもできないかどうか、ちょっと検討するだけでもしていただけないでしょうか。そのあたりお願いします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 明石市の市長さんは、なかなか独特な方で、いろんな全国的にも注目されるような言動も、私も確認しております。それでまた、何か聞くところによりますと、弁護士資格を持っておられるというようなことで、そのような方が、このような養育費を立て替えて、後でちゃんとそれを納入させるというようなことでありますけれど、法律の専門家であって、そのようなことが可能になっているのかなとは思いますが、対馬市では、なかなかそこまではちょっと、現時点では取り組むことは難しいというふうに認識しております。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 私も、なかなかこれは法律の専門家じゃないと、手を出すと、ちょっとやけどをするようなこともあるのかなあと。やっぱり取立不能になることもかなり出てくるかもしれないとは思いますが、ほとんど養育費をもらおうと決めていても、なかなか決められたとおりに支払ってもらっている人は2割もないというふうな情報になっております。何か今の方法でなくとも、そういう特に未払いになっている方については大変なことだと思いますので、いろいろ考えていただきたいと思います。

その中で対馬市でも、社会的な取組としてやられている独り親世帯への物質的支援事業で、ハッピー・バスケット事業、もちろん物質をお届けする際にお子様——家を訪ねて、その精神的支援も並行して行っていますが、社協が中心として展開しているものですが、ちょうど今日は配達日ですので、そのボランティアをしていらっしゃる方と昨日もちょうとお話をさせていただいたんですが、今、困っているんだから今、必要な物質をお届けするのは大事な事業です。

ただ、この事業があることを知らなかったり、やっぱりそれをもらうことにちょっと気が引けていらっしゃる方もかなりあるようです。先ほどの事業承継と同じように潜在的ニーズがたくさんあると思うんですね。その辺りをこの事業に関わっているボランティアの方々もしっかり、ほかにもそういうところがないとか気にかけて支援をしていく方向でお願いしたいんですが、その辺り、部長でも結構です。いかがでしょう。

○議長（初村 久藏君） 福祉保険部次長、田中光幸君。

○福祉保険部次長兼福祉課長（田中 光幸君） 先ほど脇本議員さんからお話があったとおり、今ボランティアのほうは数といいますか、いらっしゃるんですけど、なかなか本人からの申請が

ないという状況になっております。その辺りを市のほうから広報等で周知して、こういう制度があるということの周知を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 対馬市というところは本当によいところだと思うんですね。サービスを受ける側よりも、サービスを提供しようという側のほうが今たくさんいるんですよ。しかも何十時間もそのボランティアをするために研修まで受けなきゃいけないのに、それだけたくさんの方が何かお世話をしてあげたいというふうに思っている方がいらっしゃるので、その方々がやっぱり支援、その思いも含めて支援をしてもらおうほうの方々のニーズを引き出していきたいと思います。よろしくお願いします。

雇用のことについてなんですが、地方ではよく仕事がないと嘆きが聞かれるんですが、確かに仕事の絶対数も相対数も少ない。それはもう、事実です。しかし、私は量の問題よりも、質のアンバランスの解消が重要ではないかと思っています。つまり、仕事はあっても、その仕事をこなせるスキル不足、これが原因で労働需給のマッチングができていない。働く人と働く人が欲しいという人のマッチングができていないというふうに思っています。このことについて、市長、どのように認識されていますか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 確かに雇用を希望される方と、そこをまた受け入れる方との認識と申しましょうか、マッチングがうまく、まだまだいっていないのかなということは思っております。

そういう中で、この4月から特定地域づくり事業協同組合等によりまして、まずはマッチングをして、それがうまくいけば今度、永久的な雇用につなげることが可能になるのではないかということで、この特定地域づくり事業協同組合を推進してまいりたいと思っております。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 最後、本当に私が求めていた答弁をいただきました。そのせっかく今度、対馬づくり事業協同組合が立ち上がったわけです。そこで就労するための職業訓練等も、かなり手厚い支援が国・県からしてもらえるようなことにもなっています。

今お聞きの方の皆様の中でも、そういうところがあるんだということを知っていただいて、市役所でも結構だと思います。対馬づくり事業協同組合ってどんなものですか、ということで問合せをしていただけますようお願い申し上げます、今日の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（初村 久藏君） これで、脇本啓喜君の質問は終わりました。

○議長（初村 久藏君） 暫時休憩します。再開は11時10分からとします。

午前10時51分休憩

午前11時10分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。

8番、船越洋一君。

○議員（8番 船越 洋一君） 新政会の船越洋一でございます。先に通告をしておりました南部地域の課題について、6点、市長に質問をいたします。

御承知のように、豆酩地区は弥生時代の遺跡と古墳もあり、式内社も2座あるほか、貴重な祭祀・習俗を伝承し、民俗文化の宝庫だと言われている地域であります。後世に継承していく責任があると思います。行政としての取組が必要不可欠だと思います。

なお、質問事項が多岐にわたりますので、市長の明快なる答弁を求めるものであります。

まず、1点目の南部地域のアクションプランについてであります。南部地域の振興については私も何度も市長に質問をいたしました。今回、アクションプランを策定する準備をしていただき、誠にありがとうございます。お礼を申し上げます。現在、地域に入り、地元の方々と協議を重ねていただいていると思いますが、現在までの進捗状況と今後の計画について伺います。

次に、2点目の旧豆酩幼稚園跡地利用についてであります。民間への貸し出す協議が進められていると思いますが、現状の進捗状況と今後の計画についてお尋ねをいたします。

次に、3点目の豆酩崎公園の災害復旧及び歩道の改修についてであります。令和2年の台風9号、10号により、豆酩崎公園の突端の石垣が崩壊し、また、歩道もひび割れがひどく多数見られますので、石垣の復旧及び歩道の改修ができないかお伺いをいたします。

次に、4点目の豆酩広域農道を市道に変更できないかあります。この農道は多久頭魂神社の裏側を通る道路で、農道では用途が異なるため、観光バスの通常運行ができないと思われ、また、多久頭魂神社に通る市道があり、観光面からも支障を来すと思われ、市道に変更する必要があると思いますが、市長の考えを伺います。

次に、5点目の赤米神事に伴う後継者対策についてであります。近年、伝統ある赤米神事を受け継いでこられた方が体調不良により継承ができない状況であります。約1,300年続いた伝統が途絶える危機にありますが、行政としての支援ができないかお伺いをいたします。

次に、6点目の雷神社の石橋の架け替えについてであります。雷神社は亀卜祭祀、また、サンゾーロー祭りが執り行われる場所ですが、神社に入る橋が1枚の石が敷かれております。その石の厚さが4センチと薄く、川幅が3.9メートルあり、人が通行するだけでいつ折れるか分か

らない状況であり、観光面から見ても、木の橋に架け替えができないかお伺いをいたします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 船越議員の質問にお答えいたします。

初めに、巖原南部地域アクションプランについてでございますが、プランの策定につきましては、昨年12月7日の議員全員協議会で内容を説明し、議員皆様の御意見を頂きました。その後、議員皆様の御意見を踏まえながら、地区の代表者から成る策定委員会で協議・検討を重ね、去る2月17日に開催した策定委員会において計画案の承認を頂いたところです。現在、ホームページで公表する準備をしております。

本プランの計画概要としては、巖原南部地域の内山、瀬、豆殿、浅藻、内院の5つの地区を3つのエリアに分け、それぞれに整備方針を設定しております。

まず、内山・瀬地区エリアは、竜良山の原生林、内山峠からの眺望、鮎もどしの自然公園などを活用した家族連れや多くの人々が自然体験できるエリアとしております。

次に、豆殿地区エリアは、巖原南部地域の各地域として、産業振興や南部地域の観光、周遊拠点とするエリアとしております。

次に、浅藻・内院地区エリアは、地域の資源である海や八丁郭などの歴史資産など、来訪者が自由に気楽に楽しめるエリアとしております。

この整備計画を具現化していくためには、地域住民の果たすべき役割が重要となり、地域住民が主体性を持ち、行動計画に沿った取組が必要であります。

また、地域住民、事業者や団体、行政がそれぞれの果たすべき役割や実施していく事業などについては引き続き協議・検討を行い、優先順位をつけながら取組を進めることで好循環を生み出し、巖原南部地域全体の活性化を図ってまいります。

次に、旧豆殿地区幼稚園跡地利用についてでございますが、教育施設跡の市有財産を貸与する場合は、対馬市教育施設跡の利用に関する基本方針に基づいて、まず公共施設としての利用を最優先し、次に地区による利用を優先するが、利用見込みがない場合は、雇用の創出や地域の活性化につなげるため、民間事業者等にも使用していただき、その利活用を図ることとなっております。

また、この方針に基づき、廃校舎等の利活用を図ろうとする場合は、事業等を行うため、廃校舎等を利用しようとする者を公募するものとされております。

旧豆殿幼稚園跡地利用については、地域の活性化に寄与することを目的で施設の利用を希望する旨の申出があったため、市の条例等に基づき、対馬市有財産活用等委員会及び対馬市学校跡地利活用検討審査委員会での協議の結果、貸与することについては適するとされましたので、現在、2月14日から3月15日までの1か月間を期限とし、公募を開始しております。公募の結果、

応募があった場合は、申請者や事業内容等について、地区へ説明を行った上で、対馬市学校跡地利活用検討審査委員会で審査を行い、候補者を決定することとなります。

次に、豆敷崎公園の災害復旧及び歩道の改修についてでございますが、豆敷崎の展望所は確かに令和2年の台風9号、10号で一部が抜けてしまいました。よって、直ちに災害復旧工事に着手し、令和3年3月には復旧工事を完了しております。

しかしながら、この展望所の地質は、御存じのとおり、ぼろぼろともろく崩れやすい頁岩でできており、復旧後の強風などにより、議員が御指摘のように、崩落が起り、現在に至っている状況です。

よって、豆敷崎の突端部分を再整備しても、地質上、再び崩落する可能性が高く、現時点で利用者の安全性が確保できないと判断しております。そのため、周遊歩道に隣接した場所や少し上った斜面地、山頂の灯台辺りを新たな展望所の候補地として再整備を検討してまいりたいと考えております。

次に、周遊歩道の改修についてでございますが、確かに歩道の傾き、ひび割れが多数見受けられます。傾きについては、地盤の抜けなどが原因と考えられます。また、鬱蒼と茂り、景勝地としての一端を担っていた松も枯れてしまい、景観もかなり変化し、周遊歩道の魅力も低下しております。

議員がおっしゃるとおり、豆敷崎は対馬南部の観光の目玉であります。そのほかにも、多久頭魂神社や美女塚など、歴史的な資産や観光名所が多く集まっています。現在策定中の厳原南部地域アクションプランとも照らし合わせながら、安全な観光名所巡りの一環として整備・改修を行っていきたいと考えております。

次に、農道豆敷線を市道へ変更できないかという御質問でございますが、この農道豆敷線は平成7年度から長崎県が事業主体となり、整備に着手し、起点を主要地方道厳原豆敷線、終点を市道神崎板ノ形線に接続する総延長2,736メートルの農免道路として平成16年度に完成した後、平成18年3月に長崎県から対馬市へ移管され、対馬市が管理を行っております。

農道と一般道路との違いでございますが、農道は、農業の振興を図る地域において、圃場からの農産物の搬出・輸送、農業機械や肥料などの圃場への搬入など、農業利用を主目的に整備される道路であります。一般道路は、市街地や住民の居住区域及び社会経済上の拠点地域を結び、不特定多数の者が利用する産業道路かつ生活道路と定義されております。

農道豆敷線の幅員は全て4メートル以上で、5.5メートル以上の区間も約40%あり、全線においてアスファルト舗装が整備されております。

隣接する圃場には、田畑のほか、ミカン畑も多数存在しており、本路線が整備されたことにより、集出荷等の輸送時間短縮、農作物の荷傷み改善、営農交通の時間短縮など、農家の営農活動

に寄与できているものと認識しております。

農道から市道への変更でございますが、これまで全国的には農道事業で整備を行った後、一般道へ用途変更が多くなされておりましたが、一般市道は農道に比べ維持・管理費の国からの交付税措置が多いため、過去に新聞等により維持管理費の交付金狙いかという報道もあり、それ以降、農林水産省から本来の目的である農道としての管理を適正に行うよう指導がっておりますので、現在は、市道への移管については大変厳しい状況でございます。

農道は、農作業を行うために農地に造られた道路であります。一般車両の通行も可能でございます。ただし、耕運機やトラクター、コンバインなど、低速度の農業用機械が通行するほか、農作物の集荷、肥料などの運搬に際しては、トラックなどを道路脇に停車させて積卸し作業を行う場合があります。

本路線への観光バスの乗り入れについても特段規制はかけておらず、通行に十分な幅員を有しておりますので、無理な運転をしないよう注意し、利用いただければ、通り抜けは可能でございますので、現状のままでの利用は可能と考えます。

本路線の当初の整備目的のとおり、営農を第一に考え、今後も維持管理に努めてまいります。

次に、赤米神事に伴う後継者対策についてでございますが、豆酩地区に古くから伝わる赤米行事は、頭仲間と呼ばれる世襲集団によって厳しいしきたりを守りながら伝えられてきました。

古くは4つあったとされる頭集団ですが、明治以降には1つだけになり、昭和40年頃には15人ほどいた頭仲間も、平成19年には1人だけになっております。

行政といたしましては、平成13年度に国から記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財に選択されて以降、デジタルアーカイブの作成など、記録保存や赤米頭受行事保存会への補助等を行ってまいりました。

また、同様に赤米行事を継承している岡山県総社市、鹿児島県南種子町と赤米伝統文化交流協定を結び、3市町が交流しながら、赤米文化の保存と継承に努めているところでございます。

特に近年は、赤米子供交流事業として3市町で赤米を継承している地域の小学生が交流し、赤米文化について学んでおり、すばらしい学習発表も行っております。

特に赤米行事に関しては、先にも挙げましたとおり、厳格なしきたりを守りながら行う神事があります。その厳しい決まり事ゆえに、古来の姿そのままに伝承されてきたもので、行政が簡単に介入できるものではございません。

対馬市としましては、神事の継承者や保存会と密接に連携し、まずは栽培の継続が図れる環境づくりに努める所存であります。

具体的には、神殿の維持・管理などを保存会と協力して行い、ボランティアなど、市民皆様の御協力を得ながら進めていきたいと考えております。また、豆酩の赤米行事の根幹である種の保

存についても、関係機関との調整を図っています。

今後も引き続き、赤米の育つ環境の保持に努めるとともに、地域の活性化にも積極的に取り組んでいく必要があるものと考えております。

最後に、雷神社の石橋の架け替えについてでございますが、雷神社はサンゾーロー祭りの亀ト占い神事があり、古くから伝統文化が残る重要な神社で、祭事の際には島外からも観光客がお見えになっています。

石橋の構造は、議員のおっしゃるとおり、厚さ4センチ、長さ3.9メートルの1枚岩で、強度は十分であるとは言えませんが、神社の雰囲気や景観、これまでの歴史を考えると、既存の状況を維持することが好ましいと感じております。

御承知のとおり、この石橋は神社の橋であり、補強するにしても、市が事業主体になることはできませんが、観光振興上は大変重要な施設であると考えております。

そこで、地域マネジャー制度を利用して、地域の皆さんとともに一緒に橋の補強工事をしていただいているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 8番、船越洋一君。

○議員（8番 船越 洋一君） まず、1点目の南部地域のアクションプランについてでありますけれども、しまづくり推進部長、地域に入って今いろいろ地域の方たちと協議を重ねてあると思うんです。先ほど市長が言いましたように、3つのエリアで、各エリアの中でそれに見合ったような制度づくりができていく、そういうふうに私は思っているんです。その中で、今、どのように3地区のそのエリアでどのような協議が進んでいるのか。それを御説明をいただきたいと思っております。

○議長（初村 久藏君） しまづくり推進部長、伊賀敏治君。

○しまづくり推進部長（伊賀 敏治君） 答弁の中で市長の話にあったと思うんですけれども、まず、内山・瀬地区においては、大きくいえば自然体験ができるようなエリア、今も鮎もどし公園とかそういった部分もたくさんありますので、そういった部分を再利用といいますか、もう少しグレードアップするようなことも考えて、皆さんの意見もそういう意見もありましたので、その辺を考えております。

次に、豆殿地区につきましては、南部地区の核となるということで位置づけしておりますけれども、まずは、地域の方々の話では、意見としましては、まず住民センターが老朽化してなかなか使いづらいということですので、とにかくまずそれを何とかしていただきたいという話が主にありましたので、そこは早急に、どの程度の規模となるのか、集会施設だけでいいのか、観光案内とかそういった部分も必要なのか、そういった部分の話は今後、詰めながら早急に着手してい

きたいというふうに思っております。

次に、浅藻・内院エリアにつきましても、ここは八丁郭とかありますけれども、なかなかアクセスとか行きづらいという部分もありますので、そういった部分を皆さんは御存じですけれども、なかなか観光客が今、行っていないという状況もありますので、どういったところを見せたら魅力が出るのかといった部分を今後また話を詰めながら、優先順位を決めながら整備していきたいというふうに考えております。

○議長（初村 久藏君） 8番、船越洋一君。

○議員（8番 船越 洋一君） 豆殿地区のことについては、今、私も6点ほど挙げていますけれども、いろいろやっていただいて、今はいい方向に行っておるのかなと思います。それで、足らん分につきましては、やっぱりアクションプランの中に入れて、そして、それを1つずつ解決していくという方法があるかと思っておりますので、そこら辺は詰めてやっていただきたい。このように思います。

それから、内山のほうはそういうふうな答えが出ていますが、内院・浅藻地区です。この内院については、九州随一と言われる宝篋印塔があるんです。宝篋印塔、分かりますか。分かりませんか。これは九州随一だと言われておる。高さ3メートルあるんですけど、この石が対馬産の石じゃなしに関西から来た石だということも言われております。内院地区は菜の花がたくさん咲くんです。島内からも観光客が来ていろいろ楽しんでいかれるんですが、一つ要点はトイレがないんです、公衆トイレが。これはどこの地区も一緒だと思うんですけど、今からの観光を考えるとときにはトイレ、これをしっかりとする必要があろうかと思うんです。内院地区の方たちも、公衆トイレを何とかしていただきたいという話もございましたので、これもアクションプランの中に入れて、それで検討をしていただきたい。このように思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 内院地区の宝篋印塔は私も1回見学に行かせていただきました。大変本当に歴史的にも素晴らしいなという思いで見えてまいりました。

そういう中、今、議員のほうからトイレ等がないということでもあります。確かにこれからの観光施策を進展させていく中では、トイレは大変重要だと思いますので、またアクションプランの中でも検討を重ねながら、できる限り早いうちにトイレの設置ができるように努力してまいりたいと思います。

○議長（初村 久藏君） 8番、船越洋一君。

○議員（8番 船越 洋一君） 地域を回ると、市長、対馬にはたくさんのそういう例えば、さっき1つ言いましたけれども、宝篋印塔とかいうのもありますし、そういうのは隠れた史跡なんです。こういうのを探していくとたくさんあるんです、対馬には。だけれども、その地域地域にそ

ういうのがばらばらありますので、1つ1つを学芸員の方たちとも話をしながら、アクションプランの中でその地域のよさを出していただいて、そして、その地域がどういうふうにして潤っていくのということも含めた中で検討をしていただきたい。このように思います。じゃあ、よろしくお願いしておきます。

それから、豆碁幼稚園跡地利用についてであります。これは佐護の件もこの前、議題で上がってきました。そこも学校跡地利用というようなことで、市長、どうでしょう、学校の廃校が今現在はたくさんあるんです。地域の人たちがこういうことをやりたいというようなことで、民間に貸し出すそういうことも今から出てくるんじゃないかなと思います。それをこの条例の中でこういうのをしっかりとつくっておく必要があろうかと思うんです。賃貸契約をする。あるいは、償還が残っている。これをどういうふうにするのかということも含めた中で、例えば条例をつくって、その中でどういうふうにやりますということもしっかり行政サイドでしておく必要があろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 先ほど答弁の中で言いましたように、まず、こういう学校施設等については、公共施設等としての利用を最優先をさせていきたいということは先ほど言いました。そういうことで、ただし、公共施設の利用がかなわないときには、有効活用するために民間の利用も重要じゃないかということで、今は、現段階では委員会等で検討を重ねておりますけれども、議員おっしゃられるように、これが条例化がどうなのか、そこら辺はまた今後、検討を重ねたいと思います。

○議長（初村 久藏君） 8番、船越洋一君。

○議員（8番 船越 洋一君） そういうことも検討されておったほうが今から、今後いいだろうと思います。今、豆碁幼稚園のことを話をしていますけれども、今、民間の方が応募しておるといふ話も聞いています。その中で、民間の方たちが地域の活性化のために雇用を生み出して地元産品を販売をするというように、地域の活性化に向けて、その地域がそういうふうな盛り上がりがあるということについては何らかの考え方が要ると思うんです。ただ単に決まっとおり償還金が残っていますから年額を幾らですよということではなしに、そういうことを含めた中でそういうことも考えていただきたい。

今、ちょっと私もちらっと聞いたんですが、要は年間21万ですか、いう話が出ておるといふようなことも聞きましたが、そういう雇用を生み出してやっていこうとする人間が最初からそういう金額決まっとおりに払っていきなさいということではなしに、3年程度減免をしていただいて、その中でその間に事業をしっかり組み立ててくださいというようなことも必要じゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（初村 久藏君） しまづくり推進部長、伊賀敏治君。

○しまづくり推進部長（伊賀 敏治君） 今、議員御指摘のとおりでございます。今議会でも佐護小の話もありましたように、その都度その都度、庁舎内での委員会であるとか利活用検討会とか今、開いて、条例や要綱に照らし合わせて、その都度その都度、協議をしていくということになっておりますので、そこら辺りを議員おっしゃるように、地域の活性化につながるようなことであれば、民間の事業者においても積極的に貸出しができるような形で、早急な対応ができるような条例であるとか要綱とか、その辺りの整備を今現在、進めておりますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

○議長（初村 久藏君） 8番、船越洋一君。

○議員（8番 船越 洋一君） 規約というのがありますので、それを一概にどうします、こうしますというのは言われたいとは思いますが、我々が思うのは、地域がどういうふうにしてよくなっていくかということが基本だろうと思うんです。目指しておるのはそこだろうと思う。それに対して行政の今、対応の仕方が悪かった場合には、民間の人もそこに入ってやろうかという気力がなくなってくるんです。そういうことのないように、例えば、先ほど言いましたように、雇用を生んで、地元産品をネットに入れて出して、それを販売していくということであれば、最初の3年ぐらいは賃料は3年間減免するよと、その間に頑張ってくださいというような配慮があってもいいんじゃないかなと思いますので、どうでしょう、それは検討していただけますか、市長。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 今、市のほうでも、地元の活性化に寄与できるというようなことであれば、何らかの無償期間を設けていくことも必要ではないかというようなことで、担当部、そしてまた、委員会のほうで今、検討が重ねられているところであります。

ただし、これが施設がかなり老朽化もしておりますし、改修についてはなかなか市がそこにタッチできるところではないということで、特に民間事業者の方がそういう改修をされるということであれば、ますますそこに何らかの無償の貸与期間を設けることも必要ではないかというふう考えているところであります。

○議長（初村 久藏君） 8番、船越洋一君。

○議員（8番 船越 洋一君） 市長、ぜひ検討してください。民間の人は大変です。例えば、誰が入るにしてもあのままじゃ使えんわけですから。補修もせないかん。改造もせないかんです。長いこと使っていないから電気も悪いでしょう。水道も悪いでしょう。いろんなことがありますので、それを四角四面にこれはこうだからこうですよということじゃなしに、そういうことも含めてよろしく願いをしておきます。

それから、豆酩崎公園災害復旧の件ですが、これは今、灯台があるんですけど、灯台の照射灯があるんですけど、そこから分かれて下に歩道ができておるんです。そこから豆酩崎公園の先まで、歩道が120メートルあるんです。幅が1.5メートル。市長が言われるように、海側手が何らかのために固めてある。道路はもうコンクリートが張ってありますけど、こう傾いてひびも入っておるわけです。やっぱりあれは観光客が来てもみすばらしいいうのもありますし、もう一つは、先ほど言いました突端の石垣の崩壊、これについては長さが15メートルぐらいあるんです。そういうところを一番の、対馬の中での一番の南の一番の景勝地で、きれいな西側手、南側手には南シナ海、それから朝鮮海峡、対馬海峡とあるわけですけども、それが一望にできるところですから、だから、こういう景勝地はやっぱりしっかり観光客が来るということで整備が必要です。ぜひこれは早くやるように考えていただきたい。もう一つは、歩道の120メートルある歩道の海側手のほうが崩れていくわけですから。あそこの山は低いですから、山が。だから、山のほうを少し削っても支障ありません。だから、そういうことも含めた中で検討してみてください。よろしくお願ひします。どうぞ。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 先ほど答弁したとおりでありまして、議員おっしゃられるように、対馬南部地域の重要な観光拠点であるというふうに認識しておりますので、アクションプランとも照らし合わせながら、今後、整備を進めてまいりたいと思っております。

○議長（初村 久藏君） 8番、船越洋一君。

○議員（8番 船越 洋一君） もう一点、豆酩崎の件ですが、観光交流商工部長、トイレができています。トイレって書いていないんです。看板がない。何かなと思って。普通の人はいれませんが、あれは。せっかくいい立派なトイレをつくっていただいておりますから、トイレならトイレと書いて、誰が見ても分かるような表示をしていただきたい。もう一つは、豆酩崎の今、周遊するところの案内板、これが古くなっても見えんごとになっている。これも一つ改修をしっかりとやらないと、対馬の行政が皆さんから見られて、対馬の行政ってこういうところにも気がつかんのかなと言われますので、そういうことも含めてしっかりとやっていただきたい。トイレの件については、トイレって分かると、トイレというのが分かるように表示をしてください。よろしくお願ひしておきます。

それから、4点目の農道の件ですが、市長、広域農道、農免道路ですか、ここについては一般の車両が通ってもいいということで、例えば、観光バスがそこを通ってもいいということですね。そうすると、もう一つは、その道路を走る途中に、途中から堂前・志多浦線という市道があるんです。これが多久頭魂神社の前まで行っておる道路なんです、この市道は。今現在、簡易のコンクリート舗装で2.5から3メートルぐらいあるんですけど、これではやっぱり観光バス、中型

バスでもいいですけど、入れるぐらいの道路が何とかできないかなと思う。特にここの多久頭魂神社というのは836年ですか、にできた神社ですから古いんです。由緒あるところですから、だから、そこに参拝をしてお参りをする人がたくさんおられると思う。その道路と堂前・志多浦線の道路の改良と、それから、そこもトイレが必要だという話が出ていますので、これは、今、区長会長、それから前回の区長会長からも私のほうは要望を受けておりますので、そういうことも含めた中でいろいろ検討してみてください。アクションプランの中で。よろしいですか。よろしいですか。返答してください。

○議長（初村 久藏君） しまづくり推進部長、伊賀敏治君。

○しまづくり推進部長（伊賀 敏治君） アクションプランの中には、観光地がどこどこを整備するとか、具体的には書いてございませんので、観光地へのアクセスとか、そういった部分を向上させるというような書きぶりにしておりますので、当然、検討する箇所には値するというふうには思っております。

○議長（初村 久藏君） 8番、船越洋一君。

○議員（8番 船越 洋一君） 次に、赤米神事ですが、市長も十分そこら辺は分かっておられると思うんです。だけれども、赤米神事を例えば今、民間の豆殿の人たちにそれを言っても、なかなか継承してくれる人がおらん。そうしますと、これが寂れてしまうんです。これを何とかせないかんという、私もそういう思いがありまして、それで、主藤さんのところにも行ってお話をさせていただきました。だけれども、今、ちょっと体調が悪いからそれが継承できんというようなことですから、これを何とかする方法を行政も一緒になって入って行って考えていただけませんか。どうぞ。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） このことにつきましては、議員も御承知のとおり、これは対馬を代表する本当に重要な神事であるというようなことから、どこまで行政が立ち入ることが可能なのかというようなことも検証しながら進めていかなければならないというふうに私自身も考えておりますし、担当部課であります文化財課のほうも、かなりいろいろと工夫を重ねながら、また、主藤さん等ともいろいろと打合せをしながら、何とか赤米神事がいつまでも残るようにということで今、検討は重ねております。まだまだ時間はそうそうないかもしれませんが、できる限りの努力をしまりたいというふうに思っております。

○議長（初村 久藏君） 8番、船越洋一君。

○議員（8番 船越 洋一君） 赤米の神田の田植えがもう5月ぐらいには田んぼをすかないかんです。そうせんと、しておかんと、赤米の田植えができない、神田も田植えもできないという事情もあります。ですから、そういうこと、まずそれができるように。途絶えるということは一番

悪いことですから。だから、どこかに依頼をして、とにかく神田の赤米の作付ができるようなことを早急に考えて、何とかいい方向に行くように、ひとつよろしく願いしておきます。よろしいですね。お願いしておきます。

それから、6点目の雷神社、これは先ほど市長も言われたように、神社のことになかなか行政が入るということはできないということも私も分かります。しかし、ここも鎌倉朝廷のところまで行った、占いに行ったというような話も聞きますし、なかなかここも歴史があるところなんです。ところが、厚さが4センチしかないんです。4センチ。それで、今、建築でやりよる足場を組んであるんです。あれも1メートル800が規定なんです。そこに足場板を敷いてみんな歩くわけですけども、その倍あるんです。3メートル900あるわけですが、そこを4センチの石が敷いてあるだけです。歩くだけで気色悪いんです。いつ折れるか分からない。ところが、市長も言われましたが、要は関東方面からも2月、旧暦の2月1日ですか、そこには——2月3日か——にはお参りに来るという人も、今この3年あっていませんけど、いつもは来るんです。ところが、その人たちが、観光客が来て、その石をもし参拝するのに歩いてばきっと折れたら、これは大変なことになるんです。それかといって、地域の人たちにそれを何とかするようにできんかという話もしましたが、なかなかこの不況の中で漁もない、そういう状況の中でなかなか寄附を集めるのは難しいという面もありますので、これは観光面からしても、市長、やっぱりそこから辺を何とかしていただきたいなと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 私自身も以前からこの橋を渡るのが、これは怖いなという思いを持っておりました。そういう中で、今回、議員さんからこういう質問を頂いたんですけれども、議員もおっしゃられるように、ここを観光客がもし渡っているときに折れて事故でもあれば本当に大変だというふうに私自身も思っておりますので、神社の構造物というよりも、大事な観光施設というような形で何らか地域の方たち、そして、地域マネジャーを中心にして、何らかの方策で補強または新しい橋等への架け替え等ができないものかということで考えたいというふうに思っております。

○議長（初村 久藏君） 8番、船越洋一君。

○議員（8番 船越 洋一君） 神社ですから、下に、例えば鉄骨を入れて補強するというのもできるでしょう。しかしながら、あの薄い石の上を歩くとやはり不安です。ですから、私も地域の人と、今、現区長会長をしておる堀出さんからも、これはもう私たちも何とかしたいんやけれども、何とかありませんかねというお話も頂いております。木の橋ででも、楠で橋を架けると、楠は腐りません、なかなか。少し太鼓橋ぐらいにこうやって架けて、それで手すりをちょっとつけば、感じがよくなって、それは関東方面から来た人たちでも、これは「おお」と思

うんです。しかし、それもやっぱり観光のアピールの仕方じゃないかなと思いますので、そういうことも含めた中で何とかできるように力を貸してください。よろしくお願いします。答弁を最後に。いい答弁を聞かせてください。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） いい答弁をということでありまして、私自身も先ほど申しましたように、やはりこれ、渡るときはかなり迷うようなこともありましたので、何とかしたい。要はこの下にH鋼を入れて補強するのがいいのか、それともおっしゃられるようにまた木製等で新しく架け替えたほうがいいのか、その件については先ほども申しましたように検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 8番、船越洋一君。

○議員（8番 船越 洋一君） なかなかいい答弁が聞こえません。「分かりました。やりましょ」と言えませんか。まあ、そうはいきませんから、しかし、検討していただくということですから、地域の方たちの、何といいますか、神社とかそういうところにお参りをするとか、そういう風習というのはいいことなんです。だから、そういうことをしっかり整備をしてあるということは、地元でできんときにはやっぱり行政も手助けしてやって、そして、観光客が来ても恥ずかしくないような地域づくりを考えていただきたい。このように思います。どうぞよろしく願いをしておきます。終わります。

○議長（初村 久藏君） これで、船越洋一君の質問は終わりました。

○議長（初村 久藏君） 昼食休憩といたします。再開は1時からといたします。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

午前に引き続き、市政一般質問を行います。13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） 皆様、大変お疲れさまです。対政会の波田政和でございます。

市長をはじめ執行部の皆様におかれましては、時節柄、毎日の行政運営、大変お疲れさまです。また、長崎県におかれましても大石新知事誕生となり、県民といたしましてもお祝いを申し上げますとともに、1日も早く新しい大きなパイプづくりを望んでおり、本市においても健全な運営がなされますよう祈っておりますので、よろしく申し上げます。

では、何点かお尋ねいたします。

今回は、既に取組がなされている項目であります。状況は刻一刻と時間とともに変わっていくものですから、対処・対応した内容であってほしいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず初めに、市道横町線についてお尋ねします。

私は、先の議会で要望と御提案をしていたのですが、そのときの答弁ではすぐにでも対応ができるとの内容でしたが、工期期間があるのか改善が見られない印象でした。確かに、仮囲いはなくなり、見通しがよくなったことは感じておりますが、この道路は幅員も狭く離合しにくいことから提案したわけではありますが、関係機関とも協議がなされ、現在なのか対応を伺いたい。そもそも、公共工事は工期期間内で終われば問題ないことは理解はしておりますが、市民生活に直結した事案ならば利便性を重視し、取り組むべきと思っておりますが、また、別の現場では市民の声を重視し、即応・対応がなされた箇所もあるようですが、担当課レベルの判断でしょうか、市長の見解をお尋ねしておきます。

次に、人口流出歯止め策と島の魅力発信への取組についてお尋ねいたします。

今回は、人口流出とIUターンについてお伺いいたします。

本市において、定住促進に力を入れ、人口増につなげるため島の魅力発信について様々な取組がなされていることはお聞きしておりますが、島の魅力とは何なのかと問われますと、歴史と自然であるとの市長の言葉がありました。人口流出に歯止めが効かない。その1つとして、島に魅力が薄いことが要因となっているのではないのでしょうか。私は様々な理由で対馬を離れ、島外で生計を立てなくてはならなかった人たちの追跡調査や意見など調査・研究は既になされているとは思いますが、どのような結果であったのかお伺いしたい。

また、人口流出の要因の理解がないままでのIUターンを含め、人口増に力を入れること、そのものが疑問とするところもあります。私は、人口流出を止めること、そのものが魅力ではないかと感じております。自然増減は別としましても、様々な要因があるはずで。そこで、本市では歯止め策への特化した政策やIUターン者に対しても本市ならではの対応策など立ち上げ、魅力発信へとつなげてみてはいかがでしょうか。例えば、具体的な1つとして申しますと、超高齢化を迎えつつある本市において、医療や介護に対し将来に向けた人材確保の重要性であります。その方面の従事者育成に今まで以上、取り組むべきであると思っております。育成に対し人材に先行投資し、将来の人材確保のため力を入れることが大事だと思うのは私だけでしょうか。島の人材は島の宝であり、島が育てるものであると信じ、いま一度、真剣に取り組もうではありませんか。以前にもお話しさせていただきましたが、義務教育期間中に社会見学・職場体験を数多く計画され、将来の職業選択の機会を大人がつくってあげることも大事だと思っております。このことから、教育現場におかれましても、取組が今まで以上に期待されております。今議会でも教

育長より、幅広く取組がなされている報告も聞いております。このような本市の状況からも、人に投資する社会が実現に向けた取組を行う将来の離島の先駆けの魅力の1つとして取り組んでいただきたいのですが、市長の見解を求めます。

次に、3点目の新型コロナウイルス感染症の対策についてお尋ねします。皆様も御承知のとおり新型コロナウイルス感染症が確認され、早2年が経過しました。ウイルスの特性から異変が繰り返され、デルタ株からオミクロン株へ、さらにはオミクロン株よりも感染力が18%ぐらい高いと言われているステルスオミクロン株の流行が大変懸念されています。感染経路についても今までは大人数での飲食を介した感染や大人数での接触が感染拡大の主な要因でしたが、現在のオミクロン株は家庭内感染が過半数を占めております。そのような背景からも、今後、本市として新たに取り組むべき対策としてどのようなことを考えているのかお尋ねします。

また、私は今後の感染拡大予防対策について、今まではワクチン接種や医療提供体制の強化、また、飲食店の時短営業などの緊急対策事業は確認しておりますが、今後は個人一人一人の生活行動、意識の変化を持っていただくことが大事であると認識しております。特に全国的に検査キットの不足により検査が停滞するおそれがある中、現在、本市においても対馬振興局内においてPCR検査の無料検査が実施されております。しかしながら、検査を受ける要件として携帯電話のスマートフォンやパソコンを持っている方に限定され、特に本市のような離島では高齢者率が高く、スマートフォンやパソコンをお持ちでない高齢者が検査結果を受信できないことで、検査を受けられないといった問題も生じているようであります。詳しい通知の内容の方法については存じ上げていませんが、このようなことから本市独自のシステムの構築、高齢者でも安心して自由に検査が受けられる体制の整備ができないものなのか。

また、連日のニュースでもあるように、自身で検査を行い自主治療するというシステムを導入した自治体や、濃厚接触者には感染者が連絡を取るなどの各自治体によって独自の対応がなされております。特に本市は離島であるため、医療機関も少ないことから医療体制にも限界があり、慎重に感染対策を取ることは理解しますが、同じ対応だけではなく、随時、感染状況に応じた、めり張りのある見直しが必要であると感じております。今日まで本市においても様々な予防対策がなされていると思いますが、今後の予防対策、感染状況に合わせた対応方針についてどのようなシミュレーションを持っているのかお尋ねします。

また、こうした状況を踏まえ、本市においても市民が新型コロナウイルス感染症に対して正しく理解でき、正確な情報を知ることができる取組。感染予防のみならず感染拡大予防対策を強化し、経済社会活動の回復・継続の実現を図るべく、取組が必要であると考えます。強いては市民の行動制限、ホテルや飲食店の休業要請・補償ばかりに目を向けるのではなく、少なからず新型コロナウイルス感染症に長期間影響を受け続け、今日に至るまで真つ当な生活が継続できず、生活

が苦しい市民も多くいらっしゃいます。BCP、すなわち業務継続計画を策定しても長期間改善が見込まれなければ継続ができない事業者も多いのではないのでしょうか。私は、今の現状では本市の経済が滞り、閉ざされた対馬市になってしまうのではないかと、大変、危惧しております。このようなことから、今後は正しく新型コロナウイルス感染症と向き合い、市民の生活水準の回復に全力で取り組むことが必要だと考えますが、市長の見解をお伺いします。

以上、大きく3点でございますが、必要に応じて自席より質疑したいと思っておりますので、よろしくお願ひしときます。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 波田議員の質問にお答えいたします。

初めに、市道横町線についてでございますが、現在、改良を進めております市道横町線の施工状況につきましては、主要地方道巖原豆敷美津島線との交差部から大手橋側へ約65メートル区間におきまして、4つの公共工事と1つの民間工事に関わり、本路線の整備を実施しているところでございます。

工事内容としましては、道路を拡幅する改築工事、電線を埋設する無電柱化工事、並びに道路照明工事、また巖原郵便局の外構工事があり、複合する工事を構造物の位置や施工規模を勘案し、全体の施工工程の取決めを行い、調整しながら実施している状況でございます。

現在、施工中の歩行者及び車両の通行についてですが、以前の幅員より通行可能な部分を90センチメートル程度、拡幅している状態です。現在、進捗中の工事により十分な車道幅員が確保できているとは言えませんが、3月中は民間工事とも重複するため、作業ヤードを確保しながら施工せざるを得ない状況でございますので、御理解を願います。

また、今後の作業内容におきましても、道路の基礎となります路床改良、横断暗渠側溝、無電柱化に要する横断暗渠など道路幅員全体に関わる施工や、信号機の移設や新設も順を追って行うこととなり、それら工事の作業内容に合わせ、随時、通行可能な部分を振り替えながらの工事となるため、郵便局側の施工範囲をできる限り広く確保しておく必要がございます。

本路線の沿線の方はもとより、利用者皆様に今後も御迷惑をおかけすることとなりますが、工事の安全確保に努め、道路部におきましては令和4年の7月中に完成を目指し、各工事の調整を図りながら進めてまいりますので御理解くださいますようお願いいたします。

次に、人口流出の歯止め策と島の魅力発信への取組についてでございますが、対馬市の人口は令和4年1月末現在では2万8,784人であり、令和2年の国勢調査と平成27年の国勢調査で比較した場合、5年間で2,955人の減少となっております。1年間平均で約600人弱の減少であり、市としましては定住・移住対策を中心に産業や地域の振興、担い手等の確保・育成

などの取組を行っているところでありますが、人口減少を抑制できない状況であります。そういった中で、移住者等と呼び込む島の魅力発信についてでございますが、市のホームページにおける「しまぐらしガイド」や移住者用パンフレットなどにおいて、対馬の自然・歴史・文化等の魅力や、移住者体験等を含めた対馬の暮らしに係る情報、対馬における仕事関連や移住・定住に係る補助金等の情報などを発信しているところであります。

また、都市部における移住相談会等も福岡・大阪などの都市部で定期的に開催しているところであります。ここ2年間はコロナ感染症の影響により、リモートによるイベント開催や移住相談などに取り組んでいるところであります。

また、他の分野では対馬の魅力を認知していただくことや、対馬に愛着を持っていただく手法として対馬グローバル大学を開催しております。これは対馬市民や都市部の学生、対馬に興味を持った方々とのテーマに応じた教育学習であります。環境や社会・ビジネスなどのテーマや対馬での課題である漂着ごみや磯焼け等の問題など、交流学习を重ねることで対馬の魅力の共有・発信等につながっていると思っております。

今後もいろいろな媒体やイベント等を実施しながら、移住・定住に向けた魅力ある情報発信に取り組んでまいります。

次に、将来に向けての人材確保対策であります。市内での取組としましては、毎年、対馬市お仕事説明会と題して、一般求職者やUターン希望者、大学卒業予定者が市内就職できるよう市内企業との就職面談会を開催しております。

また、高校3年生の就職希望の生徒及び保護者を対象に、市内企業の採用担当者から従事する業務内容や会社の魅力等の説明を行い、就職先の選択肢の1つとして認識してもらい、島内就職の促進を図っているところであります。

また、例年、対馬へのU・Iターンの半数以上が福岡県からということもあり、「おかえり！ようこそ！対馬ぐらしフェア」を福岡市で開催しております。この事業は、移住予定者へ対馬での仕事・住まい・暮らしの情報を発信することで、新たな島の担い手確保のために関係機関と連携し実施しております。市内企業のほかハローワーク対馬や、しまぐらし応援室等のブースを設け、求職情報説明や移住・定住に関する支援等の相談を実施しており、今年度は2日間で40名の参加がっております。このような人材確保機会を活用しながら、職種業種に応じた人材確保の取組を進めてまいります。

また、令和4年度から新たな人材活用策として、特定地域づくり事業による労働者派遣事業を展開するようしております。これは、事業者の繁忙期等に人材を派遣する事業で、移住者・定住者の仕事の間を想定しており、このような派遣事業を通じて最終的には自分に合った事業所への就職等につなげられればというふうに思っております。まだ、どの自治体も手探りの状況であ

りますが、このような制度が確立できれば将来に向けた人材確保として機能していくのではないかと考えております。

最後になりますが、人口減少と高齢化が進む中で将来の人材確保は様々な業種で急務となっている状況ではありますが、非常に厳しい課題でもあります。今後も産業団体や事業者等の意見を拝聴しながら効果的な施策等を検討してまいります。

最後に新型コロナウイルス感染症の対応についてでございますが、全国でオミクロン株による第6波の感染が広がる中、市内でも年明け以降、感染者数が増加しており、本市も1月26日から3月6日まで、まん延防止等重点措置区域に指定され、飲食店等の事業者の皆様には営業時間の短縮等で感染拡大防止に御協力いただき、感謝申し上げます。また、市民の皆様にも感染予防対策の徹底に御理解と御協力を賜り、改めて感謝申し上げます。

議員御承知のとおり、新型コロナウイルス感染予防対策につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法や感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいて行われております。県はこれらの法律に基づく措置の主体者として中心的な役割を担っており、感染予防の情報提供・教育、予防備品の備蓄などの感染予防対応、検査・医療提供体制の確保などの検査・治療対応が主な役割でありまして、市は感染予防対応、ワクチン接種、県の対策への協力が主な役割になると認識しております。本年1月から全国で猛威を振るっておりますオミクロン株は感染力が強く、また、感染者も低年齢化しており、小中学校等の児童生徒等も感染が確認されているため、補正第12号で専決処分を行い、学校及び幼稚園等に入室しようとする方の体温上昇の自覚と、職員からの医療機関の受診をスムーズに促進できるようにするため、ハンディ型サーモグラフィーからサーモグラフィーカメラに変更し、設置いたします。

併せて、水際対策として島外から来島される方へ検温を実施しておりますが、市内のターミナルにおきましてもサーモグラフィーカメラにより感染の疑いがある人を早期に発見し、すぐに医療機関での受診を促してまいりたいと思います。

今現在、対馬振興局の1階で県によるPCRの無料検査が実施されているところでございますが、これは令和4年の3月31日までの予定でありまして、県の事業が終了してしまいますと、市外と往来された方や県外との往来者との接触があった方で、検査を受けたいと考えている方が不安になるのではないかと考えております。このため、市独自で無料の検査を継続するよう今、県のほうとも協議をしております。振興局の1階のほうをお借りして検査を実施する体制を取るよう準備を進めているところでございます。

この感染力の強いオミクロン株への対応に当たりましては、ワクチンの3回目接種は発症予防、そして重症化予防の要となるものです。全国的に保育所や学校での感染が拡大している実態を踏まえ、本市では保育士・教職員・警察官などについて集団接種の中に優先枠を設け、可能な限り

速やかに接種を完了するよう取り組んでいるところでございます。

また、本市ではこれまで接種間隔8か月を短縮する国の考え方に沿って対象者によって2回目接種完了日から6か月後、または7か月後としておりましたが、今般、「高齢者の第3回目接種の予約枠に空きがあれば、一般の方も接種間隔をさらに短縮して3回目のワクチン接種を受けることができる」との国の考え方が示されたところです。これを受けて、2月22日以降、6か月を経過する18歳以上の全ての対象者への接種券送付を順次、前倒しして送付いたしております。

オミクロン株による第6波の感染拡大により対馬市も1月26日からまん延防止等重点措置区域に指定され、飲食店等の事業者の皆様には営業時間の短縮等をお願いし、協力金を支給するようしております。前回の令和3年度の給付額は約4,000万円でございます。さらに新型コロナウイルスの影響を受けた事業支援として事業復活支援金や、子供の世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者の方々が休暇を取得しやすい環境を整えるため、小学校休業等対応助成金が国の制度で設けられております。また、令和3年度の1次産業等への支援策としまして、農林水産業及び商工業の事業者に対し、9,500万円の一時支援金給付事業を実施しております。このほか地元産品消費拡大イベント開催事業や電子クーポン「対馬藩札」事業や交通事業者、飲食事業、土産品小売り、そして体験事業者等を対象に観光業新型コロナ対策協力金事業を実施し、市独自の経済対策に取り組んでおります。

市民に対します細やかな周知についてでございますが、中核市以上の自治体は感染症対策を担う保健所を持つことができますが、本市において保健所は県の機関となります。このため、指示命令系統が分かれることで情報発信の1つを捉えても、市の判断だけでは決めることができません。PCR検査、感染情報、確保病床数などの医療提供体制の情報につきましては、県の責任において知事の会見、県のホームページ等で県民の皆様へ公表されております。これらの情報については市のホームページで県のホームページへのリンク張りつけを行い、情報発信しているところでございます。毎日、午後3時20分に防災行政無線で放送しております新型コロナウイルス感染情報につきましては、県から発表された情報を市民の皆様にお知らせするため放送を継続しております。放送内容につきましては、感染状況により県知事からの県民に対する要請を基本に、市民の皆様にも市外との往来や飲食店の利用について、また、体調が悪いときの行動など、市民の皆様をお願いしたい事項について放送しております。

また、市内での感染者が確認された場合、感染者数を放送することにより市民皆様の感染防止対策の徹底をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） それでは、再質問は、忘れないうちに新型コロナから尋ねたい

と思います。

今の説明でありますと、いろんな形で市は単独でやっていくんだという1つのPCRの継続化、明確になったかなと思っております。これは大変に、先ほども冒頭話しましたように自主的に受けたい人もたくさんおられます。なぜこの話を先にしたかといいますと、市長にこのコロナウイルスの感染というのは原因はどこにあるかをまず最初に尋ねたいんです。といいますのが、私の考えでは対馬島から発生しないです。対馬から出て、もらってくるという考えでよろしいですか。市長、そこだけ1点答えてください。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） はい。確かに、このコロナのウイルスは対馬内ではなかなか感染は広がらなかったものが、本土地区とかそういう中から感染した例が多かったものというふうに思っております。ただし、この近頃になりましては対馬市内でもかなり感染が広がっておりますので、これは家庭内感染等が拡大している状況ではないかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） 既に皆さんも御承知のとおり、今、市長が申しますように、要するに島外からです、出発は。これからもそうなるんでしょう。と同時に市長の考えは経済と両輪でいくから止めようがないんです、これについては。だから、水際対策も先ほど説明があった形かなと思っております。

そして、この件で先ほど県のサポートとして県の管轄の下でやるということに対して、私なりに少し感染者の告知の方法について提案をしたいわけです。先ほども話しますように、下手に感染が何人出ましたとか、そういった話が正しく認識がないままに、ああ、何人出たじゃないですか。だから、その県の方向に考え方変えるという意味じゃなくて、それをしっかり解読していただいて、こういう対策を練ったらどうかというような、対馬独自のアナウンスも別にやっていくことに対して何も抵抗はないんじゃないかなと思っております。あの感染者の数を出されると、恐怖におののく人もたくさんおられるわけですよ。そういった意味から先ほど言いますように正しく理解させれば、また違う角度になるんじゃないかなという考えもしておりますので、だから安心させることを対馬市としてマニュアルを作ってもらいたいんです。県じゃなくて。それは県の管轄ということは分かりましたから。しかし、対馬は対馬として、そのことに対してはこうであるというものがあってほしいなど。これ要望しておきます。

それと、先ほどから休業要請に伴った補助の話も双方したわけですが、休業要請は休業要請で分かります。休業要請をすることで関連産業の要請は何もないじゃないですか。手当が。例えば、飲食産業を補償しました。飲食産業に出入りする業者、誰も補償してくれんです。してあ

るんですか、そこも。そうですか。してあるならしてあるでいいんですが、みんなが1点だけじゃなくて、私が前回は話しましたが、一人一人が納得してそういうサポートを受けたりするならば、やっぱりみんなで取り組んでいくんじゃないかなと思ってもおきますので、先ほど言いますように休業要請・補償だけじゃなくて、違う角度でも分かりやすく説明してもらいたい。こういう情報社会ですから、あの放送前に皆さん知ってあります。なぜか分からんけど。ということは、後手に回っているということじゃないですか。その辺も含めて、みんなで真剣に取り組んでもらいたいなどの件は思っておりますので。市長は県が終わった後、市が単独でやるという話をさせていただきましたので、落ち着くまで継続していただきたいなと思っておりますが、どうですか、そこは。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） まず、PCR無料検査の件でございますけども、これもやはり四半期ぐらいは継続しなくてはその効果がなかなか出にくいのではないかなというようなことで、まず現在では4か月ぐらいは継続をしていきたいというようなことで計画を進めているところでございます。

それと、先ほど議員の質問の中で飲食業界のほか、要するに関係業界ですか、例えば、そのお店に食材を運び込む事業者の皆様や酒を運び込む酒店の皆様、こういう業界に対しましては、今回の分ではまだ、たしか出してはいませんけども、前は関係業界として協力金と申しますか、そういったところは出しているところであります。

○議長（初村 久藏君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） ありがとうございます。前回は今回も同様、それに対したらどういう形かお願いしたいなと思っております。

それと、先ほどのPCRの件ですけども、軽微なといいますか、皆さんが安心できるぐらいのものは4か月か、また、それ以上続いたら延期もあるのかなという捉え方をしております。これはしっかりやっていただきたいなと思っております。

この件はこの件としまして、お互いウイルスのことですから、目に見えないことですから、細心の注意を払いながら私は市民全体に共通認識を持ってもらうのが一番大事ななと思っておりますので、そこもよろしくお願いいたします。

地域の声ですけど、例えば上で出たとか、中で出たとか、下で出たとかいうぐらいは聞けんもんかねという話もあっておりますので、その辺も各家庭に帰っていろいろ話があるんじゃないかな。そこら辺も含めて何か市の単独で周知できる方法を考えてもらいたいなと思っております。

続いて、2問目の島の魅力について若干触れたいと思いますが、先ほど私が話しますように、1つの例として人材確保が島の魅力につながるんだという話をしたわけですが、これまでもそう

いった方向に向けていろいろな補助を出したり、いろいろな制度を使ったりしてやってあることは分かっております。それじゃなくて、島の、離島の魅力の1つとして対馬市はこういったものをやっとならぬであるというのが、3年・5年・10年後に結果として表れる事業をやってほしいということなんです。今、やっていないと言っているわけじゃないんです。それも力入れながら、例えばお医者さんやったら、何年後、島の人間が帰ってくるんだちゅうのは明確なものが出れば、やっぱり義務教育期間中にでもそういった優秀な人材も育てながら育ってくるんじゃないかなという思いもあるわけです。そういったところから皆さんも経験してあると思いますけども、あまり田舎の子は幅広く大きな町に出るのが少なかったから、しっかりした認識がないまま卒業していくというような形じゃないですか。今の話では高校大学に目を向けてやってあるという話でございしますが、もっと若い頃から子供の頃から教育をしてほしいなど。それが島の愛着につながるんじゃないかなと思っています。島の魅力の1つとして島の人間が一番感じるのが魅力じゃないかなと思っています。よそから来た人っていうのは、気に入らなければ帰ればいいわけですから。そういったことから、力の入れ方を人材に対してしっかりした投資をしてほしいというのが今回のこの案件のお願いです。既にやってあるとは分かりますが、どうやっているのかというのが見えないんです。という考えになっておりますから、次こういう話ができるときには、何年後にはこういう人材が出てきますよというような引かれたルールじゃございませぬけども、そういったことも話ができれば幸いかなと思っていますので、それも含めまして、またさらなる研究していただきたいと、このように思っております。

そして、最後に市道の横町線の話で今回なぜ取り上げたかといいますと、公共工事の、先ほど説明がありますその工期、いろいろな工事によつての流れは理解しております。私が今回言いたかったのは、市民の利便性を考えたときにどうなのかということだけであつたわけです。そして、さらに申しますと、我々、市長が議会のたびに最後の挨拶で議会に提案したこと、議決いただいたこと、速やかに執行すると、そして行政運営に反映させますという約束を毎回してあるわけです。そこで私は公共工事についていろいろ内容のことじゃなくて、今回取り上げたのは前回も住みやすい、通りやすくしてくださいという話をしたときに、そういった関係機関と話をしたのかしなかったのかということが知りたいだけです。それは、全体から考えましてもそうじゃないですか。今、市長のその挨拶の文を引用させていただきましたけども、来年度の予算でもこの厳原小学校の建て替えといいますか、出ておりますよね、改修で。これは、先の議会で私は聞いています、この件に関したら。聞いているんやったら全協とかいろいろあるじゃないですか、そういう中でこんなことなんですよと言ってくれないんじゃないかなと。市長はいつも言っています議会と行政とスクラム組んでというような話やったら、そういう話でできるんじゃないかなと思つているわけです。それが、そういうこともなくていきなり、ぼんと出ても、いいことやけ誰も

反対しません。しないけども、せつかく未来のためにこうやっていこうということが初めて出されたときしか分からないというちゅうのもおかしな話であって、もうすいませんけど、話は飛躍しますが、庁舎の話にしてもそうじゃないですか。もう分からんとこでどんどん進んでいく。ついでの話で申し訳ないけど、高浜の住宅の件は事前に話がありました。なぜ箇所箇所によって違うのかというんです。そこは話をして、これ話ししない。そうじゃなくて、比田勝市長さん以下、我々も含めて町のために、市のために何とか力を出してあると思いますので、その辺をしっかりと話し合いができないかなと思っているわけですけど、全体を通して市長どうですか、そこもう一度聞かせてください。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 巖原小学校の件につきましては、まだ確かに議会のほうへ説明はしていないということで、このことにつきましてはある程度の計画と申しますか、平面計画、そこら辺ができませんと、なかなか説明がしづらいということもあると思います。ここら辺が私は固まってから、また議会の皆様には図面等でお示ししながら説明をしたいというふうに思っております。大変申し訳ございません。

それと、この市道横町線について、ここら辺の協議があったかということにつきましては、担当部長のほうから答えさせていただきたいと思います。

○議長（初村 久藏君） 建設部長、佐々木雅仁君。

○建設部長（佐々木 雅仁君） 前回の波田議員の一般質問の折に、停止線の関係で警察署と協議をさせていただきますというお話をさせてもらったかと思いますが、南警察署の交通課のほうと協議はしております。その際に、長崎県公安委員会と十分な協議が必要だということで、あと、基本的に停止線を自由に変えることはできないということを知っております。それで、私どもとしましては、仮囲いも外れたことですので、バリケードを若干引かしてもらって全幅で5メートル程度取れるように、今しているところでございます。

○議長（初村 久藏君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） 今、部長が申しますようにそれは私も利用しますけ分かっております。問題は、今も話しますようにそういう提案があったなら、こんなことしましたけども、こういう答えやったですというのが議会と、そちらとの1つのルールであっていいじゃないですか。大々的に言わなかったとしてもです。この質疑に対しては、半年、1年後に成果報告みたいなのがずっときながら、どうなるんだなということも理解はしておりました。そういったこともなかなか紙じゃなくなってから見づらくなったりいろいろしていますから。その辺やっぱせつかく会うわけですからしっかり話をさせていただきたいなと思っておりますので、よろしくその辺は考えとってください。

何はともあれ、こういう話をするのちゅうのは対馬市がよくなるために話を議会もしていると思いますので、今、計画の段階で、形ができんと話ができないということじゃなくて、形ができる前でもこんなことをやろうと思つとるんだと。市長も自分が立候補するというか、公約を話すじゃないですか。できもせん公約を。しかしながら、それをやっていくじゃないですか。それが大事と思うんです。我々としたらです。今後、できますならそういった形で、お互いが知恵を出し合える対馬づくりに何とか議員も協力したいと思っておりますので、これも含めましてよろしくお願ひしときます。

何かありましたら最後に。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 大変ありがたいお言葉を頂いて感謝をしております。私も先ほど議員の言葉の中にもありましたように、議会と行政とスクラムを組んでやっていこうという気持ちは今も持っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（初村 久藏君） いいですか。これで、波田政和君の質問は終わりました。

○議長（初村 久藏君） 以上で、本日予定しておりました市政一般質問は終わります。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後1時50分散会

議事日程(第6号)

令和4年3月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第7号 令和4年度対馬市一般会計予算
- 日程第2 議案第1号 令和3年度対馬市一般会計補正予算(第14号)
- 日程第3 議案第8号 令和4年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第4 議案第9号 令和4年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第5 議案第10号 令和4年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第11号 令和4年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第12号 令和4年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第8 議案第13号 令和4年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第9 議案第14号 令和4年度対馬市水道事業会計予算
- 日程第10 議案第19号 対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第21号 対馬市ファミリーパーク条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第31号 対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第32号 対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第33号 対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第34号 損害賠償の額の決定について
- 日程第16 議案第35号 令和3年度対馬市水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第36号 令和4年度対馬市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第18 同意第7号 対馬市教育長の任命について
- 日程第19 同意第8号 対馬市教育委員会委員の任命について
- 日程第20 発議第1号 ロシアのウクライナへの軍事侵攻を非難する決議
- 日程第21 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第1 発議第2号 敵基地攻撃能力の早期実現を求める意見書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第7号 令和4年度対馬市一般会計予算
- 日程第2 議案第1号 令和3年度対馬市一般会計補正予算（第14号）
- 日程第3 議案第8号 令和4年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第4 議案第9号 令和4年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第5 議案第10号 令和4年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第11号 令和4年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第12号 令和4年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第8 議案第13号 令和4年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第9 議案第14号 令和4年度対馬市水道事業会計予算
- 日程第10 議案第19号 対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第21号 対馬市ファミリーパーク条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第31号 対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第32号 対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第33号 対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第34号 損害賠償の額の決定について
- 日程第16 議案第35号 令和3年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第36号 令和4年度対馬市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第18 同意第7号 対馬市教育長の任命について
- 日程第19 同意第8号 対馬市教育委員会委員の任命について
- 日程第20 発議第1号 ロシアのウクライナへの軍事侵攻を非難する決議
- 日程第21 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第1 発議第2号 敵基地攻撃能力の早期実現を求める意見書

出席議員（19名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 糸瀬 雅之君 | 2 番 陶山莊太郎君 |
| 3 番 神宮 保夫君 | 4 番 島居 真吾君 |
| 5 番 坂本 充弘君 | 6 番 伊原 徹君 |
| 7 番 入江 有紀君 | 8 番 船越 洋一君 |

9番	脇本 啓喜君	10番	春田 新一君
11番	小島 徳重君	12番	小田 昭人君
13番	波田 政和君	14番	小宮 教義君
15番	上野洋次郎君	16番	大浦 孝司君
17番	作元 義文君	18番	黒田 昭雄君
19番	初村 久藏君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	國分 幸和君	次長	平間 博文君
課長補佐	柚谷 智之君	係長	犬束 興樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
教育長	永留 和博君
総務部長	木寺 裕也君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	桐谷 和孝君
しまづくり推進部長	伊賀 敏治君
観光交流商工部長	村井 英哉君
市民生活部長	二宮 照幸君
福祉保険部次長兼福祉課長	田中 光幸君
健康づくり推進部長	松井 恵夫君
農林水産部長	黒岩 慶有君
建設部長	佐々木雅仁君
水道局長	立花 大功君
教育部長	八島 誠治君
中対馬振興部長	波田 安徳君
上対馬振興部長	森山 忠昭君

美津島行政サービスセンター所長	瀧川 昌浩君
峰行政サービスセンター所長	藤原 亘宏君
上県行政サービスセンター所長	原田 勝彦君
消防長	主藤 庄司君
会計管理者	阿比留 裕君
監査委員事務局長	内山 歩君
農業委員会事務局長	主藤 公康君

午前10時00分開議

○議長（初村 久藏君） おはようございます。

報告します。福祉保険部長、乙成一也君から欠席の申し出があっております。代理で福祉保険部次長、田中光幸君が出席をしております。

これから、議事日程第6号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第7号

○議長（初村 久藏君） 日程第1、議案第7号、令和4年度対馬市一般会計予算を議題とします。

本件は、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員会の審査報告を求めます。予算審査特別委員長、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） 令和4年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により本委員会に付託されました議案第7号、令和4年度対馬市一般会計予算について、審査の経過と結果を同規則第110条の規定により次のとおり報告いたします。

本委員会は、令和4年2月28日から3月3日までの4日間、対馬市議会議場において担当部長等、関係職員の出席を求め、細部にわたり説明を受け審査を行いました。また、3月3日の最終日には、市長の出席を求め総括質疑を行いました。

以下、審査の概要について報告いたします。

令和4年度の一般会計歳入歳出予算の総額は、令和3年度予算と比較いたしまして1.5%増の312億5,200万円となっています。

歳入予算については、市税は、対前年度比プラス4.3%となっております。これは、令和3年度当初予算において、新型コロナウイルス感染症の影響等による市税の減収を見込んでいたことによるもので、令和4年度につきましては現状での見込みとされています。

地方交付税は、令和4年度分の配分・算定方法が未確定であることを考慮して、対前年度比プラス2.2%で計上されています。

その他の主な歳入として、財政調整基金、減債基金、合併振興基金などから約24億9,000万円を繰り入れるほか、財源補填がある辺地対策事業債、過疎対策事業債、臨時財政対策債など約35億5,000万円の市債が計上されています。

歳出予算につきまして、人件費は、職員数の減や選挙事務に係るものの減等により、対前年度比マイナス2.9%、約46億4,000万円が計上されています。

物件費は、対馬博物館のオープン、塵芥処理施設保守費用、市税に係る電算システム導入、更新費用の増等により、対前年度比プラス4.6%、60億3,000万円が計上されています。

維持補修費では、市民の要望に対し、機動的に対応できるよう、市道、農林道、河川などの補修工事費等、約1億9,000万円が計上されています。

扶助費は、生活保護費、障害者自立支援事業費、児童措置費等で約35億3,000万円計上。

公債費では、元利償還金合計で約48億1,000万円が計上されています。

普通建設事業費では、市道及び漁港・漁場整備のほか、認定こども園建設、厳原港国際ターミナル建設等、約50億3,000万円が計上されています。

また、主な新規・継続事業としまして、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、少子高齢化、人口減少など、今後の社会情勢変化に対応した持続可能な行政運営を確保していくため、ICT及びデジタル技術を最大限に活用し、業務の効率化、市民サービスのさらなる向上を目指すDX推進事業、世界的な取組であるSDGsや脱炭素社会へ向けた洋上風力発電事業、離島航空路線確保事業、燃油高騰対策事業、輸送コスト助成事業など、第2次対馬市総合計画に掲げる将来像への「4つの挑戦～対馬づくり～」に基づく各種事業が計上されています。

審査の過程におきまして委員から、「計画性に欠けていると思われる事業、説明資料が不足していると思われる事業が見受けられる。各種事業の予算計上に当たっては、十分な資料の収集、分析を行い、確立した事業計画を基に、市民及び議会が納得できるような事業の策定をしてほしい」との意見もありました。

最後に、市長部局におかれましては、各事業の執行に当たっては、本委員会での指摘事項、意見、要望等を十分に考慮され、対馬市民の安心・安全な生活、市民サービス向上と、コロナ禍で疲弊した対馬経済の再生・発展に向けて、迅速かつ全力で取り組まれることを強く要望いたします。

以上、本委員会に付託されました議案第7号、令和4年度対馬市一般会計予算については、審査の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論、採決を行います。議案第7号、令和4年度対馬市一般会計予算について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の審査報告は可決であります。議案第7号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（初村 久藏君） 起立多数です。本件は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。予算審査特別委員会は、本日をもって終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。予算審査特別委員会は、本日をもって終結することに決定しました。

日程第2. 議案第1号

日程第3. 議案第8号

日程第4. 議案第9号

日程第5. 議案第10号

日程第6. 議案第11号

日程第7. 議案第12号

日程第8. 議案第13号

日程第9. 議案第14号

日程第10. 議案第19号

日程第11. 議案第21号

○議長（初村 久藏君） 日程第2、議案第1号、令和3年度対馬市一般会計補正予算（第14号）から日程第11、議案第21号、対馬市ファミリーパーク条例の一部を改正する条例までの10件を一括議題とします。

議案第1号は各常任委員会に分割付託、議案第12号は総務文教常任委員会に、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号及び議案第19号の5件は厚生常任委員会に、議案第

13号、議案第14号及び議案第21号の3件は産業建設常任委員会にそれぞれ付託しておりますので、各常任委員会の審査報告を求めます。

総務文教常任委員長、上野洋次郎君。

○議員（15番 上野 洋次郎君） おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第1号及び議案第12号の2件であります。

議案第1号、令和3年度対馬市一般会計補正予算（第14号）のうち本委員会に係る歳入は、15款国庫支出金で、国庫補助金の減に伴う文化財保存整備事業補助金の減額で、18款寄附金で、一般寄附金の計上及び比田勝小学校図書購入用としての指定寄付金の追加、19款繰入金で、普通交付税の追加及び歳出予算の不用減等に伴う財源調整による財政調整基金繰入金の減額、充当事業の追加に伴う、がんばれ国境の島対馬ふるさと応援基金繰入金の追加、22款市債で、航路運賃割引事業債及び離島航空路線確保事業債の減額が主なものであります。

歳出は、1款議会費で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による会議等の中止に伴う費用弁償及び普通旅費の減額、2款総務費で、庁舎建設整備に係る基金積立金の計上、臨時財政対策債の償還に係る財源措置に伴う減債基金積立金の追加、国の委託金の減額に伴う浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業委託料の減額、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるSDGsスタディツアー企画実施等の中止に伴う業務委託料の減額、利用者の減少による有人国境離島運賃低廉化事業負担金及び航路運賃割引事業補助金の減額、乗合バス事業に係る仁位・三根線の増設等に伴う地方バス路線維持費補助金の追加、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となったおっどん祭り開催補助金の減額、9款消防費で、消防署庁舎の照明及び空調の電気設備改修に伴う工事請負費の計上、10款教育費で、歳入での指定寄付金の追加に伴う比田勝小学校の図書購入費の追加、光熱水費の増額に伴う対馬市交流センター管理組合負担金の追加が今回の補正の主な内容であります。

なお、庁舎建設計画に係る検討委員会等での内容や計画については、今後、経緯や予定を説明いただきたい旨の意見がありました。

次に、議案第12号、令和4年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算について、歳入歳出予算の総額はそれぞれ4,214万6,000円であります。

歳入は、1款事業収入で、旅客運賃・貨物運賃の計上、2款国庫支出金及び3款県支出金で、赤字航路事業補助金の計上、4款繰入金で、一般会計からの繰入金の計上が主なものであります。

歳出は、1款総務費で、職員及び船員の人件費、日本旅客船協会など各協会負担金の計上、2款施設費で、渡海船の運航に係る燃料費及び修繕料、渡海船利用者の陸上交通運行に係る委託料の計上、3款公債費で、長板浦待合所建設及び渡海船建造に係る交通事業債の償還金元金の計

上が今回の予算の主な内容であります。

なお、燃料費に係るA重油単価については、世界的な原油価格の高騰により、ガソリンをはじめ軽油や重油の価格も高止まりが続いていることから、今後、国の緩和対策等を見定めながら必要な予算措置を講じて、適切で安全な事業の遂行をお願いするものであります。

以上、本委員会に付託されました議案第1号及び議案第12号の2件につきましては、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（初村 久藏君） 厚生常任委員長、小田昭人君。

○議員（12番 小田 昭人君） それでは、厚生常任委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第8号から議案第11号まで及び議案第19号の6件であります。

議案第1号、令和3年度対馬市一般会計補正予算（第14号）のうち本委員会に係る歳入は、15款国庫支出金で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業及び放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金の追加、特別障害者手当給付費負担金、児童扶養手当負担金、被用者児童手当負担金、非被用者児童手当負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の減額、16款県支出金で、低所得者対策事業費補助金の増額、保険基盤安定負担金の確定による減額、19款繰入金で、子ども夢づくり基金繰入金の減額、22款市債で、認定こども園建設事業債の減額が主なものであります。

歳出は、2款総務費で、個人番号カード転入手続ワンストップ化対応改修委託料の増額、3款民生費で、障害福祉サービス費、国費精算返還金、介護保険社会福祉法人等利用者負担軽減制度事業費補助金の増額、特別障害者手当等給付費、保育所及びへき地保育所運営費の会計年度任用職員報酬、厳原南保育園委託費、非被用者児童手当、児童扶養手当、被用者3歳以上中学校終了前児童手当、助産母子生活支援施設入所事業費、後期高齢者医療広域連合負担金、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計繰出金の減額、4款衛生費で、ワクチン接種事業用消耗品の増額、塵芥処理施設の燃料費及び運転維持管理費、し尿処理施設の運転管理委託料、診療所特別会計繰出金、新型コロナウイルスワクチン接種委託料の減額が主なものであります。

議案第8号、令和4年度対馬市診療所特別会計予算について、歳入歳出予算総額は、それぞれ4億4,985万6,000円であります。

歳出の1款総務費では、職員及び会計年度任用職員、医師の人件費、診療所における生化学検査手数料、対馬病院及び上対馬病院から出張診療所への医師派遣等委託料並びに公設民営診療所への運営費等補助金の計上が主なものであり、2款医業費では、医業用器具使用料、衛生用消耗

品等医業用消耗器材費及び医薬品等医業用衛生材料費が主なものとして計上されております。

議案第9号、令和4年度対馬市国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出予算の総額は、それぞれ44億7,410万6,000円であります。

歳出の1款総務費では、被保険者証郵送料等通信運搬費、電算管理システム運用手数料、長崎県国民健康保険団体連合会負担金、会計年度任用職員の人件費、医療費通知郵送料等通信運搬費、納税組合事務取扱費交付金、国民健康保険税過年度還付金及び還付加算金、国民健康保険税納税通知書郵送料の計上が主なものであり、2款保険給付費では、一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養費、審査支払手数料、出産育児一時金、葬祭費が主なものであり、3款国民健康保険事業費納付金では、一般被保険者及び後期高齢者医療給付費県納付金、介護納付金分県納付金が主なものであり、5款保健事業費では、会計年度任用職員の人件費、特定健康診査委託料、特定保健指導に要する経費、人間ドック補助金が主なものとして計上されております。

議案第10号、令和4年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出予算の総額は、それぞれ4億3,667万1,000円であります。

歳出の1款総務費では、後期高齢者医療広域連合事務費負担金や被保険者証郵送料等の通信運搬費の計上が主なものであり、2款後期高齢者医療広域連合納付金では、低所得者の保険料軽減分を公費において補填する保険基盤安定負担金及び保険料納付金が主なものとして計上されております。

議案第11号、令和4年度対馬市介護保険特別会計予算について、歳入歳出予算の総額は、それぞれ39億9,713万4,000円であります。

歳出の1款総務費では、職員の人件費、保険料納付書郵送料等通信運搬費、介護認定審査会委員報酬、事前自宅審査謝礼、医師意見書作成手数料、認定調査等に従事する会計年度任用職員の人件費、認定調査委託料の計上が主なものであり、2款保険給付費では、居宅介護サービス通所介護、施設入所利用等の増を見込んで、居宅介護サービス、特例介護サービス、居宅介護予防サービス、高額介護サービス、高額介護予防サービス、高額医療合算介護サービス、高額医療合算介護予防サービス、特定入所者介護サービス、特定入所者介護予防サービス費負担金の計上が主なものであり、8款地域支援事業費では、要支援者の訪問型サービスと通所型サービス等の保険給付費に係る介護予防・生活支援サービス事業負担金の計上、地域が主体となって行う助け合い活動や支え合いの仕組みづくりの支援に伴う生活支援コーディネーターの配置等に係る委託料が主なものとして計上されております。

議案第19号、対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、みなし支援員は、都道府県知事等が行う研修を終了することにより放課後児童支援員となります。充実した事業運営を図るためにも、放課後児童支援員の育成は大

切な取組と考えていることから、現在は、その研修を受ける受講期間を令和4年3月31日までとしていますが、新型コロナウイルス感染症拡大により受講が困難な状況であることから、受講を希望する方々の受講機会を確保するために、「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、3年間延長しようとするものであります。

なお、附則で、「この条例は令和4年4月1日から施行する」としております。

令和4年度の継続事業で、交通弱者等を対象にした買物支援をする「通いの場移動販売実証事業」や独居老人等、高齢者の通いの場となる認知症を予防するための「認知症カフェ設置等助成事業」については、高齢者等が生活しやすい地域づくりに密着した事業であり、委員会としても今後の事業展開を期待するものであります。

以上、本委員会に付託されました議案第1号、議案第8号から議案第11号まで及び議案第19号の6件につきましては、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（初村 久藏君） 産業建設常任委員長、春田新一君。

○議員（10番 春田 新一君） 続きまして、産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第13号、議案第14号及び議案第21号の4件であります。

議案第1号、令和3年度対馬市一般会計補正予算（第14号）のうち、本委員会に係る歳入は、14款使用料及び手数料で、比田勝港国際ターミナルの国際航路全便運休に伴う国際ターミナル使用料の皆減、15款国庫支出金で、橋りょう及びトンネル長寿命化事業等国の追加補正による社会資本整備総合交付金の追加、次世代を担う漁業後継者育成事業及び漁業後継者育成事業の実績見込みによる地方創生推進交付金の減額、16款県支出金で、漁業等近代化対策事業補助金ほか各種事業の実績見込みによる水産業費補助金の減額、22款市債で、水産業債、道路橋りょう債及び河川債の追加が主な補正であります。

次に、歳出は、6款農林水産業費で、農地中間管理事業の実績見込みによる農地集積・集約化対策事業費補助金の追加、座礁船撤去工事の実績見込みによる工事請負費及び産地水産業強化対策事業補助金等実績見込みによる負担金、補助金及び交付金の減額、7款商工費で、新型コロナウイルス経済対策における新型コロナ対策営業時間短縮協力金及び事業継続支援給付金の事業確定に伴う減額、8款土木費で、国の追加補正に伴うトンネル長寿命化工事、仁位貝鮎線道路改良工事等道路改良工事及び橋りょう整備工事の追加、11款災害復旧費で、災害査定結果に伴う工事請負費の減額が主な補正であります。

次に、議案第13号、令和4年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算について、歳入は、下

水道使用料及び一般会計繰入金が主なものであります。

歳出は、1款下水道事業で、下水道料金徴収業務委託料及び集落排水処理施設の維持管理に要する経費、2款公債費で、下水道事業債償還金の元金及び利子が主なものであります。

次に、議案第14号、令和4年度対馬市水道事業会計予算について、収益的収入は、給水収益、他会計負担金、長期前受金戻入及び資本費繰入収益が主なものであります。

収益的支出は、職員等の人件費、メーター検針及び料金徴収委託料、水質検査等の手数料、修繕費並びに電気料金等の水道施設維持管理費、水道料金納付書等の印刷製本費及び通信運搬費が主なものであります。

資本的収入は、企業債、簡易水道国庫補助金及び他会計負担金が主なものであります。

資本的支出は、各種ポンプ等の機械及び装置費、水道施設整備費、簡易水道整備工事費は、三根地区及び美津島町の中西部地区簡易水道基幹改良事業に要する経費、企業債償還金が主なものであります。

なお、令和4年度末の未償還残高は、30億9,787万8,000円となる見込みです。

次に、議案第21号、対馬市ファミリーパーク条例の一部を改正する条例について、対馬市ファミリーパークの来園者数の向上を目指し、人気のアクティビティ機器を導入するため、その使用料金の設定が必要なことから条例の一部を改正するものです。

新たに導入するアクティビティは、セグウェイ5台、セグウェイカート3台、キックスクーター3台の計11台導入で、セグウェイカートは、ゴーカートコースを利用し1台2周で300円、セグウェイ並びにキックスクーターは、園路を利用し1台20分までごとに300円です。

この条例は、令和4年4月1日から施行予定であります。

以上、本委員会に付託されました議案第1号、議案第13号、議案第14号及び議案第21号の4件につきましては、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（初村 久藏君） 各常任委員会の審査報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務文教常任委員長に対する質疑はありませんか。13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） おはようございます。

2点、総務委員長に、お調べならお答えをお願いします。

まず、2款の総務費で、庁舎建設整備に係る基金の積立てが、市民皆さんに知らしめるために、今どのくらいあるのか、ここをひとつ教えていただきたいが1点。

もう一つ2点目として、検討委員会が設置されてあるのかどうか、もしされてあるかどうか分かれば、審査していればよろしくをお願いします。

○議長（初村 久藏君） 総務文教常任委員長、上野洋次郎君。

○議員（15番 上野 洋次郎君） 波田議員の質問にお答えします。

まず、庁舎建設整備計画の基金積立です。今回2億です。そして、合わせて5億6,000円ですけど、6,000円は利息ということで、5億ということです。

それと、今、財産管理運用課長の説明では、内部検討会議を一応立ち上げておるといことです。その中身は、令和元年度に巖原庁舎整備等に関わる内部検討会議を立ち上げ、令和元年度に2回、2年度は開催していないということです。そして、令和3年度には、今までに3回開催しており、3月23日に4回目の会議を開催する予定であるということです。

それと、説明の中では、検討会議の中では、建て替えがいいのか、耐震工事及び長寿命化工事がいいのか、対馬市の将来の行政窓口の在り方、本庁舎集中方式がいいのか、分散方式がいいのか、それと候補地の検討、どの地域がいいのかというところまで議題として開催していますということです。

これは、この委員会で私のほうからちょっと質問をしたわけですけども、最終的には——これは別の話ですけども——幾らぐらい積み立てたらいいのか、その問題と、候補地については早めの検討が必要じゃないかということ、私、委員長の立場で質問をしています。

そのことで、課長のほうでは、現在の庁舎の建て替えをしている箇所は、今、ほかのところを見ると60億から80億ぐらいかかると、そのことを考えて、その半分ぐらいまで積み立てをしたいという考えです。

それと、今、実施している検討会議は職員のみで行っていると、3月23日に行う内部検討会議の結果をたたき台にして、令和4年度は、市民及び有識者を含めた検討委員会等を設置して審議していただければと考えているということの説明を受けております。

以上です。よろしいでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） ありがとうございます。報告外の内容も説明していただき、ありがとうございます。

そのような面から、委員会が自分とこの領域を超えた話はできんと思いますが、せっかく調査といひますか、付託を受けるわけですから、できましたら今ぐらいの話をしていただいたら、皆さん納得をしていただけるのかなと思っております。委員長さん、大変でございませうけども、よろしく願いしておきます。

今、報告の中で、これまで市長さんの話した出た内容と、若干バックしたかな、前進したかな

ちゅう話もあるような、ないような感じでございましたが、これから委員長を中心に、しっかりした、たたき上げをつくっていただけるよう要望して終わっておきます。ありがとうございました。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。

次に、厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 議案第21号の対馬市ファミリーパーク条例の一部を改正する条例についてなんですが、これはいつも、前回の議会では、引き馬の件等で話をさせていただいたんですが、島内の在住の方と、島外から観光で来られる方の値段設定を変えとか、そういうことについては審議はあったんでしょうか。

やはり、子育て支援ということも考えると、島内の子供さんたちは低価格で、それから、その補う分も考えると、島外から来られた方が利用される場合は少し高めの設定とか、そういうことは審議はあったんでしょうか。

以上です。お願いします。

○議長（初村 久藏君） 産業建設常任委員長、春田新一君。

○議員（10番 春田 新一君） 脇本議員の質問にお答えいたします。

この条例は、議員も御存じのように、今、ゴーカートのみでございます。ゴーカートのみで、今度11台の機器を導入して条例を、その機器に対する条例を一部改正する条例であります。そこまでは私たちも審査はしていませんけど、この指定管理者がおられて、指定管理者のほうで機器も導入し、料金の設定もというようなことになろうかというふうに思っております。

それで指定管理料の中でやっていかれるということですので、そこまでは審査を私たちのほうはしていないというのが現状であります。やはり、今、議員おっしゃるように、そこら辺も大事なというふうに思いますので、今後また、折あるときにそういう協議をしてみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） ただいまの指定管理を受けた、受託したところが購入ということですが、指定管理者が価格を決定したとしても、その分を、例えば今、比田勝博多航路も市独自

で、「きずな」と同じように低廉化になるようなこともやっております。

そういった形で、市が安くした分を補填していったって、子育て世代が楽しんでいただけるようにすることも可能だと思われまますので、そのあたり理事者等ともいろいろ策定することも考えていったらいかかなというふうに思っております。答弁があれば、よろしくお願ひします。

○議長（初村 久藏君） 産業建設常任委員長、春田新一君。

○議員（10番 春田 新一君） ありがとうございます。今、脇本議員が言いましたように、そこら辺も大事なかなというふうに思っております。

今はコロナ禍の中で、子供たちが遊ぶ場を求めるところが多いかなというふうに思いますし、そこら辺も我々も理事者側とまた協議をしながら、そしてまた、管理者のほうとも協議をしながらやっていったらいいのかなというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議員（9番 脇本 啓喜君） ありがとうございます。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論、採決を行います。

まず、議案第1号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は、起立によって行ひます。

本件に対する各常任委員長の審査報告はいずれも可決であります。議案第1号、令和3年度対馬市一般会計補正予算（第14号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願ひします。

〔賛成者起立〕

○議長（初村 久藏君） 起立多数です。本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号から議案第14号までの7件は、令和4年度の特別会計予算であります。

まず、議案第8号から議案第11号までの4件について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

4件に対する委員長の審査報告はいずれも可決であります。

お諮りします。議案第8号、令和4年度対馬市診療所特別会計予算、議案第9号、令和4年度

対馬市国民健康保険特別会計予算、議案第10号、令和4年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算、議案第11号、令和4年度対馬市介護保険特別会計予算の4件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。4件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告可決であります。

お諮りします。議案第12号、令和4年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号及び議案第14号の2件について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、これから採決します。

2件に対する委員長の審査報告はいずれも可決であります。

お諮りします。議案第13号、令和4年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算、議案第14号、令和4年度対馬市水道事業会計予算の2件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。2件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、これから採決します。

本件に対する委員長の審査報告は可決であります。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、対馬市ファミリーパーク条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、これから採決します。

本件に対する委員長の審査報告は可決であります。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は、時間を追って連絡します。

午前10時54分休憩

午前11時15分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

日程第12. 議案第31号

日程第13. 議案第32号

○議長（初村 久藏君） 日程第12、議案第31号、対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び日程第13、議案第32号、対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第31号、対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

人事院が行う民間給与実態調査において、特別給、いわゆるボーナスにつきましては、民間事業所における8月から7月までの直近1年間の支給割合が国家公務員の支給月数を下回る結果となったことから、期末手当の支給月数を0.15月分引き下げ、また特別職及び再任用職員についても0.1月分引き下げる勧告が、令和3年8月10日に行われました。

これを受け、政府は勧告どおりの改正を行うことを基本姿勢としつつも、民間への影響などコロナ禍の異例な状況下での国政全般の観点、特に国による経済対策等、政府全体の取組との関連を考慮しつつ、検討を行った結果、勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げるが、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することで、令和3年11月24日に閣議決定し、法律案についても令和4年2月1日に閣議決定しております。

本市においても、今回の人事院勧告及び閣議決定の内容に鑑み、一般職及び特別職等の給与について所要の改正を行うものであります。改正内容については、新旧対照表により御説明申し上げます。

げます。

新旧対照表は2ページからになります。

第1条は、対馬市職員の給与に関する条例の一部改正であります。

第27条中、一般職の期末手当について、「100分の127.5」を「100分の120」に、再任用職員について、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改めるもので、令和4年6月以降に支給する期末手当の支給月数を一般職1.2月、再任用職員0.675月とするよう定めたものであります。

第2条は、任期付職員の令和4年6月以降に支給する期末手当の支給月数を改正するもので、6月、12月ともに支給月数を1.625月に改正するものであります。

第3条は議会議員、第4条は市長及び副市長、第5条は教育長について、それぞれ令和4年6月以降については、6月、12月ともに支給月数を1.625月に改正するものであります。

給与改定以外の改正としましては、地方公務員法第16条の一部が改正されたことに伴い、職員が成年被後見人等になったことをもって、当然に失職することがなくなったことから、第1条、職員の給与に関する条例、及び第6条、水道事業企業職員給与条例中、不用となる規定を削除しております。

また、第1条、職員の給与に関する条例中、別表第5の等級別基準職務表について、明確に補職を定めるため、所要の改正を併せて行っております。

附則で、今回の改正条例の施行日を公布の日とし、令和4年6月に支給する期末手当について、令和3年度の引下げに相当する額を、令和4年6月の期末手当から減額する特例措置の規定を設けております。

続きまして、議案第32号、対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

人事院が行った公務員人事管理に関する報告等により、令和4年4月1日から国家公務員の育児休業等に関する法律が改正され、非常勤職員の休業、介護休暇等の取得要件緩和等が行われることから、国家公務員の措置と均衡を図るため、本市においても同様の改正を行うものであります。

新旧対照表は9ページからになります。

改正内容といたしましては、第2条において、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上の要件を廃止し、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための措置を定めるため、改正案の第25条及び第26条を新設するものであります。

また、あわせて字句の追加及び修正を行っております。

なお、施行期日は令和4年4月1日といたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。これから、2件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。2件は、委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。2件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第31号、対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号、対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第33号

○議長（初村 久藏君） 日程第14、議案第33号、対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま議題となりました議案第33号、対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容について御説明

申し上げます。

新旧対照表は15ページを御覧ください。

市長及び副市長におきましては、先の職員の公金の私的流用に係る懲戒免職処分に関し、責任を重く受け止め、自ら自身の給与を減額するもので、これに伴う条例の改正でございます。

内容につきましては、附則に市長及び副市長の給料月額の特例を加えるものでございます。

附則第7項といたしまして、第3条の規定にかかわらず、令和4年4月1日から同年9月30日までの間における給料月額を、市長にあつては「100分の20」、副市長にあつては「100分の15」に相当する額を減じて得た額とするものであります。

なお、このたびの減給につきましては、市長及び副市長からの申出を尊重して提案するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありませんか。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） この横領問題、金額が6,000万ですよ。これについては、もう日本全国、その日のうちにテレビ報道もされました。そして、特に携帯なんかでは開けたらこの問題です。いいことでPRできるならいいけども、こんな悪いことでPRしたんじゃあもう、どうしようもないですね。

それで、ちょっと4点だけお尋ねいたします。

まず、賠償金の、どうして返済するのかというのもまだ決まっていませんけれども、あいまいな状態ですが、まず1点目ですが、この問題が発生をしたということは、選んだ任命権者がいい人を選んでおればこういうことはないわけです。起きないわけです。この方を任命したのは誰なのか。副市長の俵さんなのか、それとも観光交流商工部の部長さんなのか、一体誰がこの人を任命したんですか。誰が任命したのか、まずはそれが1点です。

2点目ですけども、この問題となっておる対馬観光活性化協議会が大本になっておるわけです。ここに、県からのお金と市からのお金が約1億6,000万ぐらいこの口座に入っておったわけです。そして、その中から6,000万円引き出したということなんです。本来ならこの大本の活性化協議会、ここが全ての責任を取らなければいけないと思います。

この活性化協議会の規約は、私どももいただきました。この規約の中に、この規約は14条からなるものですが、この第11条のところに事務局というのがございます。この3項に、この事務局員は対馬市観光交流商工課の職員を充てるというふうに明記してあるんです。

しかし、この協議会は、この職員の職務命令書も確認をしていないわけです。そして、この

12条に、財務に関する事項というのがございます。これは、お金を下ろしたりとかいろいろするところの取決めをする分ですけども、この12条に、協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し、必要な事項は会長が別に定めると。要するに、お金を預けるとか下ろすところの詳細については別に定めるんだというふうな規定です。それを定めていない。だから、こういうことが起きるんです。

この協議会は、一体どんな協議会なのかと思うんですが、この協議会の構成メンバーをお知らせしたいと思います。

それと3点目ですが、これからちょっと外れますけども、これに伴って行政処分をされておられます。お2の方が行政処分をされているんですが、この行政処分、課長も部長も6か月間、給料の10%をカットするという事なんです。

○議長（初村 久藏君） 小宮議員、議案に対する質疑をお願いします。

○議員（14番 小宮 教義君） 関連でと今、申し上げたじゃないですか。同じような関連だから。

この10%はちょっと甘過ぎるんじゃないかということです。

それから次の4点目。このように大きい問題が起きたわけですから、早く対策を打たなければいけないと思います。今後の防止対策を、どのような体制を取っていくのかと、この4点です。以上。

○議長（初村 久藏君） 総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） 小宮議員の質問にお答えいたします。

まず、ちょっと私のほうの関連で、1点目と3点目についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の任命権者は誰かということなんですけど、職員に対しての任命権者は市長でございます。

それと、3点目の今回、実施いたしました管理職に対する部長、課長の処遇について甘いんじゃないかということなんですけど、市のほうで、対馬市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例というのを定めております。これは、人事院規則にのっとって定めております。

その中で、管理監督職員の処分ということで、減給につきましては1日以上6月以下の期間、そして、給与の月額が10分の1以下に相当する額ということであつたわけですので、これにのっとって処分をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） 御質問の2番目と4番目でございます。

まず、対馬観光活性化協議会の役員メンバーでございます。

会長に、一般社団法人対馬観光物産協会の会長になっていただいております。副会長が、対馬市商工会の会長。委員に、対馬市長、比田勝市長でございます。幹事に、一般財団法人対馬市国際交流協会の副理事長さんになっていただいております。あわせて、もう一方、幹事に長崎県対馬振興局管理部の部長ということで、そのほか事務局が、観光交流商工部の私が事務局長でありまして、観光商工課の課長以下がその事務職員ということであります。

それから、今後の防止対策でございます。事件が発覚して、そういった、どう対応していくかということを経々、今、部内で検討を加えております。任意団体に対する会計事務管理という、その決まり事が全く甘かったということで、一つ一つ細かく精査もしていかなければなりませんけれども、まず、大きいところで言いますと、通帳関係の管理等はまずもって、通帳以外のキャッシュカードの作成はしない、暗証番号はつけないというようなことも始めて、あとは、課内での通帳等帳簿の所持ですけれども、もちろん印鑑等は別の体制で管理をいたしますし、月ごとにその所持を交代するとか、そういう職員間同士のそういうチェック機能、大本の通帳、印鑑につきましても、今、キー付きのキャビネットの中で全て管理するということ始めておりますので、まずもって全体管理はもう私のほうでやっていくというふうを考えております。

そのほか、定期監査にいたしましても、これまで年1回ということでしたけれども、定期監査も年に2回以上、それから、月々の定期的監査にはなりませんけれども、第三者チェックの、そういう定期的監査を2か月に1回、1か月に1回というふうなことで、今、内部で調整して、そういうところも細かく取り決めていこうというふうなことで進めております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） では、また1点から4点までお尋ねいたしますが、第1点目のこの任命権者は市長なんですね。市長がこの方を任命したわけですね。

金額が6,000万ですが、もし、賠償をこの対馬市がするとすれば、今回の改正の、市長が100分の20、副市長が100分の15、これを6か月間、合わせてもわずか150万です。かなりの差があります。

それで、いつぞや知事選に出られた方が、退職金は要らないんだというふうなことでなられた方もおいででございますが、どうなのでしょう。この退職金、市長も副市長も入れて、退職金をこの返済に充てるべきじゃないか。そして、この改正案ですけども、非常に小さ過ぎてままたみみたいなものです。

それで、6か月間、市長も副市長も全額カット、それがこの金額に対する市の姿勢だと思えます。どう考えておられるかということ。

それと、2点目のこの活性化協議会の分ですが、このメンバーはこの5人、お話がありました

が、この中にも市長がおられるんですね。これはダブルのミスです。

もし、対馬市が返済できないということであれば、この5名の方はもう、対馬を代表する企業等でもございますので、ここで、この5人の方で6,000万を銀行で借り入れて、そして返済をする。対馬市のお金が使えないときは、そういうことも考えていくべきだと思いますが、その辺はどうでしょうか。

それと、3番目の、確かに課長とかの減給については条例で決めています。決めているんですが、もっと厳しくもできるんです。条例以外。これは、減給だからこうなるけども、停職というものもあるじゃないですか。一時停職をさせるということは、給料をそのまま払わないというわけですが、それについてはほかの地方公共団体もいろいろと対策を練っている分があります。

特に、地方公務員法で言う29条というのがあるんですが、これで詳細にわたって、こういう問題が起きたときのために詳細にわたって取決めをしておるんです。この29条のこの基準をつくるべきだと思います。

これは、ある地方公共団体のやつなんですけど、というのは、この減給というのは、国の指針も一緒ですけども、例えば欠勤が、届出した場合、10日以内は減給しますということなんです。今回も、6,000万円を横領されて、その監督責任がたったこの欠勤の10日以内のものと一緒にというのは非常にバランスが取れないと思います。

それで、先ほど申しました第29条の1項の規定を設けて、新たに責任の所在をはっきりするべきだと思います。

この地方公共団体の分は、指導監督の不適正については停職まで入っておりますから、そのような形で取決めをつくったらどうかと思います。

それと、この4番目ですが、今、るる説明がありましたけれども、市長のほうからもお話もございましたが、県や国とかの指導を仰ぎながら、今後この対策を取っていくということですから、その後は一日も早くまとめ上げて、そして国・県に報告ができるように努力していただきたい。

じゃあ、この1番から3番の分を。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） まず、1点目の任命権者でございますけども、職員の最終的な任命権者は私、間違いありません。そういうことで私、最終的な責任者ということで、大変、市民の皆様には申し訳ないというふうに反省をしているところでございます。

それと、職員の分限の関係につきましては、先ほど総務部長のほうからも答えさせましたけども、対馬市のほうが今現在、定めております指針でございますけども、この指針につきましては地方公務員法に規定する懲戒処分を定めたものでありまして、その中で、管理監督者関係では、その所属職員の非違行為を了知していたにもかかわらず、その実態を隠蔽し、または黙認した場

合、これが停職または減給というふうになっております。

また、減給及び監督につきましては、その所属職員が懲戒処分を受けることに関しまして、その指揮監督に適性を欠いていたということで、今回の場合はこちらのほうが当たるということで、減給10%の6か月、これが今現在では一番重い処分ということになっております。

それと、私と副市長の関係でありますけれども、私もこのことにつきましては、先ほど申しましたように責任を十分感じておりますので、これまで対馬市が合併をした以後でありますけれども、どのような処分を自ら下されていたかということで調べてもらいましたけれども、今回の20%の6か月というのは、これまでなかったような処分ということで、そういうふうな形で上程をさせていただきます。

ただし、議員おっしゃられるように、退職金を全て出せということでもありますけれども、このことにつきましては、今回の知事選での、ある候補者の方は当初からそのような公約をされていたということは、私も理解はしておりますけれども、このたびの分で、私が責任を取らなくちゃならないということは重々理解しておりますけど、ただ私の場合も、この今現在、上程している20%の6か月削減の処分の皆様をお願いをしたいという思いを持って上程をさせていただいております。

以上であります。

その他の分につきましては、また担当部長のほうから答えさせていただきたいと思っております。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（14番 小宮 教義君） いや、まだ答えが。

活性化協議会がお金を借りて、返済のほうはどうなんですか。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） 職員の不祥事に関する国家賠償法の適用ということで、せんだって議員全員協議会の折にも説明をさせていただきました中で、私の、不明瞭な説明にとどまったために、議員の皆様には疑念を生ずるような状況になっている件が1件ございますので、まず、今の私どもが補助金の受け皿として今回このような事件が起こった大本といたしますか、その受け皿が対馬観光活性化協議会であったというふうにももちろん考えておりますし、そういう中でこのことが果たして職員による不祥事で国家賠償法の適用ができるのかどうかということ、改めて昨日、顧問弁護士のほうに確認をさせていただきました。

対馬観光活性化協議会の組織の解釈、そういったものをすべて含めて当事者の不祥事に対する本市の賠償責任が果たしてどこなのか。その状況の中で、これは公権力の行使に当たる公務員が起こした職務上の故意または過失として、観光活性化協議会に対して損害賠償を行う必要があるということで、国家賠償法第1条第1項の規定を適用するというようなことで、できるというよ

うなことで、顧問弁護士のほうから昨日説明をいただいております。

そのことに基づいて、これより対馬観光活性化協議会から損害賠償請求を受けた立場として、その金額を協議会のほうに賠償するというような、そういう事務の流れになっていくものと思っております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） この一番の問題です。任命権者の責任ですけども、先ほど市長のほうから、合併した後のいろんな罰則関係を調べてみたけども、なかなか適用しないというか、今のこれが、それ以上の条件で適用したという話です。

調べたけど、今までそういうことがなかったということです。でも、今回はもう、予期せぬこと、これも全く知らない、次元の異なるものじゃないですか。だから、今まで調べてみたけども、適用するものはこのぐらいだと言われるけども、今回はそれと同様に異例のものだから、そこはこのぐらいのものじゃだめだと思います。考慮していただきたい。

それと、退職金の問題ですけども、今回は次、臨時議会があろうかと思えますから、そのときにでもはっきりと答えを出していただきたい。それがトップの取る責任だと思います。

それと、この国家賠償法に当たるというお話をされましたが、前回の協議会のときも私、お話ししたんですけども、対馬市の顧問弁護士というのは弁護をするための弁護士なんです。対馬市の弁護をするための。だから、この前お願いしておったのは、長崎県にも県の顧問弁護士がおられるんだから照会をしてくれという話もしておりました。

もう1回、照会をしていただいて、私どもの弁護士はこう言っているけれどもどうだろうか、法的に対応できるのかと、後で住民監査請求されてくるのに対応ができるのか。そういうところの照会を次の臨時議会までにしていただきたいと思う。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 答弁はいいですか。

○議員（14番 小宮 教義君） 要らん。

○議長（初村 久藏君） 11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） 今の小宮議員の質疑とも関連をしますけど、少し違う観点から、開かれた市政という点でお尋ねをしたいと思います。

この議案第33号で、市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正ということで、責任を感じて減額という提案がなされたわけですけども、そのこと自体は責任はどうあるべきかということはいろんな考え方があると思いますけども、そこに至るまでの不祥事の発生の経過、それから、それ以後の市民あるいは議会に対する説明の在り方、そのことで私たちは今ここで初

めて、質疑の中で具体的に本会議の中で触れられたんですけども、それまでは議員に対しては全員協議会でその時点、その時点で説明がありました。それは聞きました。

ただ、市民のほうから見ると、全員協議会というのは見えないわけです。初めて今、本会議の中でこういう具体的な話が出てきているんですけども、市長及び副市長の減給について、具体的に触れる前に、市民に対しての説明、それはどのようなことが今までなされたか、これをまず確認したいと思います。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 決して、議員おっしゃられるように、開かれた議会ということで、私たちがこのことを市民に隠すとか、そういう意図は全くございません。

そういうことで、また臨時議会を開催の折に、そこら辺の詳しいことは説明もできるものというふうに思っておりますし、今日は、私が国のほうにおわびといった分は流れていないんです。そういうことで、そこはまた今度の臨時議会の折にでも詳しいことは流したいと思っておりますし、ただ、対馬市のCATVのほうでも、この市民の皆様へのおわびという形で、この状況は流しております。

それと、もう1点、今回この私と副市長の減給処分を上程した件に関しましては、これは私と副市長の管理監督に関する処分でありまして、決して損害賠償責任に対するものではないということをお理解、お願いしたいというふうに思います。

○議長（初村 久藏君） 11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） 私、開かれた市政と言ったんですけど、開かれた議会という言葉は使っていないつもりでしたけども、一応、市民に対してはCATVで流れた内容、それから、ホームページでも記載がありました。ただ、それは不祥事が起こりました、申し訳ないですという程度の内容です。ホームページの文は、当初掲載されたときには見えましたが、今は何か、昨日の時点では落ちているようにありました。まだ、載っているかどうか、ちょっと確認が私も今、できないんですが、いずれにしても、ホームページに載っておった市民へのおわびも数行程度でした。

今回の提案の基盤、前提となる事実のこととか、そのあたりについては、やはり市民にも分かりやすく説明すべきだと思うんです。今、議会で初めて、流れが少し見えて、今日のこの場で具体的な数字とか云々とかできてきましたし、それで、やはり今回のこの上程については、小宮議員も言われたんですが、やはりもう少し経過と、そして本人の責任の、弁済能力、それから国から申し渡された、指導を受けたことへの対処あたりが出来上がってから上程されても遅くはないんじゃないかなと思います。その上で、議会も判断ができるんじゃないかと思いますが、そのことについていかがでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） もし、このたび上程いたしました処分の内容がこれで不足というようなことであれば、私はまだこれを重くするというのもやむを得ないとは思っております。

ただし、先ほどもこれ、申しましたように、今回は職員に対する管理監督の責任という範疇でありますので、そのことだけは早く、私としても議会のほうに上程をしなければならないという思いの中から、このたびこういうふうな形で上程をさせていただいたというところでございます。

そして、ホームページのほうの件については、総務部長のほうから答えさせます。

○議長（初村 久藏君） 総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ホームページの件ですけども、当然、市長の挨拶文は載せたんですけど、ちょっと今、確認ができませんので、またこちらのほうで確認はしておきます。落ちていたようだったら、再度載せるようにしたいと思います。（「議長、議案審議をやってください」と呼ぶ者あり）

○議長（初村 久藏君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） 私のほうから、今、お話もあつておりましたが、この今、議題とする33号の件でこういう話があるわけですが、それは先ほどから説明を聞いておりますが、職員の不祥事に対してそういう処分をやったということ、何の問題もないと思っております。

しかしながら、それに関連したいろいろなもろもろが今まで出ましたが、ここでその話をするようになったら、これはあくまでも不祥事に対して責任を取ったという形じゃないですか。その話を市長が明確にすれば、それ以上の話はする必要ないんです。

だから、そういう話がもう出た以上は、先ほど国家賠償が云々くんぬんちゅう話になったなら、皆さんが分かるように話をしなくちゃいけないじゃないですか。途中、途中の話じゃなくて。あくまでも、議案上は不祥事に対して。しかしながら、その詳細の話になってくると、またいろいろな意見が出てくると思うんです。

だから、ここは、物の順番の捉え方じゃないんですか。だから、それと別個にしてもらわんと、市民は聞く権利があるんです。だから、私は冒頭に話しますように、何回も全協をやっていく中で、やっぱりこれは事前協議型って本当はいうんですね、先に出てくるものだからという話は認識がありながらこの話をしております。

だから今、言わはるように、進行せんがために区切ってもらいたいんです。区切らないなら全部説明してくれませんか。その事の成り行きから、そうせんと、何を審議しよるのか、よく分からないです。分かっただけですか、ここ。

だから、今、何人の方が言われるけど、中身に入った話をされると、みんなが分かるように説

明してもらわんと、と思っておりますので、そこ、どうですか、市長。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 先ほどから私もちょっと申し上げましたけども、要は今回のこの議案につきましては、職員の不祥事に対する管理監督責任を負うということで、このような議案を上程したところでございます。

そして、先ほど来から話があっております、この国家賠償法の関係とか、また国や県に対する返還金の問題等で、また改めまして臨時議会のほうを開催していただきまして、その際にまた詳細なところは説明ができるのかなと思っております。

ただし、今現在、警察のほうでも捜査が行われているということで、今現在、我々がつかんでいるのは、約131回にわたって引き出した。それが、総額約6,000万円の公金というようなところであります。

そういうことで、またそれ以外の詳しいというか、もう大体、それが主な内容になっておりますけども、その原因とかいうことになれば、先ほど国のほうでも説明してきた内容で、1人の職員が通帳を管理していたというようなチェック体制の甘さから、このような事態が起きたということで反省をしているところであります。

○議長（初村 久藏君） 議員の皆様をお願いいたします。一応、この件については、市長がさっき言いましたとおり、また後日、あとの問題は臨時議会等で説明があると思しますので、よろしくをお願いいたします。できれば、午前中で……。

○議員（13番 波田 政和君） 議長、何で私の話を打ち切るの。

○議長（初村 久藏君） また質疑があります。一応、私の意見でそういう。どうぞ。

○議員（13番 波田 政和君） すみません、議長の職権を私が邪魔したみたいで。

分かりました、市長、先ほどの話のように、この案件はこの案件としてをせんと、るる説明するからこんなふうになる。だから、それを今後、気をつけていただきながらやってもらえれば、次の展開があると思しますのでよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかにありませんか。（「議長、休憩」と呼ぶ者あり）

できればこの件までしたいんですけど。（「休憩にしよう」と呼ぶ者あり）

議案第33号まで採決をしたいと思しますので、よろしくをお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 12番、小田昭人君。

○議員（12番 小田 昭人君） 今回の事件で、国費については県を通じて、県から協議会のほうに入っておるみたいでございます。

それで、臨時議会で損害賠償の額の決定、それに伴う一般会計補正予算の提出があるかと思
いますけど、上程されてからは遅いですからお聞きしたいのは、国・県が3月いっぱいまで返せ
と、ぜひとも返せというのか。いや、ちょっと捜査のメスが入っておるから、返還はするけど
6月ないし9月まで待ってくれと、そういうことは言われないのか。市長の答えをお願いします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 私のほうから県のほうに、ちょっとおわびの電話を入れたときに言わ
れたのが、やはり県としても不納欠損を起こすということで心配をされておりますので、3月い
っぱいに何とか入れていただけないかというようなことを県のほうからは聞いておりますので、
市といたしましても、3月28日に臨時議会を開催していただければ、何とかそこでタイムリミ
ットで間に合うというようなことで準備しながら、そのお願いをしているところであります。

○議長（初村 久藏君） 12番、小田昭人君。

○議員（12番 小田 昭人君） 不納欠損じゃなくて、県に一時立て替えをしてくれと、後日、
予算を組んで県に返しますということで、県のほうで国の分も含めて予算計上はできないんです
か。お尋ねします。

○議長（初村 久藏君） 小田君、その話はもう一応、後日、またお願いしたいと思います。一応、
これだけ、33号の件だけで。

○議員（12番 小田 昭人君） 臨時議会で上程されてからは遅いからと思って、今日は質問を
させていただきました。

○議長（初村 久藏君） 8番、船越洋一君。

○議員（8番 船越 洋一君） 議運で審議したこの事項について、今日は会議に諮っていただい
ておるわけですから、これを、賠償問題とか何とかに持ってくると、これ議題から外れるわけ
です。だから、今日はまず、この本会議の中で、給与の問題についての議題を進めてください。議
運の中でもそういうふうを考えておりますので、賠償問題については、後で臨時議会を開いて、
しっかりと審議したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（初村 久藏君） 分かりました。それでは、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定し
ました。

これから、討論、採決を行います。

議案第33号、対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につ
いて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は、起立によって行います。議案第33号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（初村 久藏君） 起立多数です。本件は、原案のとおり可決されました。

昼食休憩といたします。再開を午後1時10分からといたします。

午後0時13分休憩

午後1時10分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

日程第15. 議案第34号

日程第16. 議案第35号

○議長（初村 久藏君） 日程第15、議案第34号、損害賠償の額の決定について及び日程第16、議案第35号、令和3年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） ただいま議題となりました、議案第34号及び議案第35号につきましては、水道局所管の議案でございますので、続けて、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

まず、議案第34号、損害賠償の額の決定についてでございますが、議案書11ページをお願いいたします。

本案は、被害者から水道水の止水依頼を受け、閉栓を実施しましたが、閉栓する家屋を誤ったため、被害者宅の家屋に漏水災害を与えたため、その損害を賠償するものであり、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

今回の誤った止水処理は、被害者から水道水の止水依頼を受け、現地で止水栓の閉栓を実施しましたが、後日、被害者から水道水の止水不良の通報により、隣接する家屋を取り違え、誤った水道水の止水処理を認識したものでございます。

宅内給水管の漏水災害ではございますが、止水依頼を受けた以上は、水道局側に責任があると判断し、被害者相手方双方で復旧工事の範囲を協議し、家屋復旧費65万4,038円で被害者相手方と協議が整っております。

次に、議案第35号、令和3年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）でございますが、今回の補正は、水道止水栓閉栓誤りによる漏水災害に対する損害賠償費の追加によるものでございます。

補正予算書3ページをお願いいたします。

第1条で、令和3年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによることを規定し、第2条で、令和3年度対馬市水道事業会計予算第3条、収益的支出の予定額を第1款水道事業費用9億7,884万円と定めるものでございます。

それでは、補正の内容について御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

今回の補正は、被害者相手方から水道水の止水依頼を受領し、閉栓を実施しましたが、閉栓する家屋を誤ったため、被害者宅の家屋に漏水災害を与えたため、家屋の復旧費として24節補償金65万5,000円を追加するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第34号及び議案第35号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。これから2件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） すみません。何か今回は、この損害賠償が多いようでございますけども、この第34号議案について、個人の家が漏水をしたんだと、それに対して市が賠償するんだという案件なんですけども、このメーターを取り外した間違いとか、それ入れると非常にこう混乱ですけども、まず、そのメーターの取替え関係は、まず考えずにですよ、まず確認をしたいと思うんですけども、今までどおりに水道を使っておったんだと、そして、昨年7月20日に家主さんのほうから電話があつて、水道を止めてくれよという電話があつたんですよね。

そして、その約2か月後、9月の14日に再度、家主から電話があつて、止まってないじゃないかと、水道が。ということで、担当の方がすぐその日のうちに行つて、午後2時頃止めたという流れでよろしいんですよね。分かりました。

で、ちょっと4点ぐらいお尋ねしたいんですけども、ここに、この損害賠償審査会という、今度、新しくできて、それで金額がちょっと50万超えるんで、今回これに、審査会にかかつておるわけですが、この審査会の対馬市損害賠償審査会の審査についてという資料があるんですけども、これの中ほどに審査結果の報告ということで、市の損害賠償の有無について、市が責任を持つのか持たないのかという審議をされております。

その中で、中間ぐらいにこのような文章があるんですけども、既に宅内漏水状態であつた。被害者所有住宅は、だから、もう既に漏水をずっとしておったんだということですよ。

そして、さらなる漏水により、ちょっとここ、よく分からないんですが、さらなる漏水により住宅内に被害が生じたんだと、そして、被害者は豊玉水道事務所に止水を、止めるように連絡したことから、所有住宅の止水処理は終了し、漏水は止まったと認識することは当然であり、被害者に責任はないんだと、以上から本件は市に損害賠償の責任を有するものである、というふうな審査をされております。

そこで、この文章なんですけれども、既に漏水状態であった被害者住宅は、誰がこの漏水したときに、その漏水を止めなければならなかったのか、ということですね。

そして、2番目なんですけど、さらなる漏水とは、どのような漏水なのか。これは補償の問題ですから、さらなる漏水とはどのような漏水なのかということですね。

それと、これは確認です。ここに対馬市の水道条例というのがございます。この中に、いろいろな設定があるんですが、この中に、給水装置という定義がございまして。これは、皆様の家もそうですけども、市道とか公道から水道を引くわけですけども、公道にあるものを、この用語でいうと配水管というそうです。配水管からそれぞれの個人の敷地の中に水道管を引くわけですが、そしてメーターを設けたりします。そして、各家にはいろいろな水栓がついてます。シャワーもあるでしょう、いろいろなものがあるんですが、それまで、要するに、給水装置というんですが、給水装置は管理者の設置した配水管、先ほどの市が持つておるものですね、から分離して設けられた給水管及びこれに接続する給水用具をいうということなんです。

だから、本管から全部敷地の中に、道路から行った分については、それを給水装置というそうです。当然、市のメーターは貸与しておるわけですから、貸し与えています。というふうな給水装置の定義がなされております。

それと、じゃあ、その給水装置をどのように管理するのかというのは、この給水装置の管理ということで、8条には、このようにうたっておられます。「給水装置の使用者」、持ち主、この家主ですよ、「使用者は水が汚染されることのないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に」、建物なんかの全部の分ですよ、「装置に異状があると認めるときは」、多分漏水とか、こういうんな器具が壊れたとかですね、「異状があると認めるときは、直ちに修繕」しなさいよと、使用者ということですよ、持ち主はしなさいよというふうな条例が設定をされておられます。

それで、以前、全協でもらった資料があるんですが、これの4ページに、この水道の使用状況があるんです。これを見てもみますと、令和、ずうっと水道を使ってないんですね、この収納状況一覧表ということで、このメーターの使用量がずっと載っておるんですが、令和3年の5月、これは年度だそうです。令和3年度だから、5か月間分なんですけど、これは水道のメーターが動いてませんよというふうな資料なんですけど、本当に漏水をしたのかなと思うんですけども、この資

料から見ると。なぜゼロなのかということですね。

それと、7月の20日に家主から電話があったときに、水を止めてくれという連絡がありましたよね。そのときに、ただ単なる止水、水を止めてくれということなのか、それともメーターそのものを撤去してくれということなのか、その辺の区分をちょっと、先にお尋ねをいたします。

○議長（初村 久藏君） 水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） ちょっと質問が多岐にわたりまして、ちょっとお答えするのがあれなんですけど、まず1点目の、さらなる漏水があったのかということなんですけど、もともとの漏水の確認そのものができてなくて、実際のメーター器を止水した、止水後のメーター器のカウンタのみしか確認をしていない状態でございます。ですから、元の、漏水がどれだけあったかというのは、ちょっと確認をしてない状態でございます。

それと、給水装置につきましては、個人の資産でございますので、条例上にありますように、設置者、管理者のほうで管理をしていただくという形に考えております。

それと、5か月で使用量はゼロということのことなんですけど、水道局のほうでは、漏水負担軽減の目的に、その漏水箇所が確認された場合につきましては、過去の漏水水量に、合わせて超過量を減じるという形の分の漏水水量の調整を行う軽減措置を行っておりますので、その分で使用水量というのがゼロという形であります。

○議員（14番 小宮 教義君） 1番目のその、ずっと漏れよったところ……

○水道局長（立花 大功君） 7月20日の時点での止水という形の分ですが、通常であれば、使用が少ないという形で、料金を止めるための止水ですね、料金を発生しないための止水という判断をしております。

○議員（14番 小宮 教義君） 今までは漏れよったけれども、その漏れよったのを止める責任は誰にあるのかということですよ。今まで漏れよったとすれば、その、7月20日前……

○議長（初村 久藏君） 小宮教義君、発言するときは挙手をしてください。

○議員（14番 小宮 教義君） はい。申しわけない。

○水道局長（立花 大功君） 7月20日の段階では、水道局といたしましては、止水、水を止めるための行為、そういう形でしております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） いや、私の言い方が非常にまずいんで、もう、3回しか私も言いませんのでね。

7月の20日に行ったときには、電話があったときには、既に漏れよったんですよ。ですよ。その2か月ぐらいで、たった2か月ですよ、その、管が腐ったりしないじゃないですか。

たった2か月ぐらいで。7月20日に電話があつて、止めてくれって、まあまあ、止めなかったんでしょ。そして、9月14日に行ったときにはもう漏水しとったんだと、既に。2か月ぐらいで、市の持ち分とする2か月ぐらいで、その、管が腐るわけではないと思うんですが。で、その以前に漏れとったのは、誰が直す責任があるんですかという、私は、一番最初にお尋ねしたんですよ。

そして、この2番目の、さらなる漏水とはどういうふうな漏水なのか。多分、以前、漏れとったんだから、その管から、その2か月間、2か月間、水が漏れよつたと思うんですよ。多分、それがさらなる漏水だと思うんですが、この原因によって、さらに被害が拡大したので、市が責任を取るというんです。よろしいですか。

言われるように、メーターを取り替えたのは平成29年9月ですよ、それからずっと昨年まで、3月9日までは、月に直すと49か月あるんですよ。そして、わずか2か月の間、市が言われる、止めなかったという2か月の間、これは、全体ですと、約4%ぐらいしかないんですよ。あとの96%は以前から漏れとったじゃないですか。

で、先ほど私が確認をさせてもらったのは、この8条には、よろしいですか、提供を受けている水又は給水装置に異常があるときには、直ちに修繕しなさいよと、それは自分の家ですもん、自分で直してもらわんと、そのような条例じゃないんですか、この8条というのは。その辺、もう一回、教えてくださいよ。

それと、先ほど、ちょっとようと分からん、私も分からないんですが、メーターを取り替えた、この水量がゼロというのは、メーターを間違えたんで、その間違えたメーターの資料がこれなんですよ。だから、本来、漏水した部分のメーターの資料じゃないんですよ、これは。ですよ。ゼロなんだから、これは、資料は。水は漏れてないじゃないですか。

だから、実際は別のメーターで漏水をしよつたっちゃうことでしょう。じゃあ、別のメーターはどのように点検しておったんですか。この水道の条例によると、1か月に1回、日にちは各1日から6日くらいですか、この規則載ってますけども、その間に、皆さんもそうですけども、水道量を量ったときには、ポストに入っているんですよ、毎月毎月、名前まで書いて。で、実際に、これは水漏れしてないということならば、実際の、その水漏れした水道、これはどのように管理してあったんですか。この3年も4年の間に。一番肝心なのはこの8条の分ですよ。この、単に自分の、漏れたら自分で直してもらわんと、8条の関係はどうなるんですか。

それと、さっきの、あれも回答が来てませんでしたね。4番目の、これは、止めろと言ったときには、ただ単なる止水なのか、メーターの取替えを、撤去関係の指示だったのか。文書からするとメーターだけです、止水だけですよね。撤去じゃないからね。撤去になれば、また別の文書作らんといかんので。

さらに、撤去だけならば、その水が水道、来よるんだから、同じように家の中は管理者が管理しなければいけないんで、使用者が。そうすると、やはりこの8条でいう、それを止める止めない関係ないにして、8条にいう、その使用者の管理責任があるんじゃないんですか、8条絡みが2つ、返答。

○議長（初村 久藏君） 水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） まず、給水管の漏水箇所につきましては、個人の財産ですから、個人が復旧されるという形ですね。

それと、さらなる漏水ということなんですが、漏水の、いつ始まったかというのはちょっと確認しておりませんで、さらなる漏水というのが、ただ単に7月20日から9月までの間に漏水が広がったという捉え方をしております。

それと、メーター器の確認なんですが、実際、別の、誤ったところのメーター器につきましては、長期空き家ということで、検針委託料の軽減措置として検針をしてない状態でございます。

8条関係についてということなんですが、あくまでも本案は水道局のほうで止水依頼を受けて、その止水の誤りという形の方で考えておまして、実際、水道局の業務の規則の中には、「職務上の命令に従い、職務を行うこと」ということがありまして、また、地方公務員法では、35条の職務に専念する義務といたしまして、水道水の止水、閉栓行為は水道の職責にあるという判断をしておりますので、今回、あくまでも誤って止水処理を行ったことに対する市側の責任というふうに考えております。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） いや、私、先ほど言ったのは、この8条には、自分の家は自分で、漏れたときには直しなさいよということをやったあるじゃないですか。今回は、この漏水も、今回はこれに適合するじゃないですか、常識的に考えてですよ。漏水はこの8条では、すぐに直しなさいよというふうになっている、それも使用者が直しなさいとなっているんですから、既に漏水をしとったとしても、直す責任はその使用者にあるんですよ。こういうことしよったら、勝手に家が漏水しよったら、水道局に電話して、あんたたちが補償するということになりますよ。そうしないためにもこの8条があるんです。そうなんですよ。

だから、今回は——それと、先ほどのこの4ページの分なんですが、ここでは、一番、表の資料は止めた日にちは、すみません、止めた日にちの確認されたのは、これでは7月の20日に連絡があって止めたということですよ、基本的には、止めてないかもしれないが。この報告書を見ると、止めた月日は横に載っとるんですけど、これは令和3年の7月19日ですよ、本文は7月20日。そして、実際に詳しくこう調べたこのデータは7月の19日、1日前になっとるん

ですよ。こんな、議会に出すいい加減な資料で信用性はないですよ。

だから、今回の漏水においては、これは、先ほど言った、水道条例の8条にあるように、自分の家で漏水したものは自分の家で直してもらわんと、そういうふうになつとるじゃないですか。

本当、もう、何か幾ら言うても一緒のような気がしますけど。そういうふうなことになっておりますんで、払う必要はない、払うなら水道局長が払ってください。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） ちょっと先ほど、水道局長の答弁に補足をさせていただきます。

さらなる漏水というところの御指摘がありましたけども、たしか全協の際にも説明してたんじゃないかなと思っておりますけども、今回、損害賠償の補償をいたします65万4,000円以外に、自分のところで既に漏水があつた部分の腐食等は補修をするというようなことで、金額は分かっているというようなことで、新たにその起こつた部分のところで、この今回の損害賠償額65万4,000円をしたいというようなことでございますので、そのところについては御理解をお願いしたいなと思います。

○議長（初村 久藏君） あと一回ですね、簡単をお願いします。

○議員（14番 小宮 教義君） あれですよ、自分で漏らしたものについては、漏水については自分たちでしなければいけない。しかし、たった2か月ぐらいですから、さっき言ったように、建物自体は幾ら止水を閉めようが閉めまいが、建物は使用者、家主がいるんですよ。それが条例でうたつてあるじゃないですか。すぐに修繕しなさいと、早く修繕しとつたらこういうことはないんですよ。8条違反です。水道局長が支払うように。

以上。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑ありませんか。12番、小田昭人君。

○議員（12番 小田 昭人君） 今、水道局長が回答されましたように、地方公務員については、地方公務員法第35条で、職務に専念する義務があります。今回の場合については、閉めたことは閉めたけど、違うところを閉めとつたって、これは職務怠慢です。

こういう職務怠慢については、行政実例を見てもみますと、職員と自治体がおのおの負担をしておる実例が多数あります。2分の1、2分の1ということで、やっぱり職員も地方公務員法に定められた職務に専念する義務がありますから、今後このような間違いがないようお願いしたいと思います。答弁は要りません。

○議長（初村 久藏君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。2件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。2件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第34号、損害賠償の額の決定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。議案第34号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（初村 久藏君） 起立多数です。本件は原案のとおり可決されました。（発言する者あり）

次に、議案第35号、令和3年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。議案第35号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（初村 久藏君） 起立多数です。本件は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第36号

○議長（初村 久藏君） 日程第17、議案第36号、令和4年度対馬市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま議題となりました、議案第36号、令和4年度対馬市一般会計補正予算（第1号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、現在、長崎県が実施しているPCR等検査無料化事業が令和4年3月31日で終了予定のため、4月1日以降、同事業を市が実施するための経費を計上するものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和4年度対馬市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、第

1条第1項歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,240万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ312億8,440万円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、3ページ、4ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、15款国庫支出金2項国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,240万円を計上しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

4款衛生費1項保健衛生費は、PCR等検査無料化事業補助金3,235万1,000円及び事業実施に係る光熱水費等負担金4万9,000円を計上しております。

事業の内容につきましては、別途参考資料タブレットに掲載しておりますが、事業実施期間は令和4年4月1日から令和4年5月31日までの2か月間及びその間以外で市長が必要と認める期間とし、計4か月分の経費を計上しております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） この無料PCR検査については、始まっていることは市民の方も御存じかと思うんですが、まず、相場感が分からないとこれでいいかどうかなかなか判断が付きませんので、単価が大体幾らなのか、それからどれくらいの人が受けるのを想定しているのか、その辺りをお聞かせください。

国、県、市の負担割合は、これ、国費全額なんでしょうから間違いないと思いますので、1回、大体どのくらい税金がかかるのかということをまずお聞かせください。

それから、もう既に始まっている分について、お尻は、最後はいつでもいいですので、近日中の何月何日から何月何日までこの無料PCR検査を何人、何件受けたのか、そしてそのうち陽性判明者数が何人だったのか、そして陽性判明者に伴うその濃厚接触者数が何名だったのか、その接触者数のうちの陽性判明者数は何名だったのか、お聞かせください。

○議長（初村 久藏君） 総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） 脇本議員の質問にお答えいたします。

まず、金額についてですけど、今現在、実施している事業者から見積書を取っております。

2か月間で1,617万5,000円です。

それと、現在の状況でございますけど、1月6日から3月8日まで、62日間の分を聞いております。この間の検査実施数が682件、1日当たり約11件ということです。

それと、陽性者の数も一応確認はしたんですけど、非公表ということで教えてもらえませんでした。ただ、数例、陽性者が確認されているということです。

この検査で陽性者が確認されれば、病院のほうで最終的な診断をもって、それから保健所のほうに通報する流れになっているようです。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） そしたら、大体何人ぐらい受けるかというのが、ちょっと、予測しているのかという、これもなかなか難しいことでしょうけど、予算を立てる上では積み上げですから、してるはずなんですけど、これでは総額は分かっててもその単価が大体分からないですよ。大体、そのくらいでいいのかどうなのか、皆さんも相場感があると思うので、単価が大体どのくらいに設定してこの総額になっているのか教えてください。

それからもう、あとの分については非公表ということですので、ここで止めときます。

○議長（初村 久藏君） 総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） 検査の単価でございますけど、1件当たり6,050円でございます。

それで、検査件数は2か月で1,220件、1日20件を想定をしております。

以上でございます。

○議員（9番 脇本 啓喜君） はい、分かりました。

○議長（初村 久藏君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は委員会への付託を省略したいと思いますけど、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第36号、令和4年度対馬市一般会計補正予算（第1号）については、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第18. 同意第7号

○議長（初村 久藏君） 日程第18、同意第7号、対馬市教育長の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 同意第7号、対馬市教育長の任命について、その提案理由を御説明いたします。

現教育長の永留和博氏が令和4年4月30日をもちまして任期満了となりますので、後任として、対馬市美津島町雞知甲550番地8にお住まいの中島清志氏（60歳）を教育長に任命したく、議員皆様の同意をお願いするものであります。

同氏におかれましては、昭和60年3月に長崎大学教育学部を卒業後、教員としての道を歩まれ、雞知中学校校長として現在に至っておられます。

その間、学校現場のみならず、平成27年4月から2年間を対馬市教育委員会学校教育課指導主事として、引き続き、平成29年4月から2年間は学校教育課長として勤務された経歴もございます。また、令和3年4月から対馬市校長会会長の任に就かれ、小中学校教育の振興を期するために、学校経営の諸課題について取り組まれております。

人格が高潔で教育行政に関する識見も有する方でありますので、教育長として適任と考え、議会の同意をお願いする次第でございます。

なお、任期は令和4年5月1日から令和7年4月30日までの3年間となっております。何とぞ御同意のほどよろしく願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。同意第7号、対馬市教育長の任命については、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（初村 久藏君） 起立多数です。同意第7号は、同意することに決定しました。

日程第19. 同意第8号

○議長（初村 久藏君） 日程第19、同意第8号、対馬市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 同意第8号、対馬市教育委員会委員の任命について、その提案理由を御説明いたします。

現任の佐伯康弘氏が、令和4年4月30日をもちまして任期満了となりますので、引き続き教育委員としてお願いするものでございます。

同氏につきましては、今さら申し述べるまでもなく、議員皆様も既に御承知のとおりでございます。平成26年5月から教育委員として御活躍いただいております。本市の教育行政に対し、これまでの経験と実績をさらに発揮していただくため、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和5年5月1日から令和8年4月30日までの4年間となっております。何とぞ御同意のほどよろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 私もこの方、本当に適任の方だというふう感じております。

ただ、前回は教育委員の選定のとときとかにも申し上げたのですが、こちらに3月8日の長崎新聞があるのですが、これで女性の審議委員会とかのどれだけ人数が増えてきているかというランキングが載っています。鳥取県が全国、断トツなんです。これがやっぱり前片山知事、それから今の平井知事がこれを、女性の県の職員の管理職の登用も進めてきましたし、ここに書いてあるように、男女共同参画審議会の委員は、男女いずれか一方が4割を下回らないというようなルールまでつくって、女性の審議委員を増やそうという動きをしております。

今回、この方は本当に素晴らしい方ですので、私も賛成しますが、今後、いろんな委員会、こういう審議委員会のとときに、今、申し上げたように、女性が審議委員になれるような、そういう取組をお願いしたいと思うのですが、今、そういうふうに取り組んでいるような事例があればお

聞かせください。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 今現在、教育委員に1名、女性を登用させていただいておりまして、実はまた明日、市の内示のほうも発表いたしますけども、女性課長をつくりたいと思っております。そういうことで、今後もできる限り女性も登用していきたいと思っておりますけど、ただ、どうしても女性の場合、あまり上げ過ぎると途中でちょっと待ってというようなところがありますので、当然、辞められたらちょっとかなわないという思いも持っておりますので、そこら辺をいろいろと調整しながら、できる限り女性も登用していきたいと思っております。

先ほどの第8号の理由の任期でございますけども、令和4年5月1日からということで、ちょっとこれを何か、令和5年と言ったということでございますので、申し訳ございません。ここに訂正をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） いろいろ、それぞれ女性職員の事情もあると思います。その中で、鳥取県の女性管理職になられた方のコメントが「無理に管理職に押し上げるのではなく、着実にステップを踏ませてくれた。これで私は今、管理職になれているのだ」というようなことも言っています。ちょっと、この審議委員のやつは違いますが、同じようにこういう審議委員会にも女性の数が増えていくように努めていただきますようお願いして終わります。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

同意第8号、対馬市教育委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。同意第8号は、同意することに決定しました。

日程第20. 発議第1号

○議長（初村 久藏君） 日程第20、発議第1号、ロシアのウクライナへの軍事侵攻を非難する決議を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。8番、船越洋一君。

○議員（8番 船越 洋一君） ただいま議題となりました発議第1号、ロシアのウクライナへの軍事侵攻を非難する決議について、提案理由を御説明申し上げます。

それでは、発議文を読み上げ、説明に代えさせていただきます。

発議第1号、令和4年3月17日、対馬市議会議長、初村久藏様、提出者、対馬市議会議員、船越洋一、同賛成者、同上野洋次郎、同小田昭人、同春田新一。

ロシアのウクライナへの軍事侵攻を非難する決議。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出をいたします。

ロシアのウクライナへの軍事侵攻を非難する決議（案）。

国際社会が軍事衝突回避に向けて外交努力を重ねているにもかかわらず、ウクライナへの侵攻を開始したロシアの行動は、国連憲章にも定められている基本原則である主権の尊重及び国家の領土の一体性に対する重大な違反であるとともに、武力による一方的な現状変更は明白な国際法違反であり、国際秩序の根幹を脅かすものとして断じて容認できない。

1905年、日露海戦が対馬北部の殿崎沖で繰り広げられました。その際、当地に流れ着いた敵であるロシア負傷兵を地元西泊地区の住民は、手厚く介抱しました。翌朝、ロシア兵が当地を去る折には深い感謝の意を表したそうです。その後、地区住民はその義行を後世に継承するため記念碑を建立し、毎年、犠牲者の慰霊を続けています。この行為は、決して自国の勝利を祝うものではなく、ひとえに世界の平和を希求する尊い行為にほかなりません。しかし、今回のロシアの愚行は、対馬市民の世界平和を祈念する思いに対する著しい背信行為であり、激しい憤りを禁じ得ません。

また、プーチン大統領はウクライナへの軍事侵攻に際した演説において、核兵器の使用を示唆する発言をしており、国際社会が「核兵器のない世界」の実現に向けて努力を続けている中、全世界の核廃絶と平和への願いに反する行為であり、被爆国、被爆県長崎の一都市として厳重に抗議する。

よって、本市議会は、国際社会を無視し、核の威力を背景としたウクライナ侵攻に対し、厳重に抗議し非難するとともに、ロシア軍が即時に完全かつ無条件で撤退するよう強く求めるものである。

また、政府においては、日本国憲法の平和理念に基づき、核兵器による惨禍を再び繰り返さな

いよう、あらゆる外交手段を駆使し、国際社会と緊密に連携しながら、世界平和の実現に全力を尽くし、ロシア軍の即時完全撤退を求めるよう強く要望する。

以上、決議する。令和4年3月17日、対馬市議会。

以上のとおりであります。御賛同賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第21. 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（初村 久藏君） 日程第21、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員長、厚生常任委員長及び産業建設常任委員長から、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議事運営の都合により、暫時休憩します。着席のまましばらくお待ちください。

午後2時10分休憩

午後2時10分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

ただいま小宮教義君ほか2名から、発議第2号、敵基地攻撃能力の早期実現を求める意見書が提出されました。

お諮りします。本件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。発議第2号を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 発議第2号

○議長（初村 久藏君） 追加日程第1、発議第2号、敵基地攻撃能力の早期実現を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） ただいま議題となりました、発議第2号、敵基地攻撃能力の早期実現を求める意見書について、提案理由の説明をいたします。

今日の世界状況を鑑み、日本国の自衛権の安定確立のために提出をいたします。

では、説明をさせていただきます。

発議第2号、令和4年3月17日、対馬市議会議長、初村久藏様、提出者、対馬市議会議員、小宮教義、賛成者、同上野洋次郎、同大浦孝司。

敵基地攻撃能力の早期実現を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出をいたします。

敵基地攻撃能力の早期実現を求める意見書（案）。

国境離島の対馬は、朝鮮半島のすぐ下、僅か49.5キロメートルに位置する。古来より日本国の防衛の最前線であり、飛鳥時代には中大兄皇子が大陸からの侵攻に備えて築いた日本「最強の城」と言われる古代山城、国の特別史跡の金田城跡を有する。

今、東ヨーロッパでは、ロシアが隣国ウクライナに武力侵攻している。国際法を無視、国際社会に対する挑戦である。

ウクライナは遠い国の話ではない。北朝鮮は先日もミサイル発射、世界を威嚇する。また、中国による尖閣諸島問題など、アジアは不安定な要素を抱えている。国境離島に位置する対馬は、本土との距離が違う。自分たちの国は、自分たちで守らなければならない。

よって、ここに、敵基地攻撃能力を早期に実現し、国境離島の安全の確保を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和4年3月17日、長崎県対馬

市議会。提出先、内閣総理大臣、岸田文雄殿。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

発議第2号について、まず反対討論はありますか。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 敵基地攻撃能力の早期実現を求める意見書（案）に対する反対討論。

標記意見書（案）対して反対討論を行う前に、大前提として、歴史上、戦争は自衛の名の下に開始されてきたことを我々は決して忘れてはなりません。

では、ただいまから主に以下の5つの理由から反対討論いたします。

1、憲法第9条の明文改正がままならないことに端を発した、自衛権を逸脱した軍事行為を解釈によってねじ曲げて強行しようとするものであり、承服できないこと。

2、敵基地攻撃能力とは、どこまでの範囲を指す能力を意味するのか明確に示されていないこと。

3、上述2に付随して、防衛予算が際限なく肥大しかねない危険性があること。

4、陸海空の自衛隊基地を有する自治体であることから、他の自治体以上に在駐自衛官、自衛隊員のみならず、市民までも危険に冒す可能性が著しく高まること。

5、敵基地攻撃能力保持の是非は、高度な政治性を有する国家行為に関わる判断を伴う案件であり、到底、一地方議会レベルで軽々に結論づける案件ではないこと。

詳細は、添付の反対詳細理由に譲ります。

私は、憲法第9条があれば、日本は大丈夫などと思っているわけではありません。現に、国境離島新法が制定されたからといって、これをうまく活用できなければ島民の生活は豊かにならないことを、我々は、対馬市民は身をもって学んでいます。

また、抑止力を含め、軍事力を相当程度有していたとしても、パワーバランスが崩れたり、国際社会の動揺の隙について平和がもろくも奪われることを、今回のロシアのウクライナへの軍事

侵攻によって、我々日本人も改めて認識させられました。つまり、何でも話し合いによって解決しなさい、子供の頃から教えられてきたことは、社会において非現実的な側面があることは誰もが否定できないでしょう。人類は、話し合いでも暴力でも戦争をなくすという解決ができていないことは、歴史が物語っています。

一方で、暴力や戦争が人類間の争い事にある一定の決着をつけてきたことは、紛れもない事実だと認識しています。

このたびの発議案件に関して、私は、特に上述した4つ目の対馬市民の安心・安全な生活の保障と、5つ目の到底、一地方議会が軽々にこの是非を結論づけられる案件ではないことを強調し、反対討論を終わります。

御出席の議員各位におかれましては、反対討論の趣旨を御理解いただき、当発議案を否決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） そしたら、反対討論を。11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） ただいま小宮議員から提案がありました意見書について、私も反対の立場から討論をさせていただきます。

今般のヨーロッパでのロシアの侵攻、これは私が一般質問の折にも申し上げましたが、国際法上も許されることではないし、絶対認めるべきことではないということは、一般質問のときに申し上げたとおりです。それから、北朝鮮の度重なるロケット、あるいは、名称いろいろありますが、野蛮な行為に対してのことも憤りは感じております。

ただ、このことで敵基地攻撃能力の早期実現ということになりますと、これは国の段階で憲法の理念、専守防衛の考え方、これは日本の国が今まで取ってきた政策であります。このことについてのまだ国段階でも、このことをどう取り扱うかは議論があっているところです。この中で、一自治体でこのことを取り上げることについては、私は時期尚早だというふうに考えております。

よって、私も反対の立場であるということをごここに討論いたします。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 2番、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） 私も反対討論を述べさせていただきます。

敵基地攻撃能力というのは、自衛のため、今、討論されているごく一部でしかありません。根本となるべきものは、国家安全保障戦略の見直し、これが実現されないと、その内部である、その中の要素である敵基地攻撃能力、これも文言がまだ決定しているわけではありませんが、そこを早期の実現という段階には時期尚早だと考え、反対させていただきます。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかにないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） これで討論を終わります。

これから採決をします。

この採決は起立によって行います。発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（初村 久藏君） 起立少数です。発議第2号は否決されました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字その他において整理を要するものがある場合、その整理権を会議規則第43条の規定によって、議長に委任願います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。したがって、整理権は議長に委任することに決定しました。

○議長（初村 久藏君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

ここで、このたび勇退される永留教育長から挨拶の申出がっておりますので、これを受けます。教育長、永留和博君。

○教育長（永留 和博君） 御挨拶を申し上げます。

このたび4月30日の任期満了をもちまして、教育長を退任することになりました。

平成28年5月から2期6年の長きにわたりましたが、皆様方の御厚情により、微力ながら任期を全うすることができました。

振り返りますと、この6年間で教育環境は大きく変わりました。子供たちへのよりよい教育環境を整備するという大切な使命の下、学校の統廃合を行いました。大調小学校、小綱小学校、南小学校、浅海中学校、佐須中学校の統合に関わりました。そういう中、閉校式ではいつも申し訳ない気持ちでいっぱいでした。子供たちの将来を最優先にして、苦渋の決断をしていただきました保護者や地域の皆様に、この場をお借りし感謝とお礼を申し上げますとともに、児童生徒の皆さんのますますの御活躍を願っております。

また、エアコンの設置、タブレットの1人1台配付、トイレの洋式化など、多額の予算を要する事業につきましても、子供たちの将来のためにという比田勝市長の思いと、議員皆様の御理解により整備することができました。整備された教育環境の中で、子供たちがますます学習やス

ポーツに頑張ってくれることを期待しております。

定例市議会には、23回出席させていただきました。初めて出席した6年前の6月定例会で、緊張のあまり背中から冷や汗が流れたことは忘れません。議員皆様の御質問に十分な答弁はできなかったとは思いますが、皆様の御支援により教育行政を進めることができました。

今後も、巖原小学校の建設問題、特別支援学校小学部・中学部の設置問題、社会体育施設の見直し、文化財の保護・保存整備など、教育行政にも多くの課題が残っております。後任の教育長に引き継ぎますので、御支援のほどよろしく願いをいたします。

結びになりますが、対馬への思いが強い比田勝市長の下、教育長の仕事をさせていただきましたことに感謝を申し上げます。また、御指導、御支援をいただきました議員の皆様をはじめ学校関係者や市民の皆様、市長部局の皆様、教育委員会、事務局職員の皆様に感謝を申し上げ、退任の挨拶とします。6年間、ありがとうございました。（拍手）

○議長（初村 久藏君） 永留教育長におかれましては、長きにわたりふるさとを誇りに思う子供の育成に多大なる御尽力をいただきました。深く敬意を表するとともに、感謝を申し上げる次第でございます。

今後とも、郷土対馬市の発展のため、御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。本当に長い間、御苦勞でございました。ありがとうございました。（拍手）

市長から挨拶の申出がっておりますので、これを受けます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 第1回対馬市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、2月24日から22日間にわたり、慎重に御審議いただき、御提案申し上げました全ての議案について御決定賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会で議決いただきました案件につきましては、市民皆様の生活と福祉の向上のため、適正な事務処理に努め、速やかに対処してまいりたいと存じます。

本会期中、懲戒免職に至りました職員の不祥事につきまして、市民の皆様、関係者の皆様に多大な御迷惑をおかけいたしますことを心からおわび申し上げます。また、市政に対する信頼を著しく失墜させる事態となりましたことを深く反省しております。

その発生責任の重さから、当該職員を管理監督する立場にあった部長及び課長に対し、3月11日に減給の懲戒処分を行い、本日、私自身及び副市長の給料減額のための条例の一部改正議案も議決をいただきました。

この事態を重く受け止め、再びこのような不祥事を起こさぬよう、全職員に対し公務員としての自覚を促し、法令の遵守、服務規律の徹底を図り、市民皆様の信頼回復に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン3回目接種についてでございます。

長崎県内全域のまん延防止等重点措置の適用は、3月6日で解除されましたが、本市におきましては、いまだ感染者の確認が報告されており、引き継ぎ予断を許さない状況でございます。

このような中、ワクチンの3回目接種は、発症予防、重症化予防の要となるものであり、現在、全力で取り組んでいるところでございます。

3月13日現在の接種状況でございますが、18歳以上の2回目接種完了者2万2,805人のうち3回目接種完了者は1万1,527人、接種率50.5%となっております。

なお、65歳以上の高齢者の接種率は77.7%となっております。

本市では、医療機関での個別接種はファイザー社ワクチンを、集団接種は武田モデルナ社ワクチンを使用して取り組んでまいりました。これまでファイザーとモデルナがほぼ半分ずつ配分され、ファイザーを使用する個別接種は予約が埋まりつつあるとお知らせしてきたところでございます。

3回目接種は現在、18歳以上を対象に行われていますが、今般、厚生労働省から全国自治体に対し、早ければ4月から対象年齢を12歳以上に引き下げ、12歳から17歳までに対してはファイザー社のワクチンを使用する見通しとの通知がございました。

しかし、この年代に対するワクチンの追加配分は予定していないということであり、現在、供給されているファイザー社のワクチンの中から、この年代に使用する量を確保することや、接種券の発送の準備に取り組んでいるところでございます。このような状況であるため、4月以降の個別接種について、集団接種と同様にモデルナ社のワクチンを使用して実施することといたしました。御理解いただきますようお願いいたします。

今後のワクチン接種の予定につきましては、現在、対馬市CATV、対馬市ホームページ等でお知らせしております。市民の皆様におかれましては、接種券が届きましたら、お早めのワクチン接種について御検討ください。

また、引き続き市民の皆様には、外出や会話をする際はマスクを着用し、消毒、換気など感染予防を徹底していただき、感染予防、感染拡大防止に御協力をお願いいたします。

終わりに、議員皆様をはじめ市民皆様方の御健勝と、ますますの御活躍を祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（初村 久藏君） 閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

令和4年第1回定例会は、議案全般にわたり、熱心に御審議いただきまして、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、市長以下、職員の方々の御協力に対して心からお礼を申し上げます。

審議の中で出ました貴重な意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営に活かされることを期待いたします。

この3月で退職される職員におかれましては、長い間、市行政に貢献をいただきまして心から感謝を申し上げます。退職後も市政運営に御協力いただきますよう、お願いを申し上げる次第であります。

最後になりましたが、皆様方の御健勝と御多幸を祈念し、閉会の挨拶といたします。

会議を閉じます。

これもちまして、令和4年第1回対馬市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後2時38分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 初村 久藏

署名議員 波田 政和

署名議員 小宮 教義